

平成 28 年

# 小樽市議会会議録(3)

第 3 回 定 例 会

小 樽 市 議 会



平成 28 年

# 小樽市議会第 3 回定例会

平成 28 年 9 月 6 日開会

平成 28 年 10 月 4 日閉会



平成28年  
第3回定例会 会期及び会議日程  
小樽市議会

会期 9月6日～10月4日（29日間）

月日（曜日）	本 会 議	委 員 会
9月 6日（火）	提案説明等	経済常任委員会（選挙）
7日（水）	休 会	
8日（木）	”	
9日（金）	”	
10日（土）	”	
11日（日）	”	
12日（月）	会派代表質問	議会運営委員会
13日（火）	会派代表質問、質疑及び一般質問	”
14日（水）	一般質問	”
15日（木）	休 会	”
16日（金）	一般質問、会期延長	議会運営委員会、予算特別委員会（選挙）、決算特別委員会（選挙）
17日（土）	休 会	
18日（日）	”	
19日（月）	”	
20日（火）	”	予算特別委員会（総括質疑）
21日（水）	”	予算特別委員会（総括質疑）
22日（木）	”	
23日（金）	”	
24日（土）	”	
25日（日）	”	
26日（月）	”	予算特別委員会（総括質疑）
27日（火）	”	総務・経済・厚生・建設各常任委員会
28日（水）	”	総務常任委員会
29日（木）	”	学校適正配置等調査特別委員会
30日（金）	会期延長	議会運営委員会
10月 1日（土）	休 会	
2日（日）	”	
3日（月）	”	
4日（火）	討論・採決等	議会運営委員会



平成28年  
第3回定例会会議録目次  
小樽市議会

○ 9月6日（火曜日） 第1日目

1	出席議員	1
1	欠席議員	1
1	出席説明員	1
1	議事参与事務局職員	2
1	開 会	3
1	開 議	3
1	会議録署名議員の指名	3
1	日程第1 議席の一部変更	3
1	議長から報告	3
1	日程第2 会期の決定	3
1	日程第3 議案第1号ないし議案第26号及び報告第1号	3
	○提案説明 市長（議1～議25、報1）	3
	○提案説明 新谷議員（議26）	8
1	日程第4 休会の決定	8
1	散 会	9

○ 9月12日（月曜日） 第2日目

1	出席議員	11
1	欠席議員	11
1	出席説明員	11
1	議事参与事務局職員	12
1	開 議	13
1	会議録署名議員の指名	13
1	日程第1 議案第1号ないし議案第26号及び報告第1号	13
	○会派代表質問 山田議員	13
	○議事進行について 濱本議員	34
	○会派代表質問 松田議員	40
1	散 会	61

○ 9月13日（火曜日） 第3日目

1	出席議員	63
1	欠席議員	63
1	出席説明員	63
1	議事参与事務局職員	64
1	開 議	65
1	会議録署名議員の指名	65
1	日程第1 議案第1号ないし議案第26号及び報告第1号	65
	○会派代表質問 川畑議員	65
	○会派代表質問 中村（誠吾）議員	88
	○質疑及び一般質問 中村（岩雄）議員	100
	○質疑及び一般質問 石田議員	106
1	散 会	109

○ 9月14日（水曜日） 第4日目

1	出席議員	111
1	欠席議員	111
1	出席説明員	111
1	議事参与事務局職員	112
1	開 議	113
1	会議録署名議員の指名	113
1	日程第1 議案第1号ないし議案第26号及び報告第1号	113
	○一般質問 酒井（隆裕）議員	113
	○一般質問 面野議員	124
	○一般質問 中村（吉宏）議員	134
	○一般質問 斉藤議員	145
	○議事進行について 斉藤議員	155
	○一般質問 小貫議員	158
	○一般質問 酒井（隆行）議員	170
1	散 会	178

○ 9月16日（金曜日） 第5日目

1	出席議員	181
1	欠席議員	181
1	出席説明員	181
1	議事参与事務局職員	182
1	開 議	183
1	会議録署名議員の指名	183
1	日程第1 議案第1号ないし議案第26号及び報告第1号	183
	○一般質問 酒井（隆行）議員	183
	○市長から発言の申し出	183
	○一般質問 秋元議員	185
	○議事進行について 秋元議員	189
	○議事進行について 斉藤議員	196
	○議事進行について 中村（吉宏）議員	201
	○議事進行について 秋元議員	201
	○予算特別委員会設置・付託	202
	○決算特別委員会設置・付託	202
	○常任委員会付託	202
	○日程第2 会期の延長	202
	○日程第3 休会の決定	202
1	散 会	203

○ 9月30日（金曜日） 第6日目

1	出席議員	205
1	欠席議員	205
1	出席説明員	205
1	議事参与事務局職員	206
1	開 議	207
1	会議録署名議員の指名	207
1	日程第1 会期の延長	207
1	日程第2 休会の決定	207
1	散 会	207

○ 10月4日（火曜日） 第7日目

1	出席議員	209
1	欠席議員	209
1	出席説明員	209
1	議事参与事務局職員	210
1	開 議	211
1	会議録署名議員の指名	211
1	日程第1 議案第1号ないし議案第26号及び報告第1号並びに請願及び陳情並びに調査 予算特別委員長報告	211
	○討 論 高野議員	216
	○討 論 安斎議員	216
	採 決	217
	決算特別委員長報告	217
	採 決	218
	総務常任委員長報告	218
	○討 論 酒井（隆裕）議員	220
	○討 論 中村（誠吾）議員	220
	採 決	221
	経済常任委員長報告	221
	○討 論 小貫議員	223
	採 決	223
	厚生常任委員長報告	223
	○討 論 高野議員	225
	採 決	226
	建設常任委員長報告	226
	○討 論 川畑議員	228
	○討 論 中村（誠吾）議員	228
	採 決	228
	学校適正配置等調査特別委員長報告	229
	○討 論 酒井（隆裕）議員	231
	採 決	231
1	日程第2 議案第27号及び議案第28号	231
	○提案説明 市長	231
	○討 論 新谷議員	231
	採 決	232
1	日程第3 北しりべし廃棄物処理広域連合議会議員の選挙	232

1	日程第4	意見書案第1号ないし第11号	233
	○提案説明	高野議員（意1、意3）	233
	○提案説明	松田議員（意2）	234
	○討論	中村（吉宏）議員	235
	○討論	秋元議員	235
	○討論	小貫議員	236
	○討論	面野議員	237
	採決		238
1	日程第5	決議案第1号	238
	○提案説明	濱本議員	238
	○討論	石田議員	239
	○討論	斉藤委員	240
	○討論	小貫議員	241
	○討論	面野議員	241
	○討論	安齋議員	242
	採決		242
1	閉会		243

## 議事事件一覧表

### 議案

議案	案第	1	号	平成28年度小樽市一般会計補正予算
議案	案第	2	号	平成28年度小樽市港湾整備事業特別会計補正予算
議案	案第	3	号	平成28年度小樽市国民健康保険事業特別会計補正予算
議案	案第	4	号	平成28年度小樽市介護保険事業特別会計補正予算
議案	案第	5	号	平成28年度小樽市後期高齢者医療事業特別会計補正予算
議案	案第	6	号	平成28年度小樽市水道事業会計補正予算
議案	案第	7	号	平成27年度小樽市一般会計歳入歳出決算認定について
議案	案第	8	号	平成27年度小樽市港湾整備事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案	案第	9	号	平成27年度小樽市青果物卸売市場事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案	案第	10	号	平成27年度小樽市水産物卸売市場事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案	案第	11	号	平成27年度小樽市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案	案第	12	号	平成27年度小樽市住宅事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案	案第	13	号	平成27年度小樽市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案	案第	14	号	平成27年度小樽市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案	案第	15	号	平成27年度小樽市産業廃棄物処分事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案	案第	16	号	平成27年度小樽市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案	案第	17	号	平成27年度小樽市病院事業決算認定について
議案	案第	18	号	平成27年度小樽市水道事業決算認定について
議案	案第	19	号	平成27年度小樽市下水道事業決算認定について
議案	案第	20	号	平成27年度小樽市産業廃棄物等処分事業決算認定について
議案	案第	21	号	小樽市議会議員及び小樽市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例案
議案	案第	22	号	小樽市特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例案
議案	案第	23	号	小樽市興行場法施行条例の一部を改正する条例案
議案	案第	24	号	小樽市公設青果地方卸売市場条例の一部を改正する条例案
議案	案第	25	号	小樽市立学校設置条例の一部を改正する条例案
議案	案第	26	号	小樽市非核港湾条例案
議案	案第	27	号	小樽市教育委員会委員の任命について
議案	案第	28	号	小樽市職員懲戒審査委員会委員の任命について

### 報告

報告	報告	第	1	号	専決処分報告 [平成28年度小樽市港湾整備事業特別会計補正予算]
----	----	---	---	---	----------------------------------

### 意見書案

意見書案	案第	1	号	T P P協定の調印・批准しないことを求める意見書 (案)
意見書案	案第	2	号	チーム学校推進法の早期制定を求める意見書 (案)
意見書案	案第	3	号	「新たな高校教育に関する指針」の検証を求める意見書 (案)
意見書案	案第	4	号	特別支援学校の「設置基準」策定について検証・検討を求める意見書 (案)
意見書案	案第	5	号	J R北海道・J R四国・J R貨物に係る税制特例の継続等を求める意見書 (案)
意見書案	案第	6	号	林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書 (案)
意見書案	案第	7	号	後期高齢者医療制度における保険料軽減特例措置の継続等を求める意見書 (案)
意見書案	案第	8	号	公共輸送機関であるJ R北海道等に係る経営支援策を求める意見書 (案)
意見書案	案第	9	号	無年金者対策の推進を求める意見書 (案)
意見書案	案第	10	号	返済不要の「給付型奨学金」の創設及び無利子奨学金の拡充を求める意見書 (案)
意見書案	案第	11	号	「同一労働同一賃金」の実現を求める意見書 (案)

### 決議案

決議案	案第	1	号	森井秀明市長に対する問責決議 (案)
-----	----	---	---	--------------------

## 質 問 要 旨

### ○会派代表質問

#### 山田議員（自由民主党）（９月１２日１番目）

答弁を求める理事者 市長、教育長及び関係理事者

- 1 市長の政治姿勢と政治判断について
  - (1) 市長の政治姿勢について
  - (2) 森井ひであき後援会通信について
  - (3) 次期総合計画について
- 2 第3回定例会の議案について
  - (1) 市役所本庁舎整備について
  - (2) 除雪予算について
- 3 消防行政について
  - (1) 救急搬送の周知啓発について
  - (2) 消防団の活性化について
  - (3) 応急手当の普及について
- 4 市内経済の状況について
  - (1) ふるさと納税に関連して
  - (2) 企業進出・撤退について
  - (3) 観光宿泊について
  - (4) 雇用の拡大について
- 5 子育て支援について
  - (1) 児童福祉法改正について
  - (2) 保育制度改革について
- 6 教育行政について
  - (1) 次期学習指導要領について
  - (2) 通級指導などについて
  - (3) 中学校の部活動休養日について
- 7 その他

#### 松田議員（公明党）（９月１２日２番目）

答弁を求める理事者 市長、選挙管理委員会委員長及び関係理事者

- 1 市長の政治姿勢について
  - (1) 市長公務の代理出席
  - (2) 適材適所の人事異動とは
  - (3) 職員ストレスチェックについて
- 2 老朽化施設等の更新について
- 3 除排雪問題について
  - (1) 除雪業務構成条件について

- (2) 除雪業者の育成について
- (3) 平成28年度除雪費について
- 4 空き家対策について
- 5 介護保険について
- 6 選挙について
  - (1) 選挙権年齢の引き下げ
  - (2) 期日前投票所の増設について
- 7 その他

**川畑議員（日本共産党）（9月13日1番目）**

答弁を求める理事者 市長及び関係理事者

- 1 財政問題について
  - (1) 2015年度決算について
  - (2) 2016年度補正予算について
- 2 国民健康保険と介護保険について
  - (1) 国民健康保険について
  - (2) 介護保険問題について
- 3 除雪について
  - (1) 共同企業体の構成員について
  - (2) 除雪予算の計上について
  - (3) 除排雪について
  - (4) 貸出ダンプ制度の見直しについて
- 4 森井市長の政治姿勢について
  - (1) コンプライアンス委員会の調査結果について
  - (2) 市民のための市政運営について
- 5 その他

**中村（誠吾）議員（民進党）（9月13日2番目）**

答弁を求める理事者 市長、監査委員及び関係理事者

- 1 平成27年度人事異動における法令違反について
- 2 参与について
  - (1) 任用について
  - (2) 報酬の支出について
- 3 小樽市総合戦略について
- 4 小樽市における消防力について
- 5 その他

○質疑及び一般質問

中村（岩雄）議員（新風小樽）（９月１３日３番目）

答弁を求める理事者 市長及び関係理事者

- 1 ガントリークレーン故障への対応について
- 2 J R小樽駅観光案内所について
- 3 企業主導型保育事業について
- 4 その他

石田議員（無所属）（９月１３日４番目）

答弁を求める理事者 市長及び関係理事者

- 1 地域総合除雪業務の共同企業体の構成について
- 2 その他

○一般質問

酒井（隆裕）議員（日本共産党）（９月１４日１番目）

答弁を求める理事者 市長、教育長及び関係理事者

- 1 大雨や水害など災害への備えについて
- 2 中央・山手地区の中学校の再編について
- 3 小樽商業高校、小樽工業高校の再編による新設校について
- 4 その他

面野議員（民進党）（９月１４日２番目）

答弁を求める理事者 市長、教育長及び関係理事者

- 1 人口減少について
- 2 市内企業について
- 3 周産期医療について
- 4 日本遺産について
- 5 その他

**中村（吉宏）議員（自民党）（9月14日3番目）**

答弁を求める理事者 市長及び関係理事者

- 1 地域包括ケアシステム構築と統合医療についての市の認識、健康寿命の延伸について
- 2 プロ野球球団のドーム球場移転に伴う誘致について一札幌市手稲区への誘致活動
- 3 高島地域における観光船の営業について
- 4 その他

**斉藤議員（公明党）（9月14日4番目）**

答弁を求める理事者 市長及び関係理事者

- 1 本市の水害対策について
- 2 小規模なグループホームにおけるスプリンクラー設備設置義務の緩和策について
- 3 森井市長による地方公務員法違反の人事異動について
- 4 その他

**小貫議員（日本共産党）（9月14日5番目）**

答弁を求める理事者 市長及び関係理事者

- 1 JR南小樽駅のバリアフリー基本構想について
- 2 風力発電について
- 3 その他

**酒井（隆行）議員（自民党）（9月14日6番目、9月16日1番目）**

答弁を求める理事者 市長及び関係理事者

- 1 海水浴場に関連して
- 2 北海道新幹線新小樽（仮称）駅周辺まちづくり計画策定会議について
- 3 その他

**秋元議員（公明党）（9月16日2番目）**

答弁を求める理事者 市長及び関係理事者

- 1 市長、行政の法令遵守意識と市民生活
- 2 その他

平成28年  
第3回定例会会議録 第1日目  
小樽市議会

平成28年9月6日

出席議員（25名）

1番	秋	元	智	憲	2番	千	葉	美	幸
3番	安	斎	哲	也	4番	中	村	岩	雄
5番	高	橋		龍	6番	石	田	博	一
7番	高	野	さ	くら	8番	酒	井	隆	裕
9番	松	田	優	子	10番	高	橋	克	幸
11番	齊	藤	陽	一良	12番	鈴	木	喜	明
13番	酒	井	隆	行	14番	中	村	吉	宏
15番	濱	本		進	16番	面	野	大	輔
17番	中	村	誠	吾	18番	佐	々木		秩
19番	林	下	孤	芳	20番	小	貫		元
21番	川	畑	正	美	22番	新	谷	と	し
23番	山	田	雅	敏	24番	横	田	久	俊
25番	前	田	清	貴					

欠席議員（0名）

出席説明員

市	長	森	井	秀	明	教	育	長	林	秀	樹
監	査	委	員	菊	池	副	市	長	上	林	猛
病	院	局	長	並	木	水	道	局	長	浅	沼
総	務	部	長	前	田	財	政	部	長	前	田
産	業	港	湾	部	長	産	業	港	湾	部	参
生	活	環	境	部	長	医	療	保	險	部	長
福	祉	部	長	日	栄	建	設	部	長	相	庭
消	防	長	明	井	隆	病	院	局	小	樽	市
教	育	部	長	工	藤	事	務	部	長	笠	原
保	健	所	次	長	犬	総	企	画	政	策	室
総	務	部	総	務	課	監	査	委	員	長	伊
						監	査	委	員	長	相
						事	務	局	長	相	内
						財	政	部	財	政	課
											志
											賀
											公

議事参与事務局職員

事務局 長	田 中 泰 彦
庶務係 長	由 井 卓 也
調査係 長	大 崎 公 義
書 記	北 岡 尚
書 記	眞 屋 文 枝

事務局 次長	林 昭 雄
議事係 長	柳 谷 昌 和
書 記	石 澤 麻由美
書 記	深 田 友 和
書 記	河 崎 仁 美

**開会 午前10時00分**

**○議長（横田久俊）** これより、平成28年小樽市議会第3回定例会を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員に、高野さくら議員、酒井隆行議員を御指名いたします。

日程第1「議席の一部変更」を議題といたします。

お諮りいたします。

議席番号第3番及び議席番号第5番につきましては、ただいま御着席のとおり議席を変更することに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（横田久俊）** 御異議なしと認め、さように決しました。

この際、議長から報告をいたします。

まず、閉会中の常任委員の所属変更について申し上げます。

委員会条例第6条第2項ただし書きの規定により、別紙お手元に配付のとおり、議長においてそれぞれ許可いたしました。

次に、閉会中の議会運営委員及び学校適正配置等調査特別委員の辞任及び選任について申し上げます。

委員会条例第12条ただし書き及び同条例第6条第1項ただし書きの規定により、別紙お手元に配付のとおり、議長においてそれぞれ許可及び指名いたしました。

日程第2「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期を、本日から9月28日までの23日間といたしたいと思っております。

これに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（横田久俊）** 御異議なしと認め、さように決しました。

日程第3「議案第1号ないし議案第26号及び報告第1号」を一括議題といたします。

まず、議案第1号ないし議案第25号及び報告第1号について、市長から提案理由の説明を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**○議長（横田久俊）** 市長。

（森井秀明市長登壇）

**○市長（森井秀明）** ただいま上程されました各案件について、提案理由の概要を説明申し上げます。

初めに、議案第1号から議案第6号までの平成28年度各会計補正予算について説明申し上げます。

まず、議案第1号一般会計補正予算の主なものといたしましては、平成27年度に国や道から超過交付となった国庫支出金等の返還金や、介護療養型医療施設の特別養護老人ホームへの転換に伴う施設開設準備費用の一部を助成する介護サービス提供基盤等整備事業費交付金、介護サービス事業者が介護ロボットを導入する際の経費の一部を助成する地域介護・福祉空間整備等交付金を計上するとともに、国の事業要綱改正に伴い支給対象等の拡大を図るため、母子家庭自立支援給付金支給事業費を増額いたしました。

また、石狩湾新港におけるLNG火力発電所の建設に伴い、新たに交付される電源立地地域対策交付金を活用し、保育所の施設改修や備品等の更新により保育環境の改善を図る市立保育所保育環境整備事業費を計上したほか、当初予算では降雪期前に必要となる経費のみを計上しておりました除雪費につきまして、第2種路線の出動基準見直しを本格実施するほか、新たな施策として、第3種路線の出動基準

の試行的な見直しを行うとともに、主要交差点における見通しの確保、旧塩谷中学校のグラウンドを活用した雪堆積場の増設などの経費を盛り込み、予算措置いたしました。

そのほか、平成27年度一般会計の決算剰余金から翌年度に繰り越すべき財源を差し引いた額の2分の1を財政調整基金へ積み立てるとともに、平成27年度の決算状況なども踏まえ、庁舎建設資金基金への積み立てや、災害時の備えとして北海道市町村備荒資金組合への納付、さらには資金基金からの長期借入金の一部繰り上げ償還につきまして、所要の補正を計上いたしました。

これらに対する財源といたしましては、普通交付税について本年度の交付額が決定したことから、所要の補正を計上した上で、国・道支出金、寄附金、繰入金、繰越金、諸収入を計上し、以上の結果、一般会計における補正額は、歳入歳出ともに25億640万1,000円の増となり、財政規模は595億101万3,000円となりました。

次に、議案第2号から議案第6号までの特別会計及び企業会計の補正予算について説明申し上げます。

港湾整備事業においては、平成27年度決算で繰越金が生じたことから、一般会計繰出金を増額いたしました。

国民健康保険事業及び介護保険事業においては、平成27年度に国や道から超過交付となった国庫支出金等の返還金などを計上いたしました。

また、後期高齢者医療事業においては、平成27年度出納整理期間中に収納した保険料を北海道後期高齢者医療広域連合へ納付するものであります。

企業会計では、水道事業において、予備費により対応していた熊本地震被災地支援のための職員派遣費用に係る一般会計からの負担金を計上いたしました。

次に、議案第7号から議案第20号までの平成27年度各会計決算認定などについて説明申し上げます。

一般会計につきましては、歳入総額580億8,633万1,786円に対して、歳出総額は561億1,389万7,902円となり、歳入から歳出を差し引いた額は19億7,243万3,884円となりました。

この額から翌年度に繰り越した歳出予算に充当すべき財源4,995万323円を差し引いた実質収支は、19億2,248万3,561円の黒字となり、これを翌年度に繰り越すこととし、決算を了したところであります。

また、前年度の実質収支を考慮した単年度収支は14億2,193万5,662円の黒字、実質単年度収支は17億4,385万5,018円の黒字となりました。

これらの要因といたしましては、歳入では、市税収入や地方消費税交付金などにおいて予算額を上回ったほか、歳出では、職員給与費、生活保護費などにおいて不用額が生じたことなどによるものであります。

なお、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく平成27年度の健全化判断比率等についてありますが、実質赤字比率と連結実質赤字比率は、算定の結果、平成26年度と同様に比率自体が計上されないこととなりました。実質公債費比率は10.6%、将来負担比率は69.4%となり、いずれも早期健全化基準を下回るとともに、平成26年度と比較をいたしますと、実質公債費比率は1.6ポイント、将来負担比率は6.3ポイント改善されました。

一方、公営企業に係る資金不足比率につきましては、対象となる全ての特別会計及び企業会計において、比率自体が計上されないこととなりました。

次に、平成27年度において実施した主な事業について、第6次小樽市総合計画の「まちづくり5つのテーマ」に沿って説明申し上げます。

まず、「心豊かに学び、地域文化をはぐくむまち（生涯学習）」の分野では、小学生の基礎学力定着

のために、デジタル機器と教材を一体で整備するとともに、教員に対する研修を実施し、ICT教育の促進を図りました。

また、手宮中央小学校の屋内運動場建設工事が3月に完了し、平成28年4月から供用を開始したほか、山手地区統合小学校の建設に向けた敷地造成工事や、奥沢小学校校舎及び屋内運動場、銭函中学校屋内運動場の耐震補強及び大規模改造工事を行うとともに、北陵中学校の開校準備のため旧手宮西小学校の改修を行ったほか、朝里中学校の校舎改築に向けた実施設計を行いました。

2点目の「ともに支え合い、安心して健やかに暮らせるまち（市民福祉）」の分野では、保育環境改善事業として、幼稚園や保育所等に対する絵本購入費の助成、絵本の読み聞かせや伝承遊びの巡回事業等を実施したほか、小樽市立病院の駐車場について、旧市立小樽病院を解体した跡地に整備し、10月から供用を開始したことにより、病院統合新築に係る全ての工事が完了いたしました。

3点目の「安全で快適な住みよいまち（生活基盤）」の分野では、町会等で設置している街路防犯灯の老朽化対策や電気料金の負担軽減のため、LED灯に改良する場合などの助成制度を創設したほか、空き家対策といたしまして、利用可能な空き家の活用や危険な空き家への対応に向けて、市内一円の実態調査を実施いたしました。

また、老朽化が進む道路やトンネルなどの道路ストックについて、小樽市道路ストック修繕更新計画に基づき修繕・更新を進めるとともに、道路網の安全・信頼性を確保するため、小樽市橋梁長寿命化修繕計画に基づき橋梁の修繕等を実施いたしました。

また、消防救急無線のデジタル化に対応するシステム整備が9月に完了し、10月より運用を開始したほか、小樽市消防署に配備する救助工作車の更新整備や、（仮称）消防署オタモイ出張所の建設に向けた地質調査及び実施設計を行いました。

4点目の「人・もの・情報が交流する活力あるにぎわいのまち（産業振興）」の分野では、市内で新規創業する方に対して創業に係る経費の一部を助成する制度を創設したほか、小樽産品の商品開発力と販売力向上のため、ワークショップや販売実践会の開催、商品改良支援や販路開拓などを実施いたしました。

また、外航船の係留施設を確保するため、第2号ふ頭において老朽化したエプロン舗装などの改良に着手をしたほか、円滑な車両交通や安全な歩行者動線を確保するため、合同庁舎周辺の道路を整備いたしました。

そのほか、高校生が希望する企業への就職を支援するための就職活動実践力向上事業や、女性・若年者の地元定着を目的として、就業体験と講義を組み合わせた人材育成事業を実施いたしました。

5点目の「自然とまちなみが調和し、環境にやさしいまち（環境保全）」の分野では、小樽公園再整備事業として、炎の塔広場などの整備を行ったほか、小樽市公園施設長寿命化計画に基づき、老朽化した公園遊具の更新を進めました。

そのほかの事業といたしましては、生活困窮者の自立支援対策として、離職等により住宅を失った場合などにおける住宅確保のための給付、就労その他自立に関する相談支援、必要な社会的能力や就職活動に向けた技法・知識の習得などの就労準備支援を実施いたしました。

また、平成26年12月に閣議決定された地方への好循環拡大に向けた緊急経済対策の実施に向け、国から交付された地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金につきましては、プレミアム商品券事業や子育て世帯生活支援事業のほか、小樽市総合戦略の策定や観光振興、ICT教育促進などの各種事業に活用いたしました。

さらに、平成27年11月の一億総活躍国民会議で決定された一億総活躍社会の実現に向けて緊急に実

施すべき対策を踏まえ、地方版総合戦略に位置づけられた先駆的な取り組みを支援するため国から交付される地方創生加速化交付金を活用するため、移住促進事業、小学校英語教育推進事業など小樽市総合戦略に沿った事業を繰越明許費として計上しておりましたが、これらにつきましては全額を繰り越し、平成28年度に事業を実施するところであります。

次に、予算と決算の対比について、その主なものを説明申し上げます。

一般会計の歳入につきましては、市税が約1億6,021万円、地方消費税交付金が約3億4,660万円、諸収入が約7,851万円それぞれ増収となり、地方交付税が約7,562万円、国庫支出金が約7億8,622万円、道支出金が約6,734万円、市債が約6億8,512万円それぞれ減収となったため、歳入総額では約10億455万円の減収となりましたが、このうち7億7,702万円については、翌年度繰越事業の財源であり、平成28年度の歳入が見込まれるものであります。

歳出につきましては、翌年度への繰越事業分を除き約21億5,001万円の不用額を生じましたが、この主なものとしたしましては、民生費では扶助費の減などにより約5億5,765万円、土木費では港湾費の国直轄工事費負担金の減などにより約5億9,251万円、教育費では学校建設費の減などにより約3億5,554万円となりました。

次に、特別会計のうち主な会計について説明を申し上げます。

まず、国民健康保険事業につきましては、歳入総額185億4,002万9,532円に対し、歳出総額185億2,871万6,543円となり、差し引き1,131万2,989円の剰余金を生じました。なお、国庫支出金や支払基金交付金が超過交付となった7,952万9,190円については、平成28年度に精算をするものであります。

住宅事業特別会計につきましては、歳入総額8億9,061万8,918円、歳出総額8億6,561万8,918円となりました。

なお、歳入総額が歳出総額に比べ多くなっておりますが、これは一般会計繰入金に繰越明許した事業に必要な財源として2,500万円を含んでいるためであります。

主な事業としたしましては、市営住宅改善事業として、緑B住宅1号棟・2号棟、最上A住宅1号棟、最上A48改良住宅の外壁等の改修工事を行いました。

介護保険事業につきましては、歳入総額146億277万5,758円に対し、歳出総額143億8,579万2,232円となり、差し引き2億1,698万3,526円の剰余金を生じました。なお、国・道支出金及び支払基金交付金の超過交付となった1億6,117万8,931円については、平成28年度に精算をするものであります。

後期高齢者医療事業につきましては、歳入総額20億861万1,946円に対し、歳出総額19億7,431万8,126円となり、差し引き3,429万3,820円の剰余金を生じました。この剰余金は、平成27年度の出納整理期間中に収納した保険料であり、平成28年度に北海道後期高齢者医療広域連合へ納付するものであります。

次に、企業会計について説明申し上げます。

病院事業につきましては、入院収益の増や財政支援分の繰り入れを行ったことなどにより、平成26年度に比べ収益が増加し、平成27年度末の地方財政法上の資金不足額は解消いたしました。

内容について説明いたしますと、予算額に対し、収益的収支におきましては、収入は退職給付引当金戻入益の減などによる特別利益の減などにより1,439万6,991円の減収となり、支出では経費の減などによる医業費用の減などにより2億2,845万8,905円の不用額を生じました。

資本的収支におきましては、収入は企業債借入れの減などにより74万9,000円の減収となり、支出では建設改良費の減などにより、不用額は968万9,774円となりました。

水道事業につきましては、予算額に対し、収益的収支におきましては、収入は給水収益の増などによ

り2,791万1,687円の増収となり、支出では営業費用などで1億7,044万9,263円の不用額を生じました。

資本的収支におきましては、収入は企業債借り入れの減などにより1億4,446万1,728円の減収となり、支出では建設改良費などで1億1,800万5,550円の不用額を生じました。

なお、当年度未処分利益剰余金4億1,380万7,255円につきましては、全額を減債積立金として処分する予定であります。

下水道事業におきましては、予算額に対し、収益的収支におきましては、収入は下水道使用料の増などにより594万3,535円の増収となり、支出では営業費用などで1億4,779万8,861円の不用額を生じました。

資本的収支におきましては、収入は企業債借り入れの減などにより3億8,537万547円の減収となり、支出では建設改良費などで1億9,858万8,456円の不用額を生じました。

なお、当年度未処分利益剰余金6億9,445万1,673円のうち1億3,865万6,406円につきましては、自己資本金として処分し、5億5,579万5,267円につきましては、減債積立金として処分する予定であります。

産業廃棄物等処分事業につきましては、予算額に対し、収益的収支におきましては、収入は産業廃棄物等処分手数料の減などから8,832万5,058円の減収となり、支出では維持管理費などで2,471万4,906円の不用額を生じました。

資本的収支におきましては、一般会計長期貸付金の償還により6,000万円の収入が生じました。

なお、当年度未処分利益剰余金1億9,555万4,848円につきましては、全額を利益積立金として処分する予定であります。

続きまして、議案第21号から議案第25号までについて説明申し上げます。

議案第21号市議会議員及び市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例案につきましては、公職選挙法施行令の一部改正に準じ、市議会議員及び市長の選挙における選挙運動に要する費用の公費負担の限度額を改定するものであります。

議案第22号特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例案につきましては、特別職報酬等審議会を常設から必要の都度設置することに改めるとともに、所要の改正を行うものであります。

議案第23号興行場法施行条例の一部を改正する条例案につきましては、興行場を全面禁煙とした場合には喫煙所の設置を要しないこととするとともに、喫煙所の構造設備の基準の見直しを行うほか、所要の改正を行うものであります。

議案第24号公設青果地方卸売市場条例の一部を改正する条例案につきましては、国有地を取得し公設青果地方卸売市場の敷地として使用することに伴い、同市場の面積を変更するものであります。

議案第25号市立学校設置条例の一部を改正する条例案につきましては、緑小学校、最上小学校、入船小学校及び天神小学校を廃止するとともに、新たに設置する小学校の名称及び位置を定めるものであります。

最後に、専決処分報告についてであります。報告第1号につきましては、平成28年度港湾整備事業特別会計補正予算において管理経費に係る予算を措置するため、平成28年8月25日に専決処分したものであります。

以上、概括的に説明を申し上げますが、何とぞ原案どおり御可決、御承認賜りますようお願い申し上げます。

**○議長（横田久俊）** 次に、議案第26号について、提出者から提案理由の説明を求めます。

(「議長、22番」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 22番、新谷とし議員。

(22番 新谷とし議員登壇) (拍手)

○22番(新谷とし議員) 日本共産党を代表して、議案第26号小樽市非核港湾条例案を提案いたします。

初めに、たび重なる北朝鮮のミサイル発射に厳重に抗議をして、提案説明に入ります。

広島と長崎に原爆が投下され、71年がたちました。

原爆は、一瞬にしてまちを壊滅し、数十万の人たちを殺傷し、その悲惨な状態は筆舌に尽くしがたく、生き延びた方々も、今なお被爆後遺症や障害にさいなまれています。

平均年齢80歳を超えた被爆者の方々は、後世の人々が生き地獄を体験しないように、生きている間に何としても核兵器のない世界を実現したいと切望し、ことし4月、「被爆者は、すみやかな核兵器廃絶を願い、核兵器を禁止し廃絶する条約を結ぶことを、すべての国に求めます」と題した国際署名に取り組み始め、世界各国で署名が広がっています。

国連では、潘基文事務総長が、核兵器禁止条約についての速やかな交渉開始を呼びかけ、ジュネーブで開催された国連作業部会が、国連総会に対し2017年に核兵器禁止条約の交渉開始を勧告する報告を採択したことを受けて、来月10月に議論が本格化します。2017年と期限を切ったのは、今回の勧告が初めてです。

現在、世界の核兵器の数は、米国、ロシアを中心に約1万5,000発もあり、核兵器の危険は去っていません。国連作業部会のタニ・トーンパグディ議長は、今回の勧告が核兵器のない世界の実現に近づく歴史的な成果であることを指摘しつつ、「次は国連総会がこれを前進させるときだ」と述べています。

核兵器禁止条約など核廃絶をめぐる国際的議論は、国連での審議に先立って各地で交わされます。9月1日から3日にマレーシアで開かれたアジア政党国際会議で議論され、9月17、18日にベネズエラで開かれる非同盟諸国首脳会議で、9月30日から10月2日までドイツのベルリンで開かれる国際平和とディーロー主催の世界会議で議論されます。ドイツの世界会議には、原水爆禁止日本協議会が各国の反核団体とともに核兵器廃絶会議を企画し、今後の戦略や運動の交流も行われます。

国連総会では、新たな核兵器禁止条約を求める諸国と、これを阻もうとする核兵器保有国や核の傘に依存する諸国との激しい対立が予想されます。

核兵器廃絶を心から求める被爆者の署名では、「人類は、生物兵器・化学兵器について、使用・開発・生産・保有を条約、議定書などで禁じてきました。それらをはるかに上回る破壊力をもつ核兵器を禁じることに何のためらいが必要でしょうか」と訴えています。唯一、核兵器による被爆国である日本は、核兵器廃絶のためにイニシアチブを発揮すべきです。

小樽市議会は、1982年に核兵器廃絶平和都市宣言を決議し、現在に至っていますが、それとは裏腹に小樽港には、これまで米空母を初め多くの核兵器搭載可能艦が寄港しています。

核兵器廃絶平和都市宣言を実効あるものにするためにも、神戸方式の小樽市非核港湾条例を制定することが、被爆者の心からの訴えに呼応するのではないのでしょうか。

議員各位の賛同をお願いして、提案説明といたします。(拍手)

○議長(横田久俊) 日程第4「休会の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

議案調査のため、明日から9月11日まで休会いたしたいと思います。

これに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 御異議なしと認め、さように決しました。

本日は、これをもって散会いたします。

散会 午前10時32分

---

#### 会議録署名議員

小樽市議会 議長 横 田 久 俊

議 員 高 野 さ く ら

議 員 酒 井 隆 行



平成28年  
第3回定例会会議録 第2日目  
小樽市議会

平成28年9月12日

出席議員（25名）

1番	秋	元	智	憲	2番	千	葉	美	幸
3番	安	斎	哲	也	4番	中	村	岩	雄
5番	高	橋		龍	6番	石	田	博	一
7番	高	野	さ	くら	8番	酒	井	隆	裕
9番	松	田	優	子	10番	高	橋	克	幸
11番	芥	藤	陽	一良	12番	鈴	木	喜	明
13番	酒	井	隆	行	14番	中	村	吉	宏
15番	濱	本		進	16番	面	野	大	輔
17番	中	村	誠	吾	18番	佐々	木		秩
19番	林	下	孤	芳	20番	小	貫		元
21番	川	畑	正	美	22番	新	谷	と	し
23番	山	田	雅	敏	24番	横	田	久	俊
25番	前	田	清	貴					

欠席議員（0名）

出席説明員

市長	森井秀明	教育長	林秀樹
選挙管理委員会委員長	大淵勝敏	副市長	上林猛
病院局長	並木昭義	水道局長	浅沼敦
総務部長	前田一信	財政部長	前田孝一
産業港湾部長	中野弘章	産業港湾部参事	飯田俊哉
生活環境部長	渡辺幸生	医療保険部長	小山秀昭
福祉部長	日栄聡	建設部長	相庭孝昭
消防長	明井隆生	病院局小樽市立病院事務部長	笠原啓仁
教育部長	工藤裕司	総務部長	伊藤和彦
保健所次長	犬塚雅彦	企画政策質長	三船貴史
総務部総務課長	中村哲也	選挙管理委員会事務局局長	
		財政部財政課長	志賀公

**議事参与事務局職員**

事務局長	田中泰彦
庶務係長	由井卓也
調査係長	大崎公義
書記	北岡尚
書記	眞屋文枝

事務局次長	林昭雄
議事係長	柳谷昌和
書記	石澤麻由美
書記	深田友和
書記	河崎仁美

**開議 午後 1時00分**

**○議長（横田久俊）** これより、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員に、千葉美幸議員、中村吉宏議員を御指名いたします。

日程第1「議案第1号ないし議案第26号及び報告第1号」を一括議題といたします。

質疑及び一般質問を一括し、これより会派代表質問を行います。

それでは、通告がありますので、順次、発言を許します。

（「議長、23番」と呼ぶ者あり）

**○議長（横田久俊）** 23番、山田雅敏議員。

（23番 山田雅敏議員登壇）（拍手）

**○23番（山田雅敏議員）** 平成28年第3回定例会、自由民主党を代表して質問を行います。

最初に、市長の政治姿勢と政治判断についてお聞きいたします。

平成27年第3回定例会の自民党の代表質問において、二代表制の一翼を担う市長には、自治体経営の理念を語る政治家としての役割と理念を具現化する施策を体系化し、優先順位を明らかにして提案する責任を有した行政組織の長としての役割が存在していると指摘いたしました。

また、蝦名釧路市長の「市長は市政の最高経営責任者である」との認識を紹介いたしました。森井市長には、市政の最高責任者としての自覚を持った上で、市政において的確な判断、意思決定を行っているかと理解したいのですが、残念ながら理解に苦しむ事例が幾つかありますので、市長の判断、意思決定の過程、根拠について確認いたします。

初めに、市長は平成27年第2回定例会の提案説明において、地域経済の活性化を図るために小樽の営業マンとして積極的なトップセールスを行うと発言していました。

また、平成28年第1回定例会においては、企業誘致の推進に関して、三大都市圏や札幌圏の企業を直接訪問して、小樽のPRや情報交換を行うと発言しています。

しかしながら、森井市長は、7月9日、10日に開催された関西小樽会、東京小樽会を欠席し、副市長が代理出席しました。この東京小樽会は昭和51年に設立、関西小樽会は昭和62年に当時の小樽市経済部企業誘致室から要請があり設立され、以来きょうまで小樽にかかわりのある人々が、ふるさと小樽の発展を願い、さまざまな活動を展開してきました。この毎年開催される東京小樽会、関西小樽会には、小樽の歴代の市長、議長、商工会議所会頭等が必ず出席していました。まさに市長がトップセールスを行い、現在の小樽をPRし、情報交換、そして小樽市長としての新たな人脈づくりを行うのに最適の場です。しかしながら、森井市長は、小樽の大事な応援団であり情報源である東京小樽会、関西小樽会を欠席し、7月9日のおたるドリームビーチの海開きに参加し、翌日10日には森井ひであき後援会の幹事長が経営するパークゴルフ場で開催された市長杯パークゴルフ大会に参加しています。結果として、おたるドリームビーチの海開き、パークゴルフ大会をなぜ市長は優先させたのか、全く理解ができません。

また、東京小樽会、関西小樽会の出席者からは、欠席した市長に対して、欠席は残念だ、判断は理解しがたいとの声があったと聞いています。副市長がおたるドリームビーチ、パークゴルフ大会に対応するのが衆目が認める妥当な判断であると思いますが、まさか市長は平成31年4月を見据えて判断したとは考えたくもありませんが、今回の出席、欠席に関して市長の判断の根拠、その意思決定の過程を具体的に、かつ詳しくお聞かせください。

あわせて、現在、欠席する判断をしたことについてどのようにお考えなのかお聞かせください。

次に、人事について伺います。

人事は、市長の政治理念を実現するための手段である組織を維持し、活性化し、全体としての能力を高める手法であります。そして、市政の最高責任者である市長が各種法令に基づき、関係職員の意見、具申を総合的に勘案して実施しなければなりません。

しかしながら、我が会派を初め他の会派においても、平成27年6月に森井市長の行った人事異動について、その不自然さ、異常さ、違法性を議会において指摘し追及してきました。ことしになってコンプライアンス委員会に平成27年6月の人事異動について内部通報があり、調査結果が公表されました。8月9日に開催された総務常任委員会において、昨年6月に行われた人事異動は、限りなく黒に近いグレーと言わざるを得ないという趣旨のコンプライアンス委員会の指摘に対して、市長は、明確かつ具体的な根拠を示せないにもかかわらず、適切に対応していたとの答弁を繰り返しています。今さらながら昨年5月21日に内申書を見ないで市長人事案が唐突に出されたことは全く不自然であります。元市議会議員として4年間の記憶が残っていたにしても、第三者の協力、助言がなければ市長一人で人事案を作成することは、そう簡単にできるものではありません。

そこで伺いますが、仮に地方自治法第100条に基づいた特別委員会が設置され、その場において市長の行った昨年6月の人事異動について、後援会幹部や任用する前の元職員からの助言や相談した事実の有無など、その不自然さ、異常さ、違法性、そしてコンプライアンス委員会の指摘に対して、従来と変わらない空虚な答弁を繰り返すつもりなのかお答えください。

次に、参与の件です。

同じく8月9日に行われた総務常任委員会で、平成27年度人事異動における市長の法令違反にかかわるコンプライアンス委員会の調査結果に関連して、参考人として出席していただいた方からの答弁で、森井市長が当初作成した人事案の一覧表の欄外に参与として任用された方の名前があり、それについては論外ですと市長に伝えたとのことであります。この後、市長は、この方を参与として任用しましたが、当時この任用について反対または疑義を表明した職員はいたのでしょうか。

また、この任用に関して、行政手続上の瑕疵、適切な財源措置がなされたのか、明確かつ具体的な根拠を示してお答えください。

次に、本年1月に市長の後援会に郵送された「森井ひであき後援会通信」について質問いたします。

これまでも、この後援会通信の内容について、議会答弁の事実と反する掲載が続いています。8月6日現在も、後援会幹事長宛てに我が自民党を初め、公明党、民進党、新風小樽の連名で質問書を作成し、郵送にて森井ひであき後援会幹事長宛てに送付しましたが、返信がいまだにきていない状況です。森井市長は、後援会幹部に質問書の返答について誠実に対応するように伝えているのでしょうか。お答えください。

次に、後援会通信に関連して市長定例記者会見で発言した内容を後日、議会の場で訂正されましたが、小樽市のホームページでは訂正されていない状態のまま放置されています。この放置状態は、事実と異なることを小樽市が発信し続けていることであり、一日も早く訂正しなければならない事項と考えます。市長の見解をお答えください。

あわせて、市長はこの状態を好ましいとお考えですか。お答えください。

次に、森井ひであき後援会の代表者は、森井市長本人であります。そこで、森井市長に伺いますが、後援会の代表者とはどのような責任を担っているのか、また、森井市長は御自身には全く責任がないとお考えなのか、見解を伺います。

また、通常の組織や団体、後援会などにおいて、その団体の発行物や行事等について、その最終的な責任者は、その組織や団体、後援会の代表者が担うものと考えます。これについての市長の認識を明確

にお示してください。

次に、次期総合計画について伺います。

本市の施策は11部で行われ、約70の計画や構想がありますが、本市総合計画は、かなめ中のかなめであると認識しています。現在、森井市長名で本市の次期総合計画策定の参考とするため、地区別アンケート調査を行い、町会からの活動と課題、集会所の状況、地域における生活環境、小樽についての将来イメージについての設問があり、集計していると聞きます。

最初に、今回、地区別アンケート調査の目的、これらを次期総合計画の策定にどのように生かしていくのかお示してください。

また、アンケートの設問について適切な問いや項目、構成なのか、今の時代にはミスマッチで加筆が必要ではないか見解を伺います。

次に、各地域から要望を聞く機会がありますが、それぞれ小樽の豊かな自然や人々が暮らす地域や環境、それに人々が集う交流空間を考えています。例を挙げると、野菜や果物の収穫や行楽時期になると通行量がふえ、二つの道路が並行して走る忍路地区に道の駅の新設、桃内地区の北しりべし廃棄物処理広域連合の焼却施設の排熱利用をした温水プールの建設、付随してプールへの交通体系の見直しによる西地区地域住民用に中心部公共施設へ行く交通手段の確保、中央から赤岩、高島、祝津に抜ける循環道路の整備、オタモイ地区の市営住宅跡地を利用した18ホールのパークゴルフ場、桜ヶ丘球場のドーム化など、さまざまな考えが湧いてきます。

このように、今回のアンケート調査だけではわからない地域の要望やアイデアがありますが、この次期総合計画策定にアンケートを含め、まだまだある地域の声をどのような方法で聞くのかお答えください。まだまだあるこれらの地域の声を次期総合計画の策定にどのように反映していくのかお示してください。

**○議長（横田久俊）** 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**○議長（横田久俊）** 市長。

（森井秀明市長登壇）

**○市長（森井秀明）** 山田議員の御質問にお答えいたします。

ただいま、私の政治姿勢と政治判断について御質問がありました。

初めに、私の政治姿勢についてですが、まず、東京小樽会、関西小樽会への代理出席に関しての私の判断の根拠と意思決定の過程につきましては、一昨年におたるドリームビーチでの飲酒運転による大きな死亡事故があり、その起因となったおたるドリームビーチが2年ぶりの再開となったことから、その海開きの日については小樽から離れるべきではないと考えておりました。

また、本年2月に上林副市長が新たに就任してから、初めて東京と関西の両小樽会が開催されることもあり、私との関係のみならず、副市長と両小樽会とも深いつながりを持ってもらえるように、そのことも加味し、総合的に判断したものであります。

東京と関西の両小樽会は、本市を応援していただける大切な団体であると認識しておりますので、今後も両小樽会が主催、開催した行事などには積極的に参加したいと思っております。

次に、いわゆる百条委員会が設置された場合につきましては、私は、昨年度の市長就任後の初めての人事異動に当たり、任命権者の責任としてより人事の客観性を高めたいという思いを持って取り組ませていただいたところであり、適正に対応したという考えに変わりはありませんので、どのような場でありましても同様に対応してまいりたいと考えております。

次に、昨年の参与の任用に関して、反対または疑義を表明した職員の有無につきましては、任用に当たっては慎重に対応したほうがよいとの意見などもありましたが、早期に公約を実現したいとの思いから任用に踏み切ったものであります。

また、参与は地方公務員法第3条第3項第3号に定める嘱託員として任用し、流用による財源措置を行ったものでありますので、手続上の瑕疵はなかったものと認識しております。

次に、「森井ひであき後援会通信」についてですが、まず、後援会幹部への伝達につきましては、後援会幹部の方には質問書について対応していただけるようにその旨を伝えております。

次に、ホームページに掲載されている後援会通信に関する発言につきましては、私としても好ましい状態だとは考えておりませんので、できる限り早い段階において注釈を加える形での訂正をしたいと考えております。ただし、訂正に際しては、一方的にホームページの訂正を行うのではなく、記者クラブの皆様のご理解を得る必要があることから、調整に時間を要しているものであります。

次に、後援会の代表者はどのような責任を担っているのかということにつきましては、後援会の代表者は政治資金に伴う責務は背負っておりますが、それ以外の活動内容についての責務は特に規制はございません。

次に、団体、後援会の発行物や行事等についての最終的な責任につきましては、その後援会の組織の長が責任を担っているものと認識しております。

次に、次期総合計画についてですが、まず、地区別アンケート調査の目的と、これらを次期総合計画の策定にどのように生かしていくのかにつきましては、本調査は市内の町会、自治会等を対象に、町会活動の現状や課題について調査し、基礎資料とすることを目的に実施したものであり、その調査結果を分析して地域の課題や意向を把握することで地域ごとの特性を施策に反映させてまいりたいと考えております。

次に、アンケートの設問の適否につきましては、今回の地区別アンケート調査は、町会等の現状や今後の意向などを尋ねることで協働によるまちづくりに寄与するデータを得るものであり、前回調査と比較することで時代の変化も把握できるため、大幅な変更は加えなかったものであり、設問は適切であると考えております。

次に、アンケートを含め、地域の声をどのように聞くのかにつきましては、アンケート調査は基礎調査として現状と課題の把握を主な目的としておりますが、地域の多様な意見を把握するにはアンケート以外の方法も必要と考えておりますので、市政について自由に意見を出し合う場を設けるなどして、できるだけ多くの地域の声を聞いてまいりたいと考えております。

次に、これらの地域の声を次期総合計画の策定にどのように反映していくのかにつきましては、市民の皆様とともに次期総合計画をつくり上げることを念頭に置いておりますので、多くの市民の方々の声を受けとめられるような場を積極的に設け、それらの声を可能な限り集約し、計画に反映できる仕組みをつくってまいりたいと考えております。

**○議長（横田久俊）** 次に、第2項目めの質問に入ります。

（「議長、23番」と呼ぶ者あり）

**○議長（横田久俊）** 23番、山田雅敏議員。

（23番 山田雅敏議員登壇）

**○23番（山田雅敏議員）** 第3回定例会議案より、市役所本庁舎整備についてお聞きいたします。

昨年10月の視察で尾道市、呉市を訪れ、日本遺産や庁舎整備について勉強してきました。あいにく呉市の新庁舎は完成前のため実際に見ることはできませんでしたが、今年7月、呉市役所を訪れる機会が

あり、半年たった使い勝手の状況や市民の意見など聞いてまいりました。

簡単に呉市の新庁舎建設の経緯を説明すると、旧庁舎は昭和37年4月竣工、平成9年、耐震調査の結果、震度6程度の地震で剪断破壊のおそれがあると診断されました。同年9月、有識者による整備検討懇話会が発足、平成15年から17年にかけて近隣8町と合併しましたが、財政悪化のため検討を一旦保留、平成22年3月、庁舎建設基金を設置、毎年5億円の積み立てを開始、平成23年1月には財政集中改革プログラムが期間中に達成できる見込みとなり、有利な財源である合併特例債を活用し、平成24年9月定例会で建設にかかわる債務負担行為が議決、2度にわたる入札中止を受け、また見直しを経て平成25年8月、入札が成立、工事は翌10月に着工、昨年12月に完成いたしました。

そこで、呉市は建てかえ前に六つの課題を抱えていました。1、耐震性の不足による防災拠点機能への不安。2、老朽化の進行による安全性の低下。3、ユニバーサルデザインへの対応の限界。4、窓口の狭隘・分散化による行政サービスの低下。5、市民協働の拠点となる施設の不足。6、高度情報化への対応の限界。これらの課題は、本市の庁舎も同様と認識しており、本市も新庁舎への建てかえに向けた準備作業を進めていくべきと考えます。

さきの第2回定例会において、庁舎建てかえに関する質問に対して、市長は、早急に検討すべき課題であると認識しているが、市所有の公共施設全体が老朽化している中、公共施設等総合管理計画を今年度中に策定することとしており、計画との整合性を図りながら本庁舎についても必要な検討をしてみたいと答弁しています。しかし、今定例会で提出のあった補正予算案では、庁舎建設資金基金として1,000万円と、これまでと変わらぬ金額しか計上されていません。

そこで改めて伺いたいと思いますが、どのような検討をされ1,000万円の予算計上になったのか、今後の展望を含めてお示してください。

また、平成31年度からスタートする次期小樽市総合計画の中で庁舎建てかえを掲載する予定があるのか、お考えをお示してください。

次に、除雪予算に関連してお聞きいたします。

平成28年度の除雪予算から第2種路線の除雪出動基準を15センチメートルから10センチメートルに決め、今年度より本格実施、また、第3種路線の除雪では、15センチメートル以上の降雪で試行を実施すると聞きます。

そこで、近年ピンポイントの予想が出る先進的な天気予報の活用についてお聞かせください。

ガタガタ道路の解消では、主に第1種路線の除雪が対象と考えます。近くに存在する大きな公的雪堆積場の増設が望まれますが、地域の公園や地域の旧塩谷中学校のグラウンドのように統廃合した小・中学校の跡利用について、ほかに利用できる箇所はないかお聞かせください。

また、主要交差点における見通し確保の強化については、局所的な排雪作業を実施するとありますが、毎年交差点の排雪が問題になりますが、太陽光を利用した照明や先駆的な雪解け水を浸透させる舗装、省エネルギー的な交差点のヒーティング化をしないかがですか。見解をお聞かせください。

次に、雪堆積場の確保や砂回収についてお聞きします。

各町会の住民から除雪した雪を町内の堆積場や砂まきで散布した砂の回収についての意見がありました。意見では、地域の中の雪置き場として一般地主の空き地を雪の置き場所として利用し、その面積分の雪置き代を市が負担するというものです。ママさんダンプで雪を運ぶのが基本で、地域に存在する小面積の空き地を利用して少額の協力金を払うというものです。現在、本市の砂まき散布車は5台あり、市内の7ステーションをカバーしていると承知しています。

また、砂をまいた市道や歩道ほかでは、ボランティアで回収している町会もあると聞いています。こ

の砂の回収案では、町会の役員がボランティア袋に砂を回収し、資源回収のように量に応じて市から町会に協力金を支払うものです。いずれも市の費用負担の軽減や人件費の削減につながるものです。地域の対策として有効と思います。どのような制度設計ができますか、見解をお聞かせください。

次に、貸出ダンプ制度についてお聞きいたします。

貸出ダンプ制度のダンプトラック配車方法について、市は、平成28年度については昨年どおりの運用を予定しているが、緑ナンバーの車両を優先に配車するよう条件をつけています。緑ナンバーの車両を優先することは具体的にどのようなことなのか、見解をお聞かせください。

また、平成29年度以降のダンプトラック配車方法について、市による配車に向けて検討を行うということですが、その方法変更の理由について、市では、排雪時に積み込み量や積み込み箇所についての違反行為がかつてあったことを根拠にしていますが、違反行為が今後起こり得るとしても、監視強化や事前確認など他の方法で代替が可能と思いますが、なぜこの方法をとるのか根拠をお示してください。

また、市では、積み込み重機との契約とダンプトラックの配車を別の契約だとして、ダンプトラックの配車権は市にあると主張していますが、そもそも市に配車権なるものが存在するのか、何を根拠にそれを主張するのか、例示を出してお示してください。

次に、集合住宅の通路等の見直しや貸出ダンプの実情に合った手引書の見直しがされると聞きますが、早急な市民周知対応が必要です。もちろん議会に対する説明は基本中の基本です。あわせてお答えください。

そもそも予算計上の折、貸出ダンプ関連予算を将来にわたって抑制する意向と聞きました。過去には、さまざまな冬の住民福祉施策をしてきましたが、この貸出ダンプ制度は地域住民の生活道路確保であり、生命線とも言える施策であります。費用対効果をお聞かせの上、予算抑制を行った上で、市が行う総合除雪を充実させるなどの方法で生活道路の利便性を確保ができる秘策があるのか、貸出ダンプ制度の今後の方針を確認させていただきます。お考えをお答えください。

**○議長（横田久俊）** 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**○議長（横田久俊）** 市長。

（森井秀明市長登壇）

**○市長（森井秀明）** ただいま、第3回定例会の議案について御質問がありました。

初めに、市役所本庁舎整備についてですが、まず、庁舎建設資金基金積立金の補正額を1,000万円とするための検討などにつきましては、第3回定例会に向け、庁内で市庁舎建設に向けた方向性や計画的な積み立ての必要性などを議論いたしました。今年度につきましては、公共施設等総合管理計画を策定中であり、市の公共施設全体の中で考える必要があるとの判断から、これまでと同様の1,000万円を計上したところであります。

なお、今後につきましては、限られた財源の中、市の施設全体を対象に、市民の皆様にとって優先的に更新されるべき施設を見きわめていかなければならないものと考えており、本庁舎建てかえについても、当該計画との整合性を図りながら必要な検討をしまいたいと考えております。

次に、次期小樽市総合計画への庁舎建てかえの登載予定につきましては、次期総合計画の具体的な内容は今後検討していくこととなりますが、本庁舎を初めとした公共施設の更新等は、今後の重要課題と認識しておりますので、慎重に検討をしまいたいと考えております。

次に、除雪予算についてですが、まず、先進的な天気予報の活用につきましては、市では防災のため、民間気象業者と契約し、通年で気象情報の提供を受けておりますが、これに加え、冬期間は市内7カ所

について降雪量予報の提供を受け、その情報を除雪車出動の判断指標として活用しているところであります。

次に、雪堆積場の増設につきましては、現時点で新たに増設を計画している雪堆積場は旧塩谷中学校グラウンドのみであります。雪堆積場の増設は運搬距離を短くし排雪費の抑制につながることから、今後とも増設に努めてまいりたいと考えております。

次に、交差点の見通しの確保につきましては、御指摘のようなロードヒーティング等の施設整備やコスト面や維持・管理の観点から難しいと考えておりますので、まずは今年度から取り組む主要交差点等の局所的な排雪作業により、見通しの確保に努めてまいりたいと考えております。

次に、近隣の雪を投入するための民地確保に関する制度や砂の回収に関する制度の設計につきましては、近隣の雪を投入するための民地確保に関する制度については、他市では固定資産税の減免や土地借り上げ料の助成などを行っておりますが、このような制度を市の除雪作業で必要となる沿道の雪押し場の確保に向けた制度に採用できないか検討しているところであります。

また、砂の回収につきましては、砂まきボランティアの皆様にご協力をいただいているところであり、今後とも多くの市民の皆様に参加していただけるよう努めてまいりたいと考えているところであります。

次に、緑ナンバートラックの優先配車につきましては、貸出ダンプ制度では雪の運搬は有償運送となることから緑ナンバートラックが必要となりますが、本制度で主に利用される生活道路は狭隘な箇所が多いことから4トンダンプを利用する必要があります。しかしながら、現在の緑ナンバートラックの台数では不足が生じることから、緑ナンバートラックを補完するために有償許可を受けた白ナンバートラックを利用しております。このようなことから緑ナンバートラックの利用を優先しなければならないと考えてはおりますが、具体的にどのような方法で行うのかについては、今後、検討していくものであります。

次に、市で配車を行う理由を違反行為の防止としているが、監視強化などで代替可能ではないかにつきましては、監視強化については、昨年度、平日のパトロールの体制を1班から2班とし、実施日もほぼ毎日行うこととしましたが、現場に常駐ができないことから全ての作業をチェックする体制となっていない状態です。このようなことから、なれ合いにならずルールを遵守する環境をつくるため、市が配車することで積み込み業者と協同組合の分離を図るものであります。同時に、積み込み業者と協同組合が分離することにより、協同組合が保有するダンプトラックの有効活用が図られるものと考えております。

次に、市がダンプトラックの配車をする根拠につきましては、小樽市と各協同組合が除排雪機械賃貸借及び運送契約を行っており、その契約書の中で、「小樽市は、運送を行う前日までに排雪箇所、雪処理場、ダンプトラックの規格及び台数を協同組合に通知するものとする」としていることから、具体的な配車は市が指定できるものであります。

次に、貸出ダンプ制度の見直しについての市民周知につきましては、今年度から見直しする部分があるため、できるだけ早く周知を図ってまいりたいと考えております。周知の方法としては、前年度利用者や町会等に貸出ダンプの御利用の手引きの送付を行っていることから、見直しについての文書の同封を行うことや例年11月に市内各所で除雪懇談会を行っておりますので、この懇談会の機会を通じて市民の皆様にご理解をいただけるよう説明を行ってまいりたいと考えております。

また、議会に対しましても説明をしてまいりたいと考えております。

次に、貸出ダンプ制度の今後の方針につきましては、この制度は地域総合除雪を補完する制度であり、市の排雪が入らない生活道路において、市民と市が協働で排雪を実施する事業でありますので、最少の

経費で最大の効果を上げるといふ財政運営の基本を念頭に本来の趣旨を踏まえ、適切に利用されるよう取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（横田久俊） 次に、第3項目めの質問に入ります。

（「議長、23番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 23番、山田雅敏議員。

（23番 山田雅敏議員登壇）

○23番（山田雅敏議員） 消防行政から救急搬送の周知・啓発についてお聞きいたします。

総務省消防庁の情報によると、119番通報で出動した救急隊が誰も運ばないで引き返す不搬送が平成26年までの過去10年間で5割ふえたと聞きますが、多くが高齢化が要因のけがや打撲、さらに家族らの心配による通報と聞きます。

そこで、本市の27年度実績の不搬送の件数と救急車の出動件数を示した上で、小樽での出動に占める不搬送の割合を平成23年から27年までの状況でお示しください。

あわせて、本市の不搬送の理由や具体的な事例があればお聞かせください。

次に、救急隊は現在全ての通報で出動していると思いますが、5年前、山形市でひとり暮らしの大学生が自宅から通報した事例では、意識や呼吸がしっかりしていると消防署が判断して、結果的に救急隊が出動せず死亡した事件が起き、ほぼ全ての通報でも出動する傾向と聞きます。では、ほぼ全ての通報で出動していると、どのような不都合や影響が出るのかお聞かせください。

また、総務省消防庁では、どのような理由で不搬送が起きているか把握するため、各自治体が行った救急出動のデータの集め方を見直すとしています。本市でも救急隊の現状を市民や医療者にきちんと理解させなければならないと思います。消防庁の見直し内容をわかる範囲でお聞かせの上、今後、本市の不搬送減の周知にどう生かすのかお聞かせください。

次に、消防団の活性化についてお聞きいたします。

そもそも消防団は、消防本部と同じく消防組織法に基づき全国市町村に設置され、団員は非常勤ながら公務員と認識しています。近年、消防団員は減少傾向が続き、昭和29年には200万人以上いたが、昨年では約86万人と半分以下になり、平均年齢は上がり続け、昨年は40.2歳と初めて40歳を超え、高齢化が顕著にあらわれました。

そこで、近年、消防庁では女性や学生の団員確保に力を入れていますが、消防庁ではどのような活動をしているのか、また、小樽市ではどのような取り組みを行い、効果などお聞かせください。

さらに、行政学や消防に詳しい関西大学の永田尚三准教授によると、海外では家族ぐるみで親睦会をしたり、詰所を子供の遊び場にしたりしていると価値観が多様化する中、開かれた消防団になっていくべきと指摘しています。開かれた消防団や団員の専門性及びスキルアップについて何が必要か、見解をお聞かせください。

あわせて、消防団員の活動の中心は消防本部と連携した防災活動と認識しています。改めて連携した防災活動の担い方をお示しください。

また、消防庁が告示で定める消防団の仕事は火災や災害以外にもあると聞きます。では、どのような例があるのか、本市の状況もお聞かせください。

次に、応急手当の普及についてお聞きいたします。

最初に、本市が行っている応急手当の普及の目的や実際にどのような市民が受講しているのかお聞かせください。

また、総務省消防庁では、本年4月25日、応急手当の普及啓発活動の推進に関する実施要綱の一部改

正が行われましたが、主な変更点をお聞かせください。

さらに、本市でこの応急手当普及啓発活動に必要な1、普及員の育成状況や、2、普及啓発用資機材の整備状況、3、他地域で取得した資格者の扱い状況をお聞かせください。

この項最後に、この普及啓発活動では入門、普通、上級コースがあり、上に行くに従って難しくなると聞きます。そこで、本市の実施内容や受講状況をお聞かせの上、改善する点はありますか、お聞かせください。

**○議長（横田久俊）** 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**○議長（横田久俊）** 市長。

（森井秀明市長登壇）

**○市長（森井秀明）** ただいま、消防行政について御質問がありました。

初めに、救急搬送の啓発についてですが、まず、本市の平成27年の救急出動件数と不搬送件数につきましては、救急出動件数は6,413件、不搬送件数は630件となっております。

また、平成23年から27年までの救急出動件数に占める不搬送の割合につきましては、平成23年は8.8%、24年は9.4%、25年は9.3%、26年は9.9%、27年は9.8%となっております。

次に、不搬送の理由につきましては、本人が搬送を拒む拒否が最も多く、緊急性なし、誤報等となっております。

また、具体的な事例につきましては、家族が心配で救急車を呼んだが本人は病院に行く意思がない、通報後、症状が回復をし辞退をする、救急隊の到着時に傷病者がいない、明らかに死亡を確認した事例などがあります。

次に、救急隊がほぼ全ての通報に出動しているとのような不都合や影響が出るかにつきましては、状況によっては救急搬送が必要とされている重症患者への対応におくれが生じることが危惧されます。

次に、総務省消防庁の見直し内容につきましては、今年度より救急車の適正利用の推進、救急業務の円滑な活動及び質の向上について検討会が開催され、救急調査項目や分類項目の見直しを検討すると聞いております。

また、今後、本市の不搬送の減少にどう生かしていくのかにつきましては、消防庁の調査結果が出た段階で、本市の状況も踏まえて対応策を講じてまいりたいと考えております。

次に、消防団の活性化についてですが、まず、女性団員の確保につきましては、総務省消防庁では、より多くの女性に消防活動に参画し、活躍してもらうことを目的にフェイスブックを開設し、全国で活躍している女性消防団員の姿を紹介しているほか、消防団活動とその魅力を伝えるなどの取り組みを行っております。

また、学生の確保につきましては、消防団活動を実施した大学生等に対する認証制度導入による就職活動支援や消防団員確保アドバイザー派遣制度を実施するなどの取り組みを行っております。本市では、女性や学生はもとより、消防団員確保を目的に消防フェアなどの各種イベントにおける入団促進や消防本部が発行している広報紙への掲載のほか、市内の各大学を訪問し、ポスターの掲出依頼を行うなど加入促進に努めております。

なお、取り組み活動の効果につきましては、女性消防団員数については全道で2番目に多い状況となっておりますが、学生につきましては効果があらわれていない状況であります。

次に、開かれた消防団につきましては、消防団活動を多くの市民に知ってもらうことが重要でありますので、小学校での消火訓練、消防車両の展示など、さまざまな機会を捉え、市民が触れ合う活動を実

施しております。

また、団員の専門性につきましては、さまざまな職業上の技術を持っている方々が消防団活動において、その技術を有効に活用できる制度として、機能別団員及び機能別分団などの制度を導入している自治体もあります。

なお、消防団員のスキルアップにつきましては、北海道消防学校で実施をしている教育課程への入校や現在も実施しております消防本部と連携した訓練及び研修を通して、災害対応や応急救護などの専門的な知識と技術を習得することが重要と考えております。

次に、消防本部と連携した防災活動の担い方につきましては、消防団は火災現場において、消防本部が消火活動を円滑に行えることを目的とした交通整理、消火用水の補給や鎮火後における現場警戒のほか、延焼のおそれがある場合は消火活動も担っており、また、大規模災害発生時における消防本部と連携した避難誘導や情報の伝達などの後方支援活動を行っております。いずれにいたしましても、消防団の担う業務は多岐に及んでおり、今後も消防本部と連携を強化し、防災の一翼を担ってまいりたいと考えております。

次に、消防庁告示で定める消防団の仕事は火災や災害以外どのような例があるかにつきましては、武力攻撃事態等における警報伝達、住民の避難誘導等国民の保護のための措置に関する業務や地域住民等に対する教育訓練の指導業務などがあります。

また、本市の状況につきましては、行方不明者の捜索や花火大会の警戒などの業務も必要に応じ実施しております。

次に、応急手当の普及についてですが、まず、本市が行っている応急手当の普及の目的につきましては、応急手当に関する正しい知識と技術を普及させて、救命、症状の悪化防止、苦痛の軽減を図るものであり、実際にどのような市民が受講しているのかにつきましては、各町会、各種団体、AEDを設置している事業所、個人等さまざまな方が受講しております。

次に、実施要綱の一部改正における主な変更点につきましては、より多くの方々に講習を受講していただくために、教職員にある者の応急手当普及員講習について講習時間を短縮したこと、訓練用資機材を充実させ救命講習の講習時間を短縮したこと、90分救命入門コースのほかに45分コースを新設したことの3点となっております。

次に、応急手当普及啓発活動に必要な普及員の育成状況につきましては、平成19年に22名の方を養成いたしましたが、再講習の必要性や新規受講で3日間の時間を要することから現在12名にとどまっているところであります。

また、普及啓発用資機材の整備状況につきましては、AEDデモ機9台、講習用ダミー14体などがあります。

また、他の地域で取得した資格者の取り扱い状況につきましては、本年4月の実施要綱の一部改正に伴い、他地域で認定を受けた資格者であっても、当該消防本部が認定したものとみなせることとなりました。

次に、実施内容や受講状況につきましては、本市で行っている講習会は8時間の上級救命講習、4時間の普通救命講習、申込者の希望に合わせた実施時間や講習内容が行える一般救急講習があり、昨年の受講者は上級救命講習は1回開催し5名、普通救命講習は17回開催し253名、一般救急講習は80回開催し1,670名となっております。

改善する点につきましては、一般救急講習の受講者は増加しておりますが、上級救命講習、普通救命講習は開催が少なく、また、先ほど御説明いたしました普及員講習は最近開催していないことから、講

習会を受けやすい環境づくりに努めてまいりたいと考えております。

**○議長（横田久俊）** 次に、第4項目めの質問に入ります。

（「議長、23番」と呼ぶ者あり）

**○議長（横田久俊）** 23番、山田雅敏議員。

（23番 山田雅敏議員登壇）

**○23番（山田雅敏議員）** 市内経済の状況からふるさと納税についてお聞きいたします。

平成20年に始まったふるさと納税は、寄附額の2,000円を超える分が所得税と住民税から減税され、昨年からは減税対象となる寄附額が2倍に引き上げられ、手続も簡単になり、寄附が急増したと聞きます。総務省は6月14日、昨年度に全国の自治体が受け取った寄附額は平成26年度の4倍を超え1,653億円になったと発表しました。

そこで、本市へのふるさと納税額の昨年度から過去5年間の状況をお聞かせください。

また、本市では今年度から趣向を凝らしたお礼の品をそろえています。今年度の状況やお礼の品の効果等お答えください。

一方、ふるさと納税は見返りを求めないことが本来の姿で、現在の豪華な返礼品を送ることは、ふるさと納税の趣旨に反することや寄附の文化をゆがめてしまうという問題点が指摘されています。そこで、神戸市は8月22日、同市内でITを利用して起業を目指す方々を支援するため、ふるさと納税制度を活用して寄附を募る施策を9月1日から始めると発表し、この税を起業支援に充てるのは全国初と聞きます。この施策の概要をお聞かせの上、本市の見解とふるさと納税を起業支援に充てることへの制度設計や可能性についてお考えをお聞かせください。

次に、企業進出・撤退について伺います。

本年7月23日、ニトリ小樽芸術村の二つの美術館がオープンしました。展示物は、似島会長が15年以上より収集していたものと聞きます。企業の栄枯盛衰は珍しくはありませんが、本来の観光の一翼を担う歴史的建造物を利用したこのような建物の保存に対して、最初に歴史的建造物の保存に対する小樽市の認識と保存に向けた施策及び市内における歴史的建造物の具体的な活用状況をお知らせください。

次に、ニトリ小樽芸術村において、今後、整備等を行うと聞きますが、具体的にどのように整備をするのかもわかる範囲でお聞かせください。

また、ニトリ小樽芸術村が本市のまちづくりや景観の観点からどのような位置づけになるものと考えているのか、見解をお示しください。

うれしいことがあれば、悲しい、寂しいこともあります。8月1日、小樽石原裕次郎記念館の来年の閉館が突然発表されました。

また、8月6日の報道によると、NTT小樽支店が9月末で閉鎖と大きく新聞に発表されました。小樽市内でも空き店舗が目立つ中、跡利用が心配です。本市の運河とともに、小樽石原裕次郎記念館は、当時の小樽観光を牽引しての施設でもあり、NTTの後志地域の拠点の撤退することは小樽のイメージダウンにつながると思います。

では、それぞれ経緯をお聞かせの上、今後の建物や跡地の利用、あわせて撤退の情報の把握や予防策は打たなかったのかお聞かせください。

小樽市民でもまだ訪れていない人々が多くいると聞く石原裕次郎記念館、思春期の一番多感な3歳から9歳までを小樽で過ごした裕次郎は、小樽を第二のふるさとと思い、記念館を小樽に建てるのが夢だったと聞きますが、来年には開館から26年の歴史に幕がおります。そこで、本市ゆかりの著名人を知ることが重要です。小・中学校の課外授業や商工会議所を巻き込んだイベント応援など、小樽にゆかり

のある著名人として足跡を残す何か手だてはありませんか。お聞かせください。

次に、観光宿泊についてお聞きします。

今年8月、道は、昨年度の観光入込客数を前年比1.9%増の5,477万人と発表し、平成22年度からの新方式による調査開始以来で最高を記録したと聞きます。主な観光地である札幌市は前年の1.8%の増、旭川市は3.4%の増、函館市は2.2%の増と聞きますが、改めて本市の観光客数の推移や状況をお聞かせください。

札幌市では、昨年度の観光宿泊客数で外国人の宿泊数191万8,000人となり、3年連続して過去最高を更新したと聞きます。また、観光まちづくりプランの目標も早くもクリアし、札幌市はこのプランの見直しを近く行くと聞きます。

そこで、本市の観光宿泊客数や、その中の外国人が占める割合、主な国や地域別、また、セールスポイントやアピール点の検証も必要と考えます。お答えください。

また、外国の人々を訪日観光客として地方へ呼び込む広域観光周遊ルートがあると聞きます。この内容の特徴や課題、本市がかかわる観光モデルコースなど現状をお聞かせください。

次に、雇用制度の新たな拡大についてお聞きいたします。

現在、高齢者等の雇用の安定等に関する法律では、65歳までの安定した雇用の確保が義務づけられていると承知しております。そこで、今回、政府が進める働き方改革の一環として、年内の開始を目指し、(仮称)65歳超雇用推進助成金を新たに創設すると聞きます。

また、中小企業への助成では、勤務間インターバル制度として、この対象としては、労働時間の管理システムを導入した企業と聞きます。

さらに、生活保護受給者を雇用した企業への助成制度も創設されると聞きます。

最初に、これらについて情報を得ている範囲で委細をお答えください。

次に、本市で働ける高齢者や女性が多数いると聞いていますが、市内では働く場所がないとも聞きます。そこで、このような方々の雇用促進が行われる場合、事前の準備も必要と思います。そこで、65歳を超える高齢者の雇用促進が行われる場合、本市が実施している雇用関連施策への影響をお知らせください。

○議長(横田久俊) 理事者の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 市長。

(森井秀明市長登壇)

○市長(森井秀明) ただいま、市内経済の状況について御質問がありました。

初めに、ふるさと納税についてですが、まず、ふるさと納税制度による個人からの寄附金の過去5年間の状況につきましては、平成23年度が2,320万9,215円、平成24年度が1,197万588円、平成25年度が2,713万5,685円、平成26年度が3,898万9,181円、平成27年度が3,303万8,684円となっております。今年度につきましては、8月末現在で3,713万5,001円、件数においては204件となっております。

また、お礼の品の効果につきましては、寄附には大口の方もおりますので金額では効果を判断しづらい面がありますが、件数では前年度同時期の93件と比較すると2倍以上となっており、特に道外の方からの件数では約3倍に増加しておりますので、件数においては効果があらわれているものと思われま

次に、ふるさと納税制度を活用した神戸市の起業支援の概要につきましては、市が事前に選考した起業者の事業案を呈上し、これに賛同した方が寄附の申し出を行うという、いわゆるクラウドファンディ

ングの手法を用いたものであります。

また、本施策に対する見解と導入の可能性につきましては、起業者の事業案に対し、寄附目標額や具体的な使途を明確にすることで、寄附者が起業者を応援したいという気持ちを後押しするものであると考えておりますが、今回の起業者支援の取り組み手法が全国で初めての試みであり、また、事業開始から間もないことから、今後の寄附の状況や施策の効果、制度の妥当性などを見きわめた上で判断をしてまいりたいと考えております。

次に、企業進出・撤退についてですが、まず、歴史的建造物の保存に対する認識などにつきましては、歴史的建造物は先人が残した歴史的、文化的な財産であり、小樽らしい町並みを形成する重要な要素であると認識しております。

また、保存に向けた施策につきましては、小樽の歴史と自然を生かしたまちづくり景観条例に基づく指定歴史的建造物及び登録歴史的建造物について外観を保全するための行為等に要する経費に対し、助成制度や融資制度を設けているところであります。

歴史的建造物の具体的な活用状況につきましては、雑貨やガラス工芸品等を扱う店舗、飲食店などとして活用されております。

次に、ニトリ小樽芸術村の今後の整備につきましては、来年春に旧三井銀行小樽支店を活用して（仮称）日本近代絵画美術館を開館するとともに、その周囲を緑化空間として整備する予定と聞いております。

また、ニトリ小樽芸術村は小樽歴史景観区域内にあり、周辺には多くの歴史的建造物や景観に配慮した建築物が建っていることから、周辺のまち並みと調和した新たな憩いの空間が創出され、さらには世界的にすぐれた美術工芸品を展示した文化・芸術の拠点として、市民の皆様はもとより、国内外からの観光客が数多く訪れる新たな観光エリアとなることを期待しております。

次に、石原裕次郎記念館とN T T小樽支店の撤退につきましては、まず、石原裕次郎記念館についてですが、先月2日の新聞報道により平成29年8月末日をもって閉館する旨を確認し、翌3日に記念館から閉館と事業変更について御案内文書をいただいたものであります。今後の建物や跡地の利用としましては、まず、建物、展示物の処分や活用方法等についての方針を石原インターナショナルから伺ってまいりたいと考えております。

また、N T T小樽支店につきましては、先月5日にN T T小樽支店長が御来庁され、北海道支店事業エリアの運営を持続的に保持することを目的とした組織の見直しである旨、御説明をいただいたところであり、平成28年9月末をめどに小樽支店を札幌にある北海道支店に統合すること、また、一部残る法人営業拠点を平成29年3月末に閉鎖し、その後の営業窓口については札幌の法人営業部で担当する予定とお聞きしたところであります。

今後の利用についてですが、N T Tが所有する建物は、屋上アンテナを今後も使用していくことや入居している他の企業があることから、建物全体を閉鎖するものではないとお聞きしているところであり、引き続き、会社の意向を伺ってまいりたいと考えております。

また、撤退の情報の把握や予防策につきましては、それぞれ直前まで情報を把握できなかったこともあり対策は行っておりません。

次に、石原裕次郎氏の功績を生かす手だてにつきましては、これまでもJ R小樽駅においては4番ホームに裕次郎ホームの愛称がつけられているほか、小樽潮まつりにおいても石原裕次郎氏の歌に限定したカラオケ大会を実施しておりますが、本市の観光振興等に裕次郎氏の知名度を後世に伝える何らかの事業について、関係団体と協力しながら研究をしてまいりたいと考えております。

次に、観光宿泊についてですが、まず、本市の観光客数の推移や状況につきましては、平成27年度の観光入込客数は対前年度比106.7%の794万9,300人で、東日本大震災の影響を大きく受けた平成23年度の603万6,000人から数えて4年連続の増加となりました。内訳としては、道外客については中国人を初めとした外国人観光客が好調に推移していることなどから、対前年度比114.5%と増加しており、道内客についても対前年度比103.4%と堅調に推移しております。

次に、本市の観光宿泊客数につきましては、平成27年度で前年度比105.5%の70万200人であり、そのうち外国人宿泊客数は12万8,223人で全体の約18.3%を占めております。

国別宿泊数の上位7カ国は中国、台湾、香港、韓国、タイ、シンガポール、マレーシアで、地域としては東アジア、東南アジアの各国となっております。この7カ国で全体の92.5%を占めております。国別のセールスポイント、アピール点の検証につきましては、現在実施中のまちなか観光にぎわいづくり調査事業の外国人ヒアリング調査の結果により、観光形態、動向、嗜好性などを分析、検証し、今後のプロモーション施策実施の参考にしてまいりたいと考えております。

次に、外国人観光客を地方へ呼び込む広域観光周遊ルートにつきましては、現在、観光庁により全国で11ルート、道内で2ルートが事業認定をされております。本事業は、特徴としてストーリー性を持った一連の観光地をネットワーク化することで外国人観光客の訪日を促すものでありますが、広域の自治体間で理念を共有することや合意を形成することは容易ではないなどの課題も聞いているところであります。道内の既存の2ルートは旭川から知床の東ルート、千歳から稚内の北ルートで、本市のかかわるモデルコースはないものであります。しかしながら、現在、北後志の6市町村が連携して検討している小樽市を起点とした周遊ルートの創出等により、外国人観光客の広域的な受け入れを目指した事業に取り組んでいるところであります。

次に、雇用の拡大についてですが、まず、(仮称)65歳超雇用推進助成金につきましては、65歳以上への定年の引き上げや定年の廃止、希望者全員を対象とする66歳以上の継続雇用制度の導入のいずれかの措置を実施した事業主に対する助成により、企業における高年齢者の定年延長や継続雇用を促進するものであり、また、勤務間インターバル制度につきましては、前日の終業時刻と翌日の始業時間の間に一定時間の休息時間を確保するもので、この制度を導入した事業主に対する助成を実施し、長時間労働の是正に向けた取り組みを進めるものであります。

また、生活保護受給者を雇用した企業への助成につきましては、継続雇用する労働者として生活保護受給者等を新たに雇用した事業主に対する助成により、ひとり親を含む生活困窮者や生活保護受給者等の就労や就職後の定着を支援するものであります。これらの制度につきましては、平成28年度第2次補正予算案並びに平成29年度当初予算概算要求に盛り込まれていると承知しております。

次に、65歳を超える高年齢者の雇用促進が行われた場合の本市の施策への影響につきましては、65歳を超える高年齢者の雇用促進により、新規高卒者や女性、若年者に対する地元定着事業、シルバー人材センターへの支援事業など、現在、市が取り組んでいる就業支援への影響が考えられますが、本市においても少子高齢化の進行に伴い労働供給は減少しており、元気で意欲にあふれ豊かな経験と知恵を持つ高年齢者の就労促進により、就業者数の減少抑制が図られるとともに、人材不足分野への労働供給が改善されると考えております。

○議長(横田久俊) 次に、第5項目めの質問に入ります。

(「議長、23番」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 23番、山田雅敏議員。

(23番 山田雅敏議員登壇)

**○23番（山田雅敏議員）** 子育て支援から児童福祉法改正についてお聞きいたします。

厚生労働省は、全国一律で縦割りとなっている高齢者や障害者、子供向けの福祉サービスなどを地域全体で一体に支える地域共生社会の実現を目指し、検討を始めました。その中で児童虐待の問題がありますが、ことし児童相談所が対応する児童虐待が平成2年からの統計調査以来ふえ、昨年初めて10万件を超えました。また、児童福祉法が改正され、急増する児童虐待への対応が強化され、首都圏を中心に23区で児童相談所の設置が認められ、市区町村の体制強化も盛り込まれました。

最初に、全国の児童相談所の相談対応件数の直近5年間の推移と本市の状況をお聞かせください。

また、児童相談所や市町村の虐待対応体制の強化と聞きますが、具体的にどのような内容なのかお聞かせください。

さらに、今後少しでも児童虐待を減らすための小樽市の取り組みをお聞かせください。

次に、保育制度改革についてお聞きいたします。

厚生労働省は、待機児童の解消に向けた認可保育施設などの入園予約制の導入を促す方針を決めたと聞きます。これは、施設に入れない待機児童の多い都市部では、認可保育施設の定員枠にあきがなく、年度途中からの入園が難しいため、1歳児の枠は0歳児からの進級でほとんど埋まり、そのために保護者が新年度に合わせて育児休業を切り上げ、子供が0歳のうちから入園を申し込む例が多いためと聞きます。

最初に、育児・介護休業法から、本市の労働実態調査で育児休業の取得状況及び保育所などの入所待ち児童数について直近の状況をお答えください。

この入園予約制は、自治体の認可保育施設などで子供が1歳になったときに入園できる仕組みで、年度途中でも入園が可能になると聞きます。

また、先駆的に導入している自治体や検討して見送った自治体があると聞きますが、本市で入園予約制を取り入れる予定があるかどうかお答えください。

この項最後に、政府は、待機児童の解消の観点から、企業が主に従業員向けに整備する企業主導型保育所を本年4月から創設しました。現在、小樽市内にこのような企業主導型保育所はありますか。あれば件数をお示しいただいた上、現在ある認可保育所との違いをお知らせください。

**○議長（横田久俊）** 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**○議長（横田久俊）** 市長。

（森井秀明市長登壇）

**○市長（森井秀明）** ただいま、子育て支援について御質問がありました。

初めに、児童福祉法改正についてですが、まず、全国の児童相談所の相談対応件数の直近5年間の推移につきましては、平成23年度は5万9,919件、平成24年度は6万6,701件、平成25年度は7万3,802件、平成26年度は8万8,931件、平成27年度は速報値で10万3,260件となっております。

また、本市の現状につきましては平成23年度は41件、平成24年度は70件、平成25年度は56件、平成26年度は79件、平成27年度は46件となっております。

次に、児童福祉法改正に伴う児童相談所や市町村の虐待対応体制強化の内容につきましては、まず、児童相談所におきましては、増加する相談対応件数に対応するため、児童福祉司の配置基準を見直し、増員を図るほか、児童心理司、保健師等を増員することや複雑、困難なケースに対応するため、法律に関する専門的知識を有する弁護士を配置することなどであります。

また、市町村におきましては、要保護児童対策地域協議会の調整機関である市町村に専門職として保

育士などを配置し、研修を受講することが義務づけられたことや、在宅を中心とする支援体制を一層充実するため、実情の把握、情報提供、相談・指導、関係機関との連絡調整等の支援を一体的に提供する拠点の整備に努めることとなりました。

次に、少しでも児童虐待を減らすための本市の取り組みにつきましては、これまでも保健師等による新生児訪問や乳幼児健診などにおいて虐待の発生予防、早期発見の観点から十分注意を払い、虐待のリスクや兆候がある場合には、関係機関と連携しながら早期対応に努めてまいりました。

また、新たな取り組みとして、今年度から子育て支援課内に相談支援係を設置し、相談対応体制の強化を図ったほか、特に支援が必要と認められる家庭などに対して保健師による訪問支援に加えヘルパーを派遣し、育児・家事援助を行う養育支援訪問事業を開始いたしました。今後も引き続き、関係機関との連携を密にし、取り組んでまいりたいと考えております。

次に、保育制度改革についてですが、まず、本市の労働実態調査における育児休業の取得状況及び保育所等における入所待ち児童数につきましては、本市における育児休業の取得状況は市内の全事業所を対象とした調査を実施しておりませんが、平成27年度小樽市労働実態調査によりますと、育児休業の問いに回答があった259事業所のうち平成26年度中に育児休業を取得した男性は2名、女性は72名となっております。

また、保育所等の入所待ち児童は、本年9月1日現在で44名となっております。

次に、本市で入園予約制を取り入れる予定につきましては、導入済みの自治体に確認したところ、保護者にとって安心して育児休業を取得しスムーズに職場復帰することができるメリットがある一方で、自営業など育児休業を取得できない方は、この制度を利用することができないなどの課題があると伺っておりますので、今後、国の動向を注視するとともに、他市の状況を調査した上で入園予約制の導入の可否を判断したいと考えております。

次に、市内における企業主導型保育所の件数及び認可保育所との違いにつきましては、企業主導型保育所は8月末時点では市内にはございません。

また、認可保育所との主な相違点は、都道府県知事の認可を受けずに開設することが可能で、開設に当たって知事への届け出を行う認可外保育施設に分類されること、主として保育所を設置する事業者の従業員の児童を預かる施設であり、定員の50%以内で地域住民の児童を受け入れることができること、保育従事者の半数以上が保育士資格を有する者で足りること、入所の申し込みは市町村ではなく直接施設に申し込むことなどが挙げられます。

**○議長（横田久俊）** 次に、第6項目めの質問に入ります。

（「議長、23番」と呼ぶ者あり）

**○議長（横田久俊）** 23番、山田雅敏議員。

（23番 山田雅敏議員登壇）

**○23番（山田雅敏議員）** 教育行政について、次期学習指導要領についてお伺いいたします。

8月1日に文部科学省の諮問機関、中央教育審議会が、4年後に小学校から順次全面实施される次期学習指導要領について、審議のまとめ案を公表しました。今回、審議のまとめ案は、多くの研究者が戦後の指導要領の転換点となると見ており、これまで改訂の中心であった「何を学ぶか」という指導内容の見直しだけでなく、「何ができるようになるか」という視点で改善し、子供たちが身につけておくべき力を三つの柱として整理したと聞きます。

初めに、次期学習指導要領でどのような力の育成を目指しているのか、その三つの柱についてお答えください。

審議のまとめ案では、各学校団体、各教科等における改訂の具体的な方向性が示されておりますが、特徴的な内容について幾つかお示しください。

あわせて、次期学習指導要領改訂に関する今後のスケジュールをお答えください。

また、中央教育審議会は、今後、変化が激しく、将来の予測が困難な時代と見ています。今後の教育の中でどのような人材育成をしていくのか、本市の教育行政として重要と思われる点をお答えください。

次に、通級指導などについてお聞きいたします。

公立小・中学校の通級指導は平成5年に始まり、昨年度に受けたのは全国の児童・生徒の1%弱の約9万人で、10年前の2.3倍に上がっていると聞きます。また、通常学級に在籍する小・中学生の6.5%に発達障害の可能性があるとの試算も出されており、必ずしも希望する児童・生徒全員が通級指導を受けられるわけではなく、保護者が期待するニーズも高いと聞きます。

そこでお聞きします。子供たちにはどのような発達障害があり、通級指導では一般的にどのような指導が行われているのかお聞かせください。通級指導の教員は、通常の学級や教科の担当教員とは別に配置する必要があり、地方では指導を受けるための順番待ちなどの課題もあると聞きます。そこで、本市における通級指導の状況と今後の課題についてお聞かせください。

次に、通級指導のほか個別の指導が必要な子供たちとして、外国人児童・生徒が考えられます。国際化の進展に伴い、平成26年5月現在、公立小・中・高等学校に在籍する外国人児童・生徒は約7万3,000人となっており、増加傾向と聞きます。本市においても両親の仕事の都合により来日している子供たちが小・中学校で学んでいる姿を見かけますが、日本が理解できないため授業についていけず困っているという話も聞きます。

そこで、日本語指導を行う必要がある児童・生徒に対しての一般的な日本語の指導方法や指導する人材の確保についてお聞かせの上、本市の状況をお聞かせください。

次に、中学校の部活動休養日について伺います。

部活動は、現行の学習指導要領では、生徒の自主的、自発的な活動として教育課程の外に位置づけられていると聞きます。

また、国では教員、生徒、保護者を対象とした実態調査を実施したと聞きます。内容について文部科学省では、昨年度学校に対して行った調査の結果、運動部活動で休養日を設定している中学校は全国で28.7%、高等学校は72.3%であったことなどから、本年6月にはこの調査結果とともに、中学校、高等学校の運動部活動に行き過ぎが見られるとして明確な休養日の設定等を柱とした改善策について発表しました。さらに、今後も毎年の全国体力・運動能力、運動習慣等調査を活用して、休養日の設定を徹底するとのことでした。

そこで、本市での中学校の運動部活動休養日の設定状況をお聞かせの上、顧問の複数配置や休日に指導に当たる教員の業務手当といった指導体制の状況についても、あわせてお聞かせください。

最後に、部活動は、教員の勤務や生徒の健康の面だけの問題から見直すだけではなく、生徒に多様な経験の場をどのように設け、豊かではない家庭の子供に機会をいかに保障するか、地域のスポーツや文化活動とどのような関係を持つのか、このような問題を考えたとき、部活動を社会とのかかわりから捉える意識づけをしていくことが必要と考えます。中央教育審議会の次期学習指導要領等に向けたこれまでの審議のまとめ案では、部活動の社会とのかかわりについて、どのように指摘されているのかお答えください。

以上、再質問を留保し、質問を終わります。（拍手）

○議長（横田久俊） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 教育長。

○教育長（林 秀樹） 山田議員の御質問にお答えいたします。

ただいま、教育行政について御質問がございました。

初めに、次期学習指導要領についてでございますが、まず、どのような力の育成を目指しているのか審議のまとめ案で示されている三つの柱につきましては、一つ目は何を理解しているか、何ができるかという知識・技能の習得、二つ目は理解していることやできることをどう使うかという思考力・判断力・表現力等の育成、三つ目はどのように社会と関わり、よりよい人生を送るかという学びに向かう力・人間性等の涵養と示されており、今後この三つの柱に沿って教育課程の枠組みが整理されます。

次に、改訂の特徴的な内容と今後のスケジュールにつきましては、まず、次期学習指導要領改訂の基本方針として、よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創るという目標を学校と社会が共有し、連携・協働しながら、新しい時代に求められる資質・能力を育む「社会に開かれた教育課程」の実現を目指すことが示されております。

特徴的な内容としては、教員による一方向的な講義形式の授業ではなく、児童・生徒が主体的に学んだり、対話を通して考えを広げたりするアクティブ・ラーニングの視点で授業改善を行うことや、小学校高学年におきましては現行の外国語活動における「聞くこと」「話すこと」の活動に「読むこと」「書くこと」を加えた教科型の外国語教育を導入すること、小学校中学年におきましては、「聞くこと」「話すこと」を中心とした外国語活動を導入すること、小学校段階からコンピューターでプログラムをつくり、自分が意図したとおりに動かす体験をさせるプログラミング教育を導入すること、中学校におきましては、部活動は休養日や活動時間を適切に設定するなど、生徒のバランスのとれた生活や成長に配慮することなどが示されております。

次期学習指導要領改訂に関する今後のスケジュールにつきましては、平成28年度内に中央教育審議会がこれまでの議論を踏まえて審議をまとめ、文部科学省に答申し、前回改訂時のスケジュールを踏まえた場合、告示を行った後、小・中・高等学校は周知、教科書の作成及び検定、採択を経て、小学校は平成32年度から中学校は33年度から完全実施、高等学校は34年度から年次進行により実施予定となっております。

次に、今後の教育の中でどのような人材を育成していくか、本市の教育行政として重要と思う点につきましては、審議のまとめ案には、「予測できない未来に対応するためには、社会の変化に受け身で対処するのではなく、主体的に向き合って関わり合い、その過程を通して、一人一人が自らの可能性を最大限に発揮し、よりよい社会と幸福な人生を自ら創り出していくことが重要である」と示されております。

教育委員会といたしましては、まちづくりは人づくりの観点から、自分が生まれ育った小樽に自信と誇りを持って成長し、将来の小樽を支える人材となるよう、子供たちが地域の清掃活動や潮まつりなどに積極的に参加することを通して地域社会に貢献する人材の育成や、ALTの増員及び小樽イングリッシュキャンプの実施など英語教育の一層の充実を図り、観光都市小樽のグローバル化を担う人材の育成など、各般の施策に取り組んできたところでございます。今後も、子供たちが自信を持って自分の人生を切り開き、よりよい社会をつくり出していくために必要な資質、能力を確実に育むことができるよう、教育の動向を見据えながら時代の要請に沿ったさまざまな取り組みを行ってまいりたいと考えております。

次に、通級指導などについてでございますが、まず、子供たちにはどのような発達障害があり、通級指導では一般的にどのような指導が行われているかにつきましては、文部科学省の定義によりますと、他人とのコミュニケーションが苦手で、興味や関心が狭く、特定のものにこだわることなどが特徴となっております自閉症、聞く、話す、読む、書く、計算するなどの能力のうち、特定の知識や技能の習得に著しい困難を示す学習障害、年齢あるいは発達にふつり合いな注意力または衝動性、多動性を特徴とする注意欠陥・多動性障害などがございます。

通級指導は、言語障害や発達障害などがある児童・生徒が、ふだんは通常の学級において指導を受け、障害による学習上または生活上の困難を改善、克服するために特別な場所で指導を受ける形態であり、例えば読むことが苦手な場合には、書いてある文字をゆっくり見きわめながら音読する指導や、一つのことに集中することが難しい場合には、タイマーや砂時計などを使って終了の目安を視覚的に確認して注意力を高める指導など、個々の障害の状態に応じた指導が行われているところでございます。

次に、本市における通級指導の状況と今後の課題につきましては、本市では稲穂小学校と潮見台小学校、菁園中学校に言語の通級指導教室を開設しておりまして、うまく発音ができない、吃音がある、言葉の発達におくれがあるなど、通級指導が必要な市内の児童・生徒約110名を対象に正しく発音したり、流暢に話をしたりするための指導やコミュニケーション能力を育むための指導を行っております。

一方で、通級による指導を受けている児童・生徒の中には、言語の指導だけでなく、発達障害など個々の状況に応じたきめ細やかな指導が必要なケースが多いことが課題となっており、現在、発達障害も含めた通級指導教室の開設に向け、検討しているところでございます。

次に、日本語指導が必要な児童・生徒への指導方法や指導する人材の確保につきましては、一般的に日本語の理解が十分でない外国人児童・生徒が学習に取り組むことができるよう、学校では対象児童・生徒に対し、日常会話や文字の習得を別室で個別に指導を行うなど、日本語の能力に応じた特別な指導を行っており、教員の加配やボランティア団体への要請などにより、指導者を確保しているところでございます。

本市におきましても、現在、パキスタン、ロシアの国籍を持つ児童5名が日本語指導を必要としており、国の加配基準を満たしていないため、市内のボランティア団体の御協力によりまして、国語の時間等に別室で個別指導を行っていただいております。

次に、中学校の部活動休養日についてでございますが、まず、休養日の設定状況につきましては、本年5月、市内全13校を対象に行った調査では、週1回以上の設定が4校、月1回程度の設定が7校、部ごとに決めている学校が2校となっております。

また、指導体制の状況につきましては、顧問を全ての部活動に複数配置している学校が7校、一部の部活動に複数配置している学校が6校となっております。

教員の業務手当につきましては、宿泊を伴う競技会への引率や休業日に一定時間指導を行う場合などに定められた金額が支給されることになっております。

次に、中央教育審議会のまとめ案では、社会とのかかわりについてどのように指摘されているのかにつきましては、部活動も含めた子供の自主的、自発的な参加により行われるスポーツや文化、科学等に関する活動の実施に当たりましては、教員の負担軽減の観点も考慮しつつ、地域や学校の実態に応じ、地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育関係団体等各種団体との連携など、生徒にとっても多様な経験の場となるよう、運営上の工夫を行うことが求められるとの指摘をされているところでございます。

(「議長、23番」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 23番、山田雅敏議員。

**○23番（山田雅敏議員）** まず、答弁漏れについてよろしいですか。なぜ7月9日土曜日、小樽を離れるべきではないとの判断をしたのかの根拠について答弁がありませんでした。

それから、7月10日日曜日、パークゴルフ大会を優先したのか、その根拠についての答弁、この2点が答弁がなかったと思います。

**○議長（横田久俊）** これまでも何度も御指摘しておりますが、本答弁で答弁の漏れがあるということは、極めて議事運営上、遺憾でありますし、大変残念であります。そういうことがないように、何度も以前から御指摘を申し上げていたところであります。

ただいま、山田議員の質問中、おたるドリームビーチの海開き、それとパークゴルフ大会をなぜ優先したのか、それぞれの出席、欠席の理由についてというくだりだったと思います。私も耳で聞いているだけですのであれですが、両小樽会の参加については、小樽を離れるべきではなかったというお話がありました。

それから、おたるドリームビーチは、大変重要な事故があったので、ことしはそれに出席したいと。パークゴルフ大会については、まさしく答弁が明らかになかったように思いますので、今の1点目は何だったのですか。

（「7月9日土曜日に小樽を離れるべきではないとの判断の根拠について」と呼ぶ者あり）

判断の根拠というか、おたるドリームビーチが大変重要だったから。7月9日がドリームビーチですよ。ですから、小樽を離れるべきではなくてそちらに参加したというふうに私はとりまけたけれども。

（「優先順位の根拠を聞いているのですよ」と呼ぶ者あり）

いや、そうではなくて。

どうですか、市長、副市長。

（発言する者あり）

優先順位というか、これは私が余り話すことではないと思いますけれども、先ほどの市長の答弁では、7月9日のドリームビーチは昨年大きな事故があったので、そちらを優先したということだと思えますよ。

（発言する者あり）

そういう答弁ではなかったですか。

（「2年ぶりの開設だから」と呼ぶ者あり）

少しお待ちください。

メモですけれども、ドリームビーチの重大な事故があり、2年ぶりのというふうに言っているようです。それを優先させたということだと思えます。

（「それ終わってから行けばよかったんじゃないですか」と呼ぶ者あり）

（発言する者あり）

パークゴルフ場を優先した理由が抜けていたということで答弁漏れということでもありますので、それについてお答えをいただければと思います。

（発言する者あり）

多分再質問の内容にも影響するかと思いますので、パークゴルフ大会もしっかり御答弁をいただければと思います。

（発言する者あり）

若干お待ちください。今、協議をしているところであります。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 総務部長。

○総務部長(前田一信) 今、山田議員からのお話ですけれども、質問の中では、確かにパークゴルフ大会に出席しているということで書かれておりますけれども、ただ、実際の質問については、その部分ではなくて、それで実際に聞かれているのは、今お答えした副市長が参加したというようなことについてお答えしておりますので、ですから答弁漏れということではないというふうに考えてございます。

(発言する者あり)

(「質問できないということか」と呼ぶ者あり)

(発言する者あり)

○議長(横田久俊) 今、総務部長からそういう発言がありましたけれども、山田議員、その部分をもう一度読んでください。

○23番(山田雅敏議員) 副市長がおたるドリームビーチ、パークゴルフ大会に対応するのが衆目が認める妥当な判断であると思いますが、まさか市長は平成31年4月を見据えて判断したとは考えたくもありませんが、今回の出席、欠席に関して市長の判断の根拠、その意思決定の過程を具体的に、かつ詳しくお聞かせください。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 総務部長。

○総務部長(前田一信) 今、山田議員が読まれた部分については、繰り返しになりますけれども、最初に読まれた部分というのは質問になっていないというふうに捉えておりますので、ですから後段の部分につきましては、私どもできちんと回答させていただいていると思っておりますので、答弁漏れではないというふうに考えてございます。

(発言する者あり)

(「それじゃだめでしょう」と呼ぶ者あり)

(発言する者あり)

(「議長、23番」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 23番、山田雅敏議員。

○23番(山田雅敏議員) 反論するわけではございませんが……

(発言する者あり)

この部分は全くお答え……

○議長(横田久俊) お静かにしてください。発言中です。

○23番(山田雅敏議員) お答えになった部分が答弁になっていないと私も考えます。その部長の発言については、最初の部分も質問の内容であり、原課に言った部分は、この「副市長が」から「詳しくお聞かせください」が全部質問でございます。そういうふうに私は打ち合わせをさせていただいております。

(発言する者あり)

(「詭弁を言うのならだめだよ」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) どうですか。今回の出席、欠席に関して、その前に今、おたるドリームビーチ、パークゴルフ大会云々と書いてあるのは質問になっていないということですが、言っております。そして、結びが今回の出席、欠席に関して市長の判断の根拠云々というふうになっておりますので、私の判断でも、これはパークゴルフ大会も含まれているのかなという気がいたしますけれども。

(「あえて削る必要ないでしょう」と呼ぶ者あり)

(「どっちも見ればわかる」と呼ぶ者あり)

(発言する者あり)

(「議長」と呼ぶ者あり)

**○議長(横田久俊)** 市長。

**○市長(森井秀明)** 今、総務部長からお話がありましたけれども、今回の出席、欠席についての私自身の判断の根拠、そして意思決定の過程について具体的に、かつ詳しくお聞かせくださいという御質問でしたので、具体的に一つ一つの事象ではなくて、私自身がなぜこの件についてどう判断したのか、それについての答弁をさせていただいておりますし、また、両小樽会との深いつながりを持っていただけるようにということでそのことも加味し、総合的に判断したものと答弁させていただいております。

(発言する者あり)

です。具体的には細かい点についてお聞きになるのであれば、再質問でも私はよろしいかというふうに思いますので……

(発言する者あり)

答弁漏れではないと思っております。

**○議長(横田久俊)** お静かにしてください。市長も私に言うのではなくて、議員に言っていただければと思います。

少しお待ちください。

(発言する者あり)

お静かに願います。

今、事務局と協議をいたしました。先ほど山田議員が復唱しましたように、おたるドリームビーチとパークゴルフ大会を例示として挙げております。そして、その後に今回の出席、欠席に関して市長の判断云々の根拠をお知らせくださいとなっておりますので、通常は例示を挙げたどちらの部分も出席しているわけですから、出席の部分のこれを優先したということが答弁の中にあればよかったですかと思いますが、議会議事運営上、再質問でしっかりと答弁いただいでください。

(「議長、15番、議事進行について」と呼ぶ者あり)

**○議長(横田久俊)** 15番、濱本進議員。

**○15番(濱本 進議員)** ただいま市長の発言の中に、この本会議を指揮統括する議長の権限を侵すような発言があったように私には聞こえました。議長におかれましては、ただいまの市長の発言の内容を精査して、もしそれが不適切であるということであれば、削除を議長の権限において行っていただきたいと思いますが、よろしく願いいたします。

**○議長(横田久俊)** 具体的に言ってください、それは皆さんも関心があるでしょうから。

(「議長、15番」と呼ぶ者あり)

**○議長(横田久俊)** 15番、濱本進議員。

**○15番(濱本 進議員)** 私には、市長そのものが山田議員の指摘に対して、それは再質問で行ってくださいと、本来それは議長が言うべき発言であって、市長がこの本会議場で述べるべき発言ではありません。不適切です。ですから、今は私の聞いた記憶ですから、きちんと録音もしていると思いますので、その点を精査いただきたい、そういうことです。

**○議長(横田久俊)** 記憶が、事務局もしてくださいと言ったのか、していただければと言ったのか判断がありません。議事整理権は私にありますので、濱本議員の指摘のように再質問に入ることを勧告す

るのも私の仕事だと思いますが、市長には残念ながらそういう権限はないわけです。御指摘のとおりですが、その文言が正確でないので、その部分だけですので、文言を精査したいと思います。

ですので、若干の休憩をとります。

**休憩 午後 2時53分**

**再開 午後 4時10分**

**○議長（横田久俊）** 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

この際、議長から一言申し上げます。

休憩前の濱本議員からの議事進行について精査をいたしました結果、市長発言の中で、「再質問でも私はよろしいかというふうに思います」云々という語彙がございました。これについては、休憩前にも申し上げましたように、再質問あるいは再々質問の許可も含めて議事の整理権は私、議長にありますので、これについては市長に注意を申し上げます。以後、こういうことがないようにお気をつけいただきたいと思います。市長、よろしいでしょうか。

**○市長（森井秀明）** はい。

**○議長（横田久俊）** 何かお話があるのではなかったですか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**○議長（横田久俊）** 市長。

**○市長（森井秀明）** 行き過ぎた発言だったようで大変失礼をいたしましたけれども、私たちは答弁漏れとは考えておりませんでしたので、その点についての配慮をいただきたいということから発言を先ほどさせていただきましたので、その点についてはどうぞよろしく願いいたします。

（「だめでしょう」と呼ぶ者あり）

**○議長（横田久俊）** 再質問ということに触れたということで、以後、気をつけていただきたいということで、内容といいましょうか、山田議員については、この後、申し上げますけれども、再質問あるいは再々質問など、議事の進行にかかわることについては市長にお気をつけいただきたいという私の注意でございますので、それについてきちんとお話をいただきたいというふうに申し上げたところなのですが。

（「申しわけございません、以後、注意しますでいいですから」と呼ぶ者あり）

今後のことも含めてですね。

（「先ほどと同じですけれども」と呼ぶ者あり）

（「議長」と呼ぶ者あり）

**○議長（横田久俊）** 市長。

**○市長（森井秀明）** 先ほどもお話しさせていただきましたけれども、行き過ぎた発言だったと思いますので大変失礼いたしました。

（発言する者あり）

**○議長（横田久俊）** 2点目ですが、山田議員の質問に対して答弁漏れがあったのかという議論になりました。これも精査をさせていただきましたが、双方の確認の仕方が完璧ではなかったということもありまして、これも事務局を含めて整理させていただきましたが、山田議員にも了解を得ましたけれども、答弁漏れということではなくて、再質問で今の部分に触れてやっていただくということで御了解を得ましたので、これより再質問に入させていただきます。

(「議長、23番」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 23番、山田雅敏議員。

○23番(山田雅敏議員) それでは、この質問要旨、1ページ目の最後の部分であります。この部分とあわせて、現在、欠席する判断をしたことについてどのようにお考えなのかお聞かせください。これから再質問をしてみたいです。

それと、今回、副市長が出席した部分であります。副市長については、市長が議会の同意をもって任命する存在であり、市長とは根本的な立ち位置や役割が、そういう部分が違うはずで。この関西小樽会、東京小樽会、こういうところには市長の人脈づくり、この部分はすごく重要だと思います。副市長の人脈づくりではありません。優先するとの市長の答弁は説明不足であり、私としても理解ができません。この点をもう一度しっかり答弁を求めます。

また、副市長が代理出席した過程についてもお聞かせください。

それと、今さらながら人事案についてです。

この人事案については、元市議会議員としての4年間の記憶が残っていたにもかかわらず、その間、その後の8年間、退職されている方もいます。かわりに新しく入った方もいます。これを作成するためには、そういうことも考慮に入れてされたのか、その点をお聞かせ願いたいと思います。

それと、後援会通信に関連してです。

実は、きょう、この後援会通信の質問書が後援会幹事長に受け取られずに封筒が返ってきました。このことについて、再度本当に誠実に対応するのであれば受け取っているはずだと私は思います。私は、市長が誠実に対応しているとは考えていません。その点について再度お答えください。

それと、次に、通常の組織や後援会について、御答弁では記者クラブで調整していますと。そのことについて、どのような内容でいつまで記者クラブと調整するのか、その点を明確にお答えください。

それと、貸出ダンプについてお伺いします。

現在、このダンプトラックの配車権が市にあるという根拠を、ただいまの答弁では、契約書面に前日まで必要台数を市から業者に連絡するとのことでした。しかし、それは数量の指定であり、どの団体のトラックを個別具体的に指定して注文するというわけではないわけであり。ましてや、市がどの団体のどのトラックを何台配車するか、そういう権利が明確に示されているものではないと私は考えます。私が聞いているのは、そういう明確な根拠があるかどうか、その点をもう一度明確にお示しください。

教育委員会にお聞きします。

最終項で、審議の次期学習指導要領のまとめ案、最終的には地域の協力だとか地域の工夫をされるということですが、具体的にどういうことで地域の協力を求めるのか、また、地域でどういう工夫をして、このような次期小樽の主役者である子供たちをどのように育てていくのか、その点を明確にお答えください。

それと、先ほど市長がおっしゃったことですが、「総務部長からもお話がありましたけれども、今回の出席、欠席についての私自身の判断の根拠、そして意思決定の過程について具体的に、かつ詳しくお聞かせくださいという御質問でしたので」という、これが「再質問でも私はよろしいというふうに思いますので」という答弁、この部分がかみ合っていないと思います。誠実に答弁することが議会に対する根本的な市長の態度であると思います。答弁漏れに対する市長の発言については、私は矛盾していると思います。

それと、パークゴルフ大会に市長が出席して、東京小樽会、関西小樽会に副市長を代理にしたわけをお聞かせ願いたいと思います。

以上、再質問についてお聞きします。

○議長（横田久俊） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 市長。

○市長（森井秀明） 山田議員の再質問にお答えします。

私から答弁したこと以外におきましては、各担当より答弁をしますので、よろしくお願いたします。

私自身聞き漏らした部分もあるかもしれませんので、恐縮ですが、答弁が行き届いていない場合は御指摘いただくと助かります。

まず、1点目の欠席する判断をしたことについて、現在、どのように考えているかということかと思えますけれども、そのときの判断と今も変わっておりません。そのときの判断でよかったというか、対応はそのとおりにして私としては現行においては、そのときの判断は間違っていなかったというふうに思っているところでございます。

（発言する者あり）

欠席する判断をしたことについてどのようにお考えなのか、現在はということなので今のように答弁させていただいております。

そして、2点目の副市長が関西・東京両小樽会に出席させていただいておりますが、本来だったら市長が行くべきだろうと、それに伴う、どうしてそのようになったのかの過程をお聞きになられたと思うのですが、過程については、先ほど来お話しさせていただいたように、やはりおたるドリームビーチにおいて2年前に事故が起き、それに伴う再開が2年ぶりに行われたということで、私自身はそれについて、その一日、非常に重要な日であると認識をしておりました。そのことを秘書課はもちろんですけれども、副市長にもそのお話を改めて相談させていただき、また、先ほども答弁しましたけれども、両小樽会と副市長もつながることによって、私だけではない、より幅広い市政と両小樽会との関係が深まる、そのような考えもあったことから、相談の結果、私なりに7月9日のことを副市長等も受け入れていただいて、結果的にそのような判断に至ったというところでございますので、これで具体的な過程という表現になるかはわかりませんが、そのような経緯があったというところでございます。

そして……

（「パークゴルフ大会の日は」と呼ぶ者あり）

パークゴルフの話は最後に質問されていますよね。よろしいですか。

それと、後援会通信のことにおいて適切に対応したのかということかと思えますけれども、先ほども答弁させていただきましたが、後援会幹部の方には、その旨をしっかりお伝えしておりますので、私なりにしっかりと対応させていただいているところでございます。

それと、ホームページのいつまでという件だったかと思えますけれども、この件につきましては、私どもからは、記者クラブに事前にそのことで調整させていただいて、そういうふうに注釈を入れるという形で対応したいと思っておりますということで、申し入れをさせていただいているところでございます。その後において、その訂正のあり方または注釈の入れ込み方も含めて、まだ記者クラブの方々にその形でよいということのお返事をいただいているものから、現状においていつまでということは、恐縮ですが、答えることはできません。しかしながら、今後においても記者クラブの方々に理解を得るような必要があると思っておりますので、それについては今後も対応していきたいというふうに思っているところでございます。

それと、私からは、パークゴルフ大会のことについてでありますけれども、先ほど来お話しさせてい

ただいているように7月9日の件が大変重要な日だというふうに思っております。その日が関西小樽会の開催日と重なっていたところですから、関西小樽会と東京小樽会、どちらかだけ行ってということにはやはりならないということもあって、私自身は副市長に結果的に両方行っていただくということで、そのようなことを加味したところではございますけれども、パークゴルフ大会自体は、山田議員自身も小樽パークゴルフ協会の役員の方と私のところに来られて、ぜひ主要大会には出席してほしいという要請をいただいているところがございます。ですから、私自身は、もちろんそのことも念頭にありました。ですから、ほかにもさまざまそういう細かいお話も含めて総合的に判断をさせていただいたところがございますので、御理解をいただければというふうに思っております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 建設部長。

○建設部長(相庭孝昭) 山田議員の再質問にお答えいたします。

貸出ダンプの配車権が市にあるのかということでございます。その配車権という権利云々ということではなくて、私どもは運送事業協同組合、各組合と、先ほど答弁がありましたとおり除排雪機械賃貸借及び運送契約書というものを締結してございます。ということは、お互いの組合、それから市との同意が成り立っているということでございます。そういったことの中で、私どもが配車するに当たっては、台数、日にち等を通知するというようになっております。ですから、私どもがいつ行ってくださいということ指定しますということは、この契約の中でお互いの了解があることだというふうに理解しております。

ただ、事前にこういう考え方の中で一般論として配車をしていきますと、ことしについてはこういう考え方だから配車していきますということについては提案して御理解をいただいて、御同意をいただいて契約をしているというふうに考えているところでございます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 教育長。

○教育長(林 秀樹) 山田議員の再質問にお答えさせていただきます。

中間まとめ案におけます部活動の社会とのかかわりについて、本市では地域の協力をどう得ていくのか、どう工夫をしていくのかということかというふうに理解しております。

詳細につきましては、今後示される内容によりまして検討することになりますけれども、具体的に考えられるということでは、中学校の部活動指導につきましては一定の技量が必要だということが考えられますので、例えば過去に指導歴のある方や高校や大学において競技歴のある方に学校支援ボランティアになっていただく、そういうことや、各種スポーツ団体からの派遣をしていただく、現役の大学生で部活動をしている方に応援していただくなど外部指導者の支援をお願いすることや、もう一方で博物館、美術館の学芸員などを派遣して、科学部でありますとか美術部、そういった指導に参画をしてもらうというようなことなどが現段階としては考えられるのかというふうに思っております。

いずれにいたしましても、今後、具体的にどういう取り組みが可能なのか、国や道の方向性も参考にしながら検討していく必要があるというふうに考えております。

○議長(横田久俊) 少し聞き取れなかった部分があるのですが、人事について何かお話しされましたよね。それについては。

(発言する者あり)

私も聞き取れなかったのです。もう一回、人事の部分のところお願いできますか、再質問の範囲で。

○23番(山田雅敏議員) この人事の件については、元市議会議員として4年間の記憶が残っていた

にもかかわらず、後のこの8年間の間に、この間、退職されている方もおり、かわりに新しく入った方の情報、そういうものもどういうふうに収集したのかということ聞いております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

**○議長(横田久俊)** 市長。

**○市長(森井秀明)** 答弁漏れの部分について答弁させていただきます。

退職者の件につきましては、8年間においても、私なりにですけれども、ある程度把握はできていたところでございます。しかしながら、新人で新たに入られた方々は把握をしておりません。私自身は今回の人事、昨年もそうですけれども、管理職の範囲の取り組みについてのお話ですので、新規に入られた方々に対しては情報収集もしておりませんし、その点については対応はできておりません。

(「議長、23番」と呼ぶ者あり)

**○議長(横田久俊)** 23番、山田雅敏議員。

**○23番(山田雅敏議員)** 再々質問します。

最初、市長はパークゴルフについて云々と言っておりました。これについては、副市長にも以前お願いという形で行ったこともあります。そういった意味では、必ずしもこのパークゴルフが優先するわけではございません。市長は、私からのお願いだから重点的に出席しなければならないというような意味合いで御答弁をされたと思います。決してそういうわけではなく、私は、このパークゴルフ大会に出席することは、ほかにも優先する順位があれば、その後ということで常々言っております。

それで今回、市長がそういうふうに強く私に言うのであれば、やはりその重要さ、どちらに行くべきか、それを判断されたのは市長自身の責任であります。その部分について市長の責任をもう一度お聞きいたします。

それともう一点、後援会通信に関してです。市長は、再度後援会の方々には適切にまたいろいろとお話をされているようでありますが、これで何回目ですか、後援会通信を送って戻ってきたのは。

(発言する者あり)

市長、わかりますか。本当に我々がそういうふうはこの議会で市長にこういうことをお伝えするのですが、我々は2度、3度出しております。その点、後援会通信に対してもう一度、我々の質問書を受け取るよう促していただきたい、この2点をよろしく願います。

**○議長(横田久俊)** 理事者の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

**○議長(横田久俊)** 市長。

**○市長(森井秀明)** 山田議員の再々質問にお答えさせていただきます。

2点あったかと思うのですが、2点目は要望ということでしょうか、であれば1点目について答弁をさせていただきますけれども、まず、先ほど来お話をさせていただいておりますけれども、私、本年について、7月9日において最優先すべき出来事というのは、やはり飲酒運転の根絶の条例が昨年できて、その根絶条例の制定されたその根絶の日がおたるドリームビーチで事故が起きた日であったということが非常に大きい出来事だというふうに思っております。その日そのものは7月13日ではありませんけれども、しかしながら、その事故の起因となったおたるドリームビーチが昨年1年間、これが開業できなかった理由というのは建物に対しての違法状態が原因ではありましたが、しかしながら昨年行わず、事故が起きた年から初めて再開する日、これが7月9日でございます。

ですから、私自身はおたるドリームビーチの海開きに対して伺わせていただいたのは、これがおたるドリームビーチが海開きするというそのものに対しての考えももちろんありましたけれども、やは

り飲酒運転の根絶に向けた取り組みをおたるドリームビーチにおいても行われるだろうという考えもあり、それが一番重要だというふうに判断したところでございます。そして、その日と関西小樽会等と重なったということもありましたので……

(発言する者あり)

先ほどお話ししたように……

(発言する者あり)

よろしいですか。関西小樽会だけを出ないで片方だけということにもやはりならないというふうにも思っておりますし、先ほど来からお話ししているように、両小樽会とことし2月に上林副市長が就任されて初めての会ということもありましたから、それらのようなことも総合的に加味し、さらには先ほど再質問でも答弁させていただきましたけれども、パークゴルフの大会におきましても山田議員自身も役員の方と一緒に越しにられたということもありましたので、そちらだけを欠席してということにもやはりもちろんならないと思っておりますから、そのようなさまざまな要因があって総合的に判断させていただいたということですので、御理解をいただければと思います。

**○議長（横田久俊）** 後援会通信は要望だということですが、それに対して答弁といいたいまいしょうか、ございませんか。

(「要望じゃないですよ。答えてください」と呼ぶ者あり)

しっかりまた後援会に言っていただきたいという山田議員の発言だったと思いますが、何か発言は、よろしいですか。

(「ぱっぱと言えばいいのに」と呼ぶ者あり)

(発言する者あり)

山田議員の会派代表質問を終結し、この際、暫時休憩いたします。

**休憩 午後 4時37分**

**再開 午後 5時00分**

**○議長（横田久俊）** 休憩前に引き続き、会議を再開し、会派代表質問を続行いたします。

(「議長、9番」と呼ぶ者あり)

**○議長（横田久俊）** 9番、松田優子議員。

(9番 松田優子議員登壇) (拍手)

**○9番（松田優子議員）** 平成28年第3回定例会に当たり、公明党を代表して質問させていただきます。

質問に入る前に一言言わせていただきたいと思っております。

森井市長就任以来、開催される議会は、いつも混乱し続け、平成28年第1回定例会では「森井ひであき後援会通信」が問題となり、そぐわないという勝手な言い分で答弁を拒否、4会派連名の質問書にもいまだみずから答えなければいか、対応させると公言した後援会幹事長は、郵送された質問書を受け取りさえしていません。その場しのぎの言いわけをして、結局、逃げ得を決め込もうという森井市長のやり方は決して許されるものではありません。

(「そうだ、そうだ」と呼ぶ者あり)

さきの第2回定例会では、市長の公用車使用についての私的利用について種々議論が交わされました。そして、市長は、公用車の私的利用を初めとして7件の動議を出されたことに関する発言の中で、私は平日も週末も関係なく多くの公務を取り組ませていただいているところですが、死を重んじている私も

公務だけというわけにはいかず、公務と公務の間に時間をつくって法要に立ち寄らせていただきましたという趣旨を述べ、これは社会通念上、許される範囲内だと、一旦は私的利用を認めながらも公用車使用を正当化しようとした。しかし、私は、それはあくまでも市長のお考えであって、どうしても法要に行かなければならないほど市長にとって大切に、市長を心から応援してくれていた方ならば、また、市長の激務を知れば知るほど公務を優先せよと言ったのではないか、そして市長としての責務をしっかりと果たすことが、その方への真の供養になるのではないかと考えます。

また、同じく市長は、この発言の中で、数々の答弁漏れや答弁の訂正が求められることについても、職員とともに何時間も時間をかけ、時には夜中まで一緒に答弁書をつくって日々真剣に取り組んでいると述べていますが、この発言は、ともすれば時間がない中、一生懸命やっているのだから答弁漏れや訂正があっても許されるととられかねません。

市長というのは、市民の皆様が安心して暮らせるまちづくりをするリーダーです。確かに4年間、市議会議員を経験したとはいえ、初めて市長になったのですから、その御苦労たるや私たちの比ではないと思います。ですから、さきの総務常任委員会で森井市長就任時の総務部長は、就任1カ月で覚えることがいっぱいあり、各部との勉強会を優先させたいという市長に、人事に関する打ち合わせは土日でもいいですよとお伝えしたと発言されています。そして、いつ市長から聞かれてもいいように待っていたのですが、市長からのアクションはありませんでした。

また、議会の答弁書は職員も一緒に作成しているのですから、市長だけが夜中まで働いているわけではありません。個人的時間がとりづらいことは、市長になる前からわかっていたはずで、まして、8年間も市長になるために朝晩、雨の日も風の日も雪が降ってもコートも着ないでつじ立ちし続けたではないですか。中にはその姿に感動し信頼し支援された方もいると思いますが、これらの発言は、その方たちを裏切ることになりませんか。猛省を促して本題に入らせていただきます。

市長の政治姿勢に関連して気になることがあります。それは、市長公務における代理出席についてです。

この代理出席については、本年4月の手宮中央小学校の開校式に欠席し、副市長が式辞を代読したことで問題になりました。

そこでお伺いいたしますが、市長就任以来、本来市長が出席すべきところを欠席し、副市長などが代理出席した行事、会合等ほどのくらいあるのかお聞かせください。

市のホームページでは、市長の行動予定が毎週アップされておりますが、ところどころ代理出席と表示されていることがあります。この表示は、本来、市長が出席すべき会合等に出席できないときや、会合が重複するなどあらかじめ代理出席を決めたときに表示されると思いますが、代理出席をさせるかしないかの基準、行事、会合等が重複した場合の市長出席の優先順位についてお聞かせください。

特に私が気になったのは、本年7月9日に行われた関西小樽会総会・懇親会、7月10日に行われた東京小樽会総会・懇親会に代理出席と既に表示されていたことです。両会は、小樽市からの参加が容易なように、毎年この時期の土日に開催され、会が発足して以来、市長が欠席したことはないとも聞いていますので、会議が重複した場合は、この会の出席を優先させていたということになります。それなのに今回、森井市長が初めから欠席しなければならないと判断した理由についてお伺いいたします。

関西小樽会のホームページを見ますと、関西小樽会は、小樽市経済部企業誘致室より依頼があり設立となっており、会長の挨拶の中に「若年人口の減少という全国共通の宿題を抱えながらも、何とか「観光宣言都市」として生き残りを図ろうという市の課題に、微力ではあっても関西から何か発信して行くという活動も行っています」とありましたが、関西小樽会、東京小樽会の設立した経緯、目的につい

てお示してください。

今回、両会に参加された方の声として「会を重ねるごとに多くの会員の方々と顔見知りができた」とありましたが、市長は昨年初参加であったことを考えると、今回参加することがこれからの小樽を思う強くて熱い気持ちを持っている方たちとのきずなを深める絶好のチャンスではなかったでしょうか。まして、関西小樽会はこちらからお願いして設立してもらった会であり、日程もあらかじめ決まっていたのですから、代理出席ではなく市長みずからが出席すべきであったと考えますが、市長の御見解をお聞かせください。

市長も御存じのとおり、私は、市の職員を38年間務めさせていただきました。一般事務職の場合、4年から5年で異動になりますので何回異動を経験してきたかはわかるはずですが。一般職でしたから役職者との比較はできませんが、新しい仕事になれるまで苦勞しました。職場によっては異動時期が繁忙期と重なり、また、異動前と後の仕事に関連性に乏しく転職したい気持ちになったことも一度や二度ではありません。しかし、市職員になった以上、異動は当然で希望どおりの部署に行けないことも承知でした。

市長は、昨年度の異動を適材適所と言いましたが、適材適所というなら、その異動者の中からすぐに降任希望者が出るでしょうか。市長は、降任希望者が続出していることについて、本年第1回定例会における我が党の斉藤陽一良議員の代表質問への答弁では「これからも職員が降任を申し出ることがないよう、適材適所の観点に立って人事配置に努めてまいりたい」と述べていますが、本年4月の人事異動でも管理職の降任が続出し、さらには、それが全員昨年の人事異動者でした。それは、本人にとっての適材適所ではなく、市長が勝手に判断した適材適所であったからではないでしょうか。このことについて再度御見解をお聞かせください。私は、客観性に乏しい人事異動を行った結果が異常と思われる降任者の続出につながったと考えています。

そこで、希望降任制度についてお伺いいたします。

まず、小樽市で希望降任制度ができた経緯についてお聞かせください。市長は、さきの総務常任委員会で申出者全員に面接して了承したと述べておりますが、慰留した人はいなかったのでしょうか。降任希望者の申し出から発令されるまでの流れについてお示してください。

理由は推察するしかありませんが、昨年のお二人については人事異動の直後でしたので、それが影響していることは間違いなくと思います。降任希望申出者を提出する人の気持ちも考えてください。御本人は悩みに悩んだ末、降任してでも他の職場への異動を希望するという苦渋の選択をしたのです。森井市長就任以来、課長職以上からの降任者は6人とお聞きしていますが、この制度ができてから現在までの降任者の年度ごとの人数を役職別にお示してください。

市長は、このような状況下にあっても、まだ職員の士気は下がっていないとお考えですか。

そこで、これに関連して、お伺いいたします。それは、職員ストレスチェックについてです。

改正労働安全衛生法に基づき、昨年12月から50人以上の労働者がいる事業所にストレスチェックが義務づけられました。ストレスチェックとは、端的に言えば自分のストレスの状態を知ることでストレスをため過ぎないように対処し、メンタルヘルス不調を未然に防止するための仕組みで、本年11月30日までの間に1回目のストレスチェックを実施することになっています。正社員だけではなく1年以上働いているパートやアルバイトも入るということですので嘱託員、再任用職員も該当すると思いますが、小樽市の場合、対象者はどのくらいで、どのように取り組んだのかお伺いいたします。

聞くところによれば、このストレスチェックを受けるかどうかは本人が選択し、受けない場合は理由が必要とのことですが、未提出者の把握はどこが行うのでしょうか、また、提出がない場合は、どのよ

うな取り扱いになるのでしょうか。お聞かせください。

また、質問票については国のモデルを使ったのか、それとも市独自で作成したのか、それから質問票の作成方法とあわせて職員への配付はどのようにされたのか、配付方法についてもお聞かせください。

質問票の回答は守秘義務の観点から扱いは慎重にしなければなりません、どのような方法で回収を行うのか、回収方法についてお聞かせください。

また、回収された質問票は誰がチェックするのか、そのチェック方法についてもお伺いいたします。

また、このストレスチェックの結果は市役所内で押さえていくのか、国の機関などに報告義務があるのかお聞かせください。

このストレスチェックが事業主に義務づけられた背景には、さまざまなストレスを感じながら働き、体調不良を訴える労働者がふえてきていることもその要因ではないかと考えます。このストレスチェックにより市職員のストレスが多いと判断された場合、小樽市としてこのストレスチェックを今後どのように生かしていくのか、お考えをお聞かせください。

**○議長（横田久俊）** 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**○議長（横田久俊）** 市長。

（森井秀明市長登壇）

**○市長（森井秀明）** 松田議員の御質問にお答えいたします。

ただいま、私の政治姿勢について御質問がありました。

初めに、市長公務の代理出席についてですが、まず、市長就任以来、公務等の都合により代理出席をお願いしたものは42回となっております。

次に、代理出席の基準と行事や会合が重複した場合の優先順位につきましては、代理出席に関しての基準は特に設けておりませんが、公務が重複した場合には、その行事や会合の重要性や欠席した場合の影響を考え、過去の出席動向などを総合的に勘案をした上で、副市長や担当部と調整をし、優先させる行事や会合等の判断をしております。

次に、関西小樽会や東京小樽会の総会・懇親会を欠席しなければならなかった理由につきましては、一昨年におたるドリームビーチで飲酒運転による大きな死亡事故があり、その起因となったドリームビーチが2年ぶりの再開となったことから、その海開きの日については小樽から離れるべきではないと考えておりました。

また、本年2月に上林副市長が新たに就任してから初めて東京と関西の両小樽会が開催されることもあり、私との関係のみならず副市長も両小樽会と深いつながりを持ってもらえるように、そのことも加味をし、総合的に判断をしたものであります。東京と関西の両小樽会は、本市を応援していただける大切な団体であると認識をしておりますので、今後も両小樽会が主催、開催した行事などには積極的に参加したいと思っております。

次に、関西小樽会、東京小樽会の設立経緯、目的につきましては、関西小樽会は昭和62年6月に当時の本市経済部からの要望により、本市の発展希求などを目的として設立をされました。その後、平成6年には大阪に事務所が開設され、関西地区における企業誘致の推進、小樽物産の販売促進、観光宣伝と観光客誘致などの拠点として活動を開始したものであります。

また、東京小樽会は昭和37年に前身であります在京小樽人懇談会が結成され、小樽出身者の友情の場とするとともに、在京者が結束して小樽をあらゆる方面から応援するという趣旨、目的で、その後、同会を発展的に解消して昭和51年6月に東京小樽会を発足、同年9月に設立総会を開催しております。

次に、関西小樽会、東京小樽会は代理ではなく私みずからが出席すべきであったとのことにつきましては、関西小樽会、東京小樽会は、ともに重要な会と認識をしておりますが、その時々の方々の公務の事情により判断すべきと考えております。

次に、適材適所の人事異動についてですが、まず、降任者と適材適所の配置との関係につきましては、本年度の人事異動に当たり、管理職については、新たに留任内申書を設け、全て内申書をベースにしたほか、昨年度の約1年間で私自身が見て、そしてまた、お聞きした御意見も加え、私なりに改めて整理した情報も活用し、適材適所の配置に努めたところであります。結果として、降任された方々には事前に私も直接事情をお伺いして、その個々の理由についてはやむを得ないと判断したものでありますので、降任が適材適所ではなかったということに直接的につながるものではないと考えております。

次に、希望降任制度ができた経緯につきましては、この制度は、小樽市職員希望降任制度実施要綱を制定し、平成20年7月1日から施行しているものであります。その当時、下位の職への降任を希望する職員があらわれてきていること、また、道内他都市においても同様の制度を設ける機運が高まっていたことなどが要綱制定の背景として挙げられます。それ以前におきましても降任の例はありましたが、画一的な手続方法等がなかったことから、その方法を定め、新たな制度として立ち上げたものであります。

次に、降任申出者に対する慰留につきましては、この申し出は、職員が係長職以上であり、所定の様式に必要事項が記載されていれば職員課で受理することとなりますが、受理したことで降任が決定となるわけではなく、その個々の事情を確認し、職員の健康保持と組織の活性化を図る上で必要と判断されれば、次の定期異動の中で降任の発令をするということになります。私は、この個々の事情を確認する段階で、管理職からの降任の申し出があった者全員と面接をしたものであり、その際、その全てに対し慰留に努めたところであります。しかしながら、その事情確認の中で、最終的にはやむを得ないものと判断し、降任の発令に至ったものであります。

次に、希望降任制度を利用した降任者の年度ごとの人数等につきましては、平成22年度、課長職から係長職へ1名、23年度、係長職から主任職へ2名、25年度、係長職から主任職へ1名、27年度、次長職から係長職へ1名、課長職から係長職へ1名、係長職から主任職へ1名の計3名、28年度、次長職から主任職へ1名、課長職から係長職へ2名、課長職から主任職へ1名、係長職から主任職へ2名の計6名となっております。

次に、職員のストレスチェックについてですが、本市においては水道局及び病院局の地方公営企業は別に実施する事業者となっておりますので、それ以外の部分でお答えをさせていただきます。

まず、対象者数につきましては、正規職員のほか再任用職員、嘱託員を合わせ約1,670名となります。この間、安全衛生委員会において協議をし、小樽市ストレスチェック制度実施要綱を定め、本年は9月から10月にかけて実施する定期健康診断とあわせて委託により実施することとしております。

次に、ストレスチェック未提出者の把握につきましては、実施者である産業医、実施事務従事者である職員課の特定の職員が把握することになります。未提出者に対しましては、実施者及び実施事務従事者が全ての職員がストレスチェックを受けるよう勧奨することとなっております。

次に、質問票につきましては、質問の標準的な項目としまして、国は57項目から成る職業性ストレス簡易調査票を推奨しておりますので、そのモデルを使用することとし、その作成については、定期健康診断と同じ健診業者に委託をしております。

また、職員への質問票の配付方法につきましては、定期健康診断の受診票とあわせて配付をしております。

次に、質問票の回収方法等につきましては、各職員に質問票とともに提出用封筒を配付しており、封緘した上で実施事務従事者が回収することになっております。

また、回収した質問票は開封をせず委託業者に送付し、その業者がチェックを行うこととなります。そのチェック方法につきましては、質問票の各項目に対する回答を点数化し、心身のストレス反応、仕事のストレス要因及び周囲のサポートの三つのカテゴリーごとに評価し、高ストレス者を選定することとなっております。

次に、ストレスチェックの結果につきましては、個人の結果については、市への結果提供の同意がない限り、実施者である産業医を除き市としては把握することができないこととなっております。

ただし、集団分析については、実施者が制度担当者である職員課長に対し、個人が特定されないようにした上で、課、室ごとに分析をした結果を提供することになっておりますので、集団分析の結果は把握可能となっております。

なお、水道局や病院局を除きますと、市は基本的に労働基準監督署の適用職場ではありませんので、国の機関等への報告義務はございません。

次に、職員のストレスが多いと判断された場合につきましては、いわゆる高ストレスと判断された職員には、産業医が面接指導を勧奨し、その面接指導の結果を勘案して、必要があると認めるときは、市として就業上の措置を行うことなどにより個人のストレスを軽減していくこととなります。

また、職場としてストレスが多いと判断された場合には、必要に応じまして職場環境の改善に向けた措置を講ずることとなります。

ストレスチェックの結果につきましては、今後、職員がより働きやすい環境づくりに生かしてまいりたいと考えております。

**○議長（横田久俊）** 次に、第2項目めの質問に入ります。

（「議長、9番」と呼ぶ者あり）

**○議長（横田久俊）** 9番、松田優子議員。

（9番 松田優子議員登壇）

**○9番（松田優子議員）** 第2項目め、平成27年度小樽市財政健全化審査意見書では、実質公債比率及び将来負担比率について早期健全化基準に該当する基準を下回っており、両比率とも改善が見受けられることは、これまでの健全化に向けた取り組みの成果であると評価されつつも、老朽化施設等の更新の必要性が高まるなど、財政負担の増加も懸念され、中・長期的な視点に立ち、計画的な事業の実施に努めることが肝要との意見が述べられています。

道内の市で最も古い本庁舎を持つ小樽市ですが、平成26年度に実施した耐震診断の結果では、震度6強以上の地震で倒壊のおそれがあると判定されています。しかし、このたびの補正予算では、庁舎建設資金基金積立金として1,000万円の補正が組まれています。これまでの額と合わせても約4,550万円にしかありません。議案説明の際、これではいつまでたっても進まない、もっと議論すべきだと我が党から指摘させていただきましたが、どのような議論があつてこの金額になったのか、改めてこの1,000万円の補正金額の根拠をお示してください。

小樽市の場合、この市庁舎に限らず市民会館、総合体育館、市庁舎別館も大きく耐震基準を下回っています。小樽市には、ほかにも改修すべき公共施設があり、財政難の中で庁舎だけ先に建てかえたり補強はできないと考えているようですが、市庁舎の場合、災害時の拠点になる建物であり、今後どうするのか早急に検討すべきではないでしょうか。識者からは、災害時の司令塔となる役所が潰れば住民は混乱し、復旧もおくれる。住民の反発を恐れず、ほかの公共施設に優先して庁舎を耐震改修し、すぐに

できないならば代替施設を確保する必要があると指摘する声もあります。市長は、どのように認識しているのか御見解をお聞かせください。

人口減少とともに少子高齢化も進み、市税収入が伸び悩む反面、社会福祉を充実させるための扶助費の増大により財政面が厳しくなります。

また、人口の減少や人口構造の変化は公共施設の需要や利用状況にも影響を与えることも事実です。今後の対応、取り組みを考えるに当たって今年度中に公共施設等総合管理計画を策定すると聞いていますが、その進捗状況をお聞かせください。

先日、小さな子供を持つ母親から、市のある施設のトイレについて苦情が寄せられました。トイレに入ったら便器の中が真っ赤で、びっくりして用を足さずに出てきたといいます。担当者に聞くと、水道管が老朽化しており、その赤水で便器が染まっているだけで衛生上は問題ないという回答でした。しかし、ここは親子連れが多く来訪する場所であり、母親たちは、市の施設なのにあんまりだよねとあきれいていたといいます。

そして、この水道管の老朽化による赤水問題につきましては、市庁舎でも出始めています。このたびの補正予算では、電源立地地域対策交付金を活用して市立保育所環境整備事業費として698万6,000円が計上されています。電源立地地域対策交付金の交付対象事業に公共用施設整備事業があることから活用したとの説明がありました。これは道路、水道、スポーツ施設、教育文化施設などの公共用施設の整備、維持補修、施設維持管理運営のための事業ですが、この電源立地地域交付金については次年度以降も申請すると交付されると伺っています。今後は、この交付金の活用を視野に入れて公共用施設整備事業として検討していただきたいと思いますが、御見解をお聞かせください。

ともあれ、歴史があるまちであるがゆえに、公共施設の老朽化は待ったなしです。計画策定に当たっては多くの課題を抱え、その一番の問題は財源であり、何を優先させるのか市長も苦慮すると思いますが、早急な検討をよろしく願いいたします。

**○議長（横田久俊）** 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**○議長（横田久俊）** 市長。

（森井秀明市長登壇）

**○市長（森井秀明）** ただいま、老朽化施設等の更新について御質問がありました。

まず、庁舎建設資金基金積立金の補正額を1,000万円とした根拠等につきましては、第3回定例会に向け、庁内で市庁舎建設に向けた方向性や計画的な積み立ての必要性などを議論しましたが、今年度につきましては、公共施設等総合管理計画を策定中であるとともに、市の公共施設全体の中で考えることが必要であるとの判断から、これまでと同様の1,000万円を計上したところであります。

次に、市庁舎建てかえの早期検討につきましては、私といたしましても、このたびの熊本地震の状況を鑑みますと、本庁舎の耐震化や建てかえは早急に検討すべき課題であると認識をしております。しかしながら限られた財源の中、市民の皆様にとって優先的に更新されるべき施設を見きわめていかなければならないものと考えており、年内に策定する公共施設等総合管理計画との整合性を図りながら、本庁舎についても必要な検討をしてまいりたいと考えおります。

次に、小樽市公共施設等総合管理計画の進捗状況につきましては、これまで計画の対象施設に関するデータ収集や分析、市民意向調査を実施するとともに、公共施設等マネジメント庁内検討委員会及び連絡会議を各3回開催し、本市の公共施設等の現状と課題や今後の公共施設等の管理に関する基本的な方針など、計画内容について議論を重ねており、現在、年内の策定を目指し、業務を進めているところで

あります。

次に、電源立地地域対策交付金の次年度以降の活用につきましては、本市の公共用施設の老朽化は着実に進行しており、これらの施設への計画的な対応は今後の重要な課題と認識をしておりますが、本交付金にはさまざまな交付対象事業がありますので、そのうちの一つである公共用施設整備事業への活用も視野に入れ、各年度の予算編成に当たって事業の優先度合いを勘案して総合的に検討を進めてまいりたいと考えております。

**○議長（横田久俊）** 次に、第3項目めの質問に入ります。

（「議長、9番」と呼ぶ者あり）

**○議長（横田久俊）** 9番、松田優子議員。

（9番 松田優子議員登壇）

**○9番（松田優子議員）** 第3項目め、除排雪問題についてお伺いいたします。

8月24日に開催された建設常任委員会において、市長は今年度の除雪業務共同企業体の構成条件を3社以上にするという方針を出されました。これは、ことしの夏に道路除雪登録業者に対し、本年度の除雪業務への参加意向を確認したところ、意向を示したのは39社中27社しかなく、実質的に昨年度同様、入札が不成立になる地域が出るのが想定されることから3社以上としたもので、来年度は4社以上と市長はまだ4社以上に固執されています。しかし、なぜ4社以上なのか納得できる説明がありませんでしたので、ここで改めて4社以上に対する考え方を、その根拠も含め、具体的に説明していただきたいと思っております。

次に、今後の除雪業者の育成について伺います。

道路除雪登録業者が39社あるにもかかわらず今回は27社にとどまりましたが、このことについてどのように考えていますか、見解を伺います。

除雪業務を担っている企業の多く加入する小樽建設事業協会から8月1日付で森井市長に要望書が提出されましたが、この中には、昨年の入札条件の突然の変更による混乱などで市に対して不信感が増したとあり、この点においても少なからず市との溝が深くなったのではないかと懸念していますが、今後の対応についてお示してください。

同じく、市長は建設常任委員会で、「新規参入も含めて業者を育てていかなければならない」と発言されていましたが、道路除雪登録業者のほとんどは建設業者です。つまり、建設業者が小樽市の除雪業務を担っており、建設業界の状況が如実に登録等の結果にあらわれ、除雪体制に大きな影響を与えると私は認識しています。特に懸念されるのが、共同企業体の代表者要件を満たす業者の減少です。代表者要件の中で小樽市建設工事指名競争入札参加資格者名簿において、工事種別「土木一式工事」または「ほ装工事」で登録され、かつ「土木一式工事」A1、A2ランクもしくは「ほ装工事」の総合審査評点1,100点以上の者と記載されていますが、ここで言う「土木一式工事」A1などのランクは、どのように決定されるのか、総合審査評点の説明も含めて、小樽市の規則等に基づき、わかりやすくお示してください。

人口減少や高齢化など小樽市の現状では、今後これらの代表者要件を満たす業者が増加することは大変難しく、さらに建設関連業者についても減少傾向にあります。一般的にさまざまな業種の育成には、予算、人材、政策などが必要となりますが、市長は、何をもちょうどのように除雪業者を育てていくと言われているのか、具体的にわかるように説明してください。

次に、今回提出された平成28年度除雪費の考え方についてお伺いいたします。

今年度もこれまでと同様に降雪量がおおむね5メートル程度の気象を想定し、当初予算を除いて除雪費の補正予算が提出されました。昨年度は少雪のため予算内でおさまっていますが、最近の降雪状況を

見ると、5メートル程度はまれであると思っています。このことから以前からも議論し質問してまいりましたが、補正予算ありきの考え方は問題があると考えます。なぜ、降雪量を平均値で積算されないのか、その理由をお示してください。

次に、各項目について具体的に伺います。

除雪出動基準の見直しとガタガタ道路を解消するための路面整正の強化ですが、それぞれ400万円、880万円、合計1,280万円の増となっていますが、理由と内訳についてお示してください。

平成27年度地域総合除雪を終えて、本年4月に各共同企業体との意見交換会が行われました。その中で、除雪路線の出動基準の見直し試行では、主な意見として「朝方の降雪量が多い日以外は雪が少なかったため除雪作業は間に合った」「降雪量の割に雪山が大きくなり、幅員についても狭くなっていた」などがあり、次にガタガタ路面对策については「例年より作業回数はふえているが少雪であったから対応できたと考えている」「第2種路線の路面整正については排雪しないと難しい」などがありました。

まず、これらの意見をどのように受けとめられたのか、今年度の除雪業務の考え方にどのように反映されたのか、具体的にお答えください。

ここで気になるのは、やはり少雪だったために可能であったという意見があることです。逆に言えば多雪のときには困難だとも受け取れるわけですから、本当に積雪量5メートルの想定で対応できるのか見解を伺います。

第3種路線における除雪作業強化試行について何点が質問します。この第3種路線の除雪は市民要望が高く、これまでも議会において何回も議論されてきましたが、なぜ今回試行されることになったのか、市長の見解を伺います。

第3種路線全体の箇所数と距離及び今回試行される箇所数と距離数、さらにそれぞれの割合についてお示してください。試行される路線はどのような基準で決められたのか、また、予算額の750万円の内訳についてお答えください。

さらに、試行する除雪路線の市民周知はどのように実施されるのか、お示してください。

次に、貸出ダンプ制度についてお伺いいたします。

今回、集合住宅の通路等を見直しを行うようですが、これまで何年にもわたり市として認めてきたものをなぜ突然切り捨てるような対応をされるのか、また、なぜ周知期間を置いて平成29年度から実施されないのか理由をお示してください。

さらに、市民にはどのように周知し理解を得るのかお聞かせください。

貸出ダンプ制度については、各協同組合の方々の協力なしには継続できません。新しい配車方法の考え方を検討するのであれば、しっかりと議論をし、各協同組合の納得が得られることが必要ではないでしょうか。そして、具体的な案については議会の中で積極的に審議し、持続可能な制度への取り組みが不可欠と考えます。決して市側の勇み足にならないように要望しますが、これらについて市長の見解を伺います。

○議長（横田久俊） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 市長。

（森井秀明市長登壇）

○市長（森井秀明） ただいま、除排雪問題について御質問がありました。

初めに、除雪業務構成条件についてですが、共同企業体の構成員数を4社以上とする考え方につきましては、作業のおくれが見込まれた場合の業務の補完や将来にわたり持続可能な本市の除排雪体制を構

築するため、より多くの業者が共同企業体の構成員になることが必要であると考えており、共同企業体の構成員数については4社以上にすることが望ましいものと考えております。

次に、除雪業者の育成についてですが、まず、今年度の除雪業務に参加意向を示した業者が27社であったことにつきましては、地域総合除雪により多くの業者の皆様が参加することを望むものではありませんが、業者の皆様個々の事情から参加の意向を示した業者が27社であったものと考えております。

また、来年度に向け、より多くの業者の皆様が参加の意向を示していただけるよう取り組んでまいりたいと考えております。

次に、除雪業者に対する今後の対応につきましては、これまでも除排雪に関し、除雪業者の皆様とは意見聴取や市の考え方について説明等を行ってきたところではありますが、今後の対応としては、入札前に共同企業体を対象とした説明会を開催し、今年度から新たに取り組む施策や除排雪に関する市の考え方をしっかりと説明してまいりたいと考えております。

次に、「土木一式工事」A1などのランクの決定などについてですが、本市の指名競争入札参加資格者名簿は、小樽市指名競争入札参加資格者名簿登録規則第5条第1項に基づき、土木一式工事、建築一式工事、管工事などの業種ごとに発注金額に応じて受注可能な業者をA1、A2、B、Cなどで格付をしております。各業者の格付の決定につきましては、まず、国や都道府県が各業者からの経営事項審査の申請に基づき、完成工事高、経営規模、経営状況、技術力及び社会性等を総合的に審査をし、業種ごとに点数化した総合評定値を決定します。この各業者の業種ごとの総合評定値、同規則同条第3項の規定に基づき、過去2年間で受注した小樽市発注工事の工事成績評点を加算した合計点を本市の総合審査評点としております。この総合審査評点を勘案して、同規則同条第4項の基準に従い、格付を決定しております。

なお、この格付は2年ごとに登録、更新し、公表しております。

次に、除雪業者の育成につきましては、地域総合除雪共同企業体に構成員として多くの業者の皆様が参加することで除排雪作業の経験を積み重ね、切磋琢磨することで技術力が向上し、このように取り組むことで業者の育成が図られるものと考えております。それを具体化していくためには除雪機械の貸与による除雪業者の負担軽減、契約形態の改善等の施策が考えられますが、他都市の事例を参考に検討してまいりたいと考えております。

次に、平成28年度除雪費についてですが、まず、降雪量を5メートル程度として補正予算を積算したことにつきましては、昨年度、降雪量をおおむね5メートルとした中で、除雪第2種路線の出動基準など新たな取り組みも含めて作業量を積算し、予算を算定したところでありますが、これらの作業を分析し検証した結果、一定の効果があつたことから今年度においても昨年度と同様の降雪量を前提とした作業量をベースに新たな取り組みも加味して予算を策定したものであります。

次年度以降においては、新たな取り組みとともに現在行っている地域総合除雪全てについて検証を行い、その結果に見合う業務量を算定し、それに基づく予算について検討してまいりたいと考えております。

次に、除雪出動基準の見直しなどに係る予算が昨年度に比べ増額になった理由につきましては、除雪第2種路線の出動基準の見直しに関しましては昨年度と同様の出動回数を見込んでおりますが、人件費や除雪機械の損料等の上昇から昨年度に比べ400万円の増額になっております。

また、ガタガタ路面の解消に関しましては、昨年度に比べ3回多い出動回数を見込んでおり、出動回数の増加及び人件費、機械損料の上昇により増額となった一方で、除雪車の作業量を昨年度の実績に合わせることで減額となり、結果として880万円の増額になっております。

次に、意見交換会の意見をどのように受けとめ、今年度の除雪業務の考え方にどのように反映したかにつきましては、意見交換会の意見は、除雪作業を実際に行っている業者の皆様の声であり、貴重な御意見であると受けとめております。意見交換会で出された意見も参考にしながら、除排雪の作業実績や効率等の分析を行い、出動体制の見直しやがたがた路面对策などにおいて、その結果を反映させたところであります。

次に、降雪量5メートルの想定で除雪業務の対応ができるのかにつきましては、まずは除雪作業をしっかりを行い、必要な時期に必要な箇所での排雪作業を行うという市の考えを除雪業者の皆様に説明し、御理解をいただきながら効率的な業務を行い、今定例会での補正後の予算の中で最大限の効果が発揮できるように取り組んでまいりたいと考えております。

次に、第3種路線の除雪の試行につきましては、昨年度、きめ細やかな除排雪に向けた取り組みとして除雪第2種路線の出動基準の見直しやガタガタ路面の解消を行ってきたところであります。これらの取り組みに一定の成果が見られ、本格実施することとしたことから、次の取り組みとして生活道路の除雪作業の見直しにも着手することとしたものであります。

次に、第3種路線全体の箇所数と距離及び試行分の箇所数と距離とそれぞれの割合につきましては、第3種路線全体の延長は約127キロメートル、箇所数は821カ所です。第3種路線の試行路線の延長は約10.8キロメートル、箇所数は60カ所です。試行路線が全体に占める割合は延長は約9%、箇所数は約7%です。

次に、除雪第3種路線の試行路線を決定した基準と予算額につきましては、除雪第3種路線の昨年度の出動回数や道路幅員を総合的に勘案して決定したものであります。

また、予算額は試行路線10.8キロメートルについて、平均作業量の6回から増加が見込まれる5回分の経費を750万円として積算をしております。

次に、除雪第3種路線の試行路線の周知につきましては、関係する町会長の皆様に周知するほか、例年実施している除雪懇談会の場や広報おたる等を利用して、市民の皆様に周知をしてまいりたいと考えております。

次に、集合住宅の通路等の見直しにつきましては、貸出ダンプ制度は道路の雪を対象としておりますが、これまで特例としていた集合住宅の通路等は駐車場と一体となっているところもあり、駐車場の雪など道路以外の雪が排雪される状況が否定できないことから、対象とすることはできないものと判断したものであります。

また、見直しについては、集合住宅の通路のほか、道路脇の堆積場の排雪の適用除外など幾つか見直すものもありますが、利用団体からの申込方法や排雪第2種路線との地域総合除雪の重複の課題など、直ちに実施できないものは、周知期間を設けて平成29年度以降としたものであります。

次に、貸出ダンプ制度の見直しの周知につきましては、前年度利用者や町会等に貸出ダンプ制度御利用の手引きの送付を行っていることから、見直しについての文書の同封を行うとともに、市のホームページにも掲載をし、周知を図りたいと考えております。

また、例年11月に市内各所で除雪懇談会を行っておりますので、この懇談会の機会を通じて市民の皆様に御理解をいただけるよう説明を行ってまいりたいと考えております。

次に、新しい配車方法につきましては、協同組合と協議を行う際に市の考え方をしっかり説明し、御理解をいただくとともに議会の皆様にも説明をしてまいりたいと考えております。

**○議長（横田久俊）** 次に、第4項目めの質問に入ります。

（「議長、9番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 9番、松田優子議員。

（9番 松田優子議員登壇）

○9番（松田優子議員） 4項目め、空き家対策についてお聞きします。

空き家対策の問題につきましては、私が議員になって以来、何度も議会で取り上げさせていただきました。そして、小樽市の空き家率は全国、全道の平均値より高く、また、適正な管理が行き届かず、近隣に被害を及ぼしかねない空き家が多数あることから、空き家対策は喫緊の課題であり、空き家等の適正管理を促す条例化を何度も御提案申し上げ、その対策を進める市役所の体制づくりも求めてまいりました。

そうしているうちに、この空き家対策は国を挙げて取り組まなければならないとの機運が高まり、平成26年11月に空家等対策の推進に関する特別措置法が公布され、昨年5月に全面的に施行になりました。この特別措置法を受けて、市は、建設部に空き家対策を担当する職員を配置し、空き家に関する相談業務を行っているようですが、最初に昨年度の相談件数と主な相談内容についてお聞かせください。

担当部署を新設後、本年5月より小樽市空家等対策会議を立ち上げており、市では平成29年2月までに空家等対策計画を決定し、平成29年4月から計画をスタートすると聞いておりますが、それまでの取り組みなどをお聞かせください。

また、市では、それに先立ち調査会社に委託して、今後の空き家対策に関する基礎資料とするため、昨年度、空家実態調査を行い、空き家の状況把握をしたと聞いていますが、その結果についてお聞かせください。

市では、この状況を把握した後、特定空家を認定していくことになると思いますが、しっかりとその基盤づくりを進めていただきたいと思います。特定空家に認定されると各種手続を経て最終的には行政代執行による解体も可能となりますが、先日、室蘭市では道内で初めて行政代執行による危険空き家の解体が行われたと聞いています。当市と地形も似ており、同様に人口減少が進み、高齢化率も小樽市に次いで高い室蘭市では、特定空家と判定されたものが1,600棟弱あるとのこと。しかし、建物所有者に請求する解体作業費は、土砂と擁壁の撤去など土木工事も含まれることから多額になり、所有者からの回収のめどが立っていないと言われてます。

小樽市でも同様なことが考えられ、さまざまな課題も出てくると思われませんが、行政代執行についてどのような認識をお持ちなのかお聞かせください。

また、適正に管理されている空き家につきましては、空き家・空き地バンクに登録するなどして有効活用を図ることも大切だと思います。

空き家の問題に関連して解体された後の跡地についてもお伺いいたします。

前にも御紹介したことがありますが、長崎市では家を解体し空き地となった土地を市に寄附し、そこを公園にしたり駐車場にするなど有効活用して成功した例があります。家が建っている間は周りの目もあり適正に管理していたにもかかわらず、解体後はその土地を放置しているために近隣が迷惑している例もあります。跡地活用についても空家等対策計画策定の中で今後検討していただければと思いますが、御所見を伺います。

今は空き家についてはクローズアップされていますが、それに付随して今後は空き家解体後の空き地問題も課題になってくると思われしますので、今後の検討をよろしくお願いたします。

○議長（横田久俊） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 市長。

(森井秀明市長登壇)

○市長（森井秀明） ただいま、空き家対策について御質問がありました。

まず、昨年度の空き家に関する相談件数と主な相談内容につきましては、相談件数は201件で、主な相談内容は、落雪や雪どめの破損に関するものが93件、建物の破損や建材の飛散に関するものが67件、敷地の樹木や雑草に関するものが12件であります。

次に、空家等対策計画がスタートするまでの取り組みにつきましては、小樽市空家等対策会議において、11月までに小樽市空家等対策計画の答申案を策定します。その後、答申を受け、市が計画案を策定し、パブリックコメントを得て計画を決定いたします。

なお、議会へは定例会ごとに進捗状況を報告してまいります。

次に、空家実態調査の結果につきましては、市内全域で2,423件の空き家が確認され、市内の建物数に占める空き家の割合である空き家率は5.1%となりました。管理状態別では、「良好」が985件で全体の41%、「不全」が386件で16%、そのまま放置すると不全となる「準不全」が1,052件で43%でした。

次に、行政代執行の認識につきましては、行政代執行は空き家の所有者等にかわり強制的に建物の撤去などの措置を講じるもので、助言・指導、勧告、命令の措置を行った後、実施する最終的な措置でありますので、建物等が近隣に与える危険の切迫性や解体費回収の難しさなど、課題も多いことから、慎重に判断しなければならないものと認識をしております。

次に、空き家解体後の跡地の活用につきましては、所有者等の意向もありますが、地域にとってはその有効な活用が望まれていることから、現在策定中の小樽市空家等対策計画の空き家等の利活用の取り組みの中で跡地活用の促進策についても検討していきたいと考えております。

○議長（横田久俊） 次に、第5項目めの質問に入ります。

（「議長、9番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 9番、松田優子議員。

（9番 松田優子議員登壇）

○9番（松田優子議員） 第5項目め、介護保険に関連してお伺いいたします。

介護支援がふえる中、施設から在宅へという流れが進んでいます。在宅生活を支えるという観点から介護用品助成事業をさらに充実させていかなければならなくなると思われますが、その中で小樽市では要介護3以上の在宅生活の方に介護用品購入費用の一部を助成するため、助成券を送付しています。改めて小樽市における介護用品助成制度の概要を対象者、対象用品、助成額でお示してください。

そして、平成25年度からこの助成制度を受けている方の人数を要介護度別にお示してください。

先般、ある方から相談を受けました。その方は失禁があるため常時紙おむつを使用しており、その購入費用もばかになりませんが、要介護2のため、市の助成対象に該当せず、全額自己負担になっております。しかし、調べてみると自治体によっては助成対象が異なり、要介護2から助成しているところもあることから、小樽市でも助成対象の拡大をしてもらうことはできないのかという内容でした。

そこでお伺いいたします。国では、この介護用品の助成要件はどのようになっているのか、また、道内主要都市で要介護2でも助成対象になっている自治体はどのくらいあるのかお聞かせください。

また、要件を緩和し、要介護2から介護用品の助成拡大を行えば、その費用は全額小樽市が負担することになるのか、また、どのくらいの持ち出しになるのか、あわせてお聞かせください。

私は、この紙おむつ助成拡大の御相談を受けてから、この介護用品助成事業に関して調べてみますと、助成対象をどこまでにするかについて議論が分かれているようです。住みなれた居宅での高齢者の健康

で安らかな生活の確保と高齢者及び介護者の経済的負担の軽減のため必要ではあるが、高齢者の外出支援という側面がある反面、紙おむつを使用することによって安心してしまい頼りがちになり、要介護度が進んでしまうという二面性があると評価する方もいます。限られた予算の中で行うのだから、要介護度が高い方の助成を厚くすべきだという意見もあるようです。小樽市では、このことについてどのようなお考えをお持ちなのか見解をお伺いいたします。

また、在宅生活を支えるという視点から日常生活用具など小樽市介護事業独自で支給しているもの、もしくは支給要件を緩和しているものがあるのかお聞かせください。

小樽市では、この介護用品助成制度の対象について平成20年度に要介護4または5であったものを要介護3以上に拡大していますが、これ以上の規模拡大は困難としています。平成27年度の事業評価調査によれば、この実施の妥当性はA評価であり、事業の優先性・有効性はB、効率性はCとなっています。そして、評価結果は要改善となっていますが、この判断理由についてお聞かせください。

ともあれ、介護保険は国の制度であるにもかかわらず、介護用品助成事業の対象要件が自治体によって違いがあるのは違和感を感じますが、このことについて御見解をお聞かせください。

**○議長（横田久俊）** 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**○議長（横田久俊）** 市長。

（森井秀明市長登壇）

**○市長（森井秀明）** ただいま、介護保険について御質問がありました。

初めに、小樽市における介護用品助成制度の概要につきましては、まず対象者は、現に小樽市内に居住し、かつ小樽市に住民登録があり在宅で生活をしており、要介護3、要介護4または要介護5と判定された方となっております。

対象となる介護用品は、紙おむつ、尿取りパッド、使い捨て手袋、清拭剤及びドライシャンプーで、市から交付する助成券により介護用品を購入するものです。助成限度額は1カ月当たりで要介護3の方は4,000円、要介護4または要介護5の方は8,330円となっております。

次に、平成25年度から現在まで、この助成制度を受けている方の介護度別の人数につきましては、平成25年度末、要介護3、508名、要介護4、310名、要介護5、166名の合計984名、平成26年度末、要介護3、499名、要介護4、321名、要介護5、183名の合計1,003名、平成27年度末、要介護3、486名、要介護4、293名、要介護5、168名の合計947名、平成28年度は8月末で要介護3、452名、要介護4、313名、要介護5、167名の合計932名となっております。

次に、国の助成要件及び道内主要都市で要介護2の方を助成対象としている自治体につきましては、国では地域支援事業の任意事業としておりますが、その具体的な助成要件は示しておりません。道内主要都市では旭川市と苫小牧市が要介護2以上を対象としていると把握しております。

次に、要件を緩和し、要介護2以上に介護用品の助成対象を拡大した際の市の負担につきましては、要介護2の方のうち、この助成制度を利用する方の人数を推計することができませんので費用を算出することはできませんが、この事業費の市の負担割合は19.5%、第1号被保険者の保険料による負担は22%となっております。

次に、介護用品助成事業の助成対象につきましては、議員が御指摘するように議論が分かれていることや拡大による市の負担、保険料への影響もありますことから、介護保険に係る国の制度改正の動向を見据え、平成29年度に策定する第7期介護保険事業計画策定の過程で、計画策定委員会での議論も踏まえて検討してまいりたいと考えております。

次に、日常生活用具など小樽市介護事業独自で支給しているもの、もしくは支給要件を緩和しているものにつきましては現在はありません。

次に、介護用品助成事業の平成27年度の事業評価の判断理由につきましては、多くの自治体で実施している事業であり、本市の高齢化率の現状からそのニーズは非常に高い事業であります。事業費は年々増加傾向で、平成26年決算は約5,535万1,000円と大きな規模の支出となっていることもあり、事業としては継続して実施すべきとの判断ですが、一方で助成のあり方や対象者の要件、予算上の制約など検討課題がある事業として要改善と判断したものであります。

次に、介護用品助成事業の対象要件が自治体によって違いがある点につきましては、この事業は地域支援事業の任意事業として実施をしているものであります。任意事業は、各市町村が地域の実情に応じた必要な支援を行うことを目的として、多様な事業形態が可能とされていることから各自自治体の実情と判断によって対象要件等に違いが生じていると認識しております。

**○議長（横田久俊）** 次に、第6項目めの質問に入ります。

（「議長、9番」と呼ぶ者あり）

**○議長（横田久俊）** 9番、松田優子議員。

（9番 松田優子議員登壇）

**○9番（松田優子議員）** 最後の質問をさせていただきます。

本年7月に行われた参議院選挙について、まだ十分な分析、検証は終わっていないかもしれませんが、幾つかお伺いいたします。

最初に、選挙権年齢を20歳以上から18歳以上に引き下げる改正公職選挙法に伴い、18歳、19歳が新たに有権者として加わったことに関連してお聞きします。

まず、選挙権年齢の引き下げに伴い、小樽市ではどのくらい有権者がふえたのか、18歳、19歳に分けてお示してください。

18歳、19歳といえば当然高校生、定時制高校も入りますが、初めての選挙ということで他都市では投票の仕方を学ぶため、授業で架空の政党名を使うなどして模擬投票を行った高校もあったとお聞きしていますが、小樽市では、そのような啓発事業を行った高校があったのかお伺いいたします。

新たに有権者となった18歳、19歳の投票率について、総務省が全市町村の該当者を対象に調査を行ったとのことですが、小樽市におけるそれぞれの投票率と、また、どのような検証をされたのかお伺いいたします。

しかしながら、18歳選挙権が初めて適用された今回の参議院選挙では、住民票を親元に置いたまま進学などで別の自治体に住む18歳、19歳の新有権者らが、選挙人名簿に登録されずに投票できないケースがあるなど、多くの課題があったと言われております。小樽市でもこのようなケースがあったのかお伺いいたします。

次に、小樽市では、今回の参議院選挙から期日前投票所が2カ所増設されましたが、この期日前投票所の増設については、我が党の秋元智憲議員が平成25年第2回定例会、平成26年第2回定例会で、「高齢化とともに投票所に行きたくてもなかなか行けない」「市役所しか期日前投票ができないのは不便だ」とのたくさんの市民の方からの御意見、御要望を受けて実現させたものです。

今回は、銭函市民センターと塩谷サービスセンターの2カ所でそれぞれ2日間の開設でした。場所は何となく理解できますが、市役所の期日前投票所と比較し期間が短いように思いますが、それぞれの開設日を2日間とした理由についてお聞かせください。

期日前投票所を増設すれば費用も増大することになるとは思いますが、増設に伴った経費等をお聞かせ

ください。

この2カ所での期日前投票をした方の人数をそれぞれお示しいただくとともに、期日前投票所が市役所1カ所だけのときと比較し、期日前投票者がどのように変化し、効果はどうだったのかお聞かせ願います。

また、開設したことにより見えてきた課題があったら、あわせてお示しください。

秋元議員は、この期日前投票所を増設するに当たり、投票率の向上にもつながることから、民間の商業施設も視野に入れて検討すべきではと提案いたしました。そのときの御答弁では、設置する際、有線の専用通信回路を敷設し、投票の秘密を保持するセキュリティー対策を行った函館市の例を挙げられ、回線の敷設について所有者の理解を得ることができれば本市においても可能であるとありましたが、今回、商業施設での増設がされなかったのは、所有者の了解を得られなかったことによるものなのか、理由等をお伺いいたします。

ある自治体では、期限限定で大学校舎内に期日前投票所を設置したところもあるようですが、今後、小樽市でも小樽商科大学に期日前投票所を設置したり、今回増設した2カ所以外にも期日前投票所を増設するお考えがあるかどうかもお聞かせ願います。

また、選挙当日の投票所についてですが、小樽市内では学校の統廃合などで今まで投票所として使用していた校舎が使用できなくなり、投票所を変更せざるを得なくなった地域もあると思いますが、それに伴う混乱等はなかったのかお聞かせください。

今後、小樽市では期日前投票所の増設だけでなく、高齢化に伴い、傾斜地や段差のある投票所など、さらに解決しなければならない課題もあると思われませんが、その解消に向けてさらなる御検討をよろしくお願いたします。

全ての項目に再質問を留保して、代表質問を終わります。（拍手）

**○議長（横田久俊）** 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**○議長（横田久俊）** 選挙管理委員会委員長。

**○選挙管理委員会委員長（大淵勝敏）** 松田議員の御質問にお答えいたします。

ただいま、選挙について御質問がありました。

初めに、選挙権年齢の引き下げについてですが、まず、選挙権年齢の引き下げに伴い、どのくらいの有権者がふえたかにつきましては、このたびの参議院議員通常選挙の選挙当日では、18歳が1,060人、19歳が968人、合わせて2,028人の増加となりました。

次に、本市の高等学校における選挙権啓発のための授業につきましては、北海道選挙管理委員会後志支所との合同開催により、昨年12月に小樽桜陽高等学校、北照高等学校、小樽工業高等学校で、また、本年3月には双葉高等学校の計4校において行い、うち3校で実際の投票記載台や投票箱を使用した模擬投票を実施しております。

次に、新たに有権者となった18歳と19歳の本市における投票率につきましては、18歳は45.00%、19歳は41.74%、合計では43.44%でありました。道内市町村の平均では、18歳は46.73%、19歳は40.03%、合計では43.38%であり、本市は全道平均とほぼ同じ水準となっております。いずれも18歳の投票率が19歳よりも高くなっておりませんが、このことは選挙権年齢の引き下げに応じて、昨年来、多くの学校で実施されてきた主権者教育に関する授業や模擬投票など、さまざまな啓発活動の効果があらわれたものと捉えております。

次に、今回の参院選では、住民票を親元に置いたまま進学するなど別の自治体に住む18歳、19歳

の新有権者が選挙人名簿に登録されず投票できないケースがほかの自治体で生じているが、本市ではこのようなケースがあったかにつきましては、本市では、住民基本台帳に登録された事項をもとに選挙人名簿に登録される資格を満たした方を全て登録しておりますので、御質問のような事例は生じておりません。

次に、期日前投票所の増設についてですが、まず、期日前投票所の開設期間をそれぞれ2日間とした理由につきましては、他都市の先進事例を調査し検討を進めた中で、増設期間を短期に限定した例が数多くあり、同様の方式であれば会場や設備の賃借料、人件費等の費用、所要人員の確保といった課題もある程度解消できると当委員会において判断したためであります。

次に、このたびの期日前投票所の増設に伴う経費等につきましては、銭函市民センターが約50万円、塩谷サービスセンターが約30万円の合わせて80万円余りであります。

次に、塩谷と銭函の両期日前投票所の利用者数につきましては、2日間で塩谷サービスセンターが187人、銭函市民センターが422人となっております。

なお、市役所1カ所だけのときと比較し、期日前の投票者がどのように変化し、効果はどうだったのかにつきましては、直近に行われた平成27年4月の小樽市長選挙と比較いたしますと、市全体の期日前投票者数は1万2,357人から1万5,015人へ1.2倍に増加している中、塩谷地域6カ所の投票区の期日前投票者数は554人から672人で1.2倍と変わりありませんでしたが、銭函地域5カ所の投票区の期日前投票者数は312人から749人で2.4倍となっております。これは、市中心部からより遠隔地となる銭函地域につきまして、従前から期日前投票を利用されていた方々の利便性を向上できたほか、これまでの期日前投票所まで足を運ぶ機会が少なかった方々に対しても、新たな投票行動を促す一定程度の効果があったものと思われまます。

開設により見えてきた課題といたしましては、期日前投票所の利用を促進するための地域の有権者の皆様への効果的かつ合理的な広報活動が挙げられますが、関係団体や他市との情報交換、研修などを通じ、よりよい手法があれば取り入れてまいりたいと考えております。

次に、期日前投票所を商業施設に増設しなかった理由等につきましては、商業施設に設置した他市の例から、期日前投票数の伸びが全体の投票率向上には結びついていないこと、また、本市の選挙システムとのネットワークに接続をするための回線工事の了解を得られたとしても、その維持や管理には選挙時以外にも多額の費用を要することなどから増設を見送ったものであります。商業施設への設置につきましては、今後とも情報を収集し、先進事例について研究してまいりたいと考えております。

次に、期日前投票所の小樽商科大学への設置につきましては、今回の参院選において、道内では大学8校で述べ16日間開設されたところ、投票者数の合計が904人、1日平均の投票者数が約57人と極めて限定的な効果しかなく、高台に立地する小樽商大への開設では、一般の有権者が投票に出向く可能性は高くないものと推察され、さらには期日前投票所の利用は当該市町村の選挙人名簿登録者に限られるため、学生の多くが札幌市から通学している実態からも、多数の利用は見込むことができないものであり、開設する考えはございません。

また、銭函、塩谷以外への増設につきましては、費用面のほか投票事務に従事する職員の確保が極めて困難であることから、当面の間、市役所の本庁舎以外では現行の2カ所体制を維持してまいりたいと考えております。

次に、選挙当日の投票所が変更になった地域で混乱はなかったかにつきましては、該当する地域の町会を通じ有権者の皆様に変更をお知らせする専用のチラシを戸別配布または郵送し、事前の周知に努め、さらには新投票所を告知するポスター等の掲示物を作成し、旧投票所の入り口付近に張り出すなどの対

応を行った結果、変更に伴う混乱はなかったものと認識しております。

当委員会といたしましては、高齢化が進展する中、山坂の多い本市の地勢を考慮し、今後ともよりよい投票環境の整備に向け、検討を行ってまいります。

(「議長、9番」と呼ぶ者あり)

**○議長(横田久俊)** 9番、松田優子議員。

**○9番(松田優子議員)** 何点か再質問させていただきます。

市長の公務の代理出席についてお伺いいたします。

先ほどの山田議員と質問が重なっていますが、それはこの問題が市長の資質を問う重要な問題であるから、同じような質問になったのではないかと感じます。

先ほどの答弁では、副市長を代理出席させたのは、何よりも副市長は就任して間もないので皆さんに知っていただくということで代理出席させたという御答弁がありました。私は、副市長は就任して間もないわけですから、つながりが薄いのは、この関西や東京の小樽会だけではないと思います。それよりも、昨年、御自身が市長になったばかりですから、市長がさらにつながりを深くするためにみずからが出席すべきではなかったのか、このように思います。先ほども申しましたとおり優先順位については特別ないというふうに、いろいろ勘案してやったといいますが、私は、この会議に行く目的を市長が本当に理解していたのかどうかというふうに感じます。それは、特に関西小樽会につきましては、我が市のほうから設立を依頼したものであります。それにもかかわらず代理出席させるということについては、その設立していただいた方に大変失礼ではないかと思えます。

それと、先ほどドリームビーチの安全祈願祭にどうしても行かなければならないので1カ所だけ行くわけにはいかないから両方とも行かないというふうに話がありましたけれども、この市長行動予定表を見ますと、7月9日、確かにおたるドリームビーチ海開き並びに安全祈願祭というのがあるのですけれども、これは午前10時からとなっています。そうすると、関西小樽会総会というのは午後4時ですから行こうと思えば行けるわけです。そういったことから考えても、行けるのではなかったのかと思えます。まして、市長は前にもお話ししましたとおり私的なことまで公用車を使う市長なので、公用車を使って新千歳空港まで行けば十分間に合うのではなかったのかと思えますが、これについて再度御見解をお聞きしたいと思います。

先ほども言いましたとおり、目的からいっても、この関西小樽会、そして東京小樽会については小樽を本当に応援しようという人方が設立してくださって、いろいろバックアップされている会であります。それは何を割いても優先すべきではなかったのか。今までの市長は欠席したことがないですが、それは重複した場合には、この関西小樽会、東京小樽会を何をおいても優先して行ったからではないか、このように思いますが、もう一度御見解をお聞かせください。

それから、次の項目ですけれども、希望降任制度について、先ほど市長は、降任希望した人について全部市長が面接すると言いましたが、これからも降任希望者については全員面接していくのか、これについてももう一度お聞かせいただきたいと思えます。

また、ストレスチェックについてですけれども、ストレスチェックをするのは市ではなくて委託業者をお願いするというふうに先ほど御答弁いただきましたけれども、その場合、今までのものに加えて、その経費というのは結局項目がふえることになるわけですから、産業医などに委託する場合のその経費はどのようになるのか、この点についてもお聞かせいただきたいと思えます。

ストレスチェックを受けない場合は理由が必要となっていますが、どんな理由であっても本人が受けないと言えばそれでいいのかどうか、それについてももう一度お聞かせ願いたいと思えます。

それから選挙についてですけれども、先ほど当面は2カ所以外ふやすお考えはないという、経費の関係だとか、また、商業施設についても他都市の例を引くと余り効果がないようであるからふやさないというお話でしたけれども、今後いろいろなことを考えていくと、やはりこれについては、前のときにはその商業施設の了解が得られれば検討していくという御答弁があったのですけれども、先ほどのお話では敷設するかどうかということも問い合わせしていないように御答弁いただいたというふうに思いますけれども、検討していただければと思いますので、それについても一度お考えをお聞かせ願いたいと思います。

それから除雪につきましては、やはり4社にこだわっていることについて先ほど御答弁いただきましたが、結局39社中27社しか手を挙げた業者がないということですので、手を挙げないということは、やはり市に対して問題があるから手を挙げないのではないですか。先ほど育成していくというふうに言いましたけれども、育成するには、やはりいろいろな政策面だとか、いろいろなことでそういうバックアップも必要なのではないかと思いますけれども、これについても一度お答えをいただきたいと思います。

それとあと、除雪業者を育てていくと言われている中では他都市の状況も見していきたいというふうに先ほど御答弁がありましたけれども、具体的にどこの状況を見ていこうと言っているのか、その点についてもお聞かせ願いたいと思います。

**○議長（横田久俊）** 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**○議長（横田久俊）** 市長。

**○市長（森井秀明）** 松田議員の再質問にお答えをいたします。

私が答弁したこと以外に関しましては、各担当より答弁させていただきますので、よろしくお願いたします。

私からは、まず、代理出席の件において、東京小樽会、関西小樽会は私自身もそれほど何度も回数を重ねているわけではないから、やはり市長自身が行くべきではなかったのかという御指摘であったかと思いますが、先ほど来お話しさせていただいているように、私自身は7月9日におけるおたるドリームビーチの海開き、これは海開きということに対しての要因だけではなく、やはり2年前にドリームビーチを起因として事故が起きたという出来事そのものを重く受けとめているところでございます。そのドリームビーチで事故が起きた日である7月13日が北海道の飲酒運転根絶の日と制定をされて、つまりドリームビーチで起きたということそのものに対して私は非常に重く受けとめておまして、それでその7月9日は、やはり小樽から離れるべきではないと判断をしたところでございます。

（発言する者あり）

**○議長（横田久俊）** お静かにしてください。

**○市長（森井秀明）** よろしいですか、まだ答弁は終わっていないのですが。

それと、先ほどスケジュールについて、公表されているもので私も事前に確認しているのですが、その後に小樽警察署が主催の飲酒運転根絶に向けてのイベント等もありまして、1時間程度ではありましたが、海開きの後にも開催をされているところでございます。先ほど来お話ししておりますけれども、そのようなイベント等もちろんですが、その日にさまざまな要因またはさまざまな出来事も起こり得るという思いもありましたので、私は9日自体、小樽を離れるべきではないという考えのもとで判断させていただいたところでございますので、まず、それについては御理解をいただければと思います。

そして、皆様からも御指摘のとおり、東京小樽会または関西小樽会に関しましては、私自身も大変重要な組織だと認識をしておりますので、先ほども答弁させていただいたように、今後において東京小樽会、関西小樽会等で主催、開催されているような行事においては積極的に参加をしていきたい、このように考えているところではありますけれども、やはりその公務における優先度というのは、その時々におけるさまざまな事情等あると思いますので、今後においてもその事情等を勘案しながら判断をしていきたいと思っているところでございます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 総務部長。

○総務部長(前田一信) 私からは、2点お答えさせていただきます。

まず1点目は、希望降任制度についてでございます。

希望降任制度につきましては、これまで市長のほうで降任される方の希望を聞いてまいりましたけれども、これは別に市長が聞かなければならないということではなくて、どなたが聞いてもと言うと語弊がありますけれども、おりたいという方について事情を一応確認するというところでございますので、今後につきましても、できる限り市長が聞ける範囲において聞いていただくようにはしたいと思っておりますけれども、これは必須のことではございませんので、そういった意味で御理解いただければと思います。

それからもう一点、ストレスチェックについてでございますけれども、こちらにつきましては、委託業者に委託しまして定期健診のときにあわせて行うものでございますけれども、本質問で、この委託料についてのお話でございましたので、今、資料を持ち合わせてございませんので後ほどお知らせしたいと思います。

それから、どんな理由があってもというようなお話でございましたけれども、実はこのストレスチェックにつきましては、必ずしも全員絶対にやらなければいけないということではないのですけれども、できる限り全員受けてほしいというところでございます。

それで、理由につきましてももちろん確認いたしますけれども、特に罰則規定もございませんので、できるだけ受けるように勧奨するという事になってございますが、これにつきましてはどんな理由があっても、何か理由があってもどうしても受けられないということにつきましては、今お話ししたように受けられないという場合もあるかと思っておりますけれども、できるだけ受けていただくように努力するというところでございます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 建設部長。

○建設部長(相庭孝昭) 松田議員の再質問にお答えいたします。

まず1点目、39社ありながら27社しかJVの構成員に参加する意向がないといった点でございますけれども、私どもとしては、意向確認の際になぜですかということを書面で求めたということではないものですから、そのときに担当が聞いた話を総合するということになるかと思っておりますので、お許しいただきたいと思っております。そういった中では、個々の事情がということで市長が答弁申し上げましたけれども、例えばそういった機材の関係、人員の関係があって、例えば私どもとすれば庁舎の除雪でいいのですとか、もしくは総合除雪以外にも私どもは、段差解消業務ですとかそういったものを発注いたしますので、そちらを請け負いたいのですといったようなお話がありました。そういったことが主な原因ではないかというふうに推測しているところでございます。

それから、業者の育成の関係でバックアップをする必要があるのではないかとといったこと、それから

他市の状況について一緒にお答えさせていただきたいと思うのですけれども、確かに業者を育てていくためには、まず、先ほど市長からも答弁申し上げましたとおり、総合除雪に参加していただくということも大きな育成の仕方になるのだらうと思います。そのためには、これに参加することが業者にとってメリットになるのですといったことを感じていただくということが大切なのだらうと思っております。

そういった中では、他の事例でございますけれども、例えば冬の除雪業務と夏の道路維持業務を一緒にセットで発注しているという事例もございます。それから、今は行っておりませんが、除雪業務をほかの工事のように、先ほども答弁がありましたけれども、実績、点数で評価してランクに使うといった例もございます。それから、他県では複数年度で契約しているという例もございます。そういったこと、それぞれメリット・デメリットがあると思います。また、私どもの事情に合うか合わないか、そういったものもございますので、その辺は検討しながら進めてまいりたいと考えているところでございます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 選挙管理委員会委員長。

○選挙管理委員会委員長(大淵勝敏) 商業施設の期日前投票所の設置につきましては、先ほど御答弁申し上げましたとおり、引き続き情報の収集に努めてまいりますとともに、他市の事例の効果を検証しつつ、設置についての検討を行ってまいりたいと思います。

○議長(横田久俊) 除雪の質問で他都市の状況を話されましたけれども、具体的にどこかというところがあつたのですが。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 建設部長。

○建設部長(相庭孝昭) 例えば冬と夏、道路の総合の委託につきましては、たしか札幌市でやっていたかと思えます。

それから、複数年については、ホームページで見える限りでございますけれども、秋田県でやっているというふうに私どもは押さえてございます。

(「議長、9番」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 9番、松田優子議員。

○9番(松田優子議員) 1点だけ再々質問させていただきます。

先ほどの市長の代理出席の件ですけれども、やはり納得できません。先ほども言いましたとおり東京小樽会にしても関西小樽会につきましても、出席しやすいようにあらかじめ日にちも決まっております。そしてまた、なるべく出られるように本当に気を使って日にちも決めていただいているわけです。

それとあと、決めていることと、それからやはり出席した方の声を聞くと、何回か出席することによってきずなが深くなったというふうに言っているわけです。副市長だから云々ということではありませんけれども、市長が本当に企業誘致だとかいろいろなことに手を打っていかうといったときに、本当に関西小樽会にしても東京小樽会にしても、また、今回の潮まつりにしても、その日は会を挙げてツアーを組んで来てくださったりだとか、本当にバックアップしていただいているわけですね。だから、何か先ほどのお話を聞くと、確かにドリームビーチ云々という話もありますけれども、そのドリームビーチ海開きのほうを副市長に代理で出席していただいて市長がこちらに出るべきではなかったのか、私はそのように思うわけです。そして、先ほど言いましたとおり、時間的にも確かに先ほど1時間ぐらいの時間でという、その後会合があつたと言いますけれども、出られない時間ではなかったわけですから、その点についてもう一回市長の御見解を聞きたいと思えます。

○議長（横田久俊） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 市長。

○市長（森井秀明） 松田議員の再々質問にお答えをいたします。

何度も同じ繰り返しで大変恐縮ですけれども、私自身は、先ほど松田議員がお話しされたように、東京小樽会や関西小樽会は、かなり早い時期から日程等が決まっております。それもあって市長として出席できる環境を整えるというのが例年の取り組みだというのは事実でございます。しかしながら、北海道飲酒運転の根絶に関する条例が制定されたのが昨年12月の北海道議会の定例会であったかと記憶をしております。その時期に道条例として上がった上に、その日が7月13日のドリームビーチのあの交通事故、その起因をした日が制定の日となりました。私としては、やはりその条例そのものがなかったとしても飲酒運転の根絶に向けてはもちろん力を入れていかなければならないと思っておりますけれども、そのように小樽で起きた事故が、その条例制定に向けた取り組みになった経緯があるとともに、それに伴う海開きがドリームビーチも除却がどのように進むのか、本当にことし再開できるのか、または海水浴場の開設の日がどの日になるのか、もう本当にぎりぎりまでわからないような状況でございました。結果、それが7月9日となったときに、私としてはその日をやはり、飲酒運転の根絶も含めて小樽にどのようなイベントが入ってくるかは別にしても、やはりいなければならない……

（発言する者あり）

○議長（横田久俊） 発言中です。

○市長（森井秀明） 私自身は、そのように判断をしたところでございます。

実際に、そのイベントそのものにおいては御指摘のようにお昼前ぐらいには終わったところではありましたが、結果的にそれがそのような時間に、ほかのことも含めてどのようなものが入ってくるのか、また、どの時間に終わるのが最終的には想像つかない部分ではありましたので……

（発言する者あり）

先ほど来お話しさせていただいているように……

○議長（横田久俊） お静かに。

○市長（森井秀明） さまざまなことを総合的に判断をし、副市長とも相談させていただいた上での判断でございますので、そのことが大きく要因としてあったということを改めて御理解をいただければと思いますので、お願いいたします。

（発言する者あり）

○議長（横田久俊） 以上をもって本日の会派代表質問を終結し、本日はこれをもって散会いたします。

**散会 午後 6時48分**

**会議録署名議員**

小樽市議会 議長 横 田 久 俊

議 員 千 葉 美 幸

議 員 中 村 吉 宏

平成28年  
第3回定例会会議録 第3日目  
小樽市議会

平成28年9月13日

出席議員（25名）

1番	秋	元	智	憲	2番	千	葉	美	幸
3番	安	斎	哲	也	4番	中	村	岩	雄
5番	高	橋		龍	6番	石	田	博	一
7番	高	野	さ	くら	8番	酒	井	隆	裕
9番	松	田	優	子	10番	高	橋	克	幸
11番	斉	藤	陽	一良	12番	鈴	木	喜	明
13番	酒	井	隆	行	14番	中	村	吉	宏
15番	濱	本		進	16番	面	野	大	輔
17番	中	村	誠	吾	18番	佐々	木		秩
19番	林	下	孤	芳	20番	小	貫		元
21番	川	畑	正	美	22番	新	谷	と	し
23番	山	田	雅	敏	24番	横	田	久	俊
25番	前	田	清	貴					

欠席議員（0名）

出席説明員

市	長	森	井	秀	明	教	育	長	林	秀	樹
監	査	委	員	菊	池	副	市	長	上	林	猛
病	院	局	長	並	木	水	道	局	長	浅	沼
総	務	部	長	前	田	財	政	部	長	前	田
産	業	港	湾	部	長	産	業	港	湾	部	参
生	活	環	境	部	長	医	療	保	険	部	長
福	祉	部	長	日	栄	建	設	部	長	相	庭
消	防	長		明	井	病	院	局	小	樽	市
教	育	部	長	工	藤	長	務	部	長	笠	原
保	健	所	次	犬	塚	総	務	部	長	伊	藤
総	務	部	総	務	課	監	査	委	員	相	内
				中	村	事	務	局	長	志	賀
						財	政	部	財	政	課
											公

**議事参与事務局職員**

事務局長	田中泰彦
庶務係長	由井卓也
調査係長	大崎公義
書記	北岡尚
書記	眞屋文枝

事務局次長	林昭雄
議事係長	柳谷昌和
書記	石澤麻由美
書記	深田友和
書記	河崎仁美

**開議 午後 1時00分**

**○議長（横田久俊）** これより、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員に、安斎哲也議員、面野大輔議員を御指名いたします。

日程第1「議案第1号ないし議案第26号及び報告第1号」を一括議題といたします。

これより、昨日に引き続き、会派代表質問を行います。

通告がありますので、順次、発言を許します。

（「議長、21番」と呼ぶ者あり）

**○議長（横田久俊）** 21番、川畑正美議員。

（21番 川畑正美議員登壇）（拍手）

**○21番（川畑正美議員）** 日本共産党を代表して質問します。

代表質問に先立ちまして、9月9日に北朝鮮が核実験を強行したことに抗議を表明します。

日本共産党市議団が小樽市非核港湾条例案の提案説明において、北朝鮮のたび重なるミサイル発射に厳重に抗議したところであります。北朝鮮による核実験の強行は5回目です。北朝鮮の核ミサイル開発の放棄を求めた国連安保理決議、6カ国協議の共同声明、日朝平壤宣言に違反する暴挙であり、日本共産党はこの無法な暴挙を厳しく糾弾します。

最初に、財政問題について質問いたします。

2015年度決算についてです。

2015年度の一般会計決算は19億2,248万3,000円の多額の繰越金を生み出しました。その大きな要因は、歳入では市税収入1億6,021万4,000円、地方消費税交付金3億4,660万3,000円と約5億円ふえたことです。また、歳出の不用額で2014年度と2015年度を比較すると、1億2,801万円減少していますが、相変わらず多額の不用額をつくり出しています。歳入では市税収入の決算額の2014年度と2015年度の比較では1億6,528万5,000円の減とはいえ、2015年度の予算額と比較して、1億6,021万4,000円増加しています。市税徴収に当たって、市民の実情を組み入れない強引な徴収をしているのではないのでしょうか。増加した理由について説明願います。

歳出では、不用額総額が2014年度と2015年度の比較において、1億2,001万円減少しています。しかし、科目別では2015年度の民生費が翌年度繰越額6億8,660万円を除いても、5億5,764万円の不用額を出しています。土木費では5億9,251万3,000円と前年度を1億8,838万8,000円上回った額です。教育費でも3億5,554万円と前年度不用額を2億2,882万8,000円上回っています。民生費、土木費、教育費の不用額で主な事業と額についてお知らせください。

また、収入増や多額の不用額によって、多額の余剰金が発生しています。多額の余剰金を出すのであれば、もっと市民要求に積極的に応え、市民生活を支援する立場で活用すべきです。

次に、企業会計の決算状況について伺います。

病院事業会計決算においては、収益的収支は昨年度が新病院の統合にかかわる経費や退職給付金引当金の一括計上などで、損益収支が損失となったものです。決算審査意見書では、今年度は診療収入が患者数の増加によって前年度に比べて大幅に増収となったが、費用において減価償却費など経費が前年度と比べて増加したことで引き続き純損失となった。また、資金収支については、一般会計から財政支援の繰り入れをしている中で、前年度に引き続き資金不足となったと言っています。収益的収支では、減価償却費の影響が大きいと思いますが、純損失を解消する見通しをお知らせください。

また、資金収支では病院新築にかかわる企業債の償還も加わることとなりますが、健全な病院経営を行うための方策についてどのように考えているのでしょうか。

全国的な医師不足の中で、小樽市立病院は安定した病院の収益を確保し、地域医療の役割を担う基幹病院として良質な医療を安定的に提供するため、医師や看護師などの人材の確保は欠かせないものと思います。新病院開院後に医師はふえてきていますが、医師を確保するだけでなく、地域の患者と結びつくことが経営の安定につながっていくのではないのでしょうか。見解をお聞かせください。

水道事業会計について伺います。

損益収支で、2014年度決算では会計制度変更の影響などによって4,556万円の赤字でしたが、2015年度は4億1,380万7,000円の黒字を出しています。決算審査意見書では、当年度損益収支を前年度と比較すると4億5,936万7,000円増加しました。これは総収入で3,221万円減少しましたが、総費用で4億9,157万7,000円減少したためですとありました。我が党はこれまで家事用の基本水量は1カ月当たり10立方メートルだが、これでは基本水量に満たない世帯があるので、基本水量の見直しをすべきと改善を求めてまいりました。他市においても、基本水量や料金体系の見直しを進めています。本市では損益収支が黒字になっている状況にあり、基本水量や料金体系の見直しを進めるべきです。見解をお願いいたします。

簡易水道事業特別会計について伺います。

平成27年度の歳入決算額は、2014年度と比較すると2,860万8,000円の減少で、歳出の簡易水道事業費は2,934万円の減少です。一般会計繰入金、繰越金、一般会計繰出金を除いた単年度の実質的な収支の赤字額は、2012年度の2,768万3,000円を底辺に毎年ふえ、2015年度は1億25万6,000円にまで膨れ上がっております。単年度の実質的な収支の赤字が連続している原因について説明願います。

水道使用量は2011年度以降において、2012年度の7,525万2,000円が最大で、2015年度では2012年度と比較すると1,689万6,000円減少しています。その要因について説明願います。

簡易水道の収支不足分と企業団への負担金、出資金は石狩開発株式会社と北海道が負担するものでした。しかし、石狩開発株式会社の経営破綻によって、収支の不足分は本市の負担となりました。北海道は地下水を利用する石狩湾新港地域にかかわる地下水揚水計画を策定しましたが、計画期限は2011年度に終了しているにもかかわらず、組合企業は水道水への切りかえを行っておりません。北海道は問題解決の手段として、企業への簡易水道利用促進の要請、企業誘致の促進などを掲げております。地下水利用組合は、現在、小樽市内において何社で構成され、簡易水道への切りかえを行わない理由について説明願います。

また、なぜ今も地下水の利用が続けられているのですか。

また、本市の簡水事業の赤字を解消する対策についてお知らせください。

本市は地下水揚水計画は道が作成し、実施したものであり、道が責任を持って本市の収支不足を解消するよう求めているとのこと。その後、北海道との交渉の進捗状況はどうなっているのでしょうか。

補正予算について伺います。

小樽市への2016年度の普通交付税配分額が153億1,947万円に決まり、前年度と比較すると、3億4,479万4,000円の減少となりました。2016年度の普通交付税予算計上額は156億1,500万円、2億9,553万円の減額となっています。臨時財政対策債の9,953万5,000円減少を加えると、4億円ほど減少となります。本市は国勢調査のたびに人口減少していることから、人口減少が要因ではないかと考えていますけれども、今年度予算計上額と大きな乖離ができた理由について説明願います。

○議長（横田久俊） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 市長。

(森井秀明市長登壇)

○市長(森井秀明) 川畑議員の御質問にお答えいたします。

ただいま、財政問題について御質問がありました。

初めに、2015年度決算についてですが、まず、市税決算額が予算額よりも増額した理由につきましては、予算額作成時においては、各税目の過去の収入率や決算見込みをもとに算出しておりますが、個人市民税の特別徴収の割合がふえていることや、納税課にグループ制を導入し、納期内納付の促進と滞納処分の強化などの市税収納向上対策を図ったこともあり、各税目について収入率が予算見込みよりも向上したことによるものであります。

次に、民生費、土木費、教育費の不用額の主な事業と額につきましては、民生費では生活保護扶助費が2億6,070万円、国民健康保険事業会計繰出金が4,195万円、介護保険事業会計繰出金が3,644万円の不用額であり、土木費では国直轄工事費負担金である第3号ふ頭岸壁改良事業費が1億3,514万円、ロードヒーティング更新事業費が8,857万円、除雪費で4,393万円となっております。また、教育費では手宮地区統合小学校や山手地区統合小学校などの校舎等改築事業費が8,587万円、小・中学校の燃料光熱水費が6,653万円、放課後児童健全育成事業費が4,093万円の不用額となっております。

次に、水道事業の損益収支が黒字になっている状況にあることから、水道料金における基本水量や料金体系の見直しを進めるべきとのことにつきましては、平成27年度決算の黒字により生じた剰余金につきましては、全額減債積立金に積み立て、これまでの施設整備の財源として借り入れた企業債の償還に充てることとしております。また、今後の収支見通しにつきましては、収入では人口減少などにより料金収入が減少し、さらに支出では施設の老朽化や耐震化の対策に多額の費用が見込まれ、厳しくなることが予想されます。こうした状況に鑑み、基本水量や料金体系の見直しに当たっては、短期的な視点ではなく長期的な収支を見きわめながら検討を進めてまいりたいと考えております。

次に、簡易水道事業特別会計における単年度の実質的な収支の赤字が連続している原因につきましては、2013年に水道料金を改定しましたが、依然として、地下水よりも高い設定であったため、石狩湾新港地域の地下水利用組合企業が地下水から簡易水道への切りかえを行わなかったこと、また、石狩開発株式会社が進める同地域の企業立地が計画目標どおりには進まなかったことから、計画水量を確保できず、事業の収支不足が生じているものであります。

次に、水道使用量の減少につきましては、当別ダムの完成に伴い、2013年4月から石狩西部広域水道企業団より水道用水の供給が開始されたことや、石狩湾新港地域の今後の給水量を見込み、さらには同地域への企業誘致の推進を勘案して、同年4月1日から平均改定率27.7%の値下げとする水道料金の改定を行ったことが要因であります。

次に、地下水利用組合につきましては、現在、小樽市域において7社で構成されております。簡易水道へ切りかえを行わない理由につきましては、組合企業が、現在、利用している地下水に比べて、簡易水道の単価が高く、企業経営に支障が生じるためと聞いております。また、組合企業が地下水利用を続ける理由につきましては、石狩湾新港地域において地下水の利用規制がないことから、企業へ水源利用の選択がゆだねられているためであります。さらに、本市の簡易水道事業の赤字を解消する方策につきましては、この問題へ主体的にかかわった北海道が、地下水利用組合企業が地下水から簡易水道へ転換するよう必要な方策をとることや、簡易水道料金収支の不足分について、本市へ補填を行うなどの対策をとることなどが考えられます。

次に、北海道との交渉の進捗状況につきましては、本年も9月1日に本市から北海道の担当部署に対して、地下水利用組合企業が地下水から簡易水道へ転換するよう必要な方策を実現すること及び転換さ

れないことによる料金収入の不足分について、本市へ補填などの対策を講じることの要請をいたしました。その結果、北海道からは市への財政支援は難しいので、企業の使用水量をふやしていくことが問題解決の手段であるとの回答を受けております。

次に、補正予算についてですが、普通交付税等の決定額と予算額の乖離につきましては、平成28年度予算においては、これまでと同様に、国の地方財政計画などの情報を参考にしたほか、平成27年度国勢調査の人口をもとに予算を見積もったところであります。

国勢調査人口は平成22年度と27年度を比べると、約1万人の減となっており、急激な人口減は交付税額の算定に大きく影響しますが、単年度の影響を緩和する措置として人口急減補正があり、28年度の算定においては、この人口急減補正を過大に見込んだことが予算額と大きく乖離した要因と考えております。

また、臨時費目であるまち・ひと・しごと創生事業費については、国全体では前年度と同額が計上されていたことから、本市においても前年度と同額を見込みましたが、人口減少の影響も反映され、減額となったことも乖離の一因となったものであります。

(「議長」と呼ぶ者あり)

**○議長(横田久俊)** 病院局長。

**○病院局長(並木昭義)** 川畑議員の病院事業決算についての御質問にお答えいたします。

初めに、収益的収支における純損失の解消の見通しと健全な病院経営の方策についてのお尋ねがありました。

収益的収支におきましては、施設の維持管理経費や減価償却費などの費用が大幅に増加したことから、純損失が生じたものであり、今後も駐車場や新規に導入した医療機器の減価償却費が多額となることから、短期間での純損失の解消は難しいものと考えております。

次に、健全な病院経営の方策についてであります。現在、新公立病院改革ガイドラインに基づいて、当院の課題である収益の確保と経費の削減について、具体的な改善策を盛り込んだ新公立病院改革プランの策定を進めております。このプランを確実に実行することにより、経営の効率化を図ってまいります。

次に、地域の患者との結びつきについてお尋ねがありました。

小樽市立病院は高度の医療ができる急性期病院であり、そのためにも医師の確保は大変重要なことであります。同時に、地域医療の中心的役割を担う地域の医療機関や保健福祉分野との連携を進め、支援協力関係を築いていくことも重要なことと認識しております。これからの医療は高齢化の進展を踏まえると、主に青年壮年期を対象とした治癒、社会復帰を前提とした病院完結型から慢性疾患や複数の疾患を抱えた高齢者の特徴に合わせ、患者の住みなれた地域で生活の質の維持、向上を目指す地域完結型へ重点を移していく必要があります。

私といたしましては、当院がこの地域の基幹病院として急性期医療を担い、他の医療機関との連携を深めるとともに、医療の質を高め、患者に選ばれ、そして市民の皆さんに信頼される病院となることが病院事業の健全経営につながるものと考えております。

**○議長(横田久俊)** 次に、第2項目めの質問に入ります。

(「議長、21番」と呼ぶ者あり)

**○議長(横田久俊)** 21番、川畑正美議員。

(21番 川畑正美議員登壇)

**○21番(川畑正美議員)** 2項目めの質問を行います。

国民健康保険と介護保険についての質問です。

最初に、国民健康保険についてです。

政府は、国保の財政運営を市町村から都道府県に移すことで、保険関係の事務の効率化や国保財政の安定化ができるとして、2018年4月から国民健康保険の財政運営責任が市町村から都道府県へ移る国保財政の都道府県化を進めています。国は1984年に医療費の45%であった国の負担を給付金の50%に削減して以来、国は国保への負担割合を減らし続けて、現在は24.5%にまで下がっています。このように国が国保への負担金を減らしたまま国保制度を改革を推進するならば、小規模企業者や高齢者、低所得者が多くを占める国保加入者は、保険料の負担、過酷な徴収強化、資格証の発行などによる医療保険からの排除につながりかねません。国保の都道府県単位化は1年半後に実施されることとなりますが、国保制度改革によって起こり得る不安について質問いたします。

都道府県単位化によって、都道府県が財政運営の責任主体となり、国保運営に中心的な役割を担うとされています。財政運営に当たって、道と市の役割を説明してください。

都道府県単位化されることによって、被保険者証はどこが交付し交付者名は誰になるのか、お知らせください。

これまで市の諸条件に合わせて保険料が独自に決められてきましたが、これからも市が行ってきた保険料の決定賦課徴収は、これまでどおり継続されるのでしょうか。

また、道内の主要都市では、一般会計からの法定外繰り入れをし保険料を引き下げる措置をとっています。都道府県化によって、繰上充用や一般会計からの法定外繰り入れは認められないということになるのでしょうか。

収入率によって、国は自治体の規模に応じて基準を89%から92%に設定しています。今後、収入率が下がることでペナルティーが科されるのではないのでしょうか。滞納に対する措置、すなわち短期被保険者証の発行や差し押さえはどこが行うことになるのでしょうか、お知らせください。

小樽市は高齢化が進み、1人当たり医療費が道内主要都市の中でも最も高い状況にあり、医療費の締めつけが心配されます。高医療費の市町村に対しては、医療費適正化という名のもとで、医療費の増加抑制にならないのでしょうか。

国民皆保険制度の根幹である国保の構造的な行き詰まりを打開するためには、国保の加入者が払える保険料にしていくことが必要だと思います。国の悪政から市民を守るのが市の役割です。市長はそのためどのような取り組みをしているのでしょうか、お聞かせください。

次に、介護保険について伺います。

新総合事業への移行について伺います。

介護保険制度は、これまで主に家族が担ってきた寝たきりや認知症などで介護が必要な方について、社会保障の仕組みによって社会全体で支える制度として2000年4月から始まりました。制度ができたとき、介護が必要な方々からは、介護の社会化の象徴として歓迎されました。

ところが、制度はどんどん後退し、国家的詐欺とまで言われる状態になりました。2015年の改定では要支援1、2の訪問介護、通所介護を保険給付から外し、自治体事業に移す。年金収入280万円以上の2割負担、特別養護老人ホームへの入所を要介護3以上に限定、低所得の施設入居者への食費や部屋代も補助要件を厳しくすることが行われました。市町村の総合事業への移行については、2017年4月本格施行とすることとなりますが、小樽市ではことし10月から施行することです。本市が10月から施行するサービスの範囲について内容を示してください。

介護保険の地域支援事業への移行に当たって、新総合事業の対象者は要支援認定を受けた方、基本チ

チェックリストによって事業対象者に認定された方と説明を受けました。新規、区分変更、認定更新による要支援認定の方については、今までと同じ認定調査で主治医意見書も必要なことから、専門的な判断がされるということでした。

しかし、基本チェックリスト判定は包括支援センターがチェックリストで行うことから、状態よりも軽く判断されることが起こらないでしょうか、見解をお知らせください。

新しい介護予防、日常生活支援総合事業は、来年4月以降、介護事業者、民間事業者、NPO、ボランティアなどの多様な担い手によって多様なサービスを提供することになります。他市の例では、札幌市では月単位から回数単位に変更する、横浜市では通所介護2の対象者には週2回の契約を押しつける、多様なサービス提供では緩和したAに、講習を受けた職員によって単価の大幅減少などを進めようとしています。

小樽市がことし10月から実施を予定している総合事業が本格実施される来年4月以降は、どのような内容になるのでしょうか、お知らせください。

訪問介護相当サービスの単価と通所介護相当サービスの単価は、どうなるのですか。

また、来年4月以降の本格移行後も継続するのでしょうか。

要介護1、2の保険外しについて伺います。

2018年度の介護保険改変に向けて、要介護1、2の人が受けている訪問介護の生活援助、サービスを保険給付から外し、原則自己負担にすることや自治体の裁量と予算で行う地域支援事業に移すこと、介護用ベッドや車椅子など、現在、原則1割負担の福祉用具の貸与についても、原則全額自己負担を進めています。次々と実行される負担増によって、介護者を持つ家族から生活が成り立たなくなる、介護を続ける気力が失われるなど、サービス利用を諦め、中止せざるを得ないと悲痛な叫びが届いています。本市では介護認定者はどれぐらいいらっしゃるのでしょうか。

そのうち、要支援1、2、要介護1、2の認定者と居宅介護サービスを受けている方は、何人おられるのか、お聞かせください。

福祉用具貸与の受給者の総数と要支援1、2、要介護1、2の受給者の該当者をお知らせください。

また、要支援1、2、要介護1、2の方が福祉用具貸与で現在、負担している額と全額自己負担となった場合の金額を、要支援1、2、要介護1、2の区分ごとにお知らせください。

多くの方が大切にされない仕組み、40歳から64歳の現役世代が保険料を負担し、安心も補償されないという保険あって保障なしの状況になっている介護保険制度に対して、市長はどのような認識をお持ちでしょうか、お知らせください。

**○議長（横田久俊）** 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**○議長（横田久俊）** 市長。

（森井秀明市長登壇）

**○市長（森井秀明）** ただいま、国民健康保険と介護保険について御質問がありました。

初めに、国民健康保険についてですが、まず国保財政の都道府県単位化による北海道と市のそれぞれの主な役割につきましては、北海道は北海道全体の国保の財政運営の責任主体として、運営方針を策定する、北海道全体の医療給付費等の見込みを立て、市町村ごとの国保事業費納付金の額を決定する、市町村が納付金を北海道に納めるために必要な市町村ごとの標準保険料率を策定し示す、医療の給付に必要な費用を全額市町村に対して支払うなどの新たな役割を担うこととなります。

また、市は北海道が定めた納付金を納める、北海道から示された標準保険料率を参考にして、国保の

保険料率を決定し、賦課徴収を行う、地域住民と身近な関係のもと、資格管理、保険給付、保険事業などを引き続き実施するという役割を担うこととなっております。

次に、都道府県単位化に伴う被保険者証につきましては、被保険者証の交付はこれまでどおり、各市町村が行うこととなります。なお、平成30年度以降は北海道も市町村とともに保険者となりますが、被保険者証のこれまで保険者名とされていたところが交付者名に変更となり、この交付者は引き続き小樽市となる予定です。また、国民健康保険被保険者証という表示も北海道国民健康保険被保険者証に変更される予定となっております。

次に、保険料の決定や賦課などはどうなるのかということにつきましては、まず、保険料の決定や賦課徴収はこれまでどおり市が行うこととなります。繰上充用などにつきましては、全く認めないということにはなっておりませんが、既に繰上充用を行っている市町村は、北海道とその市町村との間で、繰上充用の原因となる国保会計の赤字の解消や削減に向けた協議を行い、繰上充用解消に向けた目標年次などを設定し、北海道に示すこととなります。また、一般会計からの法定外繰り入れは、改正後も市町村の判断によるものとされておりますが、保険料を引き下げる目的で行われている法定外の繰り入れは解消が求められております。

次に、収入率が下がることによるペナルティーにつきましては、北海道が保険者規模別の目標収入率を設定し、収入率が達成されない場合は、その要因分析を行い、保険料の納付状況の改善のために必要な対策を検討することとされており、ペナルティー措置が科せられることにはなっておりません。

また、滞納に対する短期証の発行や差し押さえなどの措置につきましては、引き続き市が行うこととなります。

次に、医療費の増加抑制にならないのかにつきましては、これまでどおり市町村が重複受診や頻回受診の解消のほか、レセプト点検の実施などにより、医療費の適正な支出を図る取り組みを行うこととなります。なお、治療が必要な方には、医師の指示に従い、必要とする治療を受けてもらうべきでありますので、例えば単に受診回数を制限するなどの抑制が行われるものではないと認識しております。

次に、国保の加入者が払える保険料にしていくことの取り組みにつきましては、これまでも全国市長会を通じて国庫負担割合の引き上げなど、国保財政基盤の拡充強化を図り、国の責任と負担において実効ある措置を講じることや低所得者に対する負担軽減策を拡充、強化するとともに、低所得者を多く抱える保険者への支援を強化することを要請してきているところであります。

また、北海道の国保運営方針の策定においても、保険料の算定方法や医療給付の適正な実施などについて市町村を交えた検討が行われており、小樽市も北海道が開催する検討会のワーキンググループに入っておりますので、その中でも医療費が高い市町村の保険料負担が大きくなるように、意見などを申し述べているところであります。

次に、介護保険についてですが、まず新総合事業への移行で、本市において10月から施行するサービスの範囲につきましては、現行の介護予防給付サービスのうち、介護予防訪問介護は訪問介護相当サービスへ、介護予防通所介護は通所介護相当サービスへそれぞれ移行となります。これらサービスに係る事業所の人員、設備、運営の基準については、現行のサービスと同様の基準とし、提供されるサービスの内容も同様といたします。

次に、新たに導入される基本チェックリストによる判定につきましては、基本チェックリストは総合事業サービス利用の申請から認定までの手続を簡素化と迅速化するため、簡易な形で要支援に相当する対象者を判断する方法として導入されたものです。チェックリストについては、国の通知で質問項目及び考え方が示され、この基準に従って実施することによって、状態よりも軽く判断されることはない

考えておりますので、チェックリストを運用する地域包括支援センターには、適切に対応するよう指導してまいります。

次に、平成29年4月以降の総合事業の内容につきましては、本年10月から実施するサービスの内容を継続していこうと考えております。今後、緩和した基準によるサービスなど市独自の多様なサービスの実施に向けては、今年度の実施状況を踏まえ、多様な主体となる受け皿の状況や事業者の意見等を聞きながら、慎重に検討を続けてまいります。

次に、訪問介護相当サービスの単価と通所介護相当サービスの単価につきましては、訪問介護相当サービスは、現行の介護予防訪問介護と同様の単価となります。通所介護相当サービスは、現行の介護予防通所介護の単価に新たに小樽市独自に、要支援2で週1回程度の通所が必要とされた方に対する単価を追加設定しました。これらの単価は、来年4月の本格移行後も継続する予定であります。

次に、本市の要介護認定者数と要支援1、2、要介護1、2の認定者、居宅介護サービスを受けている方につきましては、まず、要支援1から要介護5までの認定者数は、平成28年3月末で1万785人となっております。このうち、要支援1、2は2,891人、要介護1、2は4,531人となっております。また、居宅介護サービスを受けている方は、全体で6,274人、うち要支援1、2は1,562人、要介護1、2は3,215人となっております。

次に、福祉用具貸与の受給者につきましては、平成28年3月分では総数2,219人となっております。このうち、要支援1、2は266人、要介護1、2は1,141人となっております。また、要支援1から要介護1、2の方が福祉用具貸与で負担している額は全体で106万9,000円、このうち要支援1、2は11万円、要介護1、2は95万9,000円となっております。全額自己負担となった場合の金額は、要支援1から要介護1、2の方全体で1,002万2,000円、このうち要支援1、2は104万5,000円、要介護1、2は897万7,000円となります。

次に、介護保険制度に対する私の認識につきましては、この制度がスタートして以来、17年目となり、高齢化の進む小樽市民の生活に欠くことのできない重要なものになっていると認識しております。

市では、小樽市医師会など関係団体と連携しながら、地域包括ケアシステムの構築を進めて、住みなれた地域で安心して自分らしい暮らしを続けることができるまちづくりを目指しているところであります。国では介護保険制度について、介護サービスの重点化、効率化や世代間、世代内の負担の公平性の確保などを踏まえ、バランスのとれた持続可能な制度となるよう検討が行われるべきと考えております。国に対しては、全国市長会を通じて、介護保険制度の円滑な運営を図るため、自治体財政措置の充実、低所得者対策や制度改正などについて重点提言を行っているところであり、今後も強く要望してまいります。

**○議長（横田久俊）** 次に、第3項目めの質問に入ります。

（「議長、21番」と呼ぶ者あり）

**○議長（横田久俊）** 21番、川畑正美議員。

（21番 川畑正美議員登壇）

**○21番（川畑正美議員）** 3項目めの質問を行います。

除雪についてです。

最初に、共同企業体の構成員について伺います。

昨年度、森井市長は除雪業務を担当する共同企業体、すなわちJV構成員について入札開始後、急遽構成要件を4社以上に変えたため、入札が成立せずに混乱を招きました。今年度の地域総合除雪等への参加について、小樽市に道路除雪に登録している事業者に対して、7月12日に実施した意識調査では

27社が地域総合除雪に参加の意向を示しました。それを受けて森井市長は、JVの構成企業数を4社以上にすることを断念しました。しかし、市長は8月24日の建設常任委員会において、構成企業数条件を新規参入も含め業者を育てていかなければならないとして、来年度は4社以上としたいとの意向を示しています。なぜ、4社以上にこだわるのか、私は理解できません。説明をお願いいたします。

小樽市指名競争入札参加資格者、道路除雪登録者は39社と伺いました。また、共同企業体除雪業務代表者要件では、代表者及び副代表の条件及び適格の条件があります。代表者及び副代表者の条件及び適格性の条件についてお示してください。

道路除雪登録業者の中で、代表者要件にある小樽市指名競争入札参加資格者名簿において、工事種別土木または舗装の登録がされて、かつ土木A1、A2ランクもしくは舗装の総合評点1,100点以上の企業の数をお知らせください。

除雪予算の計上について伺います。

除雪費の予算計上は、森井市政となった2015年以降、第3回定例会で補正予算を計上しています。これは自治体の予算計上の本来のあり方とは思えません。市の予算計上は市税収入や交付金をもとに、歳出を綿密に計算した上で収支のバランスをとるものではないでしょうか。市民生活を守ることからも、除雪予算は欠くことのできない予算であります。当初から計上すべき予算だと思います。市長はどのような認識をお持ちでしょうか、見解をお聞かせください。

平成28年度除雪の考え方について、これまで同様、降雪量おおむね5メートル程度の気象を想定されています。昨年は少雪により除雪費が大幅に削減されましたが、降雪量は495センチメートルでした。おおむね5メートル程度とは昨年の少雪状態を想定した考え方です。住民に対して予算がないから、これ以上の除排雪はできませんでは、市民は納得できません。想定を超えた場合、さらに補正予算を組むことになると思いますけれども、自然を相手にする課題であって、降雪量は数年間の平均をもとに予算計上するのが筋ではないでしょうか。

おおむね5メートル程度の気象を想定した予算計上の根拠を示してください。

最近5年の平均降雪量はどれくらいになるのでしょうか。平均降雪量で予算計上した場合、予算額はどれくらいふえることになりますか、お知らせください。

次に、除排雪について伺います。

第1種路線及びバス路線となっている第2種路線のガタガタ路面を解消するための路面整正を、例外的な昨年は4回ふやしてきましたものを、ことしは7回ふやして10回に強化しています。なぜふやさなければならないのか、昨年の実施状況をどのように評価して強化することになったのか、説明してください。

第3種路線、すなわち生活路線については、昨年度から調査を進めてまいりました。生活路線の除雪は最も市民の関心が寄せられているところでもあります。これまで生活路線については、圧雪状態で交通障害に対する除雪とされておりました。今年度は試行として出動基準を見直し、比較的広幅員な道路において15センチメートル以上の降雪量が見込まれる場合、除雪作業を実施するとしています。生活路線のうち、市全体での除雪作業の対象となるのは、10キロメートル区間とのことです。きめ細やかな除排雪というなら、市民要望からしても通学路などを最優先にすべきであります。花園小学校、稲穂小学校、入船小学校、菁園中学校など、歩道がない雪山で通行に支障を来していることから、優先的に行うべきではないでしょうか、いかがでしょうか。

岩見沢市では、雪対策本部に教育委員会も参加し、通学時の安全や学校敷地への排雪など、情報連絡の一翼を担っています。小樽市ではかつて参加していたようですが、現在は参加していません。

参加させるべきではありませんか。

効率的な除排雪作業を進めるため、塩谷中学校のグラウンドを雪堆積場とする計画です。グラウンド脇で塩谷川沿いに民家があります。民家には居住者がおり、かつての大雨によって塩谷川に設置していた私設の橋が流され、グラウンド脇を通路としています。グラウンドを雪堆積場とした場合、居住者に影響は起きないのでしょうか。この雪堆積場にはどの辺の排雪を運び、その排雪はこれまでどこへ運んでいたものなのか、お聞かせください。

昨年の市の除排雪に対して、市民からさまざまな反応があらわれています。昨年は少雪にもかかわらず、排雪に対して抑制をかけられてきました。市民は例年行われてきた排雪に対して、期待していたものであります。市は必要な箇所を必要に合わせて除雪するとしていますが、市民抜きの判断によって、市民は待ち切れずに業者に依頼する。そして市は排雪しているとして、排雪を除外する。市民との意思疎通ができていません。ことしはそのようなことはあってはならないと思います。その対策を示してください。

昨年は、市民から市長の判断で除排雪が変わったと言っています。雪対策本部が確立されている中では、市長が直接介入することは歓迎されることではありません。市長の意見は天の声です。その声に従おうと、職員は配転されるのではないかと不安になります。除排雪に当たって、市長が直接介入するのではなくて、除雪対策本部長である副市長を中心に担当部下の職員に働いてもらうことが必要と考えます。市長の認識をお知らせください。

昨年は雪押し場を確保することに奮闘されたと伺っております。道幅があるところでは、置き雪されて車道も大幅に制限されておりました。また、置き雪された春先は、雪解けで道路が水浸しになっていたとの苦情もありました。今年度の雪押し場の確保について取り組み状況をお知らせください。

貸出ダンプ制度の見直しについて伺います。

集合住宅の通路等において見直しするほか、実情に合った手引きの見直しが提起されています。今年度だけでなく、今後に向けても見直しを計画しているようですが、当面、検討している項目についてお知らせください。

また、実施に当たっては、市民の十分な説明と理解をもとに進めることが行政推進には欠かせないと思います。市長の見解をお聞かせください。

**○議長（横田久俊）** 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**○議長（横田久俊）** 市長。

（森井秀明市長登壇）

**○市長（森井秀明）** ただいま、除雪について御質問がありました。

初めに、共同企業体の構成員についてですが、まず、共同企業体の構成員数を4社以上とする考え方につきましては、作業のおくれが見込まれた場合の業務の補完や将来にわたり持続可能な本市の除排雪体制を構築するため、より多くの業者が共同企業体の構成員になることが必要であると考えており、共同企業体の構成員数については、4社以上にすることが望ましいものと考えております。

次に、代表者及び副代表者の要件につきましては、代表者については業務主任の要件を満たす技術者が2名以上であること、本市発注の共同企業体除雪業務の履行実績があること、小樽市指名競争入札参加資格者名簿において、工事種別、土木または舗装で登録され、かつ土木A1、A2ランクもしくは舗装の総合評点1,100点以上のものの全てに該当するものであります。また、副代表者については業務主任の要件を満たす技術者が1名以上であること、本市発注の共同企業体除雪業務の履行実績があること

の全てに該当するものであります。

次に、道路除雪登録業者の中で代表者要件にある工事種別とランクごとの企業数につきましては、土木A1ランクは5社、土木A2ランクは8社、舗装の総合評定1,100点以上は3社となっております。

次に、除雪予算の計上についてですが、まず、第3回定例会に補正予算を計上したことにつきましては、除雪費を当初予算に計上すべきとの御指摘については、私自身も同様の考えであります。昨年度から取り組んだ施策を検証し、その結果を当初予算に反映させることができなかつたことから、当初予算では当面必要な経費のみを計上し、今定例会で補正予算を計上したものであります。

次に、降雪量を5メートル程度として想定した補正予算を計上したことにつきましては、昨年度おおむね5メートルの降雪量とした中で、除雪第2種路線の出動基準など新たな取り組みも含めて作業量を積算し、予算を算定したところですが、これらの作業を分析し、検証した結果、一定の効果があつたことから、本年度においても昨年と同様の降雪量を前提とした作業量をベースに、新たな取り組みも加味して予算を算定したものであります。

次年度以降においては、新たな取り組みとともに、現在、行っている地域総合除雪全てについて検証を行い、その結果に見合う業務量を算定し、それに基づく予算について検討してまいりたいと考えております。

次に、直近5年の平均降雪量及びその降雪量での予算額の推計につきましては、直近5年の平均降雪量は約6.3メートルであり、この降雪量に近い平成21年度の除雪作業量をもとに、平成28年度の単価で計算しますと、あくまでも試算ではありますが、約14億2,000万円となり、今定例会以降に見込まれる予算額約13億2,000万円に比べ、約1億円の増となります。

次に、除排雪についてですが、まず、路面整正作業の出動回数をふやしたことにつきましては、昨年度から取り組みましたガタガタ路面の解消について一定の成果があつたものと考え、今年度は昨年度の実績と同様の出動回数が必要であると判断したため、出動回数をふやすこととしたものであります。

次に、第3種路線の除雪より通学路などを優先に行うべきとのことにつきましては、学校周辺の通学路は主に除雪第2種路線であり、昨年度出動基準の見直しを行い、一定の成果があつたものと考えております。

今後においても、教育委員会と除雪対策本部との情報を共有して、児童・生徒の登下校時の安全確保に努めてまいりたいと考えております。

次に、除雪対策本部に教育委員会が参加することにつきましては、通学路の安全確保については、これまでも各学校と直接周辺の道路状況や除排雪作業の情報のやりとりを行ってまいりましたが、今後は教育委員会との間で、双方の窓口の一元化を図るなど、情報共有を確実に、迅速に行う仕組みづくりができないか、相談してまいりたいと考えております。

次に、旧塩谷中学校グラウンドを雪堆積場としたときの影響などにつきましては、隣接地に居住されている方がグラウンド脇を通行されていることは承知しておりますので、雪堆積場の増設でこの方の生活に支障が生じないように万全を期してまいりたいと考えております。

また、この雪堆積場には主に塩谷地区からの搬入を計画しておりますが、これまでこの地区の雪は、主に産業廃棄物最終処分場や建設事業課庁舎敷地内に搬入されていたものであります。

次に、市の除排雪に対する市民との意思疎通につきましては、排雪作業についてはパトロールを通じて、現場を確認し、まずは除雪や拡幅除雪作業を行い、必要な時期に必要な箇所の排雪作業を実施するという市の考えを、除雪懇談会や除排雪計画説明会の場で市民の皆様に説明してまいりたいと考えております。

また、市民の皆様から除排雪に対する要望があった場合は、職員が現地を確認し、その状況や対応についてその都度丁寧に説明してまいりたいと考えております。

次に、除雪対策本部長を中心に除雪作業を進めるべきとの考えにつきましては、除排雪業務は除雪対策本部にて本部長を中心に業務が遂行されるべきものと考えておりますが、市政の責任者としてさまざまな新たな取り組みや見直しを行っている中で、それらが十分に進行しているか把握するため、私と本部長を初め本部員とが必要に応じて打ち合わせなどをすることは当然のことと考えております。

(発言する者あり)

次に、今年度の雪押し場の確保につきましては、今年度においては狭隘な道路が多く、除雪の難しい路線の多い除雪第1及び第5ステーション地域の町会に職員が出向き、役員の皆様から直接雪押し場の候補地の情報収集を行っているところであります。現在、有力な候補地について土地所有者と交渉を行っているところでありますが、今後とも雪押し場の確保に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、貸出ダンプ制度の見直しについてですが、まず、当面検討している項目につきましては、本年度においては利用日の上限を5日から3日に変更すること、集合住宅の通路等や道路脇の雪堆積場の排雪を対象としないこと、幅員4メートル未満の道路や通り抜けできない道路について利用実態に合わせるの見直しをするものであります。平成29年度以降においては、実施回数の検討をすること、直接利用団体からの申し込みをすること、排雪幅を8メートルまでとすること、本制度と排雪第2種路線が重複する箇所についての課題を整理すること、ダンプトラックの配車方法の検討をすることを予定しております。

次に、貸出ダンプ制度の見直しに当たっての市民の皆様への説明につきましては、制度の見直しを行うためには、市民の皆様へ説明して御理解いただくことが必要と考えておりますので、市のホームページの掲載や例年11月に市内各所で行っている除雪懇談会の機会を通じて、市民の皆様へ丁寧に説明を行ってまいりたいと考えております。

○議長(横田久俊) 次に、第4項目めの質問に入ります。

(「議長、21番」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 21番、川畑正美議員。

(21番 川畑正美議員登壇)

○21番(川畑正美議員) 4項目めの質問を行います。

森井市長の政治姿勢について質問します。

最初に、小樽市コンプライアンス委員会の調査結果についてです。

コンプライアンス委員会は、2015年6月の昇進人事が実証性を欠いた人事であったと断定されました。市長はコンプライアンス委員会からの報告を受けて、この結果については真摯に受けとめなければならないと考えています。是正措置として、異動内申書及び昇進内申書に加えて、留任内申書を作成し、管理職については全ての職員の内申書が提出されるよう改善を図ったところとしておりました。

我が党は人事権が市長にあることは認めております。しかし、市長は2015年6月の昇任人事が実証性を欠いた人事であったと断定されて、コンプライアンス委員会の調査結果について真摯に受けとめなければならないとしておりました。森井市長は現時点で責任問題は発生していないと述べておりますが、重く受けとめるのであれば、市長が行った実証性を欠いた人事異動に対して、みずから戒めを明らかに示すことが、市職員や市民を納得させるものと思っておりますが、いかがでしょうか。

(「そうだ」と呼ぶ者あり)

市長は是正措置として、異動内申書及び昇任内申書に加えて、留任内申書を作成し、管理職について

は全ての職員の内申書が提出されるよう改善を図ったとしております。留任内申書は能力の実証となるものなのでしょうか、留任内申書の法的根拠があるのでしょうか、お聞かせください。

内申書類をふやすことで改善されるものもありますが、能力として人格を見て、公平な人事を実現するためには、幹部職員との意思疎通を図ることが必要ではありませんか、見解をお聞かせください。

2項目めに、市民のための市政運営についてです。

日本共産党は森井市長の市政運営についてカジノ誘致の撤回、子供医療費の助成拡大、駅舎のバリアフリー化などの前進など幾つかの市民要求をかなえる課題の取り組みで評価してきました。

しかし、我が党は森井市長就任後、定例会ごとに代表質問などで市長の政治姿勢についてただし、職員からの批判の声に耳を傾け、真摯に向き合わないで市政運営を続けると市民の信頼を失うことにもなりかねない。主権者である市民の声を第一にする市政運営と、市役所庁舎内での合意形成に努力することが必要として、十分な議論と市職員の納得をもとにした民主的な運営を求めてきました。

我が党のこれまでの指摘、呼びかけやことしの第2回定例会の代表質問に対しても、市長の答弁は職員との対話の機会をふやす、私の政策に対する考え方を浸透させるとともに、さらなる信頼関係の構築を図りたいと答えております。市長の考え方を浸透させ、力強いリーダーシップの発揮ということでは、職員に対する押しつけが強調され、我が党の指摘、呼びかけを真摯に受けとめたものとは受けとめることができません。その後、市長の受けとめ方に変化はないでしょうか。

求められているのは、市長が職員の話をよく聞き、批判に対しては耳を傾ける誠実性を確立し、市職員とのコミュニケーションを図ることではないでしょうか。

職員との対話の機会をどのようにふやされたのでしょうか。具体的な会議の開催や意思疎通の場について説明してください。

市長は公約を掲げて当選してまいりました。みずからの施政方針を実現するためには、能力手腕に恵まれた市長であっても、お一人では不可能だと思います。市長が発案した施策については、市政運営をより具体的に推進するためにも原部、原課でよく練って、立案していくことが必要だと思います。そうすることで、市職員が市民のための行政運営に自信と誇りを持つことになり、市民からも信頼される行政が実現するのではないのでしょうか。市長の見解をお聞かせください。

以上、再質問を留保して、質問を終わらせていただきます。（拍手）

**○議長（横田久俊）** 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**○議長（横田久俊）** 市長。

（森井秀明市長登壇）

**○市長（森井秀明）** ただいま、私の政治姿勢について御質問がありました。

初めに、コンプライアンス委員会の調査結果についてですが、まず、平成27年6月の人事異動に対するみずからの戒めにつきましては、御指摘のコンプライアンス委員会の報告は、法令に違反するおそれのある事実該当すると認められるということであり、法令違反を断定されているものではありません。私としましては、あくまでもおそれがあるということでありますことから、現時点で責任問題は発生していないと考えておりますので、具体的な措置をとることは考えておりません。

（「大変な問題だよ」と呼ぶ者あり）

今後、より人事の客観性を高めることで私の責任を果たしてまいりたいと考えております。

（「果たし方が違う」と呼ぶ者あり）

次に、留任内申書につきましては、昨年度までは年度ごとの職員全員の評価書がなく、不平等ではな

いかと感じておりましたことから、管理職限定ではありますが、今年度人事異動に当たり、内申書の様式に留任内申書を新たに追加し、部長職を除く管理職全員分の内申書の提出を受けることにしたものであります。

留任用と申しましても、職員の評価が記載されることに違いはなく、本市におきましては、従前から内申書を地方公務員法第15条に規定する能力の実証の一方法として取り扱ってきていることからしましても、留任内申書も他の内申書と同様、同条に基づく能力の実証になり得るものと考えております。

次に、幹部職員との意思疎通につきましては、私としましても、より適材適所の配置を進めていくためには、個々の職員の能力や適性を把握することは欠かせないものと思っております。そのためにも、幹部職員に限らず、他の職員ともコミュニケーションを密にすることは必要なことと考えており、現在、職員との対話の機会をふやすべく取り組みを進めているところであります。

(発言する者あり)

次に、市民のための市政運営についてですが、まず、日本共産党からの御指摘、呼びかけに対する受けとめ方につきましては、私としましては、これまで職員との信頼関係の構築について御指摘いただいているものと受けとめているところであり、その構築のためには、まず私の考え方を職員にもしっかりと理解をしてもらうことが必要と考えております。そして、それを共有し、私としましても、力強いリーダーシップを発揮しながら、一丸となって政策を進めていく、このことが結果として、信頼関係の構築につながっていくものと思っております。

御指摘はこれまでもしっかりと受けとめており、信頼関係構築の一環としまして、先ほど申し上げましたとおり、職員との対話の機会をふやすべく取り組みを進めているところであります。

次に、職員との対話の機会をどのようにふやしたのかにつきましては、これまでの職員研修での対話の機会に加え、先月末から市長と職員のフリートーキングと名づけた意見交換会を始めております。本年度は初めての試みということで、市長部局に限定することとしておりますが、職員が市のトップの考えに触れる機会を設けることを目的とし、各部から職位を問わない10名程度を選抜いただいて、部ごとに1時間程度で行うこととしております。ふだん余り話す機会のない職員の皆さんとの意見交換ということで、私としても大いに期待しているところであります。

次に、施策の立案につきましては、円滑に施策を推進していくためには、御指摘のとおり、原部、原課で十分検討を重ね、具体化していくことが大切であると考えておりますので、職員研修の充実や職員との対話などを進めることで、私の考え方や思いを伝達し、職員の企画立案能力の向上と意識改革を図りながら、提案型の行政運営を推し進めてまいりたいと考えております。

(「議長、21番」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 21番、川畑正美議員。

○21番(川畑正美議員) それでは、再質問をさせていただきます。

議長からも、質問の要点をきちんと伝えてほしいということなので、私なりにメモをしながらしてきたわけで、それを読み上げながら、もし抜けているところがあれば追加していきたいと思っております。

それで、まず財政問題です。

2015年度の決算、それから2016年度の予算について、市長の認識を伺います。

まず、2016年度予算について、森井市長としては、実質的に初めての予算編成になったのだろうと思っております。最初の予算編成から市の財政予算が収支不足として財政調整基金から繰り入れするというのが、そういう状況をつくり出したくないと、そういう思惑があったのではないかと思うのですが、その点について1点伺います。

それから、2点目ですが、普通交付税の予算計上額との乖離の問題です。

その要因は人口減少を主にしているわけですが、小樽市の人口減少が国勢調査ごとに進んでいることは、市長初め市の職員も当然御存じだと思います。ですから、人口減少を抑えた形で交付税額を少しでも多く見積もろうとしたのではないかと私は思っているのです。その見解について聞かせてください。これが2点目です。

それから次に、市税収入の増収については、本市の個人市民税の納税義務者数が平成22年度から26年度の推移を見ますと、毎年減少しています。この5年間で3,020人減少しているという記録があります。個人市民税の収入額は5年間で1億3,000万円ほど減少していますが、収入率は5年前に比べると、91.7%から94.5%へと2.8%上昇しているわけです。法人市民税は5年前の0.8%と比べると、個人市民税の収入率の向上が大きくなっているわけで、先ほど答弁にありましたけれども、もう少し詳しく、収入率を向上させたのかどうか、上げた方法について聞かせていただきたいと。

それから4点目ですが、市長がみずから計上した予算が初めて決算を迎えたわけですが、多額の繰越金をつくっています。市長は小樽市の財政状況をどのように認識しているのか、財政状況の課題だと今後の対応について市長の考え方を聞かせてください。

次に、水道料金について伺います。

水道料金については、これまでの委員会議論も含めて、基本料金を見直すべきであるということを市は認識を感じているのかどうかを聞きたいのですが、本市の基本水量は他市に比べて高い水準にあるというそういう認識は持っているかどうかを聞かせてください。

それから2点目ですが、大体10カ年計画で長期計画を進めていると聞きました。この後は平成31年度から新たな10カ年計画を進める予定になると思うのですが、計画に当たっては、料金の見直しも含めて検討することになると思うのです。本市は高齢化とともにひとり住まいという世帯がすごくふえているわけです。ですから、年金の切り下げなどで家計は厳しい状況にありますし、その辺は御理解いただけると思うのですが、月に1ないし2立方メートルしか利用しない家庭もふえているわけですから、その中で基本水量の10立方メートルは大きな負担になるわけです。10カ年計画の切りかえを待つのではなくて、早期にこの基本水準の見直しに取り組むべきだと思うのですが、改めて伺います。

それから、簡易水道についてです。

この事業は、もともと北海道の計画と指導のもとで、水道用水事業を進めてきたものであります。小樽市は市の財政運営に支障を与えないように措置するとして、参画してきたと聞いています。石狩開発株式会社の経営破綻によって、本市も負担することになってしまい、道は石狩開発株式会社の経営破綻は想定外であって、財政を支援するのは難しいと言っているようではありますが、道との交渉状況はなかなか芳しくはないようであります。しかし、道の責任は免れるものではないと思うのです。本市の財政から簡易水道事業の負担は厳しいものがあるわけですから、市長は道の責任を明確にして、本市の負担解消に努めてもらいたいと思っています。具体的な対策をもう少しきめ細かにお聞かせいただければと思います。

次に、国保について、高い保険料に対する施策については、道内の主要都市では一般会計から国保会計への法定外繰り入れをやることによって保険料を抑える努力をしているわけです。2014年度の市町村国保の決算状況を見ますと、小樽市は1人当たりの法定外繰り入れは62円と10市の中で下から2番目です。主要10市では1人当たり1万2,472円を上限とした額を繰り入れしているところもあるわけです。10市だけではなくて、町村の段階でも4万円から5万円の額を繰り入れしているところがあります。このように、自治体は保険料を引き上げしないために努力をしていると思います。私は本市も対策として

一般会計からの繰り入れをふやすべきだと考えています。解消に向けて繰入額の縮小を求められることになれば、その負担は結局は国保加入者に求められることになるのではないかと心配しています。その心配はないのかどうか、見解を聞かせていただきたいと思います。

国保の2点目です。

国保が都道府県単位化となった場合に、この小樽市の国保保険料がどうなるのか、最も心配なところでは。保険料が引き上げられる見込みはないのかどうか、その見通しについて聞かせてください。これは市民が一番関心持っていることだと思います。

それから、国保の3点目です。

75歳以上の後期高齢者医療制度は、年金から保険料を天引きされています。しかし、年金が年18万円未満の場合は天引きされません。かつて保険料の滞納のために、道内でも1件で114円だとか4,000円だとかというわずかな額も差し押さえされた、そういうことが問題になったことがありました。国保の都道府県単位化によって、後期高齢者医療制度のようにわずかな額も差し押さえられる事態が起りかねないかと心配しています。この点での見解を聞かせてください。

次に、介護保険問題です。

介護保険問題では、介護相当サービスの単価と通所介護相当サービスの単価基準について答えていただきました。通所介護相当サービスで要支援2の対象であっても、週1回程度通所であれば、1カ月1,647単位、要支援1と同じ算定単位となります。訪問介護では他市では見られない細分化なわけがあります。要支援2の週2回通所必要という利用者にはメリットだと思います。しかし、事業者にとってはデメリットになるのではないかと心配しています。メリット・デメリットについての説明と、デメリットが予想される事業者の話を聞いているかどうか、その辺の意見を伺っているかどうか聞かせていただきたいと思います。

それから二つ目に、ことし3月末の介護保険の認定者は1万785人と聞きました。そのうちの人数、先ほどの人数で言えば、認定者の7割近くが保険給付から外されることになるわけです。そして、そのうち居宅介護サービスの受給者は、要支援1、2、それから要介護1、2、合わせると4,777人になります。認定者の65%が居宅介護になるわけです。居宅の介護サービス受給者がどのように高い状況にあるか、その辺について認識しているのかどうか聞かせてください。

それから、介護の点で3点目、福祉用具の貸与についてです。

全体の受給者は2,219人、そして要支援1、2の受給者は266人、介護1、2の受給者は1,141人と伺いました。全体の63%を占めているわけであります。現在、福祉用具貸与は原則1割負担でありますので、要支援1、2が1カ月1人当たり413円でした。また、要介護1、2が1カ月1人当たり725円の負担で済んでいたわけでありますけれども、もし10割全額負担となれば、要介護、要支援が1人当たり3,928円に負担がふえます。そして、要介護1、2も1人当たり7,868円にふえるわけであります。まさにこれは保険あって保障なしのものではないでしょうか。この辺の認識を聞かせてください。

次に、除雪についてであります。

4社以上にこだわる理由を伺いました。除雪の登録者名簿は39社あるのですけれども、先ほどの答弁の中で舗装1,100点以上が3社、土木のA1が5社、土木A2が8社、その他が23社という構成になります。

私が聞きたいのは、これらの会社は除排雪だけをする企業ではないのです。除雪以外の年間事業も会社を維持、継続するために必要な事業であります。夏季期間の土木工事など対策も検討されて4社以上にこだわっているのかどうか、その辺を聞かせてください。

それから、除雪問題での2点目ですが、冬期間が温暖で少雪な気候を期待するのは、これは圧倒的市民が望んでいるところであります。しかしながら、予算計上に当たって補正予算も組むからといって低く抑えられることは、市民にとってまともに除雪してもらえないかどうかという心配があります。そういう不安に悩まされることになるわけです。冬期間の降雪量はこの5年間平均で630センチメートル、6.3メートルです。去年は495センチメートルでしたけれども、まさに130センチメートル以上の違いがあるわけです。予算額は先ほどの答弁では5メートル等の違いで見ても、1億円ぐらいの違いなわけです。やはり平均降雪量による予算の増額は多くの市民、議員も理解されることではないかと私は思います。その考え方に対しての意見をもう一度聞かせてください。

それから、補正予算の除雪出動基準の見直しで、第2種路線を対象として、出動基準を降雪10センチメートルにして本格実施とあります。このことと第3種路線の出動基準を15センチメートル以上の降雪量が見込まれる場合に、除雪作業実施することとの整合性の問題を聞きたいと思います。

2種路線は10センチメートルの降雪で除雪に出動し、15センチメートルで改めて第3種路線は出動することになるのかどうか、そこを聞きたいのです。お聞かせください。

次に、第3種路線の試行路線図を拝見させていただきましたけれども、出動箇所が市内全域にわたっております。試行とは言っても分散していることが私は非常に気になります。試行的に行うのであれば、調査をかねて今年度はこの地域をと指定したほうが良いと私は思うのです。その辺の考え方はいかがでしょうか。

次の質問ですが、実はこの本会議に来る前に、私に市民からの要望がありました。桜1丁目の市道桜13号線です。ここは桜小学校グラウンドに直結する道幅8メートル近くある約200メートルを超えたくらいの長さの道路です。この沿線は、これまで空き地があって、この沿線の住民の皆さんはその空き地に排雪していたという話です。通学路であります。第3種路線と同じ扱いで、年に1度程度しか排雪が入りません。この現状は、この地域は高齢化に伴って空き地にも住宅が建って、雪押し場も失われてしまった。だから、住民からは一本下の通りのようにグラウンドに雪を押ししてほしいのだけれども、そういうことは実現できないのかどうかと、そういう相談がありました。私はガタガタ路面の矯正に力を入れるのであれば、このようなところに力を入れて通学時の安全だとか、地域生活の安全に力を入れるべきではないのかと、そう思っています。市長の見解をお知らせください。

岩見沢市では除排雪対策本部を毎年11月に立ち上げているということです。そのメンバーには教育委員会も加わっています。通学時の安全確保はもちろん、大雪など臨時休校だとかスクールバス対策だとか、情報連絡だとか、グラウンドなども学校敷地への排雪などで直ちに協議できる体制を築いているということです。先ほど市長もこれに対しては積極的な答弁をされています。この岩見沢市に教訓を学んで強力に進めていただきたいと、そういうように思います。

それから最後に、4項目目の市長の政治姿勢についてであります。

何度も質問しているようですけども、市長答弁は現時点で責任問題は発生していないと。今後、指摘を受けることのないように改善を図りたいという趣旨の話がされています。しかし、2015年6月の昇任人事は、実証を欠いた人事であったと断定されているわけです。また、コンプライアンス委員会の調査結果を真摯に受けとめるとも言っているわけですから、今後、改善を図るだけでなく、職員、市民はそれだけでは納得できないと思います。やはりみずから何らかの戒めを考えていないのかどうか、考えていないということで答えられていますけれども、その後も変えることがないのか、聞きたいと思います。

二つ目に、実る稲田はこうべを垂れるという言葉があります。これは金田一京助氏の国語辞典によれ

ば、内容の充実している人は控え目であるという意味だそうです。私が尊敬している先輩は、実るほど頭を垂れる稲穂かなと親につけてもらった稲穂の穂という名前のいきさつを話して、他人と接するときには常に控え目な態度をとっておりました。私は非常にそれに敬意を表しておりました。その姿は私だけでなく、周りからも高く評価されていました。市長が大きな権限を持っていることは誰も認めております。行政運営を進めるに当たって、権限だけでなく、多くの職員が一丸となって進めることが、やはり必要だと私は考えます。この考え方について市長の見解をもう一度聞かせていただきたい。

もう一つは、具体的な会議の開催などについては、今、答弁いただいた中では、伝達会議のようにしか聞こえません。やはり職員の話にじっくりと耳を傾けるような具体的な会議を検討すべきだと思います。そのことを再質問して終わりたいと思います。

**○議長（横田久俊）** 理事者の答弁を求めますが、介護の質問の1番目、メリット・デメリット、これを列挙してくださいというお話がありましたが、これは新しい質問という判断になります。それから、除雪の5番目も桜の例示を挙げられました。それと比較しての見解というふうに私は認識しましたので、これも新しい分類、分野に入るのかなということです。

（「いや、違う、それはガタガタ道路の矯正に關しての」と呼ぶ者あり）

桜との比較ということではないのですね、それでは。

（「はい」と呼ぶ者あり）

よろしいのですね。桜の例示を随分挙げられていたので、それと比較してというふうに私は捉えたので、これは少し違うかなと思いました。よろしいですね。

（発言する者あり）

それでは、理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**○議長（横田久俊）** 市長。

**○市長（森井秀明）** 川畑議員の再質問にお答えいたします。

私から答弁したこと以外におきましては、各担当より答弁いたしますので、よろしく願いいたします。また、項目が多いですので、何か不明な点、または抜けている点等ありましたら、御指摘いただければ助かります。

まず、財政問題のことで、予算は、財政調整基金等に触れることなく、やはり組むことが理想ではないか、またそれについて市長として見解をどのように考えているのかという点だったかと思います。私としてもやはり財政調整基金に触れずに歳入の中で予算を組める、これが目標ではありますが、残念ながら、今年度もこのような形にはなっていないのが現状でございます。やはりできるだけ早い時期にその財政調整基金に頼ることなく年間予算が組めるように取り組んでいきたいと、この思いは私も持っているところでございます。

そして、多額の繰越金が出たけれども、財政状況をどう認識しているのかということもあわせてお聞きになられたかと思います。2015年度は、このように多額の繰越金そのものは出ましたけれども、今、議員も御指摘のとおり、普通交付税が大きく減少している、または施設が大変老朽化している、またその他さまざまなこれから支出が大きく見込まれるような取り組み等も考えられることから、まだまだ財政状況は完全な真の健全化にまでは至っていないというのは、私自身もそのように認識しているところでございます。

先ほどの財政調整基金に触れずに、予算が組めるようにということももちろんなのですが、やはりその真の財政健全化に向けて、これからも一つ一つの政策またはさまざまな効率化等も含めて取り

組んでいかなければならない、このように私自身考えているところでございます。

それから、除排雪の件でも幾つかあったのですが、私からは平均降雪量に対しての考え方があったかと思えます。5年間の平均をとって行う、それが議員からもそうですし、ほかの方々からもそのような手法をとるべきではないかというお話があったかと思えます。先ほど来答弁させていただいたところではありますけれども、私としてもそれは一つの考え方としては受けとめているところではあります、私が就任させていただいて、昨年度新たな取り組み等を行わせていただき、また今年度も昨年度の取り組みを検証しながらも、新たな取り組みや幾つか試行等にも取り組んでいるところでございます。先ほども答弁させていただきましたが、現在の新しい取り組みはもちろんですし、また、現在の地域総合除雪そのものも、やはり一つ一つ改めて検証すべきところもあると思っておりますので、現在の平均降雪量の考え方をとってしまいますと、昨年、ことし、この取り組みが過去とは余りにも違う部分もありますので、このような検証を繰り返し重ねていく中で、将来的にそのような取り組みができるのか、検討していきたいと思っているところでございます。

そして、私からはもう一点、除排雪では、先ほどの桜13号線のお話から、通学路等の取り組みに対してもっと目を向けるべきではないかという御指摘だったかと思えます。私はそのガタガタ路面の取り組みよりもということで、比較をしながらということではないと思っております。やはり道路がガタガタ路面であることに対して、市民の皆様からの不満等または不便さ、さまざまな検討をすべきだという声も以前からあったところでもありますから、それはそれとして導入していくべきだというふうに思っております。しかしながら、今、御指摘された点も含めて、通学路の安全性というのは当然考えていかなければならないことですので、それについては第2種路線という意味合いにおいては、少しずつ改善をさせているところでありますけれども、今の路線も含めて地域ごとの、学校ごとの危険な箇所、または除雪が行き届いていないことによって、子供たちが危険な目に遭っているような場所についてしっかりと情報をいただきながら、改善策はこれからそれについても手を打っていかねばならないと思っております。

それと、コンプライアンス委員会の調査結果についてのことで、その気持ちは変えていないのかということだったのですけれども、この気持ちについては先ほど答弁させていただいたとおり変わっておりません。

それから、もっとよりこうべを垂れて、私自身もまだ控えめな態度がとれていないという御指摘だったかと思えますけれども、私自身もこれからは市民の皆様はもとより、職員の皆様、そしてこちらにいらっしゃる議員の皆様とも、これからはさまざまな情報交換をさせていただきながら、皆様の声に対して真摯に耳を傾け取り組んでまいりたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

そしてもう一点、会議について、ただの伝達会議になっているのではないかというお話でありました。私としては私自身が市長に就任させていただいて、市長がかわったこともあり、私自身がどのように考えているのか、または公約ももちろんですけれども、その思いとかそのようなものを市役所職員等にしっかりと伝え切れていないという課題そのものもありますので、先ほど答弁させていただいたようなこともあわせてお伝えさせていただいたところでございます。実際に今、コミュニケーションを密にするという取り組みにおいては、先ほど答弁させていただいたようにフリートーキングという枠組みも含めて、職員との対話機会をふやしていこうと考えておりますので、共産党から御指摘をいただいているように、その信頼構築に向けてそのような機会を、今、答弁させていただいたことはもちろんですけれども、それ以外にもいろいろと取り組んでいきたいと思っているところでございますので、御理解いた

ければと思います。

**○議長（横田久俊）** 川畑議員が、例えば財政の1点目、2点目、何点目というふうに質問していただきましたので、答弁される方も、もしできれば、財政の何点目あるいは国保の何点目というふうにお答えいただくと、私も整理しやすいので、よろしくお願いいたします。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**○議長（横田久俊）** 財政部長。

**○財政部長（前田孝一）** 財政問題についての2点目と3点目についてお答えいたします。

まず、平成28年度予算が残念ながら、地方交付税が減少になっているという部分で、人口減につきましては、当然、我々も当初予算を組む段階でそういった想定のもとで組んではございます。ただ、市長の答弁にもございましたとおり、5年ごとに人口は置きかわるわけですが、測定単位としては置きかわりますけれども、一遍にその数字で算定されるわけではなく、段階補正という形で5年間に分けて徐々に減らすというふうな補正が行われてございます。今回、新年度予算算定に当たりましては、地方財政計画を初め、最終的に総務省から財政課長内簡というのが出されますけれども、そういったものをいろいろ参考にして計算している中では、交付税の中で個別算定経費という項目がございまして、そういったところの国の全体の伸び率を見ますと、それなりに予算が国全体で確保されている。そういったような状況を見た中で、一定程度人口急減補正で救われる部分があるのではないかとというふうに思った中で、こういう当初予算を組んだところでございます。

ただ、残念ながら、当初予算を大きく下回るような結果になりましたけれども、我々といたしましては、なるべく国のいろいろな情報等を集めた中での予算だったということで、決して高くしたくて、あえて高くしたわけではなくて、残念ながら私どもの算定が力及ばずといったところだったのかというふうに思っております。

また、市税収入の増収の関係でございますが、納税義務者数そのものは減ってきてございますけれども、昨今の一つの特徴といたしまして、小樽市の場合、個人の市民税の納付義務者の中で、年金受給者の方の納税義務者がふえている状況にございます。御承知のように、年金受給者につきましては平成21年から年金特徴という、特別徴収に切りかわっているといったこともございまして、こういったことも収入率の増加に寄与しているのかというふうに思います。また、全体的に年金以外で特別徴収されている納付義務者もふえてきている状況にございます。これはやはり特別徴収ですから、いわゆるサラリーマンの方ということで、そういった一定程度景気の回復傾向の中で、そういう特別徴収される義務者もふえているのかというふうに思っております。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**○議長（横田久俊）** 水道局長。

**○水道局長（浅沼 敦）** 川畑議員の再質問にお答えさせていただきます。

水道料金について2点質問があったかと思えます。

まず、小樽市の水道基本料金の水準は他都市と比べてどうなのかということが1点目、これにつきましては、各都市、水道料金の基本料金の設定の仕方はまちまちでして、必ずしも基本料金だけで比較して、高い、安いとは決められないのですけれども、例えば小樽市の場合につきましては、10トンまでにつきましては基本料金1,270円という形で設定しておりまして、そこまでは幾ら使ってもゼロ円ですよという設定の仕方、それから他都市では基本料金を設定してゼロから従量制をそれに上乗せしていくというような形をとっているところもあります。そういう意味では、一概には比較できないのですけれども、基本料金という部分だけを比較しますと、小樽市の基本料金の水準は、道内の主要都市の中では高

いほうというような形になっております。

それから2点目、一月に1から2立方メートルしか使っていないような家庭もあるので、早期にその基本料金の部分について改定したほうがいいのではないかというようなお話だったかと思います。基本料金の考え方なのですが、基本料金につきましては、水の使用料の多少にかかわらず、固定的に係る経費という考えでいただいている部分であります。ただ、確かに使用水量が少ないというようなこともあって、その料金体系をどうするかについては、今後検討していかなければならない事項だとは思っています。

ただ、料金自体は安定的な経営をするために必要なものですから、その部分だけを改定するのはなかなか難しいのかというふうに考えておまして、やはり長期的な視点に立って投資にどのぐらいかかるのか、また収入がどのぐらい入ってくるのか、こういうようなことを考えて料金を設定していかなければならないと考えております。その中でその基本料金、基本水量の部分でどのような形に持っていくのかというようなことで検討が必要だと思っておりますので、今すぐ早期にというのはなかなか難しいと。次回の改定のときについては、今、川畑議員からも御指摘のあったように、そのことも含めた料金体系にしたいというふうに考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

**○議長(横田久俊)** 医療保険部長。

**○医療保険部長(小山秀昭)** 私からは国民健康保険と介護保険についてお答えさせていただきます。

まず、国民健康保険について3点あったと思います。

1点目の高い保険料を下げるために一般会計から繰り入れてはどうかというお話ですが、これはさきの第2回定例会でも御答弁申し上げましたが、小樽市の医療費は全道の主要都市の中で高い中で保険料自体は全道平均を保っておりますので、4分の1の方が加入している国保のためだけに一般会計からの繰り入れは難しいものと私は認識しております。

また、2点目の都道府県単位化によって、小樽の保険料が引き上げになる懸念はないのかということですが、これは今はまだ決まっておられません。北海道内には、農漁村初め都市部、いろいろな市町村がありまして、それぞれの国保の状況もさまざまでございますので、これを一律にはできないということで北海道は非常に苦勞していると聞いております。その辺のバランス、極端な値上げになったり、どこかが極端に得をしたり損をしたり、そういうことがないように、市長も先ほど答弁で申し上げておりましたけれども、そういうことのないようにバランスを保った料金体系にしてほしいということで、私どもとしては北海道に対して物を言っているところでございます。

また、仮に大幅に乖離が生じるような場合には、激減緩和措置についても導入するように訴えているところでございます。

それから3点目は、わずかな金額でも強制的に差し押さえするのかという話でございますが、これはこれからも徴収、それから措置については、小樽市が行いますので、私どもの考えとしては、今までと同じようによく滞納者の方のお話を聞いて、それでもどうしてもコンタクトがとれないとか、悪質であるとか、そういう場合には差し押さえをいたしますが、それ以外は分納約束をしていただいて、対応していきたいと考えております。

介護保険についても3点ございました。

まず、1点目と3点目についてお答えします。2点目は聞き逃しておりますというか、意味がわからなかったもので、後ほどもう一度趣旨を御説明願えればと思います。

まず、通所介護を週1回にすることについて、事業者のデメリットは何か、また事業者の意見は聞いて

ているのかということでございます。デメリットとしては、今まで週1回通所の人も週2回の人と同じ金額を事業者に払っておりましたので、週1回の人を分けることによってデメリットがあって、その不平不満が私どもに来るのではないかと感じておりましたが、これは今回の事業をするに当たって、全事業者を呼んで説明会をいたしました。その中で、事業者の方からは利用者にとっていいことだという意見はありましたが、事業者にとってこれが不満だという御意見は特にありませんでした。

それから3番目、福祉用具の貸与支援がなくなり10割負担となれば、大幅な自己負担の増となるということに対する認識といますか、保険あって介護なしということについてでございますが、これは国で今まさに議論されておまして、市長答弁にもありますように、限られた財源、限られた被保険者の負担の中で、バランスをとって進めていくことが大切だろうと思っています。そのために、国の動向に注意しながらも、仮に大幅な改定等がありましたら、次期7期の介護保険計画をつくる中で、策定委員会でも議論して、それは国の基準どおりにやるのか、ほかの方法がないのか、そういうことをよく検討してまいりたいと思っております。

それから、2番目の質問ですが、居宅がふえることによって、居宅の介護給付がなくなるのではないかとというような御質問でしたでしょうか。確認させていただけますか。

**○議長（横田久俊）** よろしいです。

**○21番（川畑正美議員）** 2番目の質問は、要するに、認定者の7割近くが保険給付から外されるのだと、そういう実情がありますよと。要支援1、2の認定者が2,891人いると。そして、要介護1、2の認定者が4,561人いますよと。そういう数は認定者全体の7割近いのだと。それでそのうちの居宅介護サービスの受給者も6割、65%あるよと、このことの認識をどういうふうに捉えていますかということを知りたいのです。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**○議長（横田久俊）** 医療保険部長。

**○医療保険部長（小山秀昭）** どうもありがとうございます。

今、3番目の質問にお答えしたのと同じように、国が軽度の介護受給者に対するどのような制度設計をしていくのか、それを見きわめなければならないと思いますが、余り重い人ばかりではなくて、軽い人、または介護予防が必要な方に、適切な介護の支援をすることによって介護の重症度、そういうものも図られると思いますので、その点は先ほど申したように、よく見きわめた上で検討してまいりたいと、そのように考えております。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**○議長（横田久俊）** 総務部長。

**○総務部長（前田一信）** 川畑議員の再質問にお答えいたします。

簡易水道の関係についてお答えさせていただきます。

議員が御指摘のとおり、基本的には北海道がその責務を果たすべきであるというふうには考えてございます。これまで北海道でも地下水利用組合の企業訪問を行ったりですとか、あるいは企業の誘致活動、こういったことを行っております。ですけれども、なかなか基本的な解決には至っていないという、そのような現状でございます。

小樽市としては、引き続き北海道に対して粘り強く交渉をしていくということなのですが、実はことしも9月初旬には担当者が北海道に出向きまして、要望を持ってきてございます。

ただ、なかなか今お話のとおり、効果があらわれないということもございますので、今後につきましては、例えばトップセールスといますか、市長にも一緒に行っていて、地下水の利用組合との

いわゆる関係構築といいますか、そういったことをしていくことも必要かというようなことも考えてございます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 建設部長。

○建設部長(相庭孝昭) 川畑議員の再質問にお答えいたします。

まず、除雪に関する1点目でございますけれども、いわゆるJVの構成数を4社にこだわるという中で、冬の除雪以外にもいろいろ仕事を持っているのだということを理解しているのかという御質問だったというふうに思っておりますけれども、私どもがこれまで答弁して申し上げておりますとおり、5月に各社の意向調査を行いまして、今回、参加できるのかどうか、その中では当然、正式な形で文書かどうかという形ではなくて、ヒアリングで受けられる能力といいますか、受ける意向があるのかどうか、それから受けない場合については、どういった事情なのかを会話する中で確認してきているところでございまして、そういった各社の事情を押さえているつもりでございます。今回はそういった中での判断ということで御理解いただきたいと思っております。

それから、4社を維持していくためには、やはり業者の皆さんに除雪に参加していただくといった意欲が必要だということでございます。そういったこともございまして、きのう申し上げましたとおり、参加することには一定のメリットがあるのだといったことを御理解いただくために、これは今すぐできるということではなくて、他市の事情、状況、複数年契約、それから夏と冬の契約、そういったものがないかどうか、他市の今の状況を調べているといったところでございます。

それから、3点目になります。

出動基準の見直し、新たに第3種路線については15センチメートル以上の降雪量を基準に設けた場合、どういう入り方になるのだということでございます。これはステーションごとに、当然、作業の終わりというのは大体7時をめぐりに行っておりますので、効率のいい入り方をすることになります。したがって、2種に入ってから3種のところに入るということは、それだけ効率が落ちますので、20センチメートルの降雪量が見込めるときには、例えば2種に入って、その接続する3種があれば3種に入って、また2種というような形、ただし降雪量が10センチメートルのときはそこに入っている3種を飛ばして、2種と2種で除雪をしていくといったことになろうかというふうに思っております。

それから、3種の試行について地域的に固めたほうがよいのではないかと御質問があったと思っておりますけれども、私どもが3種の試行路線に選びましたのは、一定程度これまでの実績で除雪に入っていたところ、それから幅員が、一定程度除雪が入るに当たって作業効率のとれるところ、そういったところを総合的に勘案して選定したつもりでございます。その結果、地域的にひとつ全市的にわたったということでございます。地区的にやることも一つの考えかと思っておりますけれども、私どもの考えとすれば、そういった考えを行った結果、各地域に分散したという言い方がいいかわかりませんが、地域に存在することになったということで御理解いただきたいと思っております。

それから、教育委員会との体制でございますけれども、児童・生徒の通学路の安全、そういったものを確保することは大変大切だと思っております。ただ、教育委員会の体制を岩見沢市のようにすぐやるということなかなか、教育委員会のことに口を挟むようになってしまうかもしれませんけれども、体制それから、職務、そういったものの関係ですぐお願いしますという話にはならないと思っておりますので、まずは両方で情報を迅速、確実にやりとりできる、そういった窓口をつくる、そういった形で体制づくりを始めて、仕組みづくりを始めていこうとただいま考えているところでございます。

(「議長、21番」と呼ぶ者あり)

○議長（横田久俊） 21番、川畑正美議員。

○21番（川畑正美議員） 少し今の答弁の中で疑問もあるのでありますが、それらについてはまた予算特別委員会等でたどっていきたいと思いますので、これで私の質問を終わらせていただきます。

○議長（横田久俊） 川畑議員の会派代表質問を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時11分

再開 午後 3時35分

○議長（横田久俊） 休憩前に引き続き、会議を再開し、会派代表質問を続行いたします。

（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 17番、中村誠吾議員。

（17番 中村誠吾議員登壇）（拍手）

○17番（中村誠吾議員） 第3回定例会に当たり、民進党を代表して質問を行います。

最初に、平成27年度人事異動における法令違反について質問します。

このことについては、小樽市コンプライアンス委員会が7月20日に行いました「公益通報に係る調査結果について（報告）」にかかわって、今回の代表質問においても昨日から議論がされていますし、8月9日に行われた総務常任委員会の場合においても、非常に多くの疑念が示されてきたものと認識しています。これまでの質問と重複することもあるかと考えますが、観点の違いもありますので、民進党として何点かについて改めて市長にお聞きします。

昨年度の人事異動当時の地方公務員法第15条では、「職員の任用は、この法律の定めるところにより、受験成績、勤務成績、人事評価その他の能力の実証に基づいて行わなければならない」とありました。市長におかれては、もう何度もお聞きになっていた条文だろうと思います。そして、第61条では、「次の各号のいずれかに該当する者は、3年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する」とあり、同2号において「第15条の規定に違反して任用した者」とありました。以上の法律によれば、任用は受験成績、勤務成績を例とする能力の実証に基づいて行う必要があります、これに違反すると罰則があるという重いものです。そして、適法か違法かの判断は、能力の実証に基づいて任用をしたかどうかのポイントになります。市長は違法ではないという以上、能力の実証があったと言わなければなりません。何を以て適法か違法かを定めるか、基準を確認したいと思います。市長が考える違法性の基準は、能力の実証が十分なのか、不十分なのか分かれ目だということによろしいですか。

次に、今回のコンプライアンス委員会の報告では、任用当時、「勤務成績の実証となる昇任内申書、その他これに代わるような客観的な事実を示す資料が存在していませんでした」とされています。これは普通に読めば、能力の実証がないと読むのが当然です。

そこで、市長に改めてお聞きします。違法かどうかではなくお答えください。

市長はコンプライアンス委員会の報告にある「勤務成績の実証となる昇任内申書、その他これに代わるような客観的な事実を示す資料が存在していませんでした」の部分を受け入れますか、受け入れませんか、二者択一でお答えください。真摯に受けとめると記者会見等でも言っていますが、ごまかさないでお答えください。

次に、これに関連して市長は、記者会見で「私としては、現状に加え、人事異動にあたって、より客観性を担保すべく、私なりに培った情報を加えて最終的な任命権者として判断させていただいたもので」と答えています。市長は客観とは、どういう意味であると考えていますか。

偉そうに言って申しわけありませんが、もちろん私も広辞苑で客観の意味を調べました。一つは主観

の認識及び行動の対象となるもの、二つに主観の作用とは独立に存在すると考えられたもの、すなわち客体とあります。市長、よろしいですか。「私なりに培った情報」は、市長の頭にとどまる限り、市長の主観ですが、書類やメモにした時点で、その内容の妥当性はともかく、そのメモや書類が市長の主観と離れた客体であることは間違いありません。平成27年度の人事異動当時に客観性を担保すべきと言いながら、「私なりに培った情報」を書類やメモにしなかった理由をお答えください。

必要ないと考えていたのでしょうか。

次に、市長は平成27年度の人事で、根拠とされている「私なりに培った情報」は、内申書のある平成28年度の人事にも使ったのでしょうか。

次に、記者会見で北海道新聞の質問に対して、そもそも小樽市においては云々として、「能力の実証としては不十分であった」と答えています。これを地方公務員法第15条に照らすと、そもそも小樽市は違法状態だったとみずから認めていることとなります。市長は、中松市長以前の市長における任用において、能力の実証は不十分であるから、地方公務員法第15条の違反であると考えていると理解してよろしいでしょうか。

次に、地方公務員法第6条によれば、「地方公共団体の長、議会の議長、選挙管理委員会、代表監査委員、教育委員会、人事委員会及び公平委員会」及び「市町村の消防長その他法令又は条例に基づく任命権者は、法律に特別の定めがある場合を除くほか、この法律並びにこれに基づく条例、地方公共団体の規則及び地方公共団体の機関の定める規程に従い、それぞれ職員の任命、人事評価、休職、免職及び懲戒等を行う権限を有するものとする」とされており、議会の議長、選挙管理委員会、代表監査委員、教育委員会等も、地方公共団体の長と同様の権限があるものです。また、水道局長や病院局長である管理者についても、地方公営企業法第15条の規定により、管理者が企業職員、つまり水道局職員や病院局職員の任命権者であることが明確にされており、他の任命権者と変わるところはありません。そして、地方公務員法の任用とは任命と同義であり、具体的には地方公務員法第17条第1項に規定される採用のほか、昇任、降任及び転任の四つの行為を指しますので、今回の問題は市長の問題であると同時に、各任命権者にも深くかかわるものです。

そこで、大変重要なことについて市長にお聞きします。

これらの法的根拠を示させていただいた中で、市長は各任命権者の任用、任命、つまり人事権というものをどのように考えていますか。

そして、平成27年度の人事異動において、これら各任命権者との調整はどのように図られましたか、お答えください。

次に、記者会見そのものについての質問です。

昨年の定例会においても、民進党は記者会見に対する準備の話をしてきました。今回の記者会見の質疑応答を見ていると、昨年同様、市長の勉強不足としか言いようがありません。記者が当然の質問をしているのに、当然の回答ができていません。記者会見の中でもまた、「質問の意味が、私、ちょっとわかってないですが」とも言っています。記者会見の記録を見ても、記者会見の名に値しないものだと考えますし、問題のある記者会見だと考えます。議会での説明は大切ですが、何度も言いますが、記者会見も記者の向こう側には直接市民の皆さんがいるわけです。市長が公に説明をする場として、議会が重い、記者会見が軽いとは決してならないはずですが、にもかかわらず、議会に関しては顧問弁護士と相談してから議会に臨みたい。一方の記者会見では、顧問弁護士と相談せずに臨むというのは問題です。余りにも記者会見を軽く見ていないでしょうか。

市長は顧問弁護士と相談してから記者会見に臨むよう努力はしましたか、お答えください。

○議長（横田久俊） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 市長。

（森井秀明市長登壇）

○市長（森井秀明） 中村誠吾議員の御質問にお答えいたします。

ただいま、平成27年度人事異動について御質問がありました。

まず、地方公務員法第15条に関する違法性の基準につきましても、能力の実証が十分か不十分かということに限られるものではなく、さまざまな要件を鑑みた上で判断されるべきものと考えております。

（発言する者あり）

次に、コンプライアンス委員会からの報告の一部についての私の受けとめ方につきましては、コンプライアンス委員会委員長宛に私が本年5月10日付で提出した書面におきましても、各部長が昇任または異動させたい職員以外の職員の勤務実績を証明し得る資料はありませんと記載させていただいているとおり、当時そのような職員について書面という形での資料を残していなかったという点においては、私としても事実と相違ないものと思っております。

次に、客観という言葉の意味につきましては、御紹介いただいた意味に相違ないものと考えておりますが、私といたしましては、各部長の判断としての内申のみに頼るのではなく、複数の方から御提供いただいた情報も含めて、任命権者として総合的に判断することで、より客観性が高まることになるという思いで、記者会見の場でお話をしたものであります。

（発言する者あり）

次に、私なりに培った情報を書面に残さなかった理由につきましては、地方公務員法第15条の趣旨は、恣意的な任用を禁止することであり、私といたしましては、市長就任後の最初の定期人事異動に当たり、そのような恣意性の排除は当然前提としまして、従前よりもより客観性を高めたいという思いのもと、内申書等の書面のほか、複数の方から御提供いただいた情報も含めて、最終的な判断をしたということでもあります。

客観性を担保する方法として、必ずしも書面で残さなければならないという認識は持ってございませんでしたし、これまでも申し上げておりますとおり、能力の実証方法は、法律上必ずしも書面に限定されるものではないとの顧問弁護士の御意見もいただいているところであります。

次に、私なりに培った情報の平成28年度人事異動への活用の有無につきましては、今年度の人事異動に当たりましては、管理職について新たに留任内申書を設け、全て内申書をベースにしたほか、昨年度の約1年間で私自身が見て、そしてまたお聞きした御意見も加えて、私なりに改めて整理した情報も活用し、適材適所の配置に努めたところであります。

次に、私が市長就任前の任用に当たっての法令違反の有無の認識につきましては、これまでの内申書は評価について一律の判断基準がなく、記載内容についても記載者によってばらつきがあったこと、また昇任や異動の対象ではない職員については、その年度において内申書がなく、平等性に欠けるのではないかと考えましたので、不十分という表現をさせていただいたものであり、そのことをもって、地方公務員法違反との判断に立つものではございません。

次に、各任命権者が有する人事権に対する私の認識につきましては、議員がお話しされたとおり、各任命権者の人事権は法律で保障されているものでありますので、当然、尊重しなければならないものと考えております。また、各任命権者との調整につきましては、任用に際しての要件が法律で定められている場合がありますことから、平成27年度におきましても、従前同様その規定ののっとり最終的な調

整は行ったところであります。

(発言する者あり)

なお、基本的には市長部局で採用した職員を他の部局へ出向させているケースがほとんどですので、人事管理の観点から、市長部局が一定程度のイニシアチブを持って異動を行っているという実態は従前からあると認識しております。

次に、本年7月20日に行った記者会見に向けた顧問弁護士との相談につきましては、直接お会いはできませんでしたが、私の発言内容を確認していただき、助言をいただくなど、事前準備に努めたところであります。

(発言する者あり)

○議長(横田久俊) 次に、第2項目めの質問に入ります。

(「議長、17番」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 17番、中村誠吾議員。

(17番 中村誠吾議員登壇)

○17番(中村誠吾議員) 昨年、市長にも同じような質問をしていますが、本日は監査委員に2点ほどお聞きしたいことがございますので、よろしくお願いします。

まず、参与の任用についてです。

非常勤職員と給与条例主義に関して地方自治法は、非常勤職員については第203条の2第4項で「報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない」とし、常勤職員については第204条第3項において「給与、手当及び旅費の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない」と定め、さらに第204条の2において「普通地方公共団体は、いかなる給与その他の給付も法律又はこれに基づく条例に基づかずには、これをその議会の議員、第203条の2第1項の職員及び前条第1項の職員に支給することができない」と規定しています。これら地方自治法の規定を受け、地方公務員法は、第24条第5項で「職員の給与、勤務時間その他の勤務条件は、条例で定める」として

います。

それでは、どこまで条例で定めておけばよいか問題となります。

そこで判例では、非常勤の嘱託員の報酬額について報酬及び費用弁償条例で、月額27万円または日額1万2,700円の範囲内で任命権者の定める月額または日額とのみ規定し、施行について必要な事項は長が別に定めるとして、長が定めた支払い内規に基づいて支給したことについて、一審は給与条例主義に違反するとして、大阪地裁において平成19年2月9日判断が示されました。次に、控訴審において非定型的・臨時的で報酬額をあらかじめ定めがたい非常勤の嘱託員については、報酬の限度額、支給の方法その他の基本的な事項を条例に規定し、一定の限度額の範囲内で任命権者に具体的な額の決定を委任し、そのほかに要綱を規定しているので、本件条例の規定する委任のあり方には十分な合理性が認められるので、任命権者の恣意的な決定を排し、かつ給与条例主義の趣旨を没却するものではない。委任の限界を超えず、非常勤の嘱託報酬を内規規定に基づいて支給したことについては、適法とした大阪高裁、平成19年10月31日判決が下されました。

そこで、この高裁判決のポイントは、非定型的・臨時的で報酬額をあらかじめ定めがたい非常勤の嘱託員なのかどうか、要綱を制定しているのかどうか、任命権者の恣意的な決定を排し、かつ給与条例主義の趣旨を没却するものなのかどうかです。

まず、非定型的・臨時的で報酬額をあらかじめ定めがたい非常勤の嘱託員という点では、市長は参与について4年間の市政全般のアドバイザーとっており、臨時的とはいえないものです。

次に、要綱を制定しているという点については、起案による任用ですので、内規規定すらないということで、全く理解されるものではありません。

最後に、任命権者の恣意的な決定を排し、かつ給与条例主義の趣旨を没却するものかどうかですが、市全体の政策のアドバイスをするという職務でありながら、任用したのは技術職の方であり、失礼ながら、過去に市政全般にわたって指揮される職位でおられたとは言いがたい人物であり、同様な条件の市職員のOBは多数いながら、市長の後援会の人物を選任しています。

また、次の質問にも関係しますが、予算は議会の承認を得たものと言えないものになっています。

以上のことから、給与条例主義の視点から、市長の裁量権を逸脱しており、地方自治法違反の任用だと思いますが、監査委員は参与の任用は適法なものだったと考えますか。

次に、これはさきの第4回定例会でも市長に聞いているものです。予算の否決と流用の関係についてお尋ねします。地方自治法第96条第1項第2号の趣旨は、地方公共団体の財政的負担になる歳出及び支出負担行為を、住民の代表機関である議会に統制させることにあります。地方自治法の趣旨がそうである以上、予算に基づかないで執行機関が歳出または支出負担行為をすれば違法であると考えます。今回の参与を嘱託員として任用する際に、1年分の予算を流用するのではなく、第2回定例会の議決があるまでの6月分、7月分の嘱託報酬を専決処分した上で、第2回定例会において残りの分について予算議案を提出する方法をとる必要があったと私は考えます。

また、平成27年第3回定例会において、参与の報酬に関する予算案が減額修正され、議会の意思は明確になっています。議会の意思が明確である以上、議会の予算修正権を有名無実化する今回の流用を取り消さなければならないと考えます。そして、今回の嘱託員の報酬は明確に減額された予算について支出していることとなります。地方自治法第96条第1項第2号の趣旨から考えれば、参与に対する報酬の支出は違法であると考えます。また、予算特別委員会で減額修正の意思が示された9月17日以降については、議会の意思が明確になったにもかかわらず、流用した予算の支出を続けていることは、より悪質性、違法性が高いものと考えます。監査委員は参与に対する報酬の支出は適法であると考えますか、見解を求めます。

**○議長（横田久俊）** 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**○議長（横田久俊）** 監査委員。

**○監査委員（菊池洋一）** 中村誠吾議員の御質問にお答えいたします。

参与に関する議会と市長の議論につきましては、新聞報道等による情報しか持ち合わせていないことや、監査委員の権限がどこまで及ぶのかということもありますので、答弁につきましては、あくまでも一般論としてお答えさせていただきたいと思っております。

初めに、参与の任用は適法であったと考えるかについてであります。職員の任命につきましては、地方公務員法第6条第1項の規定により、市長の権限となっております。監査委員の通常の監査においては、市長の権限で行われる行為の全てを対象とするものではなく、職員の任用そのものにつきましては監査委員の監査になじまないものと考えております。このため、議員、御質問の参与の任用の妥当性につきましては、意見を申し上げることができませんので、御理解をお願いいたします。

なお、嘱託員については、地方自治法第199条第1項の規定に基づき実施する定期監査の中で、財務に関する事務の執行等に限定して報酬の支給額に誤りはないか、休暇等の申請、承認の服務管理などの事務処理は適正であるかなどに着目して監査を行っております。

次に、参与の報酬に対する監査委員の見解についてであります。地方自治法第149条第2号の規定

によりますと、市長は「予算を調製し、及びこれを執行する」とされており、予算の執行権は市長に専属しております。また、同法第220条第2項において、目レベルでの予算の流用が市長の権限として認められておりますので、これに基づいた財務手続により参与報酬の予算措置がされたものと思われます。

また、議員から、平成27年第3回定例会において参与の報酬の補正予算案が減額修正されたにもかかわらず、報酬の支出を続けたとお話がありましたが、予算措置の方法を、流用、補正予算、専決処分等のいずれの手法によるかの選択の適否につきましては、監査委員が物を申すことはできないものと考えます。

○議長（横田久俊） 次に、第3項目めの質問に移ります。

（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 17番、中村誠吾議員。

（17番 中村誠吾議員登壇）

○17番（中村誠吾議員） 小樽市総合戦略について質問いたします。

総合戦略においては、まち・ひと・しごと創生法第8条第3項の規定に基づき、その目標の達成度合いを検証できるよう客観的な指標を定める必要があるとされています。そこで、各市は工夫をして客観的な指標を定めていますが、小樽市の指標には疑問のある指標が数多くありますので、個別の指標について質問していきたいと思いますが、その前に1点、確認したいと思います。

平成28年度予算の基本方針では、「総合戦略に位置づける事業については、総合戦略の施策パッケージなどとの適合性を検討した上、効果などを十分に勘案し要求すること」としています。また、平成28年2月16日の記者会見でも「平成28年度予算の編成に当たっては、この総合戦略をもとに、「訪れる人を魅了し、暮らす人には優しい、市民幸福度の高いまち」という将来都市像の実現に向け、四つの視点によって取り組んでいくこととしたものであります」と市長は表明していますので、総合戦略に記載されている事業は、記載されていない事業より平成28年度以降の予算編成において優先度が高いということによろしいでしょうか。

また、施策KPIが設定されている事業は、施策KPIが設定されていない事業よりも優先順位が高いということによろしいでしょうか、市長の見解を求めます。

それでは、個別の指標について質問していきたいと思いますが。

まず、あずましい暮らしプロジェクトの施策指標についてですが、移住促進事業の指標で、移住・定住に関する問い合わせ件数としています。小樽市ではなぜ移住・定住した人の数としなかったのですか。

地方版総合戦略の手引きによれば、数値目標、重要業績評価指数KPIは、住民にもたらされた便益（アウトカム）に関する数値目標を設定する必要があるとされています。そして、アウトカムに関する指標が設定できない場合は、行政活動そのものの結果、アウトプットに関する指標を設定することも差し支えないとしています。ここで移住・定住の問い合わせをするのは、小樽の住民ではない人ですので、移住・定住に関する問い合わせは、問い合わせた段階では小樽市の住民に何ら便益をもたらしません。便益の指標として、移住・定住した人の数は設定できない指標とは考えられません。調べられない数字なのではないでしょうか。ですので、この指標は、地方版総合戦略の手引きにいうKPIの基準に達しない指標と考えますが、市長の見解を求めます。

次に、にぎわい再生プロジェクトの施策指標ですが、東アジア圏等観光客誘致広域連携事業費補助金についてです。

札幌市などと連携した事業でありながら、札幌市ではない北後志6市町村の外国人宿泊客数を施策KPIとするということに疑問があります。北後志6市町村の外国人宿泊客数といっている以上、施策K

P Iを設定するに当たって、北後志5町村との打ち合わせをしましたか。

そもそも小樽市の総合戦略なので、小樽市の外国人宿泊客数にするのが妥当なはずで、もちろん北後志5町村が必要ないと言っているわけではありません。ただ、余市町の総合戦略は其中で、また後志地域は小樽市、ニセコ町、倶知安町を初めとするリゾートエリアにおいて、外国人の入り込みが非常に多いという特性を持っていることから、北海道及び各エリアとの連携も視野に入れつつ外国人の受け入れ体制整備についても検討を行いますと触れている程度です。また、古平町の総合戦略には、外国人との文字すら出てきません。過去の実績を見ても、小樽市、キロロリゾートのある赤井川村では、外国人宿泊者は一定数ありますが、それ以外の町村はほとんどありません。なぜ小樽市の総合戦略であるにもかかわらず、小樽市の外国人宿泊客数ではなく、北後志の6市町村の外国人宿泊客数としたのでしょうか。市長の見解を求めます。

次に、あんしん絆再生プロジェクトの総連合町会補助事業ですが、施策K P Iが町会加入数となっています。町会加入世帯率を数値目標に入れているにもかかわらず、さらに町会加入数を入れている意味がわかりません。さらに申し上げれば、総連合町会の中での町会加入数であれば、お聞きしたところ、現在、総連合町会に加入している町会数は151だそうですが、例えば今後ふえるとか、また何らかの要因で減るとした場合、K P Iはどのように変わりますか。そして、それがなぜ幸福度にかかわりますか、お聞きします。

また、銭函市民センター施設関連事業を取り上げていますが、銭函市民センターは小樽市内全体から万遍なく利用があるでしょうか。常識で考えれば、銭函地区の方が利用する施設だと思いますが、いかがでしょうか。

小樽市には、小樽市民会館を初め多様な施設があります。小樽市全体の幸福度の指標であるのに、どうして銭函市民センターだけを取り上げたのでしょうか、市長の見解を求めます。

それでは、逆に記載されていない事業についても質問します。

子育て、教育に関するものです。

それぞれの事業を不要だなどという考えでお聞きしているわけではないということ、最初に言っておきます。

例えば、小樽イングリッシュキャンプ関係事業やスクールライブラリー便事業など、とても細かい事業も並んでいると考えます。一方で、札幌市の総合戦略、江別市の総合戦略のK P Iにもあって、小樽市の総合戦略にないものがあります。それは待機児童です。保育所の待機児童数は非常に重要な指標ではないでしょうか。保育所や放課後児童クラブの事業は、子育ての根幹になる事業だと考えます。K P Iに保育所の待機児童数を選択しなかった理由をお答えください。

また、子育てに対する満足度調査などもK P Iに入っていないため、万が一小樽市内で待機児童が激増しても、小樽市の総合戦略における市民幸福度には全く影響しません。これが暮らす人に優しいと言えるでしょうか。総合戦略における待機児童の位置づけについて市長の見解を求めます。

また、待機児童対策は総合戦略に並んでいる事業より低い位置づけにあるということによろしいでしょうか。

これまで述べてきたように、総合戦略は総合戦略という名に十分に込められる値のものとなっているでしょうか。

この総合戦略が交付金をもらうために慌ててつくられたものであると、私は一方的に思っています。それについてももちろん反論もあろうかと思えます。しかし、そもそも法律の位置づけにおいても、総合計画と総合戦略との整理がしっかり腰を据えてできていますでしょうか。庁内において、原部、原課と

よく話し合い、理解ができて完成されたものなのでしょうか。

さまざまな要因、経過はあると理解しますが、市長は現在、私としては欠陥であるとする総合戦略を、幸福度K P Iという言葉に浮かれて、前面に押し出さないほうがいいのではないのでしょうか。

今後も市政運営の中心に、この総合戦略を据えるおつもりですか。また、今後見直す予定はありますか、市長の見解を求めます。

**○議長（横田久俊）** 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**○議長（横田久俊）** 市長。

（森井秀明市長登壇）

**○市長（森井秀明）** ただいま、総合戦略について御質問がありました。

まず、総合戦略に記載されている事業や施策K P Iが設定されている事業が予算編成において優先度が高いのかということにつきましては、総合戦略は人口減少、地方創生など、喫緊の課題解決のため策定した計画であることや、施策K P Iを設定することで、P D C Aサイクルによるマネジメントが可能となることなどから重要であると考えておりますが、単年度の予算編成における優先順位をつける趣旨ではないものと考えております。

次に、移住促進事業の指標をなぜ移住・定住した人の数としなかったのかにつきましては、全ての転入者について転入理由を窓口で把握することは困難であったことから、総合戦略策定時においては、移住・定住に関する問い合わせ件数を採用することとしたものであります。

次に、移住促進事業のK P Iが国の基準に達していないという御指摘につきましては、地方版総合戦略策定のための手引きで、アウトカムに関する指標の設定が必要とされているのは基本目標のK P Iであり、各施策におけるK P Iについては、アウトプット指標を設定することも差し支えないとされておりますので、基準は満たしていると考えております。

次に、東アジア圏等観光客誘致広域連携事業費補助事業の施策K P Iである北後志6市町村の外国人宿泊客数につきましては、広域観光が重視される中、本市はM I C Eにおける連携、協力についての覚書を交わした札幌市や小樽・北後志広域インバウンド推進協議会を設立した北後志5町村などと連携して事業に取り組んでおりますが、あくまでも本市の施策についてのK P Iであることから、その設定のための打ち合わせは行っておりません。

次に、なぜ施策K P Iを小樽市の外国人宿泊客数ではなく、北後志6市町村の外国人宿泊客数としたのかにつきましては、国の地方創生においても広域連携が重要とされており、本市の総合戦略においても「札幌圏や北しりべし・後志地域における、広域的な連携の推進」を基本目標の3として掲げているところであります。

そのような中、この事業では小樽市を起点とした周遊ルートの開発により、北後志全体における滞在時間の延長や宿泊型観光につなげる取り組みを進めていることから、北後志の外国人宿泊客数を施策K P Iとすることが成果指標として適当と判断したものであります。

次に、総連合町会の町会加入数に関する施策K P Iにつきましては、本市が人口減少や高齢化等の問題を抱えている中で、平成27年度の町会加入数152を現状維持することを目標値として設定しておりますが、K P Iは総合戦略の計画期間の最終年度である平成31年度の目標値であるため、その間の加入数に増減があったとしても変わりません。

次に、町会加入数と幸福度のかかわりにつきましては、町会加入数の目標値を維持することに努めながら、今後も引き続き総連合町会及び小樽市が連携して町会未加入世帯等に対して、町会加入促進活動

を行い、町会加入世帯率を増加させることで、地域住民の助け合いや見守り活動等を活発化することができ、安全で安心なまちづくりを構築し、市民の幸福度を高めることにつながるものと考えます。

次に、銭函市民センターの利用につきましては、地域等による利用制限等はなく、どなたでも御利用していただくことができますが、実態としては銭函地区のサークル活動や町会活動の利用者が多数を占めております。

次に、小樽市全体の幸福度につきましては、幸福度K P Iをもとに独自のアウトカム指標を設定しておりますが、銭函市民センターの利用者数につきましては、施策K P Iとして設定したものであることから、幸福度K P Iには含まれてはおりません。

次に、K P Iに保育所の待機児童数を選択しなかった理由につきましては、国の定義による待機児童は本市において存在していないため、K P Iとして設定しなかったものであります。

次に、待機児童対策の総合戦略における位置づけにつきましては、現状では国の定義による待機児童は本市ではないこととなりますが、希望する保育所等にあきがないなどの理由による潜在的な待機児童数が、本年9月1日現在で44名いることから、今後、総合戦略への位置づけを検討してまいりたいと考えております。

次に、今後の総合戦略の位置づけや見直しの予定につきましては、総合戦略は直近で策定した総合的な計画ということもあり、当面はこれをベースに政策議論をしたいと考えております。また、今後の見直しにつきましては、必要に応じて事業や指標の追加、見直しなどを行ってまいりたいと考えております。

**○議長（横田久俊）** 次に、第4項目めの質問に入ります。

（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

**○議長（横田久俊）** 17番、中村誠吾議員。

（17番 中村誠吾議員登壇）

**○17番（中村誠吾議員）** 代表質問の最後に、小樽市における消防力について質問いたします。

東日本大震災、そしてこのたびの熊本県、大分県の大地震等、大変大きな災害が市民の生命、財産を奪いました。改めて、私たちはでき得る限りの備えをしなければならないことを痛感したわけですが、そのような非常時にみずからの命を省みず、市民の皆さんの生命を守る大変崇高な任務を行うのが、私たちの身近な消防職員の皆さんであり、民間人の皆さんも消防団として大変な犠牲の中で、最後まで崇高な任務を果たしていただいていたことは、記憶に新しいところです。そのことを基本に、改めて、消防力とその体制のあり方、組織を維持・強化していくことを基本に何点が質問します。

先ほど総合戦略について質問しましたが、災害、火災、救急においてもビジョンがなくては、市民の安心・安全計画とはならないと考えます。適正配置計画にかかわることになると思います。これは市長がかわっても体制がかわるものではないので、市長の公約が云々ということで質問しているわけではないということはまず理解しておいてください。

そこでまずお聞きしたいのが、国でのいわゆる消防力の基準が消防庁で作成されていると思いますが、消防力の基準によれば、小樽市の消防力の現状はどのような実態にありますか。

人口規模がほぼ似通っている、そして同じく大都市札幌市に隣接しているということで、江別市と比較してお聞かせください。

次に、江別市と比較して小樽市の特性と顕著な違いをお聞かせください。

次に、その特性や違いがあることが、現在の消防力にどのように反映されていますか。

なぜならば、職員数の配置も含め、個々の情勢による自治体の責任ということであり、国の基準に合

致しなくても地域の実情に応じた消防力を整備することが大切だと考えますが、市長の見解をお聞かせください。

それでは、現実の対応についてお聞きしますが、現在、火災出動や救急出動は通報から現場に到着する時間を何分と想定していますか。

また、それらを担保していく場合、小樽市は東西に長いという特性から、東は札幌市と石狩市、西は余市町との連携が必要と考えますが、その体制はどのようになっていますか、お聞かせください。

次に、お聞きしたいのは、このたび、仮称オタモイ出張所が建設されています。長橋、塩谷両出張所のこれまでの位置づけについても議論されたとお聞きしています。

そこで、次に課題となってくるのは、手宮出張所と高島支所の今後のあり方と、早急な建てかえの必要についての市長の見解をお聞きします。

両出張所等がカバーする地域の人口が減少しているからといって、その統合も含めて考えるべきというのではありません。慎重に考えなければならないことは当然です。

しかし、現行2カ所の建物は耐震構造にもなっていない。限界に来ていると私は多くの関係者からも御指摘をいただいています。いざというときを使命、任務とする施設としてはやはりもう検討しなければいけないと私は考えます。このように言うと、次に財政的負担の議論になるのですが、私は自治体の財政を担当した方から説明を受けたのですが、消防施設の建設費等は決してコストの面からは高いものではなく、建設費等の補助もメニュー化されているのだそうです。私は財政の専門家ではありませんので、今、この場ではこの程度の説明しかできませんが、私が最も言いたいのは、市民の命を守る最前線にある消防の維持・強化は最重要課題であり、伴う消防設備の近代化は十分市民に説明できる、いや、むしろ歓迎される施設だと考えています。手宮出張所と高島支所の今後のあり方と早急な建てかえの必要について市長の見解をお聞きします。

消防力については、まだまだ聞きたいところがありますが、時間もありませんので、以降の委員会に持ち越すこととして、これまでの質問について再質問を留保して、私の代表質問を終わります。（拍手）

**○議長（横田久俊）** 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**○議長（横田久俊）** 市長。

（森井秀明市長登壇）

**○市長（森井秀明）** ただいま、本市の消防力についての御質問がありました。

まず、本市の消防力の現状はどのような実態にあるかについてですが、市町村の消防力につきましては、平成12年消防庁告示第1号、消防力の整備指針によりその基準が示されております。平成27年4月1日現在における本市の消防力は、職員数は基準数310人に対し250人、署所は基準数7カ所に対し9カ所、消防車両は基準数19台に対して19台となっております。また、江別市との比較につきましては、江別市は職員数が本市より120名少ない130名、署所数は5カ所少ない4カ所、消防車両は8台少ない11台となっております。

次に、江別市と比較しての小樽市の特性と顕著な違いにつきましては、本市の特性といたしましては、本市の地形は東西約36キロメートル、南北約20キロメートルと東西に長く、海岸線の総延長は約69キロメートルにも及んでおり、三方を山に囲まれた坂の多い地形であります。

また、江別市と本市との顕著な違いにつきましては、本市は住居が市内各地域に点在し、起伏に富んだ地形であるのに対し、江別市は江別、野幌、大麻地区に市街地が集中し、平坦な地形であることが挙げられます。

次に、本市の特性や江別市との違いがあることが、現在の消防力にどのように反映されているかにつきましては、ただいま述べましたとおり、本市は東西に長い地形を有しており、また江別市とは異なり、住居も市内各地域に点在しております。そのため、一定程度の消防力を維持するためには、署所を国の整備指針で示す基準より多く配置しているところであります。

次に、地域の実情に応じた消防力の整備につきましては、消防力の整備指針は標準的な基準を示すものでありますが、その一方で、市町村がみずからの消防力を判断するに当たっては、それぞれの地域の実情を加味した上で、決定することとされておりますので、本市の持つ特性など、地域の実情を十分に考慮し、適正な消防力の整備に努めてまいりたいと考えております。

次に、火災出動や救急出動の現場に到着する時間につきましては、火災出動は国の整備指針では火災出動から放水開始までの所要時間を6分30秒以内と示しており、これに基づき本市では通報から現場に到着するまで6分30秒以内を想定しております。また、救急出動につきましては、平成26年の全国平均である8分30秒以内を想定しております。

次に、札幌市、石狩市、余市町との連携につきましては、札幌市とは昭和55年、石狩市を含む石狩北部地区消防事務組合とは昭和51年、余市町を含む北後志消防組合とは昭和53年に応援隊を相互に派遣することを文書で申し合わせております。

次に、消防署手宮出張所と高島支所の今後のあり方と早急な建てかえの必要性につきましては、消防署所の整備は、これまで消防長期構想に基づき計画的に進めてきているところでありますが、手宮出張所と高島支所はいずれも建築後45年以上経過し、老朽化が進んでいる施設で、早い段階での整備が必要であると認識しておりますので、現在、策定中の小樽市公共施設等総合管理計画とも整合性を図りながら、今後必要な検討をしてまいりたいと考えております。

(「議長、17番」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 17番、中村誠吾議員。

○17番(中村誠吾議員) 何点か再質問を簡潔に行いたいと思います。

まず一つは、先ほどの人事異動についての質問をいたします。

このように言われてきました。内申はなかったのです。でも、事前に土壇場で相談はありましたとか、本当に異動発令までわかりませんでした。また、決まっていた。市役所で、市長が勝手に昇任させていいのか、調整や合議の判断を超えているのではないかということでもあります。これについては、8月9日の総務常任委員会でも、明確に参考人が相談、調整はできておりませんと言っています。任命権者が知らない昇任などあり得るのですか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

そこで、私はあえてお聞きします。

市長、一つとして、このような方を昇任し、配置し、上げることにしました。よろしく。これは、お知らせですよ、ただの。もしくは二つ目、このような人を上げたいと考えています。私の培った情報でもこのように聞いていますので、よろしく。100分の1ぐらいは、もしかしたら調整なのかもしれない。

そこで、お聞きしますが、このようなことも含めて、市長、27年度当時の人事異動で、調整ということは、具体的にどのようなことをしましたか、お答えください。これがまず一つ目です。

(「虚偽答弁だ」と呼ぶ者あり)

次に、監査委員に質問させていただきます。

ただいま、監査委員からお話がありました。私は違法か否かに対してお答えしていただきたいという

ことで質問したのですが、ただいまの監査委員のお話で、権限とは何かということもお聞きしましたので、一定の理解はしたつもりです。

それで、このようにおっしゃっているのでしょうか。一般論で言うと、事務事業がルールに従っているかどうかについて見ます。判断することになります。そのように判断して見ますが、当然、市長の、要するに、執行者ですけれども、裁量権の妥当性は監査上できないということをおっしゃっているのかなとも聞いています。ただ、住民訴訟として争われた判例について、私はお話を示しましたが、監査委員もそのことは御存じだとおっしゃいました。通常の監査においては、内部統制、これは市長みずからが身を律していくことというふうには聞いていたのですが、必要だと私は考えますし、ただいまの監査委員のお話からも、私はそういうふうには聞いたのですが、内部統制のことを改めてお聞きします。もう一つ、参与の報酬の予算についてもお聞きしました。任用の説明と同じく、財務と行政監査という観点からいうと、この間の第4回定例会でも議論してきたとおりですが、市長も私も市議会議員も、市民から選ばれた代表ということで、その中で確認していくものであり、第三者機関としては判断はいたしませんとおっしゃっているように聞こえますが、これについて再度そういうことなのかということもあって、所見があれば、最後にいただきたいと思います。

次に、総合戦略について市長にお聞きしますが、私は基本的に優先順位をどのように考えているかということをお聞きしているつもりです。それで、指摘された点も含めて、一定程度見直すという回答だったと思うのですが、端的に聞きますが、国も政府も、これは幸せどころではない国の重要な課題として待機児童の問題を取り扱っているのですよ。経過は知っています。待機児童の定義をどうするか。しかし、44人もの子供が待機しているのです。大変なのは子供と保護者なのです。そして、女性の社会進出も阻んでいるのです。そして、札幌市も江別市もできたのに、なぜそのような回答になりますか。

見直すというのであれば、これはもう1年と少したっていますね。3年後まで見直すというのは、それは見直すと言いませんから。早急に見直すと言ってください。子供と保護者、母親たちのことを考えてください。総合戦略ありきで待っていてくださいなんて、そのような回答は許されません。ですから、タイムスケジュールを明確に言ってください。そして、これからの指摘なのですが、私が言いましたのは、総合戦略に関して、もうこれ以上言いませんけれども、原部、原課とのマネジメント、振興、運営、管理というのはどうなっていますか。余りにも手薄ではなかったのでしょうか。そのことについても、今、どのように考えているか、お聞かせ願って、その改善策について明確にお答えください。

**○議長（横田久俊）** 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**○議長（横田久俊）** 市長。

**○市長（森井秀明）** 中村誠吾議員の再質問にお答えいたします。

私が答弁したこと以外に関しましては、各担当より答弁させていただきます。

私は、1点目の質問に対して答弁させていただきます。

大変恐縮ですけれども、その個別案件を具体的にということは、この場ではそれぞれの個別の人事にかかわることになりますので、答弁は差し控えさせていただきますけれども、先ほども答弁させていただいたように、任命権者との調整につきましては、平成27年度におきましても、従前同様の規定にのっとり最終的な調整は行ってきているところがございますので、御理解をいただければと思います。

（発言する者あり）

（「議長」と呼ぶ者あり）

**○議長（横田久俊）** 監査委員。

**○監査委員（菊池洋一）** 中村誠吾議員の再質問にお答えいたします。

先ほども申し上げましたが、監査委員は職務権限として認められていないもの、なじまないものの監査は行うことができないものでございまして、現在、監査委員の監査のあり方等については、国レベルで見直しに向けた議論がされているとお聞きしておりますが、改正されるまでには至っておりません。私といたしましては、民間の立場から識見監査委員を拝命して以来、市長から独立した機関として公正不偏の考え方を念頭に置いて、適正な監査の執行を通して、少しでも市政のお役に立てればとの思いで監査委員の職務に携わってきたところでありまして、今後におきましても、与えられた権限の中で、監査の実効性を高めることができるよう努めてまいりたいと考えております。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**○議長（横田久俊）** 総務部長。

**○総務部長（前田一信）** 中村誠吾議員の再質問にお答えいたします。

現在、KPIにつきましては、これまでもいろいろと見直しをかけますようお話ししてきてございませぬけれども、特にこの待機児童につきましては、今、議員御指摘のとおり、喫緊の課題であるというふうに認識しておりますので、外部の有識者の会議であります人口対策会議というようなものもございませぬので、そういった中でいろいろな意見をいただきまして、できればこの年度内にそれを目途に改定を図っていききたいというふうに考えてございます。

（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

**○議長（横田久俊）** 17番、中村誠吾議員。

**○17番（中村誠吾議員）** 再々質問を1点だけいたします。

私は、平成27年度の人事異動について、先ほど市長からありましたが、今、ここで本当かと、そのような議論をする気はありません。ただ、私が考えるには、この市長の最大の権力の実施です。これだけの混乱を起こしたということも含めて、市長は混乱していないと言いますけれども、いろいろな問題が惹起されたという中で、私はあの平成27年度人事異動を違法とか言いません、無効だと思っています。そのほうがいいと言ったのなら、いいと思います。

それで、御自身の責任ということは考えられないのですか。その1点だけです。お聞かせください。

（発言する者あり）

**○議長（横田久俊）** 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**○議長（横田久俊）** 市長。

**○市長（森井秀明）** 中村誠吾議員の再々質問にお答えいたします。

市長としての責任を考えられないのかという御指摘だったと思いますけれども、私自身はその責任を感じたからこそ、このように取り組ませていただきましたので、その責任を感じて行った結果でございます。

（発言する者あり）

**○議長（横田久俊）** 以上をもって、会派代表質問を終結いたします。

次に、新風小樽から質疑及び一般質問を行いたい旨の申し出がありますので、これを許します。

（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

**○議長（横田久俊）** 4番、中村岩雄議員。

（4番 中村岩雄議員登壇）（拍手）

**○4番（中村岩雄議員）** それでは、第3回定例会に当たり質問いたします。

今定例会にガントリークレーン故障に伴う緊急対応のための補正予算、専決処分の議案が上がっています。ガントリークレーン故障に伴う緊急対応と係る経費について質問いたします。

このタイヤマウント式ガントリークレーンについての概要ですが、供用開始は平成15年11月、購入費用6億1,860万円、仕様は対象船舶オンデッキ10列5段積み、定格荷重30.5トン（コンテナ）、アウトリーチ31.5メートル、バックリーチ8.0メートル、耐用年数17年、製作は三菱重工業株式会社広島製作所となっております。日本初のタイヤマウント式のオートステアリングシステムや世界初のトロリシフト機能などを有しております。しかし、形あるものはいつかは壊れるのが真理であり、どんなにすぐれた機械も時間とともに劣化し、故障し、最後は廃棄処分となります。耐用年数まであと4年となっておりますが、やはり平成23年ごろから故障が目立つようになりました。

そこでお尋ねします。

まず、小樽港がこのタイヤマウント式ガントリークレーンを導入しなければならなかった理由を御説明ください。

次に、供用開始以降のガントリークレーンにおける年平均のコンテナ取扱個数と重量、主な貨物の種類、現在の週当たりの稼働日数をお示してください。

また、これまでにおける主な保守点検内容とその補修費、またそれ以外の緊急の故障歴とその補修費をお知らせください。

特に、平成23年、平成26年は、作業停止せざるを得ない故障であったとお聞きますが、その際、どのように対応し稼働を再開したのか、少し詳しく御説明ください。

今回の補正予算で専決処分した故障の経緯と現在の稼働状況はどうなっているのか。また、今回部品のスペアがなかったとお聞きしていますが、そもそもの事情と今後どのような対応準備をするのか、お話しください。

小樽港のコンテナ荷役取り扱いの流れはどうなっているのか、御説明をお願いします。

これまでの故障歴から推察して、耐用年数17年までのあと4年、さらにいろいろな箇所の故障が起きる可能性があります。抜本的な対策を検討する時期が既に来ていると思われるので、何点かお尋ねします。

今後における延命化対策費、更新費用、維持管理費（年間）などライフサイクルコストを小樽はシミュレートしておくべきと思いますが、お考えをお聞かせください。

市民の命と暮らしを守るためにも、ハード、ソフト両面から計画的、総合的に荷役機械などの老朽化対策などを実施していくことが必要です。既存港湾ストックの老朽化が進む中、将来にわたり所要の機能を発揮できるよう、予防保全型の考えを導入した計画的な維持・管理を推進すべきであります。

平成28年度特定港湾施設整備事業基本計画が7月12日に閣議決定されました。これは特定港湾施設整備事業に要する費用に充てる資金調達を円滑に行えるようにするため、国土交通大臣が会計年度ごとに交通政策審議会の議を経て定め内閣の承認を求めるとされており、国土交通大臣は内閣の承認を得た本基本計画に基づいて資金の融通のあっせんを行うこととなっております。特定港湾施設整備事業は、1、港湾機能施設整備事業と、2、臨港部土地造成事業の二つの事業があり、1は港湾整備事業（公共事業）による岸壁などの基本施設の整備に対応して、港湾の機能を効率的に発揮されるために必要な上屋、荷役機械、埠頭用地などを整備するものとなっております。本市は上屋と埠頭用地の整備予定に名を連ねていますが、荷役機械の整備予定港湾には名を連ねていません。ガントリークレーンの耐用年数が来る4年後に延命化をするのか、延命化をせず、更新、代替をするのか、あるいは処分するのか、どの道を選択するのかによって、今からやらなければならないことが決まってきます。例えば延命化をする

場合の詳細定期点検診断や処分費などは、平成26年度より地方債の対象となっていますが、今後におけるガントリークレーンの方向性についてどのように進めるのか、お考えを具体的にお示しください。

また、延命化対策の先進事例があれば、お示しください。

次に、JR小樽駅観光案内所についてお尋ねします。

先月、北海道観光入込客数調査報告が公表されましたが、それによると、平成27年度の訪日外国人来道者は、国際定期便の新規就航や増便、査証要件の緩和、円安基調の継続、各種プロモーションによる需要喚起などから、前年度に比べて35.0%増加し208万人となり、過去最高を更新したと報じられています。本市においても、外国人宿泊客数は新千歳空港とアジア圏を結ぶ国際定期便が相次いで就航したことなどにより、対前年度比130.0%の12万8,223人と3年連続で過去最高を更新している状況となっております。

こうした中、観光振興の大きな3本柱である受け入れ体制の整備、観光プロモーション、観光資源の整備発掘の中で、市長が受け入れ体制の整備に主眼を置いた政策を実施されたことは、時宜にかなったものと評価するものであります。

特に、JR小樽駅は小樽の顔、玄関口であり、そこでの第一印象が来樽された観光客の方に大きく影響を及ぼし、ホスピタリティに満ちた案内を受けることでリピーター率の増加につながっていくものと考えます。

そこで、質問いたします。

初めに、市長は今回の受け入れ体制強化を行うに至った状況、背景について、どのように把握されていたでしょうか。

また、実際に行った効果についてどのようにお考えか、あわせてお答えください。

次に、今後のあり方については、どのようなお考えをお持ちでしょうか、お示しください。

次に、企業主導型保育事業について小樽市内での具体的導入についてお尋ねします。

現在、保育所の待機児童問題が世間の注目を集めており、ことし4月現在、全国で2万3,553人の待機児童が存在し、さらには希望する保育所にあきがないなどの理由により、待機児童に含まれない潜在的待機児童は、全国で6万7,354人に上っていると報じられています。待機児童問題は働く女性にとっては深刻な問題であり、一刻も早く対策が必要な重要な課題であると考えます。

まず、小樽市内の保育施設の数と直近の入所待ち児童数をお答えください。

また、待機児童問題は雇用する側にとっても頭の痛い問題です。従業員の確保はどの業種においても困難となっており、育児休業を終えた従業員がスムーズに職場に復帰することができる環境づくりが求められているところです。

そこで、国は子ども・子育て支援法の一部を改正し、新たに仕事・子育て両立支援事業を開始したと聞きますが、この中の企業主導型保育事業について、その目的、事業の実施者、利用対象者、職員や設備の基準、その他の特徴についてお知らせください。

最後に、小樽市歯科医師会が経営する小樽歯科衛生士専門学校は廃校の危機に立たされており、最悪の場合、市内に歯科衛生士を養成する学校がなくなってしまう、クリニックの運営にも支障が出るのが懸念されます。そのため、歯科医師会の有志が歯科衛生士が子供を預けられるよう、企業主導型保育事業の開始に向けて検討を始めています。

そこで、この企業主導型保育事業の導入を検討する事業者に対し、小樽市には最大限のバックアップをお願いするものですが、市としてどのような支援が可能なのか、お考えをお示しください。

再質問を留保し、質問を終わります。（拍手）

○議長（横田久俊） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 市長。

（森井秀明市長登壇）

○市長（森井秀明） 中村岩雄議員の御質問にお答えいたします。

初めに、ガントリークレーン故障への対応について御質問がありました。

まず、タイヤマウント式を採用した理由につきましては、ガントリークレーンを設置する場合は、クレーンの自重とそのつり荷の重量に耐えられる岸壁の強度が必要になります。クレーンの導入に当たり、一般的なレール式を採用した場合、既存岸壁に集中的な重量がかかるため、レールの基礎や地盤の改良が必要となり、多額の費用が伴うこととなります。このことから、クレーンなどの重量がタイヤなどで分散され、既存岸壁の改良を必要としないタイヤマウント式を採用したものであります。

次に、取扱状況につきましては、まず、コンテナ取扱個数は平成15年の供用開始以降、平成26年までの12年間の平均では20フィートコンテナ換算で年間1万3,141本、重量では年間17万1,804トンとなっております。また、主な取扱貨物としては、輸入では家具装備品や衣類、履物、輸出では、水産品や自動車部品などであり、現在は週当たり1回の稼働となっております。

次に、主な保守点検内容とその補修費、それ以外の緊急の故障歴とその補修費につきましては、まず、保守点検内容は定期点検のほか、定期的な消耗部品の交換、劣化の見られる部品の交換などであり、平成15年度の供用開始から平成27年度までの保守点検、補修に要した費用は、13年間で3億5,800万円となっております。また、故障歴についてですが、供用開始からこれまでに5回発生し、その補修に要した費用は合計5,500万円となっております。平成23年度、平成26年度に発生した故障につきましては、平成23年度は発電機の故障が原因で停止したため、仮設用発電機を使用して、ガントリークレーンを稼働させ、荷役作業を再開し、その後、発電機を交換いたしました。また、平成26年度には通信ケーブルの劣化により、停止したため、代替措置として大型クレーンを使用し、荷役作業を再開し、その後、通信ケーブルを交換したところであります。

次に、今回の故障の経緯と現在の稼働状況につきましては、荷役作業中に発電機の制御基盤などが故障したため、緊急対応として大型クレーンにより荷役を行ったところであり、現在は故障した機器をメーカー側で製作しているため、応急的な措置によりガントリークレーンを操作して荷役を行っております。

スペアがなかった事情につきましては、ガントリークレーンはメーカーの受注生産品であることから、今回、故障した発電機の制御基盤は在庫がなかったものであります。

今後の対応につきましては、今回の事態を改めて検証し、荷役作業に支障を来さないような方策についてメーカーなどと検討してまいりたいと考えております。

次に、コンテナ荷役取り扱いの流れにつきましては、コンテナ船が接岸後、クレーンが所定の位置まで移動し、まず輸入コンテナを船からクレーンの背後におろし、コンテナ専用の運搬機械であるリーチスタッカーによりコンテナヤードに移設、仮置きをします。次に、輸出コンテナをリーチスタッカーによりヤードから移設し、クレーンによって船に積み込みをするものであります。

次に、クレーンにおけるライフサイクルコストのシミュレートにつきましては、耐用年数ごとに更新していく場合と延命化対策を計画的に行いながら、長期間使用する場合のそれぞれに係るトータルコストを試算して比較することは、コスト縮減にとって大変重要でありますので、今後、耐用年数を見据えながら検討を進めたいと考えております。

次に、耐用年数経過後の方向性につきましては、現段階ではライフサイクルコストのシミュレートは行っていないため、延命化するか、更新するかなどははっきりとはお示しできませんが、基本的に耐用年数17年で更新するのではなく、延命化対策を行いながらできるだけ長期間使用してまいりたいと考えております。

また、延命化対策の先進事例につきましては、静岡県清水港においては、詳細定期点検診断の結果を踏まえ、ライフサイクルコストの縮減を目指しているという事例がございます。

次に、JR小樽駅観光案内所について御質問がありました。

まず、受け入れ体制強化を行うに至った状況、背景及び効果につきましては、昨年度までのJR小樽駅観光案内所はみどりの窓口の奥にあり、改札口を出た観光客にとってはわかりにくい場所にありました。市としても、近年急速にふえているインバウンドの受け入れ体制を強化するために、JR北海道や案内書の運営を担っていただいている小樽観光協会の御協力を得て、ことし4月から小樽駅コンコース内の待合所手前に開設するとともに、外国人観光客に対応できるよう英語や中国語の通訳スタッフを配置したものであります。

効果としては、現在の案内所は、来樽された国内の皆様はもちろんのこと、外国人観光客が一見して案内所に気づき、外国語対応も行っていることから、利用者数が大幅にふえており、より多くの外国人観光客のニーズに応えることが可能になったものと考えております。

次に、今後のあり方につきましては、国内からのお客様はもちろんのこと、マレーシアやインドネシアなど、これまでに数多く来訪された国以外からの旅行者もふえていることから、それぞれの国や年代層などのニーズに合った対応が必要であると考えております。そのため、よりきめ細やかで的確な案内ができるように、提供する情報の質の充実を図り、満足度アップやリピーター増を目指すとともに、運河周辺だけではなく多様な小樽の魅力をお伝えし、滞在時間や宿泊の増につなげてまいりたいと考えております。

次に、企業主導型保育事業について御質問がありました。

まず、小樽市内の保育施設の数と直近の入所待ち児童数につきましては、現在の保育施設の数は認可保育所が18施設、認定こども園が4施設、小規模保育事業所が1施設、認可外保育施設が6施設、合計29施設となっております。また、本年9月1日現在における認可保育所等の入所待ち児童数は44名となっております。

次に、企業主導型保育事業の目的、事業の実施者、利用対象者、職員や設備の基準、その他の特徴につきましては、企業が従業員の児童を預かる事業所内保育事業として多様な就労形態に対応する保育サービスの拡大を行い、保育所待機児童の解消を図り、仕事と子育てとの両立に資することを目的とすることとされております。事業の実施者は厚生年金の適用事業所等であり、利用対象者は従業員の児童のほか、定員の50%以内で地域住民の児童を受け入れることも可能となっております。職員や設備の基準は子ども・子育て支援新制度における小規模保育事業所と同様であり、保育従事者の半数以上が保育士資格を有するもので足りることとされております。

また、その他の特徴としては、都道府県知事の認可を受けずに開設することが可能で、開設に当たって知事への届け出を行う認可外保育施設に分類されること、国から小規模保育事業等の公定価格と同水準の運営費及び認可保育所の施設整備と同水準の整備費について助成金を受けることができること、市町村による計画的整備とは別枠で整備が可能であり、施設の設置や児童の利用の際に、市町村の関与が必要ないことなどがあります。

次に、企業主導型保育事業の導入を検討する事業者に対する本市の支援につきましては、運営や施設

整備に係る助成金の申請先の紹介、企業主導型保育所を設置する際の北海道などへの提出書類についての助言、入所を希望する保護者に対する情報提供などを行う予定であります。

(「議長、4番」と呼ぶ者あり)

**○議長(横田久俊)** 4番、中村岩雄議員。

**○4番(中村岩雄議員)** それでは、何点か確認も含めてなのですが、いろいろ数字も挙げていただいてガントリークレーンに関する状況、これまでの保守点検、それから緊急の故障も含めての補修費なども示していただいたわけです。感想として、全国に小樽のこういう仕様のガントリークレーンというのは1台しかないということで、故障したときの部品の備蓄ですとか、それからスペアを速やかに用意して、あるいは用意してあったものを取りかえて作業の支障がなくガントリークレーンが動くようにということが過去の故障歴からして、果たしてこれから、あと耐用年数まで4年ということなのですが、ふえていくのではないかと。そういう中、果たして大丈夫なのだろうかということ、それから、三菱重工業広島製作所ということなのですが、その製作所も何やら現在は存在してなくて、また別の企業が担当しているというふうにも情報を聞いているのですが、そこも含めて、そういうスペアの供給ですとか、各種部品の備蓄のための用意などがスムーズにできるのかという心配がありますが、そこも含めてもう一度お話をいただきたいと思います。

それから、週1回の稼働で、取り扱っている貨物の量も小樽の場合はそれほど多いというふうには思いませんし、そういう中、他の港のレール式のガントリークレーンに比べて、ひょっとして故障はやはりかなり多いのかなという印象があるのです。トータルで、先ほど市長の答弁の中にありましたけれども、緊急の補修費なども含めて合わせると、これまでの十数年間の間に4億1,000万円ほど保守点検、補修費がかかっているのです。6億1,800万円のガントリークレーンに比べて、かなり多いなど。さらに、この4年間でその数字もふえていくのではないかと感じるのです。

ですが、そこで延命化をするのか、あるいは新しいものにかえるのかどうするのかというようなところが、今、明確にお答えはいただけなかったのですが、小樽の財政状況も考えると、やはりもう延命化、新しいものも欲しいところですが、無理かなど。延命化しか方法が残されていないのかという感じがするのです。

これは、あとは予算特別委員会で詳しいことはお聞きしていきますけれども、その部分についてもう一度市長に、さらに一歩踏み込んだ答弁をいただければというふうに思うのですが、よろしく願います。

**○議長(横田久俊)** 理事者の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

**○議長(横田久俊)** 市長。

**○市長(森井秀明)** 中村岩雄議員の再質問にお答えいたします。

2点あったかと思えます。

まず1点目、故障時における心配ということでお話がありました。御指摘のとおり、ガントリークレーンはメーカーの受注生産品でありますので、メーカーそのものにおいても常々その在庫を用意しているという状態ではないということから、また一からそれをつくって、その故障した部分、今回は発電機の制御基盤でありますけれども、それを設置するにも時間がかかるというようなお話を聞いているところでございます。現行において、市で、すぐにその対応策をとということで、具体的に考えられるところがないものですから、まずはやはりメーカー側とそれについてのいざそのような故障があったときに、できるだけ支障がないような環境をつくっていくために、相談をしていかなければならないと思ってお

りますので、まずその相談から入っていきたいということで御理解をいただければと思っております。

そしてもう一点、御指摘のように、基本的な対応年数は17年というところではございますけれども、中村岩雄議員からお話がありましたように、ライフサイクルコストのシミュレートを、これからもう一回改めて行わせていただいて、その中で先ほども答弁させていただきましたが、やはりできる限りは現行のものの延命化対策を行って、できるだけ長期間使用してまいりたいと考えてはおりますが、そのライフサイクルコストをシミュレートしてみて、その結果の上で正式な判断はしていきたいというふうに思っているので、それについてはもう少しお時間をいただければと思っておりますのでございます。

**○議長（横田久俊）** 中村岩雄議員の質疑及び一般質問を終結します。

次に、石田議員から質疑及び一般質問を行いたい旨の申し出がありますので、これを許します。

（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

**○議長（横田久俊）** 6番、石田博一議員。

（6番 石田博一議員登壇）

**○6番（石田博一議員）** これより地域総合除雪業務の共同企業体の構成について質問を幾つかさせていただきます。

8月24日の建設常任委員会で、市長サイドからも議員側からも指摘がありました除雪業者数の不足の問題であります。事実、今回、地域総合除雪業務における七つのステーションの共同企業体への参加希望業者は27社ということで、単純計算でも各JVの構成員を4社以上にするということは、物理的に無理であるという事態が起きました。これから未来に向けて、果たしてこの除雪業務が順調に進めていけるのか、危惧するところです。

そこでお尋ねします。

一部重複している部分もありますが、現在、小樽市に登録されている除雪業者は何社ありますか。

そのうち、JV構成員でないのは何社ですか。

JV構成員ではないが、JVの下請として参加しているのは何社ですか。

JV構成員でもなく、下請としてでもかかわっていない業者は何社ですか。

要するに、今、小樽市内はまだまだ経済状況が好転しておりません。アベノミクス効果どこ吹く風という状態であり、新しい除雪業者が順調に誕生していくとも考えにくい事態だと認識しております。

そこで調べてみたのですが、小樽市指名競争入札参加資格者の道路除雪に登録するには、土木、建築、管、舗装のいずれかの建設業許可が必要となっております。実際に、このような縛りは本当に除雪にかかわる条件として必要なのかどうかということも感じております。もしも、このような条件を緩和できるのであれば、もっと参加業者がふえると考えます。

（発言する者あり）

特に、今回は舗装業者2社が指名停止になったと聞いております。また、業者の中には高齢化が進み、もしかして、今後廃業されるというところも出てくる可能性もあれば、ますます厳しい状況だと考えます。であれば、建設、建築以外の業者にも登録できるように募集要件を変更し、間口を広げることも必要ではないかと私は考えます。

（発言する者あり）

この考えに対して、もし課題があれば、お示してください。

（発言する者あり）

続きまして、平成28年度の小樽市共同企業体除雪業務の入札等参加申請書提出要領を見ますと、今年度からの変更点で、共同企業体の構成員となった企業は、他の共同企業体の除雪工、排雪工に関する業

務を受託することはできませんとうたわれております。これは私が前回の第2回定例会で質問させていただいたことが、今回の募集要項に反映されているのだと理解しております。ありがとうございます。もともと自分のJVだけでもなかなか手が回らないはずなのに、まして他のJVへ手伝いに行くなどということが私には理解できませんでした。それに、もともと下請なんて必要ないと思うのです。なぜなら、事前にJVの機械の台数の有無、人員についても調査し、その上で参加してもらっているわけですから、今回の措置はとりあえず一歩前進かなと感じております。

ただ、砂まきについては絶対数が足りないの、この部分だけは仕方ないとして、今後はそれ以外の下請も禁止という方向で考えてほしいところです。

以上、再質問を留保し、私の質問を終わります。

**○議長（横田久俊）** 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**○議長（横田久俊）** 市長。

（森井秀明市長登壇）

**○市長（森井秀明）** 石田議員の御質問にお答えいたします。

地域総合除雪業務の共同企業体の構成について御質問がありました。

まず、本市に登録のある除雪業者につきましては、本市の道路除雪業務に登録のある業者は39社であります。そのうち、昨年度の地域総合除雪で七つのステーションのJV構成員になっていない業者は14社、JV構成員以外でJVの下請として参加している業者は4社であります。また、JV構成員となっておらず、JVの下請としても参加していない業者は10社であります。

次に、道路除雪業務に登録することができる業種の要件緩和につきましては、道路除雪業務に登録する業者はその許可を受けている業種において、工程管理及び作業に使用する重機などの面で除雪業者と共通点が多いことから、土木、建築、管、舗装のいずれかの建設業の許可を受けていることを要件としているものであります。これ以外の業種の登録については、除雪業務との共通性を確認し、他都市の事例等も参考にし、検討してまいりたいと考えております。

（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

**○議長（横田久俊）** 6番、石田博一議員。

**○6番（石田博一議員）** ただいまJV構成員でもなく、そして下請にもかかわっていない業者は10社という答弁をいただきました。これは多分雪堆積場の2社がありますから、実質は8社だろうと思えますけれども、なぜまだ8社あるのに、この方たちがJVに参加していただければ、4社ということはもちろん可能なのですが、いろいろな事情があると思うのです。例えば、そこそこで冬場の民間の仕事が忙しいからちょっと手が回らないだとか、もしくは業者同士のいろいろな関係がありますから、そのJVに入っていけないだとか、いろいろあるのですが、いずれにしても、その参加希望をとる前に、なぜ参加できないかというようなことを1社1社聞いてもらうということも大事かと思うのですが、とりあえず、今、原部でつかんでいращる、これだけの業者数があつてなぜJVに参加できないのかと、どういう理由があるのかつかんでいる部分で結構なので、お答え願えますか。

**○議長（横田久俊）** 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**○議長（横田久俊）** 建設部長。

**○建設部長（相庭孝昭）** 石田議員の再質問にお答えいたします。

私ども何回か答弁で申し上げてまいりますが、7月に各社の意向を調査いたしました。

ただ、その中では、参加しない方に、なぜ参加しないのですかということでの書面での回答は求めておりません。ヒアリングという形でやっておりますので、私ども担当が受け答えする中で、私どもでこうであろうという認識をお答えさせていただきたいと思っておりますけれども、まず一つは、登録はしているのですけれども、市の施設の駐車場の業務がいいのですといったようなお話、それからJVとは別に私どもは除雪であっても雪山処理、それから段差解消業務を発注いたしますので、そちらの受注を目指しているのですといったお話、それからJVの参加するのではなくて、下請でいいのですといったお話があったというふうに聞いてございます。

(「議長、6番」と呼ぶ者あり)

**○議長(横田久俊)** 6番、石田博一議員。

**○6番(石田博一議員)** 質問というよりも、最後にお問い合わせということなのでしょうけれども、いずれにしても、参加希望をとる前に、何かそういうヒアリングが行われていたということですので、そういうことははっきり理由がわかればいいのですけれども、今のお話を聞いている限りは、とりあえずはしばらくまたこのJVに参加していただけたところがやはり少ないのかなと、本当に思います。

(発言する者あり)

**○議長(横田久俊)** お静かに。

**○6番(石田博一議員)** 将来的にはやはりこの砂まき以外の下請も廃止すべきだと私は提言しましたが、下請ではなく最初からJV構成員として登録いただく方向でお願いするとか、何か今まで以上に働きかけをするとしてはいかがなものかと思うのです。

(「そういうのを官製談合っていうんだよ」と呼ぶ者あり)

また、参加条件を緩和することで、その間口を広げるということでは、どうなのだろうかということも考えます。

そうすれば、当初の目標である4社以上ということも実現できるし、より多くの業者に参加してもらうという意味からも、市長部局の思惑の状況がつかれるのではないかと思います。

最後に、これは質問というよりは御意見をお聞きするという格好ですが、業者にもいろいろ都合があるとは思いますが、このような働きかけというか、投げかけを今まで以上にしてみる、また募集の窓口を、どういう方法になるかわかりませんが、その募集の窓口を広げてみるということも考えの中に入れていただけたかどうか、お答え願えればありがたいです。

(「官製談合やれって言ってるんだよ」と呼ぶ者あり)

(発言する者あり)

**○議長(横田久俊)** 石田議員の再々質問の時間が再質問の時間を超えておりましたので、以後お氣をつけたいと思います。

理事者の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

**○議長(横田久俊)** 建設部長。

**○建設部長(相庭孝昭)** 石田議員の再々質問にお答えいたします。

私どもで、市長からも答弁しておりますとおり、持続可能な除雪体制を維持するためには、より多くの業者に参加していただきたいという考えは持っているところでございます。

ただ、JVというのは自主編成でございますので、この原則に触れるような働きかけはできないという、そういったことがございますので、私どもとすれば、市の考え方を機会あるごとに御説明していきたいというふうに考えてございます。

○議長（横田久俊） 以上をもって質疑及び一般質問を終結し、本日はこれをもって散会いたします。

散会 午後 5時30分

---

会議録署名議員

小樽市議会 議長 横 田 久 俊

議員 安 斎 哲 也

議員 面 野 大 輔



平成28年  
第3回定例会会議録 第4日目  
小樽市議会

平成28年9月14日

出席議員（25名）

1番	秋	元	智	憲	2番	千	葉	美	幸
3番	安	斎	哲	也	4番	中	村	岩	雄
5番	高	橋		龍	6番	石	田	博	一
7番	高	野	さ	くら	8番	酒	井	隆	裕
9番	松	田	優	子	10番	高	橋	克	幸
11番	芥	藤	陽	一良	12番	鈴	木	喜	明
13番	酒	井	隆	行	14番	中	村	吉	宏
15番	濱	本		進	16番	面	野	大	輔
17番	中	村	誠	吾	18番	佐々	木		秩
19番	林	下	孤	芳	20番	小	貫		元
21番	川	畑	正	美	22番	新	谷	と	し
23番	山	田	雅	敏	24番	横	田	久	俊
25番	前	田	清	貴					

欠席議員（0名）

出席説明員

市	長	森	井	秀	明	教	育	長	林	秀	樹										
副	市	長	上	林	猛	病	院	局	長	並	木	昭	義								
水	道	局	長	浅	沼	敦	総	務	部	長	前	田	一	信							
財	政	部	長	前	田	孝	一	産	業	港	湾	部	長	中	野	弘	章				
産	業	港	湾	部	参	事	飯	田	俊	哉	生	活	環	境	部	長	渡	辺	幸	生	
医	療	保	険	部	長	小	山	秀	昭	福	祉	部	長	日	栄	聡					
建	設	部	長	相	庭	孝	昭	消	防	長	明	井	隆	生							
病	院	局	小	樽	市	立	病	院	長	笠	原	啓	仁	教	育	部	長	工	藤	裕	司
事	務	部	長	伊	藤	和	彦	保	健	所	次	長	犬	塚	雅	彦					
総	企	画	政	策	室	長	中	村	哲	也	財	政	部	財	政	課	長	志	賀	公	

議事参与事務局職員

事務局 長 田 中 泰 彦  
庶務係 長 由 井 卓 也  
調査係 長 大 崎 公 義  
書 記 北 岡 尚  
書 記 眞 屋 文 枝

事務局 次長 林 昭 雄  
議事係 長 柳 谷 昌 和  
書 記 石 澤 麻 由 美  
書 記 深 田 友 和  
書 記 河 崎 仁 美

開議 午後 1時00分

○議長（横田久俊） これより、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員に、松田優子議員、佐々木秩議員を御指名いたします。

日程第1「議案第1号ないし議案第26号及び報告第1号」を一括議題とし、これより一般質問を行います。

通告がありますので、順次、発言を許します。

（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 8番、酒井隆裕議員。

（8番 酒井隆裕議員登壇）（拍手）

○8番（酒井隆裕議員） 通告に従いまして、一般質問を行います。

大雨や水害など、災害の備えについて質問いたします。

今回の台風などで被害に遭われた方々に心からのお見舞いを申し上げます。

ここで重要なのは、自然災害への備えを欠いたことで住民の命と安全が脅かされることがあってはならないということです。

国は、自治体を中心にあらゆる事態を想定し、災害の新たな様相や変化にも応じた万全な対策を講じるため、防災避難体制の総点検と拡充を進めていくことが求められます。

まず、災害対策基本法第56条及び第60条では、市町村長の避難の指示等が示されておりますが、本市における避難勧告等の発令基準はどのように定められているかお示してください。

北海道の危機対策課は、市町村における避難勧告等に係る具体的な発令基準等の策定状況について、本年6月1日時点の調査結果を発表しております。

それによると本市は、土砂や津波については策定済みとされているものの、水害や高潮については未策定とされています。そこで、いつ策定される予定かお答えください。

水位周知河川に係る水位情報及び水防警報の発表基準では、本市においては、星置川のみ定められています。ここでは、河川の水位や水防警報の種類についても細かく示されています。浸水想定区域となっているからです。では、他の河川についてはどうでしょうか。

これまでに経験したことのない、想定を超えるという豪雨が全国各地で被害を生み出しています。

朝里川、勝納川、塩谷川、蘭島川についてですが、十分な治水対策が行われているのだから絶対に安全だとは言いきれないでしょう。本市の水害対策はどのようにになっているのかお答えください。

ハザードマップについてです。

浸水想定区域図は、都道府県が作成するものですが、今回の岩手県岩泉町のケースでは、県から提供されず、町では浸水想定区域図をもとに住民の避難の場所や経路を示す洪水ハザードマップがつかられていなかったことが大きな問題となっています。

本市では、急傾斜地の崩壊など、土砂災害についてのハザードマップは作成されていますが、水害についてはどのようにしているのかお示してください。

改正水防法では、市町村地域防災計画に定める浸水想定区域内の地下街、高齢者・障害者・乳幼児等の要配慮者利用施設、大規模工場等の所有者等に対して、市町村長から洪水予報等が直接伝達されること、避難確保計画または浸水防止計画の作成、訓練の実施、自衛水防組織の設置等が規定されました。しかし、あくまでも浸水想定区域内の規定です。朝里川、勝納川沿いには、要配慮者利用施設が多数存在します。

今回、被害に遭った高齢者グループホームには、避難マニュアルはなく、水害を想定した訓練も実施

していなかったと報道されています。

本市において、要配慮者利用施設の管理者が自主的に作成する避難確保対策を把握されているのか伺います。

また、これらの施設から自主的に避難確保計画を独自に作成したいとして本市に情報提供を求められた場合、積極的にすべきと考えますが、いかがでしょうか。

次に、中央・山手地区の中学校の再編について質問します。

そもそもなぜ小樽商業高校校舎を統合校舎として利用しなければならないのかという問題です。

日本共産党は、これまでも商業高校校舎を統合校舎として利用することはふさわしくないという立場で質問してまいりました。今回も、その立場で質問します。

まず、校舎敷地内にグラウンドをつくる案についてです。

面積上は中学校設置基準をクリアしているとのことですが、これまでの松ヶ枝中学校や西陵中学校よりも狭く、使い勝手の悪いグラウンドです。部活動一つとっても、現在、西陵・松ヶ枝両中学校で実施されている野球、サッカーは満足な練習ができなくなるのではありませんか。お答えください。

体育授業で、100メートル走をする学校もあります。しかし、このグラウンドでは、斜めにコースをとらなければならないという、いびつな形になっています。ラインを引くにも通常より困難と想定されますが、いかがでしょうか。

中学校設置基準では、「中学校の設置者は、中学校の編制、施設、設備等がこの省令で定める設置基準より低下した状態にならないようにすることはもとより、これらの水準の向上を図ることに努めなければならない」と明確に記しています。

学校設置者である市長にお伺いいたします。

統合前より水準を低下させることは、文部科学省令である中学校設置基準に違反することではありませんか。お答えください。

この案がこのまま進められれば、標高差6.4メートルを埋めるための高い擁壁ができることとなります。地域住民からは、「日照がどうなるのか」「景観も一変する」など、不安の声が寄せられています。周辺住民の理解を得られるとお考えでしょうか。もしくは、住民の理解は得られなくても進めるという考えでしょうか。お答えください。

教育委員会は小樽商科大学と隣接することのメリットを強調いたしますが、そもそも商業高校校舎を中学校の統合校舎として利用する場合の小樽商科大学との連携についての考えを大学側と協議したことはあるのでしょうか。お答えください。

校舎の改修も一定程度行うことが想定されます。小学校を中学校として使用する場合でも、技術科教室や家庭科教室などを整備しなければなりません。しかも、今回は、校舎の大きさに格段の差があります。グラウンド整備だけでも概算で1億5,000万円かかるといっているのに、さらに校舎の改修費用がかかります。

学校設置者である市長にお伺いいたします。市民の税金を商業高校を統合校にすることありきのために巨額に使用することは、おかしいことではありませんか。

校舎の維持費についてです。私は、商業高校校舎は、松ヶ枝中学校や西陵中学校と比べて年間の維持費が倍かかることをこれまで指摘してきました。しかし、懇談会での説明は、ボイラーの運転委託していることを直営にすることであたかも維持費が安くなるような説明をしています。直営より経費がかからないからこそ外注しているのではありませんか。教育委員会は間違った説明をしたことを認めるべきです。お答えください。

そもそも教育委員会においてどのような議論がなされていたかという問題です。7月21日に行われた教育委員会第6回定例会で、地区別懇談会での議論が詳細に報告されたにもかかわらず、意見や質問は全くありませんでした。また、以前の要約筆記による議事録を見ても、具体的な議論経過は確認できません。

教育長にお伺いいたします。

これまでの教育委員会において、中央・山手地区の中学校の再編についてどのような議論がなされてきたかお答えください。

また、320メートル離れたグラウンドについて、懇談会では、事実上、選択肢から外れたような説明がされています。当然のことと思います。しかし、敷地内にグラウンドをつくる案については、いつ教育委員会において議論されたのかお答えください。

西陵中学校における懇談会では、反対する意見が集中しました。しかし、議事録を拝見する限り、各委員から意見も質問も出されていません。なぜでしょうか。他の議論については、活発に各委員が発言されているのに、中央・山手地区の中学校の再編についてはまともな議論もなされていないというのは、結局のところ、教育委員会内部で決まったことであり、これ以上検討する気持ちがないことのあらわれではありませんか。お答えください。

学校の跡利用についてです。

学校統廃合だけ進めた結果、合板で出入り口や窓が塞がれた廃校ばかりになってしまいました。統合校として利用された場合を除き、2012年3月に閉校された量徳小学校跡が小樽市立病院となったのを最後に、学校の跡利用は何一つなされていないではありませんか。こうしたことから、統廃合を急ぐ理由はないのではありませんか。お答えください。

最後に、小樽商業高校、小樽工業高校の再編による新設校について質問します。

2018年度に迫った高校統合を前に、保護者や中学生からは、一体どのような学校になるのか疑問や不安の声が広がっています。

学科についてです。それぞれ商業に関する学科として、流通マネジメント科、情報会計マネジメント科、工業に関する学科として、機械電気システム科、建設システム科と決定したと既に発表されています。学科だけ見れば、商業科が流通に、情報処理が情報会計に、電子機械と電気が機械電気に、建設はそのままにということに見受けられます。

伺いたいのは、かつて市内職業高校の再編に当たって行った要望がどうなったかということです。すしやスイーツ、外国語、ガラス工芸といった教科は反映される見込みなのかお答えください。

私は、市内高校の再編ありきの要望であり、大問題であると主張しましたが、結局のところ、小樽市教育委員会としての要望は何一つ取り入れられなかったということか伺います。

統合検討委員会に本市教育委員会職員もオブザーバー参加しているとのことですが、小樽市教育委員会としてどのような要望や意見を述べていたのかお答えください。

当時の教育長は、職業学科をベースに、進学もできる形を新設校の理想の一つとして掲げるとおっしゃっていました。どのように進められているのかお答えください。

以上、再質問を留保して、質問を終わります。（拍手）

○議長（横田久俊） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 市長。

（森井秀明市長登壇）

○市長（森井秀明） 酒井隆裕議員の御質問にお答えをいたします。

初めに、大雨や水害などの備えについて御質問がありました。

まず、本市における避難勧告等の発令基準につきましては、地域防災計画に土砂災害及び津波災害の発令基準を定めております。土砂災害については、降雨により土砂災害発生の危険度が高まった区域に対し、大雨警報の土砂災害が発表された際に避難準備情報を、土砂災害警戒情報が発表された際に避難勧告を、さらに記録的短時間大雨情報が発表された際には避難指示を発令することとしております。

また、津波災害につきましては、津波注意報、津波警報、大津波警報のいずれかが発表された場合に避難指示を発令することとしております。

次に、水害や高潮の避難勧告等の発令基準策定の時期につきましては、水害の発令基準は、現在、策定のための作業を進めており、今年度中に策定できる見込みであります。

また、高潮の発令基準につきましては、今後、北海道から示される浸水想定に基づき、発令対象区域を特定し、速やかに策定してまいりたいと考えております。

次に、本市における水害対策につきましては、地域防災計画に基づき、建設部、消防本部、消防団が水防組織として河川等の溢水を防衛し、水による被害を最小限にとどめる対策を実施することとしております。

また、台風などの接近により大雨が予想されている場合には、気象台から提供される市町村向けの気象情報や河川の水位情報の情報収集を行うとともに、住民の避難が必要となる事態を想定した体制を整えることとしております。

次に、水害のハザードマップにつきましては、平成24年度に星置川のハザードマップを北海道の浸水想定に基づき作成しておりますが、平成27年度に水防法が改正され、浸水想定が見直されることとなりましたが、現在のところ北海道から示されておりませんので、新たな浸水想定が示された後にハザードマップを作成してまいりたいと考えております。

次に、要配慮者利用施設の管理者が自主的に作成する避難確保計画の把握と当該計画を作成する施設から情報提供を求められた場合の対応につきましては、避難確保計画は把握をしておりますが、本市に対し、避難確保計画の策定に当たり情報提供を求められた場合には積極的に協力してまいりたいと考えております。

次に、中央・山手地区の中学校の再編について御質問がありました。

まず、小樽商業高校の校舎を統合校とした場合、統合前より学校施設の水準を低下させることは中学校設置基準に違反するのではないかとということにつきましては、中学校設置基準は、学校設置者が個別の学校についての編制、施設、設備等がこの省令で定める基準を下回らないようにするとともに、水準の向上を図るよう努めるべきと規定しているものであり、統合校と統合前の学校施設を比較する基準ではありません。

なお、教育委員会からは、中学校設置基準を満たす整備を行う旨の考えを聞いております。

次に、商業高校を統合校とするために巨額の税金を使用するのはおかしいことではないかということにつきましては、商業高校を統合中学校とする場合については、グラウンド整備のほか、改修費用が必要となります。本市では、これまでも子供たちの教育環境の向上を図るため、再編し、統合校として使用する校舎については改修、整備を実施してきており、一定程度の費用負担は必要なものと考えております。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 教育長。

○教育長（林 秀樹） 酒井隆裕議員の御質問にお答えをいたします。

初めに、中央・山手地区の中学校の再編について御質問がございました。

まず、小樽商業高校の校舎敷地内にグラウンドを整備する案について、部活動において満足な練習ができなくなるのではないかということにつきましては、今回のグラウンド整備案は、松ヶ枝中学校、西陵中学校、それぞれの現グラウンドより面積は小さいものの、現在も両校では野球とサッカーのフィールドの形状が異なることもございまして、工夫しながら部活動の練習を行っておりますので、グラウンド整備案においても練習は可能であると考えております。

次に、校舎敷地内に整備するグラウンドに100メートル走のラインを引く場合につきましては、中学校の体育授業において行う短距離走は50メートルから100メートル程度、体力テストでは50メートルとなっておりますが、本市におきましては、学校により対応が異なる場合がございます。松ヶ枝中学校では、100メートル走は実施しておらず、西陵中学校では、グラウンドを斜めにコースをとって100メートル走を行っております。校舎敷地内のグラウンド整備案においても、対角線で100メートル走のラインを引くことが可能でございますので、授業に支障はないものと考えております。

次に、校舎敷地内でのグラウンド整備に係る日照や景観などについて周辺住民の理解を得られると考えているかということにつきましては、今回の整備案につきましては、まず現グラウンドの課題に対する教育委員会としての案をお示ししたもので、商業高校校舎を統合校として活用することに御理解をいただき、さらに施設所有者である道教委との協議を経て、一定の時期に必要な整備を行うこととなります。このような状況から、測量や設計などは今後の予定になりますので、現時点では、グラウンド面を校舎敷地の高さの位置のレベルに合わせることを想定しておりましたが、今後の設計段階におきましては、地域への対応も考慮し、他の工法についても検討してまいりたいと考えております。

次に、商業高校を統合校とした場合の小樽商科大学との連携について、大学側と協議したことはあるかということにつきましては、本年1月に担当職員が小樽商科大学に伺い、中央・山手地区の中学校の再編の考え方を説明するとともに、統合校の中学校と大学との連携について相談をさせていただいたところでございます。

なお、具体的な取り組みにつきましては、今後、改めて協議をすることとしております。

次に、地区別懇談会における校舎の維持費に関する説明につきましては、地区別懇談会では、平成27年度の校舎の年間維持費について、商業高校、松ヶ枝中学校、西陵中学校、それぞれの維持費について説明をしております。このうち、松ヶ枝中学校は灯油の個別暖房方式で、西陵中学校はボイラー免許を有する用務員がボイラー運転を行っており、商業高校の維持費の算出内容と異なりますことから、商業高校のボイラー管理委託費の金額をお知らせし、同じ内容で比較できるよう説明したものでございます。

次に、中央・山手地区の中学校の再編に関する教育委員会の議論につきましては、平成27年6月2日に北海道教育委員会が公表した公立高等学校配置計画案において、小樽工業高校と小樽商業高校の再編統合が示され、今後、商業高校が閉校し、学校施設があく可能性が出てきたことから、同月29日の教育委員会第6回定例会閉会後に、中央・山手地区の統合中学校としての可能性について研究を行う旨説明し、同年9月1日に、北海道教育委員会が公立高等学校配置計画を決定いたしましたことから、同月24日の教育委員会第9回定例会閉会後には、統合中学校としてランニングしていけるかの検討を進める旨を説明し、教育委員会からは特段の異論はございませんでした。

また、同年12月上旬には、同月18日の市議会第4回定例会の学校適正配置等調査特別委員会において報告した中央・山手地区の中学校再編の方向性等の内容について、各教育委員に対し個別に説明しており、いずれも説明内容には御理解をいただいたところでございます。

次に、商業高校敷地内のグラウンド整備案についての教育委員会での議論につきましては、本年4月28日の教育委員会第4回定例会において、報告第1号小中学校の再編についての中で、本年3月開催の地区別懇談会での商業高校の現グラウンドが離れていることに対する御意見等を報告するとともに、協議第5号において今後の学校再編の進め方についての中で、現グラウンドが離れていることへの対応策について検討を進めること、また、あわせて校舎敷地内のグラウンド整備が可能かどうかについての検討を行う旨、説明をしております。その後、本年6月30日に、商業高校の了解を得て教育委員4名がグラウンドの現地視察を行うとともに、グラウンド整備案については、校舎敷地内にグラウンドを設けることが可能であれば、そのほうがよいという御意見をいただいたところでございます。

次に、中央・山手地区の小中学校の再編について各教育委員会から意見等がないのは、これ以上検討する気持ちがないのではないかとということにつきましては、各教育委員は、学校再編については地域住民の御理解を得て進める旨、承知していますことから、教育委員会においては、これまで、本年1月から連続して3回開催しております地区別懇談会の内容についての報告を受け、その推移を見守っている状況であると認識をいたしております。

次に、学校の跡利用が進まない中、統廃合を急ぐ理由はないのではないかとということについては、学校施設の耐震化を含め、教育環境の向上を図ることは将来の本市を担う子供たちを育む上で必要であり、そのためには学校再編を着実に進めることが重要であると考えております。

学校の跡利用につきましては、小樽市が平成24年3月に策定した学校跡利用の基本的な考え方に沿って進めておりますが、教育委員会といたしましては、閉校後の学校施設の活用が図られるよう、市長部局と連携を図ってまいりたいと考えております。

次に、小樽商業高校、小樽工業高校の再編による新設校につきまして御質問がございました。

まず、市内職業高校の再編に当たっての要望の教科への反映につきましては、新設校においては、単位制の導入により各学科の専門科目のほか、普通教科における学校設定科目など、多様な教科、科目を開設することとしており、現在、本市から北海道教育委員会への要望にある、すしやスイーツ、ガラス工芸などについて、特色ある教育活動として取り組むことができるよう検討をいただいているところであります。

教育委員会といたしましては、新設校が小樽の伝統や文化、歴史、産業などを生かした魅力ある学校となるよう、引き続き要望してまいりたいと考えております。

次に、小樽市教育委員会としての要望は新設校の学科に全く取り入れられなかったのではないかとということにつきましては、本市といたしましては、さまざまな外国語等について学べる高校、国際経済・情報関係など就職に結びつく学科のある高校、ガラス工芸など物づくりについて学べる高校、すしやスイーツなど食について学べる高校、大学進学に対応する高校の5点について要望をしております。これら5点の要望につきましては、現在、専門部会において各教科や科目等でどのように反映できるのか、具体的に検討していただいております。

次に、統合検討委員会への教育委員会職員のオブザーバー参加につきましては、6月23日に開催された第1回統合検討委員会にオブザーバーとして私どもの職員が出席をしましたが、初回ということもございまして、両校の委員の紹介、統合に当たっての連携すべき事項や情報収集などについて確認がなされました。今後、専門部会の検討事項が統合検討委員会に諮られることになっておりますので、教育課程などの具体的検討を進めていく中で、教育委員会としても必要な要望や意見を述べてまいりたいと考えております。

次に、新設校が職業学科をベースに進学もできる学校となるための取り組み状況につきましては、新

設校においては、単位制の特色を生かし、普通教科における多様な教科、科目を開設することができま  
すことから、進学を希望する生徒にも対応できる教育課程の編成について、現在、検討をしていただ  
いているところでございます。

(「議長、8番」と呼ぶ者あり)

**○議長(横田久俊)** 8番、酒井隆裕議員。

**○8番(酒井隆裕議員)** 幾つか再質問させていただきたいと思います。

まず、避難勧告等に係る具体的な発令基準について、説明の中では、土砂、それから津波については  
策定されているというものもあります。水害、高潮については、今後行う。水害については、今年度中  
に行うということが出されております。

ここで伺いたいのが、策定に至るまで発令等の対応基準はどのようになっているのかお答えくだ  
さい。

それから、ハザードマップについてであります。

水防法改正を受けて新たに進められるということでもありますけれども、北海道において浸水想定区域  
図が示されるということであると思いますが、新しい浸水想定区域図はいつごろ北海道から示されると  
聞いているのでしょうか。情報でつかんでいる範囲で結構でございますので、大体でもお答えいただ  
ければと思います。

それから、自主的な避難計画、これについての情報提供を積極的に進めるべきだということにつ  
いては、積極的に協力してまいりたいということで、一定程度評価できるものであります。しかしながら、こ  
の要配慮者利用施設についての訓練でありますとか、また、避難マニュアルについてはやはりどのよう  
な形でできるかというのが当然あると思うのです。小樽市として、そういった義務があるわけでもあり  
ませんし、もちろん権利もないと思うのです。ただ、今回のケース、それを受けて小樽市民も多く入所  
されている、こういった施設に対して何らかの対応というのは必要ではないかなど。避難マニュアル、  
それから訓練について必要なのだということを啓蒙していくでありますとか、そういったやり方とい  
うのもあるのではないかなど思うのですけれども、そういった考えについてどのようにお考えか伺い  
いたします。

次に、中学校の再編について伺いをいたします。

お答えでは、練習は可能であるということが出されたわけでもありますけれども、現在行っている部活  
動がそのままできるのかといたら、そうではないのですよ。教育長がお答えになったように、やはり  
工夫をしなかったらできなくなる、これは、当然だと思っておりますよ。そういった点というのは、やはり  
明らかに後退ではなからうかと思うのですけれども、やはり満足な練習ができなくなるということ  
によるのではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

それから、中学校設置基準について、個別のもので、統合校と比較する基準ではないと。おっしゃ  
ることはよくわかるのですよ。しかし、保護者や生徒から見て、グラウンドの水準が低下しているとい  
うのは明らかではないですか。松ヶ枝中学校でできたこと、西陵中学校でできたこと、これが統合校を商  
業高校校舎としなければならないために低下した、これは明らかに低下だと思っておりますよ。水準が低下  
しているというのは、私はもう明らかであると。この辺についてお答えください。

それから、小樽商科大学との連携メリットについてでありますけれども、これまだ決まったわけでは  
ないのです。決まっていないにもかかわらず、あたかももう既に決定したかのように商大とやっている  
というのはいかがなものかなど。私は問題あると思うのですけれども、いかがでしょうか。

それから、ボイラーの維持費についてでありますけれども、ボイラーの資格を持った方がいらっしや

るので、その分維持費が減るのだと言いますが、その分、人件費としてかかってくるのではないですか。維持費として計上されなくても、人件費としてかかってくるということによろしいですか。今、商業高校では、369万6,000円かかっていると言いますが、人件費はそれよりも安くなるのですか。お答えください。

それから、教育委員会における議論であります。

私は、具体的な議論経過は確認できないと言ったのです。しかし、答弁は、もうとんでもないことだと思うのですよ。閉会後に説明をしている。閉会後に研究を行うことをやっている。市民に見せないで何が閉会后ですか。とんでもないことだと思うのですよ。まともな議論がされていないと言われても、これは仕方ないことではないですか。お答えください。

それから、320メートル離れたグラウンドと敷地内のグラウンドについても、4人の委員が現地視察をして、その後、敷地内でできるかどうか、敷地内でできるのであれば、そのほうがよいというふうな形で話されたというのですけれども、これもまた教育委員会内で話されていないのですよ。何で外でやらなければならないのですか。おかしな話ではないですか。議会、私たち議員というのは、議会の中で議論をしてやっていくのですよ。これを外場でやっていくというのは、おかしな話なのです。お答えください。

次に、高校の再編についてであります。

この科目について、私はやはりあり得ないと思ったからこそ質問したのです。今の単位制の学科において、どうやって教員を確保するのかと。ただでさえ、もう教員の確保は大変だと、専門的なものを持っている人が、教えられる人がどれだけいるのかというのは大変な問題ですよ。それを軽々しく、あたかも、すしやスイーツ、外国語、ガラス工芸、これができるかのように説明したというのは、私は罪は非常に重たいと思っている。大体こういった教科というのを本当にできるのでしょうか。私が思うのだったら、例えば総合的な学習の時間とかで、年1単位とかでごによごによつと職場体験とか、ごによごによつと就労体験とかするぐらいでごまかすのではないかなと思うのですけれども、いかがでしょうか。

それから、職業学科をベースに進学もできる形、これについて、私は、今も商業高校、工業高校は、進学できる立派な学校だと思っております。先ほど単位制において進学できる学校と言いましたけれども、余り変わらないのではないかなと思うのですけれども、この辺についてはいかがでしょうか。

**○議長（横田久俊）** 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**○議長（横田久俊）** 市長。

**○市長（森井秀明）** 酒井隆裕議員の再質問にお答えをいたします。

私から答弁したこと以外に関しましては、各担当より答弁をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

私からはまず、避難勧告、避難指示等の点について答弁させていただきたいと思っておりますけれども、御指摘のとおり、水害や高潮にかかわる避難勧告等の発令基準は現在策定中で、現在、小樽市としては持っておりません。ですので、気象状況を、警報や注意報を、常にその状況を気象関係者からの情報を把握して、その状況が起こり得るということを想定しながら、災害対策室で、その都度の状況分析をして最終的に判断をすることに現在はなると考えております。

今後において、やはり今、このないという状況は、いざその災害が今起きたときに対応おくれに結びつきかねないということもありますので、一日も早くその策定に向けて市としても取り組んでまいりたいと思っておりますので、御理解いただければと思います。

それから、2点目のハザードマップについて、北海道からいつごろ来るのかということですが、今、具体的ないつというまで把握ができておりませんので、恐縮ですが、この段階においてお話しすることができません。

3点目の避難確保計画、それぞれの要配慮者利用施設の管理者との連携のことをおっしゃられているというふうに思うのですが、まずは先ほど答弁させていただいたように、そのような計画を策定したいという、施設においてそういう意思があった場合には積極的に情報提供や協力をしていきたい、このように考えているところでありますが、今後において、今、先ほど答弁させていただいたように、それぞれの施設でお持ちである避難確保計画自体を市として完全に把握ができておりませんので、まずはその把握に努めるとともに、それに伴う市の防災関係の取り組みとの連携がどのようにできるのか、その情報収集から始めてまいりたい、このように考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

**○議長(横田久俊)** 総務部長。

**○総務部長(前田一信)** 酒井隆裕議員の再質問にお答えいたします。

私からは、グラウンドの面積が小さくなっているということで、それで実際には本当にグラウンドの面積は小さくなっておりますけれども、グラウンドの面積の比較だけで教育環境の向上が図れるというようなことではありませんので、グラウンドの面積の比較だけではなくて、さまざまな要因があつてということでございますので、ここについては御理解いただければと思っております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

**○議長(横田久俊)** 教育長。

**○教育長(林 秀樹)** たくさん御質問いただきましたので、抜ける部分もあろうかと思っておりますけれども、よろしくお願いをいたします。後で御指摘をいただければと思っております。

まず、部活動に関して、いろいろ工夫をすれば可能であるということについて、後退しているのではないかなというふうなお話だったというふうに思います。

このたびの統合対象校でございます松ヶ枝中学校と西陵中学校の例を先ほど出しましたけれども、松ヶ枝中学校のグラウンドは、見られたかもしれませんが、正方形に近い形になっておりまして、野球をやる面については非常にやりやすいでございますけれども、サッカーのフィールドとしては非常に面積がとれないという状況でございます。それから、西陵中学校のグラウンドも少々いびつな形をしておりまして、長方形に近い形になっております。そういう中で、サッカーのフィールドとしては可能でございますけれども、野球をやるフィールドとしては少々狭いところもございます。市内の各学校もそうなのでございますけれども、グラウンドの形状によって使い勝手がよくない面もある学校があると聞いております。

小樽商業高校施設内の整備案におけるグラウンドにつきましても、市内中学校の状況を踏まえると、授業や部活動の練習は十分可能であると考えているところでございます。

続きまして、小樽商科大学との関係につきましても、事前に話をしてしまつて大丈夫なのかということでございますけれども、具体的に決まったものは何もございません。ただ、今そういうことで検討をしているということで、今後、統合校ということになった場合にどのようなことが可能になるのかというようなことについて意見交換をさせていただいているところでございます。

それから、ボイラーの関係でございますけれども、実際に、先ほど人件費がかかるのではないかなということでございます。商業高校の委託経費というのは、人件費そのものでございますので、それはかかります。逆に、西陵中学校の用務員の人件費を加えなかつたら同列にならないということになりますの

で、そういう意味でいきますと、直接に人を雇用しているというほうがお金がかかると、維持費がかかるといふ、そういう意味で説明をさせていただいたということでございますので、御理解をいただきたいと思っております。

それから、教育委員会にかかわって、閉会後に議論しているのはなぜなのだという、それからおかしいのではないかとということでございますけれども、現在は、中央・山手地区の統合校の方向性としての検討段階で、現状では道有財産に関する活用方法や事前の話し合いという段階のことでありまして、教育委員会の決定事項には至らない内容でありますため、通常、教育長の判断で進めていく事項であるというふうに考えております。その中で、今回、3回ほど協議会をした中で、いろいろな御意見をいただいたということから、必要に応じて教育委員会に報告をして、その状況について説明をさせていただいているという状況でございます。

それから、6月23日に商業高校の視察をしたと、これも教育委員会の中ですればいいのというお話だというふうに思いますけれども、そういう御意見をいただいて、教育委員の方にもその状況を見ていただいたほうがよろしいということ判断したのはもちろんでございますけれども、委員からもそういうような御指摘もございましたので、一度、教育委員に、その320メートル離れたグラウンドについて、それから現行地でグラウンドをつくる場合の方法について説明をして、見ていただいて御意見をいただいたところでございます。

それから、商業高校と工業高校の統合に関しての御質問でございますけれども、ガラス工芸だとかスイーツの関係など、そういう教科について果たして可能なのでしょうかというような御質問だったかと思っておりますけれども、単位制をする場合、いろいろな単位の広がりがあるものですから、全部教員で賄うということで学校経営をしておりません。外部からの民間非常勤講師等をフルに活用しながら進めていくという形になりますので、例えば小樽の職人であるとか、そういう方を実際に講師に招いて、そして教員が補助になって授業を展開していくというようなことも十分想定されることから、現在、そういう方法についても、統合校の検討する部会において検討していただいているという状況でございます。

それから、進学できることをうたってお願いをしていくというのは少し変ではなかろうかというお話だと思っておりますけれども、実際に、現在の商業高校と工業高校でも、進学をしている生徒はいらっしゃいます。ただ、できるだけ本人の希望、例えば工業高校で学んでいるのであれば、専門のレベルの高い工業大学に行って、工学部に行って学びたいという生徒もいらっしゃるかと思います。そういう生徒には、例えば、職業高校には実習の時間がたくさんございます。その分、普通教科、つまり数学だとか、理科だとかという教科を非常に少なく設定をせざるを得ないという状況になっておりますので、例えば進学を目指す子供であれば、そこを少し深掘りをして単位をとっていただくというような形がとれるのではなかろうかということで、そういうのにも子供たちの魅力を持ってチャレンジしていただきたいし、そういう学校にしていきたいという我々の願いでございますので、そこを今、検討していただいているところでございます。単位制という広がりの中で、さまざまなことを総合的に、判断するのはあくまでも道教委でございますけれども、我々としては、そういうことを学べるようにお願いをしたいということでお願いをしておりますので、今後ともそういう形で要望していきたいと思っております。

(「議長、8番」と呼ぶ者あり)

**○議長(横田久俊)** 8番、酒井隆裕議員。

**○8番(酒井隆裕議員)** まず、大雨や水害などの災害の備えについてでありますけれども、この浸水想定区域図については、北海道において示されていないということでもありますけれども、やはり小樽市

としても北海道に積極的にこうした想定区域図の提供をお願いするということをしていくべきだと思いますけれども、市長の考えを伺います。

それから、中央・山手地区の中学校の再編についての部活動についてでありますけれども、結局のところ、現在の部活動がそのままできなくなる場合があり得るということを教育長自身がお認めになったと思うのです。例えば、この部活動とはまた別な話になるのですけれども、体育大会とか、体育祭とかをやられています。その中では、リレーをやったり、サッカーをやられたり、キックベースボールをやられたりとかしている。やはりそれぞれのことでやられていると思うのです。こうした部活動だけにとどまらず、体育祭とかもやはり同じようにできなくなってしまうのではないかなと思うのですけれども、改めて伺いたいと思います。

それから、教育委員会の議論についてなのですが、やはりこの答弁を聞いても全然納得ができないのですよ。いろいろな場所で報告をしたと、そして説明をしたと。いや、報告をしているのはわかるのです、議事録を見れば載っているのですから。詳細に書かれていますよ。でも、それについての議論が全然されていないのですよ、各教育委員がどのようなお考えを持ってお話しされているのか。例えば先ほど言った敷地内のグラウンドをつくるということについて、これはいつの教育委員会で話されたのだということなのです。どのように、ある教育委員からこういう話がされましたと、それを受けて、ああ、これについては研究したほうがいいですねと議論された、これが普通の姿ですよ。違うのですね。先ほど言われたとおり、6月30日の視察の際に、こうしたこともやるべきではないかというふうに話されてやっていると。外でやっちゃっているのですよ。教育委員会というものは、決定するだけの機関ではないですからね。中でどのようにやっていくかと議論していく機関ではないですか。こういう肝心なところを市民に示さないで、あとはもう決まったというふうな形で、最後の議決のところだけやってしまうというのは、私は極めてひきょうなやり方だと思いますけれども、改めていかがでしょうか。

それから、高校の再編の新設校についての教科ですけれども、どう考えても私は不可能だと思うのです。先ほど言ったような総合的な学習の時間とかで持ってくるのかというのはできるかもしれないけれども、2018年度はもう迫っているわけなのです。だからこそ、小樽市として実現可能なことについては要望していくというのは当然だと思うのですけれども、ここは質問ではなくて結構です。

**○議長（横田久俊）** 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**○議長（横田久俊）** 市長。

**○市長（森井秀明）** 酒井隆裕議員の再々質問にお答えをさせていただきます。こちらには1点だったかと思しますので、私から答弁させていただきます。

北海道に対して積極的に提供してもらうようお願いしていくべきではないかという御指摘だったかと思えます。

私としても、やはりこのハザードマップ等をより充実させていくために、一日も早くそれを改善していくことは大変重要なことだと思っておりますので、現行では、北海道で現状に伴って今動かれているところだと思います。私としては、それを一日も早く反映できるように、現状の動向等を問い合わせたり確認をしっかり行っていくことで、こちらにその情報提供が来た場合にすぐに対応できる、その環境を整えていきたいと思っております。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**○議長（横田久俊）** 教育長。

**○教育長（林 秀樹）** 酒井隆裕議員の再々質問にお答えをさせていただきます。

まず、部活動、中央・山手地区の中学校の再編にかかわって、部活動をそのままできないのではないかと、体育祭などで、例えばキックベースボールだとか、リレーをやったりというような活動ができなくなるのではないかとということでございますが、市内各学校の状況だとか、運動会の状況だとかを私も見させていただきましたけれども、それぞれ各学校において工夫しながら実際には実施をしているというのが現状でございます。そういう意味で、全て完璧にグラウンドを整備するというのは、それは望ましいことであると思っておりますけれども、その中でいろいろな形で工夫をしながら体育活動につなげていくという工夫は、これは各学校において今までやってきておりますし、今後もやっていかなければならないことだと思っております。

それから、教育委員会としての議論というか、正式に議論していないということでございますけれども、本来であれば、私が責任を持って検討をした上で、こういう状況であるということをご報告するということでございます。教育委員会の決定事項につきましても、そういうことで正式に決定するときに教育委員会にかけるとして示されているところでございまして、検討している段階でいろいろとお話しする部分については、教育委員会の中でしなければならないということにはならないと思っております。

**○議長（横田久俊）** 酒井隆裕議員の一般質問を終結いたします。

（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

**○議長（横田久俊）** 16番、面野大輔議員。

（16番 面野大輔議員登壇）（拍手）

**○16番（面野大輔議員）** 一般質問を行います。

まず、人口減少について、大変大きな範囲でお聞きするため、推測も難しいところもあると思っておりますが、質問させていただきます。

全国的に問題視されている人口減少、少子高齢化には、数多くの分析や提言が行われており、政府や国の機関が総力を挙げて取り組んでいる深刻な問題です。さまざまな機関や団体が、10年後、20年後、さらに先までの将来推計人口を示しております。

森井市長も、就任以来、市内の人口減少、少子高齢化については重要な課題と位置づけていることと思っております。国立社会保障・人口問題研究所では、2060年には日本の総人口が9,000万人を割り込み、高齢化率は40%近い水準になると推計されています。本市では、市内人口の推移を踏まえ、これまでどのような対策や事業が行われてきたのかお示してください。

本市総合戦略の中でも、将来人口推計が示されています。国立社会保障・人口問題研究所や日本創成会議「ストップ少子化・地方元気戦略」を参考に将来人口の推移を示しております。国立社会保障・人口問題研究所の推計では、2060年ごろには4万4,912人、市内総人口は、2010年、国勢調査時の34%になると示されております。それから、年齢別人口の内訳を見ると、2010年国勢調査では、年少人口1万3,105人で9.9%、生産年齢人口7万7,215人で58.5%、老年人口4万1,607人で31.5%という調査結果が示されております。2060年の推計では、年少人口約2,800人で約6%、生産年齢人口約2万800人で約46%、老年人口約2万1,200人で約47%となります。仮に提示されている将来推計人口の規模に至った際、教育、消防、水道事業、病院事業などの行政サービスはどのような変化が予想されますか。お示してください。

次に、総合戦略の中では、出生率の増加を仮定し、人口減少に若干の歯どめがかかり、高齢化抑制の成果があらわれ始め、老年人口比率の低下が考えられると示されておりますが、現在、出生率の増加が見込める施策を実行しているのでしょうか。

森井市長の公約の1丁目1番地と言われる除排雪制度の徹底、市が行う除排雪業務によって市民の満足度が高まることは願っておりますが、除排雪の満足度が人口減少や出生率を上げる大きな柱となる政策とは言えません。小樽の産業に活気を取り戻し、若者が小樽に住み、小樽で稼ぎ、結婚し、子育てしやすい環境で子供が産み育てられる環境を整えるのが、出生率を上げる大きな柱になるのではないのでしょうか。

総合戦略にある割とよい方向で考えているシミュレーションも、そのとおりになるか否かはわかりません。今回は2060年という年を取り上げておりますが、今生まれた子供たちは、2060年代には40代です。生産年齢世代真ただ中で、先ほど述べた人口比率になったとき、どのような生活になっているのでしょうか。人口減少に歯どめをかける政策を勘案することも大切ですが、今から現実をしっかりと見詰め、減少するなりの自治体経営を考えることも必要だと感じます。

次に、大都市圏東京に一極集中する中、人口増加に成功している自治体もありました。それは千葉県流山市です。流山市は、人口増加傾向にある自治体の一つであり、過去にも自治基本条例制定の先進事例や人口減少対策の成功例などが、この小樽市議会にも取り上げられた経緯がありました。つくばエクスプレスが2005年に開通以来、同市の人口は約15万人から現在17万人を突破している状況です。年齢別人口では、子育て世代の大きな人口増に伴い、4歳以下の子供の数も増加、その主な事業や考え方は五つのテーマから成り、一つ目は都心から一番近い森のまちというテーマで交通網の充実を掲げ、二つ目は自然や歴史も感じられる住環境、自然や歴史を生かした都市計画です。三つ目は母になるなら、流山市、子育てしやすい環境の配慮、四つ目は理想的な教育で豊かな心に育つ子どもたちが流山市のより良い未来を担っていくというテーマで、ハード、ソフト面で現場の充実を図り、五つ目に一年を通して市内各所でイベントを開催、催事による市民のパワーを感じるなどを重点に置き、多角的に事業を進めてこられたようです。地域の立地や社会動態、経済動態など、各自治体の課題や原因はさまざまあり、一概に成功したモデルケースだけを取り出し施行しても希望どおりの結果にたどり着くことは非常に困難だと思いますが、行政的な観点で、流山市が人口増加傾向にある理由をどのように考えますか。

また、流山市に倣い小樽市でも人口増加につながる施策はないのでしょうか。

次に、市内企業について質問させていただきます。

先月、ニトリ小樽芸術村の旧高橋倉庫ステンドグラス美術館と旧荒田商会アール・ヌーヴォーグラス館が開館しました。小樽観光にさらなるにぎわいが望めるコンテンツであり、来年春にも旧三井銀行小樽支店に（仮称）日本近代絵画美術館のオープンが予定されており、うれしいニュースがある一方で、こちらも先月、新聞報道にてNTT東日本小樽支店が9月末をめどに閉鎖する方向で検討しているという記事を目にしました。現在、小樽支店に在籍されている約30名の従業員の方々は北海道支店に移る方向ということで、副市長や商工会議所幹部の方も、人の出入りの減少や小樽のイメージダウン、また、大都市札幌へ人や会社が集中することが地域の疲弊にもつながるなど危惧しております。市では、NTT東日本小樽支店の撤退について、どの程度把握されているのでしょうか。お示してください。

私の知る限りでは、潮まつりのねりこみへの参加や春には事務所を構える近辺の清掃活動など、社会貢献に関しても御尽力されていきました。大企業の市内撤退は、本市にとってどれほどの影響が考えられるのでしょうか。

また、平成3年に開業した石原裕次郎記念館の閉館も、ホームページにて発表されました。20年以上営業を続けてこられた末、建物自体の老朽化、映像機器の製造中止、整備、ライフラインの老朽化を踏まえ、来年8月をもって閉館と判断されたようです。記念館の中には、当時のトップスター石原裕次郎氏の私物や思い出の品、映画やドラマに使用された自動車やバイクなど、極めて状態のよいものが展示

されており、開業以来、延べ約1,800万人の来場者をその貴重な展示品で魅了し、小樽観光を牽引してきた存在であったのではないのでしょうか。

N T T東日本小樽支店、石原裕次郎記念館ともに民間企業であり、撤退や閉館などの判断は行政がどうすることもできないということは承知しておりますが、昨年の第4回定例会、中村誠吾議員の代表質問の中で、北の誉酒造の撤退について触れています。その中で、既存企業においても撤退などを考えておられる事業者がおられるのではないかと、また、小樽は経営戦略上、希望が持てる場所ではないと判断されてしまうのではないかと以前から懸念されていました。

そこで、それ以後、市では、既存企業の要望や状況を把握するため行ってきた対策に変化はあったのかお示しください。

次に、もりもり会社訪問について質問いたします。

ホームページを拝見すると、冒頭に「市長が市内製造業などの企業を定期的に訪問し、操業の様子の見学や、企業のトップの方と意見交換をさせていただいております」とありますが、その内容は3件で、昨年の10月に2社、ことし2月に1社を訪問されているようですが、訪問した日付を見ると、不定期であると言えます。仮にこの頻度で定期的とすると、4年間の任期中に12社です。市長も、多忙な公務をこなしておられることと思いますが、市長のページ内に設置し、オープンにするには極めて少ない情報量です。しかし、3社への訪問の内容を拝見してみると、企業の歴史や現在の販路拡大へ向けた業務、専門的な技術の取り組みのことなど、市内企業の御尽力がわかる内容となっています。

そこで、もりもり会社訪問の目的、実施回数、市長の会社訪問事業のアポイントメントは市側が要請されるのか、企業側が要請されてくるのか、お示しください。

この項最後に、もりもり会社訪問においても、市内既存企業の要望や状況を把握できる大事な手段だと思いますが、どうでしょうか。

次に、市内周産期医療について質問いたします。

昨年10月から産科医不足により分娩の受け入れを休止していたオホーツク管内にある遠軽厚生病院ですが、これまで遠軽厚生病院は、旭川医科大学の出張医らにより妊婦健診や産婦人科外来を行ってきた経過があり、その間、分娩に関しては、主に広域紋別病院にて行われていましたが、その病院でも常勤医が1名であり、初産は受け入れないなど、限定的であったようです。そのため、遠軽厚生病院での分娩休止後は、大半の妊婦は北見市や旭川市などのオホーツク北部圏外の病院に依頼せざるを得ない状況だったということです。

しかし、幸いにも8月から産婦人科の常勤医1名が着任し、10月をめどに分娩の受け入れを再開すると遠軽町長と遠軽厚生病院長が発表しました。再開後は、スタッフ不足で24時間体制の受け入れができないことやハイリスク分娩はこれまでどおり北見市や旭川市に頼るなど、限られた体制ではありますが、年間150から200件の分娩数を想定しており、休止前の半分程度ではありますが、まずは近隣住民の方も安心しているのではないのでしょうか。

分娩再開への道のりには、近隣の町村の関係の方々さまざまなアイデアを出し合い、地道な募集活動が功を奏したようです。その内容は、はるか遠くの大阪や広島、さらには福岡などの西日本のJRや私鉄の車両にポスターを掲示したり、ラジオCMにて医師募集の公告を出したり、厚生労働大臣に直接要請したりと約1,000万円の費用を使い、さまざまな産科医募集活動に大変御尽力されてきたようです。

遠軽地区では、昨年10月の分娩休止以降4月までの半年間に、これまでほとんど前例のなかった妊婦の北見への救急搬送が4件発生したそうですが、本市では、小樽協会病院の分娩休止以降、妊婦の市外への救急搬送は発生したのでしょうか。

また、発生していれば、その件数と搬送先をお示しください。

次に、小樽協会病院のホームページを拝見しましたが、8月末、9月末で産婦人科の医師が退職し、それに伴い診療体制が変更になる旨のお知らせがアップされていました。新患のフォローアップ体制がとれないことから、予約のみの受け付けになりますとのことのお知らせも同時に掲載されていました。

産婦人科医師の退職前と後では、具体的にどのように対応が変わるのでしょうか。

また、そのことによって市内産婦人科医療機関にも影響が出ると予想されますか。お示しください。

次に、昨年の私の質問への答弁の中で、協会病院は地域周産期母子医療センターとして設備機能や、助産師などのスタッフを分娩休止後もそろえておりますので、これを生かし、協会病院での分娩再開を最優先に取り組みでまいりたいと考えておりますとお答えになっておりましたが、現在では状況が一変し、産婦人科医師のいらっしやらない中、さきの答弁で言う助産師の状況はどのようになっていますか。

また、昨年と比較して、地域周産期母子医療センターの稼働再開にはスタッフが不足していると思いますが、市はどのようにお考えですか。お示しください。

この項の最後に、現在、小樽市の保健所では、妊娠後の妊婦への産前産後の期間はこういった対応をなさっているのかお示しください。

次に、日本遺産についてお尋ねします。

先月初旬、私たち民進党会派は、日本遺産認定の先進事例について、石川県小松市への視察に行ってきました。視察の内容は大変貴重なものばかりでしたが、その中でも今定例会では大きく3点についてお聞きいたします。

1点目は、日本遺産認定を目指すための小樽市の体制です。

小松市では、このようなお話を伺いました。日本遺産の申請に当たり、担当している部局は、経済観光文化部という、3年前の部局編成の際に新設された部局とのことでした。過去には、文化財保護振興などは教育委員会が行っていたが、まずは7年前、文化振興、博物館や美術館の運営なども含め、市長部局が行うようになり、先駆けとなる経済文化部として職務をこなし、その基盤をもとに文化と観光を密接に関連づけることによって経済の活性化、さらには地域の活性化につなげていくという考えのもと、現在の経済観光文化部がその職務を行うことになりました。

また、今年7月1日に開催された「日本遺産サミット in 岐阜」では、文化庁の日本遺産審査委員会委員長のコメントの中で、日本遺産の審査には大事な二つの側面がある。一つは、魅力あるストーリーであること。そしてもう一つは、行政は緻密だが縦割りがある、地元のストーリーを得るに足る縦割りが無い体制の構築と多角的な事業が見込まれるかが重要とも述べられています。この発言の内容のみとは言い切れませんが、抜群の観光知名度を誇る京都の花街文化や金沢の加賀百万石文化などは落選しています。

そこで、小樽市では、現在、教育委員会を中心に検討されていることと思いますが、今後も同じ体制で進めていく予定なのかお尋ねします。

次に、2点目です。関係機関との対応についてです。

小松市では、初年度、今回認定に至った石の文化と地元でも有名な市民歌舞伎の文化の2点を申請したそうですが、残念ながら初年度は落選したそうです。その後、石川県の担当者にも協力を仰ぎ、意見交換のため文化庁へ足しげく通い、時にはトップセールスも行ったそうです。また、岐阜で行われた日本遺産サミットの会場では、文化庁の相談窓口が設置され、申請に臨む自治体、団体が訪れていたようです。これらのことを拝聴すると、文化庁は、よりよい日本遺産認定を目指し、相談や意見交換については積極的に対応いただけるよううかがえます。

国や道の意見、市民や観光事業者の意見、また、公式、非公式な場面を問わず、さまざまな意見を聞くことが必要と考えますが、小樽市では、北海道や文化庁の関係者とはどの程度話し合いの場が持たれましたか。

また、今後、どのようにしてその関係をさらに築いていかれるおつもりかお示してください。

3点目に、地域型とシリアル型についての認識についてです。

今年度、日本遺産の申請件数は67件でした。その中から認定されたのは19件と、狭き門となっております。内訳は、地域型が4件、シリアル型が15件となっておりますが、この認定の内容からどのような分析をされましたか。

また、地域型とシリアル型のそれぞれのメリットについて認識をお聞かせください。

次に、現在、教育委員会が担当して歴史文化基本構想を策定し、日本遺産の認定を目指し、検討していると思いますが、たびたび日本遺産にかかわる方のお話を聞ける機会があり、その都度、いろいろな御意見を拝聴しているが、小樽市の日本遺産の申請について、地域型か広域であるシリアル型のどちらで申請するのかを、どのタイミングで判断するのか、現在、議論されている内容をお示してください。

以上、再質問を留保し、質問を終わります。（拍手）

**○議長（横田久俊）** 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**○議長（横田久俊）** 市長。

（森井秀明市長登壇）

**○市長（森井秀明）** 面野議員の御質問にお答えいたします。

初めに、人口減少について御質問がありました。

まず、本市の人口の推移を踏まえ、これまでどのような対策や事業を行ったかにつきましては、平成元年策定の小樽市新総合計画では、計画期間における総人口の目標を20万人と設定し、銭函市営住宅の建てかえや周辺の都市計画、道路整備事業などを実施しております。平成10年策定の小樽市総合計画「市民と歩む 21世紀プラン」では、計画期間における総人口16万人の維持を目標に、乳幼児医療助成の拡大や地域子育て支援センター事業、若年者定住促進家賃補助などを実施しております。平成21年に策定した第6次小樽市総合計画では、平成32年の総人口を約11万2,000人と推計し、特別保育事業の拡大、こんには赤ちゃん事業、周産期医療支援事業費補助、ファミリーサポートセンター事業などを実施しております。

次に、総合戦略に提示されている将来推計人口の規模に至った際、行政サービスにどのような変化が予想されるのかにつきましては、一般論としては、人口減少に伴って行政需要も減少すると考えられますが、一方で市民ニーズの多様化が進み、行政が対応すべき分野が拡大することも考えられます。

なお、除雪や消防署の配置などについては、本市の東西に長い地形特性もあり、人口規模にかかわらず一定水準を維持する必要があるものと考えております。

次に、出生率の増加のための施策につきましては、総合戦略に登載している保育環境整備事業、母子保健推進事業、こんには赤ちゃん事業などを実施しており、新たに乳幼児等医療費助成について、小学生の入院外を助成対象として拡大したほか、保育士就労支援補助金を創設するなど、出生率増加に寄与する施策の拡充に努めているところです。

次に、流山市の人口増加傾向の要因と参考になる施策の有無につきましては、共働きの子育て世代を移住ターゲットに良質な住環境の整備、子育て・教育環境の充実などに力を入れている点が人口増加の要因と考えております。流山市の人口規模や大都市に隣接し、交通アクセスがよい点などは本市と共通

していると認識しておりますので、共働きの子育て世帯が求める行政サービスについて、今後、研究をしてまいりたいと考えております。

次に、市内企業について御質問がありました。

まず、NTT東日本小樽支店の撤退につきましては、先月5日にNTT東日本小樽支店長が御来庁され、北海道支店事業エリアの運営を持続的に保持することを目的に、平成28年9月末をめどに小樽支店を札幌にある北海道支店に統合すること、また、一部残る法人営業拠点を平成29年3月末に閉鎖する予定であり、その後の営業窓口については札幌の法人営業部で担当するとの組織の見直しについて御説明をいただいたところであります。そのほか、所有する建物については、屋上アンテナを今後も使用していくことや入居している他の企業があることから、建物全体を閉鎖するものではないとお聞きをしているところであります。

次に、既存企業の要望や状況把握のための対策につきましては、商工会議所との情報交換のほか、日ごろから各種取り組みを進めていく中においても、業界団体、金融機関などの意見交換を実施しているところであり、その対策として大きな変化はありませんが、できるだけこうした機会の創出を図ることで、企業の要望や情報の早期収集に努めてまいりたいと考えております。

次に、もりもり会社訪問の目的につきましては、私が市内製造業などの企業を訪問し、操業の様子を見学させていただくほか、企業のトップの方と意見交換をさせていただく中で、市の施策の紹介や企業側からの御意見、御要望を直接お伺いし、地域経済の現状把握や企業支援につなげていくものであります。

また、実施回数とアポイントメントにつきましては、今後は、月1社程度の訪問を目標とし、訪問する際は私どもからお願いをしているところであります。

次に、もりもり会社訪問の重要性につきましては、経営者などから直接、御意見や御要望をお伺いし、市内企業の現状を把握することは産業振興施策を検討する上でも重要であると認識しております。

また、担当職員も、日ごろから企業や関係団体などとの意見交換を実施しておりますので、それらの機会も生かしながら、多くの企業とのつながりをつくり、要望や状況の把握に努めてまいりたいと考えております。

次に、周産期医療について御質問がありました。

まず、妊婦の市外への救急搬送につきましては、小樽協会病院分娩休止以降、救急搬送は1件で、札幌市内の医療機関に搬送しております。

次に、小樽協会病院において、産婦人科医師が退職した後の対応の変化につきましては、小樽協会病院では、9月末に産婦人科医師が退職し、10月以降、医師が不在となる予定であることから、現在行っている産婦人科の外来、入院診療についての対応ができなくなると思われます。

また、このことによる市内産婦人科医療機関への影響につきましては、小樽協会病院では患者の皆様や医療機関に御迷惑をおかけしないよう、他の医療機関へ随時紹介するなど、調整を行っていると同っておりますが、少なからず影響はあるものと考えております。

次に、小樽協会病院の助産師の現状及び地域周産期母子医療センターの稼働再開のために必要な人員につきましては、小樽協会病院からは、昨年7月の分娩取り扱い休止時においての、助産師の人数は20名でありましたが、今年8月現在においては、9名在籍していると伺っております。

地域周産期母子医療センターとして稼働再開するために必要なスタッフの人数については、小樽協会病院の人員配置の考え方もございますので、具体的にはお示しすることはできませんが、今後、段階的に必要な人員を増員していく計画であると伺っております。

本市といたしましても、北後志6市町村、医療関係者及び北海道で構成する北後志周産期医療協議会の中で、地域周産期母子医療センターの稼働再開に向けて強力にバックアップしてまいります。

次に、保健所での妊婦への産前産後の対応につきましては、まず、妊娠が判明しますと、医療機関で出される妊娠届出書により母子健康手帳を交付します。同時に、妊婦一般健康診査14回、超音波検査5回を公費負担で受診できる受診票を交付します。また、妊娠期間中には、保健師などによる随時の健康相談やハイリスク妊婦への訪問を行うほか、母親・両親教室などを実施しております。産後は、産婦訪問や生後28日までの全ての新生児訪問を行うなど、産前産後の期間を通して健康管理とともに、妊娠、出産に関する不安や心配を解消できるよう支援を行っております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

**○議長(横田久俊)** 教育長。

**○教育長(林 秀樹)** 面野議員の御質問にお答えをいたします。

ただいま、日本遺産について御質問がございました。

まず、日本遺産認定を目指す取り組み体制につきまして、教育委員会では、これまで単独自治体で取り組む地域型の日本遺産を想定してきており、この認定申請に当たっては、文化財の保存・活用の計画であります歴史文化基本構想の策定が要件となります。

先日、教育委員会が事務局となり、学識経験者や庁内関係部長などから成る策定委員会を立ち上げたところであり、この委員会には文化庁及び北海道教育委員会の文化財担当者にもオブザーバーとして参画していただいております。今後、構想策定を進め、地域型の日本遺産のストーリーを選定、策定するという流れ、枠組みの中では、引き続き教育委員会が中心になっていくものと考えております。

次に、関係機関との対応につきましては、教育委員会では、文化庁や北海道教育委員会の担当者と随時、相談や情報収集を行ってきております。

また、東京都で開催されました文化庁主催の研修会や全国各地で開催された会議にも参加し、直接、文化庁や自治体等の関係者と意見交換や情報収集を行っております。

こうしたことを通じて、小樽市が日本遺産認定申請を積極的に考えていることを関係者にお伝えしてきており、さまざまな助言をいただいているところでございます。第1回の歴史文化基本構想策定委員会には、北海道教育委員会の文化財担当者にオブザーバーとして御出席をいただいております。今後、日本遺産認定申請に向けては、文化庁や自治体関係者、学識経験者などと意見交換を行うとともに、シンポジウム開催に当たっては文化財調査官も講師の一人として予定をしているところでございます。

次に、今年度の日本遺産の認定内訳の分析につきましては、まず、日本遺産全体の認定率が3割程度と低くなっておりますことにつきましては、真に地域にとって魅力的なストーリーを描き出すなど、ハードルが高いことなどが要因の一つであると考えております。また、シリアル型が地域型よりも認定件数が多いことにつきましては、シリアル型は歴史文化基本構想の策定が不要であることで申請件数が多いことなどが要因の一つと考えられます。今後とも、引き続き日本遺産の認定状況につきまして情報の収集に努めてまいりたいと考えております。

次に、地域型とシリアル型のそれぞれのメリットにつきましては、まず、地域型につきましては、単独自治体で取り組めるため、手続の過程において他自治体との協議、調整などが不要であること、自治体の特性が強く出せるストーリーをつくれるので、認定された場合のアピール度が高いことなどが考えられます。

次に、シリアル型につきましては、歴史文化基本構想の策定が必須でないことや複数の市町村にまたがった多様なストーリー展開が可能となることなどが考えられます。

次に、地域型かシリアル型かの判断のタイミングにつきましては、教育委員会では、これまで地域型を想定してきておりますが、先日開催した歴史文化基本構想策定委員会におきましても、各委員から日本遺産に係る話題提供がございまして、オブザーバーである北海道教育委員会の文化財担当者から、今後、日本遺産に関する情報を随時、提供していただけることとなったところでございます。今後、他市町村の取り組み状況や日本遺産の認定状況などにも留意しつつ、文化庁や北海道教育委員会などからも御意見を伺いながら、市長部局とも協議するなどして判断をしてまいりたいというふうを考えております。

(「議長、16番」と呼ぶ者あり)

**○議長(横田久俊)** 16番、面野大輔議員。

**○16番(面野大輔議員)** 再質問をさせていただきます。

まず、人口減少について2点ほどお伺いさせていただきます。

はじめに、仮に総合戦略で示されている将来推計人口の規模に至った際の行政サービスの変化について御答弁いただきましたが、年齢別人口の変化ですとか、そういったことを踏まえて、そういうこともあるのですが、一定水準行政サービスを維持する必要があるという御答弁をいただきました。総合戦略の中に人口減少が将来的に与える影響についてということで、当市の財政状況への影響、歳入の部分では、税収の減収が見込まれる、そのほか地方交付税への影響が懸念される、そして歳出の状況では、高齢化の進行等に伴う増加が見込まれる。そして、個人市民税、これは歳入のほうですが、生産年齢人口の減少に比例し、個人市民税の収入減少が見込まれると分析されているわけですが、一定水準の行政サービスを維持するのはもちろん行政の責任、責務であり、市民の方は願っているところでもあると思うのです。やはり人口が減少すると地域の体制、行政も変わってくると思うのですが、先ほども申し上げたとおり先の話なので具体的には難しいかと思うのですが、こういったお金の流れが変わっていく中で、基本的に、具体的には無理でも、どのような形で一定水準を保っていくような対策をしていくのかという方向性だけでも、もしこの場で示していただければ示していただきたいと思います。

そして、2点目、出生率の増加を見込める施策についてですが、ただいま社会福祉関係、子育てですとか、医療費の無料化、その支援、保育士の増員ですとか、その辺の社会保障の充実から出生率の増加を見込むということでありました。厚生労働省では、これは人口減少に対してのことでもあるのですが、子供の出生、育児のコスト上昇、まず、これが大きな課題だとして挙げられていて、さらには男女雇用機会均等法による女性の社会進出が加速し始めたことだとか、晩婚化、未婚化、あとは女性の高学歴化、あとは経済状況の悪化、住環境や社会風土の変化など、さまざま複雑な要因があるとして、改善策、抜本策というのはなかなか見つかっていない状態ではあるのですが、私の調べたところによると、上川郡東神楽町では、過去最も少ない人口を記録したのが1970年代なので、今の人口減少問題とは少し違い、過疎だと思うのですが、ただ、現在は1万人を超えているそうなのですね。この要因としては、まず旭川市に隣接しているということで、旭川市のベッドタウンとして注目されて大規模な宅地開発が開始されて、それ以降、町長の頑張りで、総合戦略でも「花のまち」を掲げた「はなの駅」を開設するですとか、今までは小学校で取り組んでいたスーパー食育スクール事業を全世代に広げた「スーパー食育タウン」という事業などを行っており、この自治体独自の政策事業を行って、出生率のほうは2003年から2007年、これでは1.26であったのが2008年から2012年で1.32と、0.06ポイントですが、直近のデータで上がっているそうです。あとは、近隣ではニセコ町が、外国人の移住者などで人口もふえており、出生率も2003年から2007年では1.12から2008年から2012年では1.45と、かなり上がっているようですね。

私がここで言いたいのは、社会保障の充実というのももちろん大切なことだと思うのですが、出生率の上昇につながるケースというのは社会保障だけではないということで、いろいろやはり地域の強みですとか、独自の地形を生かしたものですとか、そこそこの事業展開をして、こうやって人口増加、さらには出生率の増加につながるという自治体中にはあるそうなのですが、この小樽市では、社会保障以外に何か人口減少、出生率を増加させるという対策やその辺の議論というのは行われているものかお答えいただきたいと思います。

次に、市内企業については、質問ではないのですが、もりもり会社訪問事業が重要な位置づけと考えていることは私も理解しました。実際は、月1回ペースが目標だということなのですが、今までは、全然できていないので、これは何とかそのペースに乗せて、さまざまな社長の御意見、企業の御意見を聞いて、行政と民間の距離が少しでも近づけばいいのかなと私は思うので、これは目標に近づけるよう努力していただきたいと思います。

次に、周産期医療ですが、これは北後志周産期医療協議会が設置されたということで、記者会見の中では会議の内容は非公開なのだけれども必要に応じて公表されるということだったので、その協議会の進展に期待しまして、今、妊婦やその家族も不安に思われている方もたくさんいると思いますので、その内容を一日も早くお知らせいただきたいと思います。

最後に、日本遺産なのですが、私も質問の中に入れさせてもらったのですが、まず、国は2020年をめどに約100の認定を予定しているということで、地域型は歴史文化基本構想の策定が必要だと。やはり小松市の担当者の方もそうですし、あと審査委員会の委員長のお話もそうですし、あとはやはり今後、小樽の観光ということを考えても、これから歴史的建造物ですとか、その歴史文化というものを観光とも引き離せない重要なポイントだと私も考えているのです。そして、平成29年度に組織・機構改革が行われるということで、小松市の例、審議会の例、今の小樽市の現状、そして庁内のそういう状況というのがもう整っているの、何とか日本遺産認定審議会の言っているコメントですとか、あとは小松市の先進事例なども踏まえて、教育委員会だけではなく、市長部局で対応していただけるように強く検討していただきたいと思うのですが、その辺についてもう一度お答え願います。

あと、歴史文化基本構想策定委員の中にも文化庁または北海道教育委員会がメンバーとしているということなのですが、その中で現在の小樽市の体制についてもっと横断的にやらなければいけないよという、そういった指摘というのは文化庁からは受けていないのでしょうか。

その2点お願いいたします。

**○議長（横田久俊）** 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**○議長（横田久俊）** 市長。

**○市長（森井秀明）** 面野議員の再質問にお答えをいたします。

結果的に、御質問としては2点だったかと思えます。

まず1点目、将来の人口等が減少していく中で、行政サービスを一定水準維持していく必要があるということで私が答弁させていただいた中で、その将来の方向性という表現だったかと思えます。先ほどの答弁の中では、除雪や消防署の配置などについては、本市の東西に長い地形特性もあり、人口規模にかかわらず一定水準を維持する必要があるものと考えておりますという形で答えさせていただいているところでございます。

今、将来のそのときにおいてを初めから推計して、今、ではこうしますということで方向性が決まっているわけではございませんけれども、ただ、例えば消防署においては、小樽市より小さい自治体の中

で、御存じのように、近隣都市でもそうですけれども、広域的に組合等を組んで協力し合いながらその消防体制を維持していくなど、そのような取り組み等は行われておりますので、小樽市も今後において人口規模が下がってきた場合においては、近隣都市との協力体制であったりとか、またはその効率化等を鑑みながら維持をしていくことになるのではないかなと推測をするところではございます。

それともう一点、出生率の増加の見込める政策をというお話だったかと思えます。特に、社会保障以外で、地域特性においてという表現だったかと思えます。

東神楽町においては、先ほどの教育の中でも、食育等の取り組みも独自の地域の中で行っている特徴ある取り組みですということで、それもきっと出生率に結びついているのではないかというお話がありましたけれども、一つ一つの取り組みだけを見ますと、本当にその出生率を高めるための取り組みとして表現できないこともあるかもしれませんが、御存じのように、今年度においては、教育においても小樽市における特徴ある、例えば向井流の取り組みであったりとか、高島越後盆踊りであったりとか、そのような、この地域だからこそ行っている、そういう教育的なものも取り組んでおります。また、50周年の潮まつりにおきましても小樽市内の学校に、全ての学校でぜひ参加をということで促し、潮まつりという小樽市における特徴ある踊りに子供たちがみんな参加をしている、そのような地域の、ほかにはない取り組みを行うことにおける、子供たちであったりとか、その御両親であったりとか、このまちで育ててよかったなと思っていただく、そのような環境を整えていくという意味合いにおいては、もう既に市としてもさまざま取り組んでいると思えます。

しかしながら、先ほど除排雪は出生率を上げるというお話にはならないというお話がありましたけれども、人口減少に歯どめをかけていく政策の一つではあるかなと思っておりますし、また、面野議員自身から御指摘されている流山市の取り組みですか、そのように大都市の近隣都市で、人口減少ではなくて、逆に人口増加に転じているまち等がありますから、小樽市でも、先ほど社会保障の枠組みでのお話で、乳幼児医療の話等をさせていただいておりますが、そのような人口増に転じているような自治体における子育ての支援であったりとか、または教育環境における取り組み、さらにはそれに伴う住環境の整備等、それらを改めて研究し、今、この場において具体的にもう既にこれを行う予定でありますとは言えませんが、それが形に見えるように、これからも庁内でもしっかり協議をしていきたいなと思っております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 教育長。

○教育長(林 秀樹) 面野議員の再質問にお答えをいたします。

日本遺産の認定に向けて新たな組織が必要になるのではないかなという趣旨の御質問だと思います。

面野議員から小松市の例でありますとか、岐阜の日本遺産サミットだとか、いろいろと具体的な例を示していただきました。その中で、シリアル型だとか地域型、そういったものも含めての検討が必要ではなかろうかというようなことで、それを前提としてのお話でございますけれども、現在、教育委員会事務局となって進めているところでございますけれども、例えばシリアル型を目指すと、検討することになれば、今やっている業務に加えまして、他市町村との協議でありますとか、連絡だとか、調整というものが加わるという形になります。また、業務もいろいろな分野の部分とかかわってくるということにもなるのかなというふうに思います。この場合については、このプロジェクトに対する組織体制につきまして、やはりオール小樽としての組織が必要だと考えられますので、今後、市長部局なども協議するなどして検討してみたいと思っております。

文化庁だとか、道からそういう組織について指導がないのかということでございますけれども、具体的には御指導はいただいております。

(「議長、16番」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 16番、面野大輔議員。

○16番(面野大輔議員) 1点、要望だけにしておきます。

先ほど、市長から行政サービスを一定水準保つという答弁の中で消防の話が出てきましたので、面積が変わらないということで考えれば、水道もありますので、そちらも一緒に御検討いただきたいと思います。

○議長(横田久俊) 面野議員の一般質問を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時58分

再開 午後 3時25分

○議長(横田久俊) 休憩前に引き続き、会議を再開し、一般質問を続行いたします。

(「議長、14番」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 14番、中村吉宏議員。

(14番 中村吉宏議員登壇) (拍手)

○14番(中村吉宏議員) 平成28年第3回定例会に当たり、通告どおり一般質問をいたします。

初めに、地域包括ケアシステム構築と統合医療について、市の認識、健康寿命の延伸について質問いたします。

高齢化率が37%に達する本市の状況に鑑み、今後の健康寿命の延伸に対する施策が課題となります。

まず、本市における平均寿命と健康寿命をお示ください。

本市では、高齢者を地域で支える地域包括ケアシステムに関して、参加する市民活動への対応については、生活支援コーディネーターや多様な実施主体の定期的な情報共有と連携強化を図る場として、平成29年度末までに協議体を設置される旨、昨年の第3回定例会において私が行った一般質問で答弁しております。現状、その進捗はいかがでしょうか。

今後においては、地域包括ケアシステムの構築、その協議を行うことに向けて、その輪の中に入る高齢者の方が健康を保ち、地域で生活できるまちづくりを考えなければなりません。この点、高齢化の進行に伴い医療費が増加している小樽の現状、1人当たりの年間医療費は、平成23年度で全国平均の1.4倍とのこと。この状況を改善するためには、高齢者を含め、市民が通常の生活の中でいかに健康を維持できるかが大きな問題です。日ごろからの市民の健康維持のため、特に地域包括ケアシステムを視野に入れた高齢者の方のための健康維持に向けて、小樽市ではどのような取り組みを行っているのかお示ください。

また、今後、どのような取り組みを行うのかもお示ください。

今、統合医療という取り組みが世界的に徐々に進んでおります。世界には、西洋医学以外にも東洋医学を初め、相補・代替医療と呼ばれる数多くの療法があります。相補・代替医療とは、おおむね五つの分野に分類され、アーユルヴェーダなどの伝統医学、瞑想や音楽療法などの心身の介入による療法、アロマセラピーなどの生物学的療法、マッサージや鍼灸などの徒手療法、気功などのエネルギー療法などが挙げられます。

アメリカやヨーロッパでは、相補・代替医療による診療が西洋医学と肩を並べて普通に行われております。患者を中心に相補・代替医療を統合し、患者に適したあらゆる医療の可能性を取り入れようとする

のが統合医療です。統合医療は、その人の病気症状を取り除くことだけを目的としたものではなく、心の状態や家庭での生活習慣、社会的環境など、多面的に原因を見詰め、一人一人に最もふさわしい治療方法を一緒に考え、それを提供するものであります。

アメリカやイギリスを初め西欧諸国では統合医療が国の医療として研究されるなど、世界の潮流となっています。西欧諸国で統合医療の実施、研究が進んでいる背景には、高額な医療費の負担が軽減でき、患者が希望する治療が受けられるなどの理由で、現状の医療を見直そうという政府や国民の意識の高まりがあります。アメリカでは、国立衛生研究所が相補・代替医療センターを設置し、2005年には150億円の予算が投じられ、相補・代替医療が科学的に研究されています。また、その研究所の2002年の調査では、アメリカ国民の62%が何らかの相補・代替医療を利用していると報告しています。

日本でも、2008年には日本統合医療学会が設立され、調査研究が進んでおります。

また、国政の場では、衆参両議院の関係委員会において、医療費の高騰を抑制するために予防医学の観点から統合医療に関する質疑が行われてきたところ、2013年には自民党統合医療推進議員連盟が、会長の鴨下一郎衆議院議員、事務局長の水落敏栄参議院議員を中心に、統合医療の推進に向けて議論、予算要求を重ね、予算獲得を行い、さらには厚生労働省は、2016年2月に統合医療企画調整室を設置し、本格的に統合医療の取り組みを行っております。

国におけるこのような取り組みを受けて、小樽市としても、今後の医療や地域包括ケアシステムの中に市民の健康維持のため統合医療を取り入れていくことを検討し、実施すべきと考えますが、これについて御所見を伺います。

また、地域包括ケアシステムに限らず、本市でも早い段階から統合医療への取り組みが必要であると考えますが、本市の考え方をお伺いいたします。

一億総活躍時代、市民が健康に暮らすためにも実施に向けた取り組みを要望いたします。

次に、プロ野球球団のドーム球場の移転に伴う誘致について、札幌市手稲区への誘致活動に対する小樽市の見解を伺います。

報道でも明らかなおと、北海道日本ハムファイターズの新球場建設予定地として札幌市手稲区で、市民の方を中心に誘致に名乗りを上げております。

以前は、東京を本拠地としていた日本ハムファイターズは、2004年に本拠地を北海道に移転し、北海道日本ハムファイターズと球団名を変更しました。以降、地元北海道のファンに対しさまざまなファンサービスを行いながら、2006年には日本一に輝いております。現状、北海道内での認知度は定着し、地元球団を応援するファン層もふえているとのこと。これまで拠点としていた札幌市豊平区の札幌ドームから、球団所有の球場をつくりたいということで、現在、新たに球場建設予定地を探しております。同球団の新球場建設予定地誘致には、ほかに札幌市南区、北広島市などが名乗りを上げている現状があり、3万人規模の収容が可能な球場が完成し、その移動人口が発生することは都市にとって非常に魅力的なことであると考えます。

また、札幌市手稲区は、小樽市と隣接する立地であります。小樽市では、市のホームページに掲載されているとおり、平成19年度から、古くは運河でつながっていた石狩市、札幌市手稲区と、地理的にも隣接している当市を含めた3市区が、交通安全、スポーツ、お祭り、イベント、情報交換など、さまざまな分野で連携事業を行うことにより、地域住民の相互交流を促すことを目的として3市区連携に取り組んでおります。今回の新球場誘致が実現すれば、手稲区との連携を深化させ、訪れる人の動線づくり強化にもつながるものと考えます。また、全道・全国から野球観戦に訪れた人たちが隣接地の小樽を訪れ、その結果、市内観光や経済への波及効果も考えられます。また、小樽や後志町村の野球ファンの方々、

野球に情熱を傾ける子供たちが、より身近にプロ野球を感じ取ることができるようになると思います。

小樽市では、現在、市民の方たちが勝手連的に署名を集め、誘致活動を行っているのが現状であります。経済効果や人的交流等、小樽にとって期待できる効果が多分にある今回の移転誘致について、市民の希望も徐々にふえている現状、小樽市としても手稲区と連携し、情報収集を含め、積極的に取り組むべきと考えます。これについて、市長の見解を伺います。

また、この件については、市長御自身、手稲区長と情報交換を行うなど、既に市としての対応を行っているのかどうかお示してください。

本来であれば、小樽市が独自で誘致に名乗りを上げてほしいところではありますが、市長はそのような意思はなかったのかお示してください。

また、もし球場誘致が小樽市で難しいというのであれば伺います。北海道日本ハムファイターズ球団では、札幌市東区に選手の屋内練習場を設置しております。球場の手稲区誘致が行われた場合、練習場も近隣にあるほうが、選手初め関係者の方々にとっても便利であると考えます。当市に、球団の練習場を誘致する提案を行っていただきたいと考えますが、いかがでしょうか。銭函地域への誘致は現実的であると考えますが、市長の見解を伺います。

最後に、高島地域における観光船の営業に関しての小樽市の対応について伺います。

港湾都市である小樽は、明治以降の海運業とともに発展してまいりました。運河の建設利用から埠頭の開発、整備へと徐々に発展してきた小樽港であります。港湾の発展に伴い、いろいろな産業の港湾区域利用が進み、その中で本市では、その港湾区域の利用について秩序の明確化を図るために利用の規制を行うべく、港湾法の規定に基づいて小樽港の臨港地区内の分区における構築物の規制に関する条例が制定されたと認識しております。平成8年に制定された当該条例では、臨港地区を5区に分区しており、それぞれの分区では、各分区の目的を阻害する建物等の建設は制限されております。

また、観光船事業では、以前から小樽市としても観光事業の一環で取り組んでいるところ、小樽観光振興公社が昭和57年に設立当時、海上観光事業に使う船として昭和51年に建造した船を2隻購入し、2013年10月までの37年間、小樽の海上観光を引っ張ってまいりました。その後、新造船の海上観光船と港内周遊の屋形船が運航されているところ、近年では、小樽港マリナー発着のクルーズ船を初め、青の洞窟や窓岩を観光する観光船事業が増加しております。それらの事業者が、事業を行う場所として利用しているのは、小樽港臨港地区内では商港区やマリナー港区、無指定区域などを利用しているのが現状です。

以上のような小樽港とその利用にまつわる状況下で、現在、高島地域の造船所跡地を利用し、観光船事業の営業を行っている企業があると聞いております。観光都市小樽のさらなる発展に新規事業者が展開することは望ましいことではありますが、他方、小樽市の港湾には、先ほどのとおり、明確な臨港地区ごとの分区を行っております。今回、新規参入の企業が利用している地区は、分区条例の規定上、漁港区に指定されており、他の事業で利用する場合、原則的には規制の対象となるものと思われませんが、今回、その利用に当たり、関連する申請に対して市は内容を審査し、確認ないしは許可の判断をしたとのこと。その審査、許可等に当たり、土地、建築物、水面、その他の港湾施設の利用について、当該条例の規制の趣旨に照らし、市の判断は妥当だったのか否かお答えください。妥当とするのであれば、根拠を示して御説明ください。

また、この地区の水面は、漁業権が設定されており、漁業関係者の方からも今後の状況に対して不安の声が上がっております。市は、漁船と観光船の航行に関する安全確保の手段や事故等が発生した場合の対応など、漁業者と観光船事業者に対し、どのような協議を行っているのか、経緯を含め明確に説明

してください。

また、今後においてどのように対応していくのかお示してください。

以上、再質問を留保して、質問を終わります。（拍手）

**○議長（横田久俊）** 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**○議長（横田久俊）** 市長。

**○市長（森井秀明）** 中村吉宏議員の御質問にお答えいたします。

初めに、地域包括ケアシステム構築と統合医療についての市の認識、健康寿命の延伸について御質問がありました。

まず、本市における平均寿命と健康寿命につきましては、平成22年の統計によりますと、平成寿命は男性77.75歳、女性86.29歳であり、健康寿命は男性76.00歳、女性82.37歳となっております。

次に、地域包括ケアシステムにおける協議体設置の進捗状況につきましては、平成28年4月に各地域包括支援センターに日常生活圏域ごとに活動する第2層生活支援コーディネーターを配置いたしました。また、市全域を対象とする多様な関係主体間の定期的な情報共有及び連携・協働による取り組みを推進するための協議体の設置に向けて、協議体の構成員を予定している老人クラブ連合会、NPO、ボランティア団体等の多様な主体、介護事業所団体、社会福祉協議会、地域包括支援センター等と調整を行いました。7月には、協議体設置の準備として地域づくりの視点を学ぶとともに、各団体の活動報告事例をもとに、今後、必要とされる取り組みや課題などを考える機会となる研修会を開催したところであります。

10月には、（仮称）小樽市生活支援体制整備協議会を設置したいと考えております。この協議体で検討の上で、平成29年4月には、市全域における生活支援サービスの開発等、多様な取り組みのコーディネート機能を担う第1層の生活支援コーディネーターを配置したいと考えております。

次に、高齢者の方のための健康維持に向けての取り組みにつきましては、市の介護事業としては、介護予防フェア、スポーツクラブ委託型介護予防事業、地域版介護予防教室を行っております。介護予防フェアは、毎年1回、介護予防の普及・啓発を目的に、市内大型商業施設において開催しております。このフェアでは、医師会等関係団体によるブースの設置、講演、健康体操などのプログラムを取り入れ、介護予防の必要性を認識する機会として大変好評を得ております。

また、各地域包括支援センターにおいて、地域版介護予防フェアの開催をしております。スポーツクラブ委託型介護予防事業は、筋力アップなどのため、3法人7教室で取り組んでおります。地域版介護予防教室は、市が養成した介護予防サポーターがボランティアで自主運営し、町内会館等を会場に行っております。内容は、健康づくりや介護予防に取り組みたい方を対象として、ストレッチ、筋力トレーニングなどの運動やレクリエーションなど行っており、平成24年度に5教室で開始し、平成28年度現在は19教室で開催しております。これらの事業については、高齢者の方の健康維持のために今後とも継続してまいります。

今後につきましては、さきに述べた協議体の中で、どのような取り組みがあるか検討してまいりたいと考えております。

次に、地域包括ケアシステムの中に統合医療を取り入れていくことの検討、実施につきましては、現時点では国も検討に入っても浅い段階であり、今後の国の動向、先進市等の事例を注視していきたいと考えております。

なお、本市では、在宅医療と介護を一体的に提供するために、医療機関と介護事業所などの関係者の

連携を推進することを目的に、小樽市、小樽市医師会などの医療関係者、訪問介護事業所連絡協議会などの介護福祉関係者、地域包括支援センター等の関係機関により構成される、おたる地域包括ビジョン協議会が設置されており、随時その場において情報提供してまいりたいと考えております。

次に、統合医療への取り組みにつきましては、厚生労働省の「統合医療」のあり方に関する検討会において、統合医療は近代西洋医学を前提とし、これに代替療法や伝統医学等を組み合わせ、さらに生活の質を向上させる医療と位置づけています。

今後の取り組みといたしましては、安全性、有効性等に関する科学的知見を収集するとともに、必要な情報を広く発信し、国民及び医師が療法を適切に選択できるようにすることが重要としております。

本市といたしましては、国における動向を注視しながら、正確な情報の把握に努めてまいりたいと考えております。

次に、プロ野球球団のドーム球場移転に伴う誘致について御質問がありました。

まず、本市としても、手稲区と連携し、情報収集も含め積極的に取り組んではどうかということにつきましては、球場の移転に関してはさまざまな情報収集に努めているところではありますが、手稲区からは新球場誘致に関する行政としての方向性や考え方について、現時点では明確に示されておりませんので、今のところ、手稲区との連携は行っておりません。

また、この件に関して、手稲区長との情報交換なども含め、現時点においては特段の対応は行っておりません。

次に、市として新球場を誘致する意思についてですが、今回の球場移転に関しましては、球団側の一つの構想として、新聞などの報道で知り得る限りの情報であります。球場誘致につきましては、可能性の一つとして念頭にはありますが、私としましては、本市の子供たちがプロスポーツ選手と交流できる機会を創出していくことなど、子供たちの心身の健やかな成長を図る上で非常に有益であると考えておりますので、そのような意味において、まずは球団側との信頼構築や情報交換ができる環境づくりに努めてまいりたいと考えております。

次に、球団の練習場を銭函地域へ誘致することにつきましては、現時点では、練習場の移転に関しては球団やマスコミからの情報もなく、球団側の意向等も把握しておりませんので、そのような可能性があるのかどうかも含めまして情報収集に努めてまいりたいと考えております。

次に、高島地域における観光船の営業について御質問がありました。

まず、分区条例の規制の趣旨に照らし、市の判断が妥当であったか否か、妥当と判断した根拠についてですが、土地の利用につきましては、都市計画法に基づく開発行為の許可や宅地造成等規制法に基づく許可申請が必要となる基準に該当していないため、申請不要といたしました。

次に、建築物につきましては、観光船利用者だけではなく、地元の漁業者等が利用できることから、分区条例別表第3第12号に該当するものと判断いたしました。

(「そんなこと書いてないよな」と呼ぶ者あり)

また、浮き桟橋設置による水面占用及び港湾施設である護岸使用につきましては、港湾法第37条第2項において、港湾の利用もしくは保全上、著しい支障を与え、港湾計画の遂行を著しく阻害し、その他港湾の開発発展に著しく支障を与えるものときは許可をしないなどの規定がありますが、著しい支障を与えるものではないことから、小樽市港湾施設管理使用条例第3条の規定により許可したところであります。

次に、漁業者と観光船事業者の協議と経緯につきましては、漁業者に対しては、観光船事業者が北海道運輸局に対し旅客定員12名以下の人の運送をする不定期航路事業の届け出をし、事業を行うことがで

きることや水面占用及び護岸使用の許可までの経過と今後の対応について説明したところであります。

また、観光船事業者に対しては、観光船の運航内容について漁業関係者に説明するよう指導してきたところであります。今後とも、船舶の安全航行確保や漁業権の取り扱いなどについて関係者と調整を図ってまいりたいと考えております。

(発言する者あり)

(「議長、14番」と呼ぶ者あり)

**○議長(横田久俊)** 14番、中村吉宏議員。

**○14番(中村吉宏議員)** 何点か再質問させていただきます。

まず、最初の質問で行ってありました地域包括ケアシステム、それから統合医療等の質問に関してですけれども、まず、平均寿命と健康寿命をお示しくださいと言った際、平成22年度のデータが示されました。現在は平成28年度なので、6年前のデータかと思いますが、もっと新しいデータはないのでしょうか。もしないとしたら、なぜ新しいデータが今とれていないのかお示しいただきたいと思います。余りにも古いデータで、今どう変化しているのかというのがわからないかなと思います。

それと同じく、この1問目の問題について、健康維持のための小樽市の取り組みを示されました。スポーツですとか、そういったものを利用し、あるいは健康体操、介護予防フェアでいろいろ行われているということですが、もちろん健康寿命を維持するためには体力的な部分の衰えをどうやって抑えていくかということも非常に重要な半面、昨今から問題になっている認知症の方ですとか、そういった部分の問題が出てきているかと思えます。そういう部分についての原因などをしっかり調べた上で、こういういわゆる精神部分に対する健康増進策はないのか、この辺をお示しください。

それから、統合医療に関しては、国もまだ取り組み始めて確かに新しい状況で、今後、いろいろ議論や情報を集めてくださるということなのですが、この部分について質問ではないのですけれども、随時また議会の中でも市の取り組み等を確認していきますので、しっかりと情報収集、また、議会に向けても、できればこういうところの情報を集めましたというような報告をいただければありがたいと思います。

それから、プロ野球球団の手稲区への誘致活動についてですけれども、総合的に幾つか質問しましたが、札幌市手稲区から何か情報提供を待っているという段階ではなくて、小樽市から何か情報を求めたりですとか、連携を求めるような行動をしないのですかというのが、この質問の趣旨であります。向こうから何かしてくださいというのは違うと思うのです。小樽市のために、この移転の話をどう有益に持っていくのかということが重要なわけであって、小樽市として何かアクションを起こしていかないのですかということを含めて、もう一回御答弁いただければと思います。

それと、同じく球団の部分の問題ですけれども、練習場誘致を提案していただきたいというお話をしました。球団との関係性をというお話も、構築していかなければならないのだということもありましたが、そもそも情報がないという段階で、これも手稲区への誘致があつてこそそのという話にもなってきましたけれども、あわせて、こういうものを付随して、市長は、小樽市のトップセールスマンになるのだというお話ですから、そうやっていくのだということであれば、こういうのもっともっと積極的に声かけし、水面下あるいは表立ってでもいいです、声をかけていただきたいなと思っております。こういうアイデア、発想でいろいろなものを引っ張ってこない、小樽にとって有益なものを呼び込んでこられないと私は思うのですけれども、その辺の御見解と実際行動を起こしていただけるかどうかお答えください。

それから、3問目の高島地域の観光船事業の件ですけれども、今、答弁の中で、分区条例の条文を挙

げてお示しいただいた箇所がありました。建物についての規制については、分区条例第3条第1項第3号で示されており、別表第3に掲げられている第12号に記載しているものは、本来であれば、この漁港区は、漁業者、それから漁船あるいはその工場について建物が建てられますということで、それ以外のものはだめですよという規制なのです。この第12号の記載の内容は、漁業関係、漁船の乗組員の方、漁業関係の工場や施設、そういったところに従事する方、それからその利用者のための飲食店と規定されているわけです。

この分区条例の趣旨からすると、そもそも港湾法に基づいて、港湾の施設の有効活用を図ることを目的とするのだと、臨港地区内の土地利用を用途別に区分して、港湾施設の有効活用を図ることを目的としているという趣旨、これについての規制であり、漁港区では漁業やその関連する業態のもの以外のもは規制するのだという趣旨があるわけです。いわゆる漁業者たちが利用する、あるいは漁業関係の工場等に従事する方の休憩所であったり食堂であったりという目的がまず主たる目的になってくること、この第12号の規定の内容になります。違う目的の業種を前提として、たまたま近くの漁業者たちに利用してもらえるから、それでいいのだという話にはならないわけです。そうであれば、規制の趣旨そもそもがおかしいことになりまして、条例で規制をする意味がなくなってしまいます。その証拠に、例えば別表第4、別表第5と続いていますし、その前の別表第1、別表第2にも同様の趣旨の規定があるわけです。意味があつて区分をしているところに、この規定の拡大解釈をすることによって全く違う業態の方たちが自由に営業できるようになるのであれば、そもそもこの条例の規制というものが何なのか、この点を踏まえてもう一度御答弁いただきたいと思います。

それと、同じく第3問目でありますけれども、護岸の使用について、港湾法第37条第2項には、著しく支障を与え、著しく阻害しとありますが、ではその著しくということをどのように捉えて考えられるのでしょうか、どのように解釈されるのでしょうか。著しい支障あるいはそういったことに関して、この文言をどのように解釈されるのか、もう一度お示しいただきたいと思います。

**○議長（横田久俊）** 理事者の答弁を求めます。

若干お待ちください。調整中のようです。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**○議長（横田久俊）** 市長。

**○市長（森井秀明）** 中村吉宏議員の再質問にお答えをいたします。

私が答弁したこと以外は各担当から答弁させていただきますので、よろしく願いいたします。

まず、プロ野球球団のドーム球場の移転に対して、市から手稲区に対して連携を求めるべきではないかというのが1点目の御指摘だったかと思います。現行において、今その誘致を望まれているのは手稲区の稲積公園の地域の方々でございますので、小樽市自体がその誘致を求めて、小樽市内に持つてくるということではありません。もし小樽市で誘致をということであれば、もちろん積極的に手稲区や近隣市町村にも呼びかけて取り組むところではございますけれども、現在の取り組みそのものにおきましては手稲区側の取り組みでございますので、その方々の、手稲区の区長も含めて行政側の判断等もありますので、お話を受けながら考えていくべきことだというふうに思っておりますので、まず、その点については御理解いただければと思います。

また、練習場の誘致については、新たな発想の中で、その可能性も見据えながら、そういうことを行うことによって、企業誘致も含めて引っ張ってくるという意味になるということではあると思いますが、まだこれについては、恐縮ですけれども、情報分析も行えていない、情報収集すら行えていない状況であります。やはりそういう情報等をしっかりと受けとめながら、その可能性を探っていくということが、

現段階で私としてはできるところかというふうに思っております。

どちらにいたしましても、私としては、やはり日本ハムというプロ野球の球団が北海道にあり、そのプロ野球選手はもとより、その球団としての小樽市とのこれからのかかわりの中では、まず、信頼を構築していくこと、または常に何を行うにおいても情報交換だったり連携できる、まずその環境を整えていくことから始めていかなければ何を行うにしても実現できないというふうに思っておりますので、まずはそこから一つ一つ進めてまいりたい、私自身としてはこのように考えているところでございます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

**○議長(横田久俊)** 保健所次長。

**○保健所次長(犬塚雅彦)** 中村吉宏議員の再質問にお答えします。

平均寿命と健康寿命について、平成22年のデータは非常に古いのではないかという御指摘でございますけれども、このデータにつきましては北海道の典拠でございます、確認いたしましたら、平成30年度に新しいデータというか、数字を出すということで伺っております。都道府県は人口規模が多いので何年か出るのでございますけれども、市町村まではなかなかこういった時間がかかると思いますか、要するに健康寿命につきましては、例えばさまざまな国勢調査ですとか国民生活基礎調査ですとかというデータ、自己申告のデータもございまして時間がかかるようございまして、平成30年度ということで道からお伺いしております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

**○議長(横田久俊)** 医療保険部長。

**○医療保険部長(小山秀昭)** 統合医療の件で、認知症の取り組みについて御質問があったと思います。

先ほど述べたスポーツクラブだとか介護予防フェア、これらも、介護全体でございますので、認知症のための取り組みにも入っているわけでありますが、そのほかとしては認知症サポーターの養成、講座を開いて認知症サポーターをふやしていこうということ、それから認知症の予防教室というものも行っております。また、高齢者の食生活の改善についても必要であるということで、高齢者の食生活改善普及講座について、保健所でも行っているところでございます。ただいま詳しい数字的な資料はお持ちしておりませんが、そのようなことで取り組んでおります。

(「議長」と呼ぶ者あり)

**○議長(横田久俊)** 産業港湾部参事。

**○産業港湾部参事(飯田俊哉)** 中村吉宏議員の高島地域における観光船の営業についての再質問にお答えいたします。

まず、1点目に、条例の拡大解釈ではないのかというお話がございましたけれども、あくまで今回の利用につきましても、事業者からのヒアリングですとか、各種申請書に基づいて利用者の確認をしたところでございますし、分区条例については、申請者から提出された案件ごとに、その都度その内容を審査し、適正に運用しているというふうに考えてございます。

それと次に、著しいということの解釈についてでございますけれども、水面においては新たに設置する施設などが船舶の航行の支障にならないのか、著しい支障を与えないのかということが一つの判断でございまして、まず今回の場合は、一つは、浮き桟橋については長さが16メートルで沖合に展開しないということ、さらには護岸の係留については、船の長さが12メートル程度で護岸延長が53メートルですので、それも著しい支障にはない、さらには港湾計画においては、新たな施設計画というものがあれば、それは著しい支障というふうに考えますけれども、今回は当該箇所には新しい施設計画がありませんので、著しい支障には当たらないというふうに考えたところでございます。

(発言する者あり)

**○議長(横田久俊)** 3番目の漁港の件については、再質問では、別表3第12号等々の細かい指定を  
してしまっていて、これと少し違うのではないのかという御質問でしたけれども、今の御答弁はそこら辺に  
かみ合っていなかったのかなという気がいたします。

それと、もう一度、声が少し小さかったので、私も聞こえなかったものですから、もう少し大きい声  
でお願いいたします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

**○議長(横田久俊)** 産業港湾部参事。

**○産業港湾部参事(飯田俊哉)** 別表第3の第12号に該当するという判断でございますけれど  
も、あくまで別表3の第12号、前各号ですね、例えば水産卸売市場とか、それとさらには水産物処理の  
工場だとか、そういうところに従事する者とその利用者が該当するという、その利用者の、ここでは我々  
は飲食店という形で解釈をさせていただきますけれども、申請上は休憩所という形の申請になってございま  
す。そういうことで、漁業者が利用するというで、そういう形で事業者から申請がございまして、  
我々はそれを第12号に該当すると判断したところでございます。

(「全然違いますよ、そんなの」と呼ぶ者あり)

**○議長(横田久俊)** 第37条第2項のほうはいかがですか。これは答弁したのか。ごめんなさいね、  
聞こえなかったものですから、裁きとしては。

(発言する者あり)

静かにしてください。

参事、どうぞ。

**○産業港湾部参事(飯田俊哉)** 第37条の著しい判断でございますけれども、水域において著しい  
支障といいますのは、新たに設置する構築物ですとか、護岸への係留がほかの船舶の航行に著しく支障  
を与えるということが考えられますけれども、今回については、浮き桟橋の長さが16メートルであって  
沖合には展開しないこと、さらには高島の護岸については現在未利用でありまして、係留規模の、船の  
長さが12メートル程度、護岸延長が53メートルでありますので、これについても著しい支障にはなっ  
ていない。それと、港湾計画における高島地区については、今回、当該箇所には新たな施設計画がござ  
いませんで、港湾計画には著しい支障とはならないというふうを考えてございます。

(発言する者あり)

(「議長、14番」と呼ぶ者あり)

**○議長(横田久俊)** 再々質問でよろしいですか。

**○14番(中村吉宏議員)** 1点、今、再質問の中で、質問した趣旨と違う答弁が返ってきているので  
すけれども、その点についてしっかりと正しい答弁をいただきたいと思うのですが。

具体的に言いますと、先ほどの分区条例の……

**○議長(横田久俊)** 答弁漏れということでよろしいのですか。

**○14番(中村吉宏議員)** 答弁漏れです。はい。

**○議長(横田久俊)** 具体にお示してください。

**○14番(中村吉宏議員)** 私が質問しましたのが、分区条例の別表第3の第12号の規定について、  
それを今回、そのまま認めますと、ほかの箇所、別表第1、第2、第4、第5まで同じ規定があります  
と。では、そのように解釈した場合に、ほかの地域にも同じような形で分区規制以外のものが建てられ  
てしまう可能性があるのだけれども、その点についてどういう認識をされているのかということを質問

したのですが、そのところをお願いしたいと思います。

○議長（横田久俊） 確かにそういう質問がありましたので。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 産業港湾部参事。

○産業港湾部参事（飯田俊哉） 別表の第1から第5に、それぞれ同じような、これは具体的に言いますと、各施設に従事する者及びその利用者のための飲食店または物販店という規定が全てに載っているので、各分区以外の利用につながるのではないかと御質問でございます。それについては、この各号の規定につきましては、それぞれの地区ごとの、分区ごとの利用者に対する、例えば従事者だとか利用者に対する便利施設をつくってもよいという、それぞれの各号でのそれぞれの便利施設の設置の趣旨が、そういう趣旨で各号に設けてございます。今回も同じように漁港区の利用者、従事者の便利施設である飲食店という解釈でやってございますので、それ以外の者が使うということにはならないというふうに考えてございます。

（発言する者あり）

（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 14番、中村吉宏議員。

○14番（中村吉宏議員） 再々質問をさせていただきます。

最初にした質問した順序と若干違うかもしれませんが、御容赦いただきたいと思います。

まず、今、御答弁いただきました分区条例の件、港湾部参事からお話がありましたけれども、私も本質問からの質問で、本来の規制の趣旨というものがありますよと。この分区条例で規制をしている趣旨というのがあって、そもそも漁業に携わる方や漁業関係の工場ですとか、この分区条例に規定されている業種、この目的を持った業種の方たちがそこに事業を展開している中で、そういう方たちのためのいわゆる休憩所であり、お手洗いとか、そういった施設、お食事の施設というものがこの中に規定されているかと思うのです。そもそもの趣旨が、分区条例上、漁港区の中で目的外のものが設立されている、その中にたまたま食堂や休憩所があるから認めるのだというお話であれば、極端な話、これは工業港区とかの分区もありますけれども、では工業港区で何か商業施設、レジャー施設をつくります、だけれども工場の従事者の方が遊んでもらえるのでいいのではないですかというお話にもなってくるのではないですか、そういう解釈を認めると。これはおかしいのではないですか。

だから、そもそも分区の規制を入れた、この規制の趣旨に照らしてまるっきりおかしいわけですよ、今回の許可が。それは何が起こるかという、事業者たち、いわゆる一般の方は、こういう法令、条例、規定はわからないで、やはりつくりたい、やりたいことを進めていくわけではないですか。そうすると、財産的な損失なども出てきますよね。これは非常に重要な問題だと思うのです。この許認可をまずされていて、今の答弁の内容ですと、とても条例をきちんと遵守した形での確認の状況が行われていないと私は判断せざるを得ないわけです。こういう条例を曲解、ねじ曲げて拡大解釈していると言わざるを得ない状況ですし、これを最終的に判断されたのはまず誰なのか、そして実務担当者の判断も答弁いただいたとおりだったのか、この点をしっかりとお答えいただきたいと思います。また同じような状況が発生すると、本当に港湾の秩序がおかしくなってしまうと思うので、まず、この点しっかりお答えいただきたいと思います。

それと、先ほどの球場の誘致に関してですけれども、確かに、今、札幌市手稲区は誘致に向けて動いているわけです。市長の答弁ですと、今、小樽が誘致に手を挙げているならば別段いろいろ動いていかなければならないけれども、隣接の都市の地域が手を挙げている状況だ、それに対しては積極的には動

かないというふうに解釈しました。私が言いたいのは、こういうお話が上がってきたときに、いかに小樽にとって有利な状況に持ってこられるのか。他都市の移転でもいいのです。それにどうやって便乗して小樽のために、あるいは経済の活性化のためになっていくのか、こういう趣旨なので、その点を踏まえて、かかわっていくのか、あるいは、いや、それだったら積極的に動いてみようかなと思われるのであれば、そういう答弁をいただきたいのですけれども、御見解を示していただきたいと思います。

○議長（横田久俊） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 産業港湾部参事。

○産業港湾部参事（飯田俊哉） 中村吉宏議員の再々質問にお答えいたします。

まず、繰り返しになりますけれども、今回のこの規定は、それぞれの分区ごとの利用者、従事者の利便施設を設けるといふ趣旨で設定しているところでございますし、例えば工業港区に申請がされたとすれば、その内容、工業港区の施設の従事者及び利用者が使う飲食店であれば、それは分区条例上、許可をするということと考えてございます。

それと、今回の許可につきましては、港湾室として最終的に判断したものでございます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 市長。

○市長（森井秀明） 中村吉宏議員の再々質問にお答えいたします。

私からは、先ほどの球場移転に伴って、やはり隣接している地域があるのであれば、例えばまちとしてその取り組みが、たとえ他市の取り組みであったとしても、有利であったりとか、時に便乗することも大切ではないかというお話だったかと思えます。もちろん、このことに限らず、近隣での取り組みにおいて小樽市がそれとかかわることによってプラスになるようなこと、そういうことがもちろんあれば協力していくとか、そのかかわりを持って、または便乗していく、これは大切なことだというふうに思っております。

ただ、私としては、この点で2点やはりありまして、手稲区、区長というか、手稲区自体として具体的な動き等がやはりまだ見えてきていない、その点について、まず、主体となるその地域の方々の取り組みが、有志に伴う取り組みだけではなくて、行政としての動きが見えてきていないので、それについてはやはり私としても情報を得ていかなければならないのかと思っているのです、そのお話を受けてからなのかというふうに思っております。

もう一点は、これは先ほども答弁いたしましたけれども、球場移転のことに限らずではありますが、やはりそのようなかかわり、取り組みをしていくに当たっては、その球団側との信頼構築を第一に取り組んでいかなければならないというふうに思っております。その球団側との信頼構築がない中で、ただ何においてもこういうふうやっていくのです、ですから来てください、誘致していきますとかというお話をしても物事がなかなか私としては進まないのかというふうに思っています。ですから、私は、まずは球団側とのかかわり、情報連携、さらには信頼構築を第一に取り組んでいきたいということで答弁させていただきましたので、御理解いただければ幸いです。

（「答弁漏れがあります」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 答弁漏れ。

○14番（中村吉宏議員） はい、答弁漏れが1点あります。再々質問の答弁の漏れがあります。

○議長（横田久俊） 具体的に言ってください。

答弁が漏れているということですか。

○14番（中村吉宏議員） 漏れています。質問に対する答弁が1個漏れています。

先ほどの港湾のところで、実務担当者の判断は答弁どおりだったのですかという質問をさせていただきましたが、これについてのお答えがなかったのもう一度答弁いただければと思います。

○議長（横田久俊） 最終判断は港湾室と、それではなくてですか。

（発言する者あり）

参事、どうですか。

○産業港湾部参事（飯田俊哉） 私も実務担当者でございますので、私も含めてそういう判断をしたというところでございます。

○議長（横田久俊） いいですね。

中村吉宏議員の一般質問を終結いたします。

（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 11番、斉藤陽一良議員。

（11番 斉藤陽一良議員登壇）（拍手）

○11番（斉藤陽一良議員） 一般質問を行います。

まず、本市の水害対策について伺います。

ことしの夏は、特にお盆明け以降、三つの台風が連続して本道に上陸、その後、四つ目の台風10号も上陸し、道内でも大雨による被害がかってない規模で広がりました。被害に遭われた方々に心からのお見舞いを申し上げます。

本市においては、現在のところ、幸いにも大規模な浸水や土砂崩れなどの被害は発生していないものの、8月20日の午前中からお昼過ぎにかけて、台風11号の接近に伴う前線の影響で、市内、特に銭函や星野町のキライチ川周辺で時間雨量が30ミリを超える強い降雨がありました。

まず、この8月20日以降の気象警報等の発表状況と降雨量の推移、消防等への通報や出動の状況及び市の対応等についてお示してください。

また、実際に人的被害及び住宅敷地への浸水、土砂崩れ、その他の建物やライフラインなどへの被害はあったのかについてもお示してください。

次に、今回、強い降雨があったキライチ川流域の地形的な特徴、河川法上の位置づけと管理主体、また、これまでの大雨や融雪による氾濫や洪水などの被害について、主なものをお示してください。

現在、キライチ川の星野会館裏手から下流100メートルほどの地点で、小樽市建設部発注の護岸工事が行われておりますが、この工事の概要と工期及び現在までの進捗状況をお示してください。

本工事への今回の大雨による被害の状況と工期や工程への影響、また、今後の対応の考え方をお示してください。

今回、工事が行われている地点より下流には、河床に多くの立木が生い茂り、河川水の自然な流れに支障となるおそれはないのか、本市が管理する上流部で護岸等が適切に管理されていても、下流域で自然な流れが遮られるようになれば、支障物のない上流でも氾濫や溢水が発生する危険はないのか見解を求めます。

さらに、危険があるのであれば、下流域の管理者に対して適切な措置をとるよう求める必要があると考えますが、見解をお示してください。

本市が管理する河川は幾つあるのか、その河川法上の種類別の内訳、また、キライチ川以外にも河川管理上の対策を必要とする普通河川や準用河川はどのくらいあるのか、また、管理主体が本市以外である河川はどのくらいあるかお示してください。

さらに、災害発生時における他の河川管理者との情報共有、連携体制はどのようにとられているのかお聞かせください。

また、氾濫や溢水を防止するため、必要な課題を発見したり、河川管理上の対策をとるための日常的な点検や将来にわたる護岸などの施設整備の実施についての計画や考え方をお示しください。

次に、一戸建て等の小規模なグループホームにおけるスプリンクラー設備設置義務の緩和について伺います。

死者5名、負傷者7名を出した平成25年2月8日の長崎市のグループホーム火災を受けて、政府は、平成27年4月、消防法施行令の改正により、同法施行令別表第1(6)項口のグループホームについては、面積にかかわらずスプリンクラー設備の設置を義務づけました。

しかし、同法施行令別表第1(6)項口は、第1号の老人福祉法第5条の2第6項、認知症対応型老人共同生活援助事業を行う施設、すなわち高齢者グループホームに限らず、第5号の障害者総合支援法の障害支援区分が総務省令で定める区分に該当する、避難が困難な障害者等を主として入所させる共同住宅及び借家の既存一戸建て住宅等を利用した小規模な障害者向けグループホームにも適用され、スプリンクラー設備の設置が義務づけられています。平成30年3月まで猶予期間が設けられているとはいえ、このような小規模なグループホームでは、水道管を太くしないと水道連結型スプリンクラー設備は設置できない場合が多く、費用が膨大にかかる、ポンプ設置の敷地がない、大家から工事の了承が得られないなど、このままではこのようなグループホームの継続が困難となり、入居している人たちの生活の場が奪われかねません。火災等の災害から入居者を初め職員等の生命、身体の安全を十分に確保すると同時に、その生活の場が失われることは何としても避けなければなりません。

まず、本市には、現在、同法施行令別表第1(6)項口に該当する延べ床面積1万平方メートル以上、1,000平方メートル以上1万平方メートル未満、275平方メートル以上1,000平方メートル未満、275平方メートル未満の施設は、それぞれ何棟あるのか、また、それぞれスプリンクラー設備の設置状況はどうなっているのかお示しください。

次に、同法施行令第32条についてです。

32条は、「この節の規定は、消防用設備等について、消防長又は消防署長が、防火対象物の位置、構造又は設備の状況から判断して、この節の規定による消防用設備等の基準によらなくとも、火災の発生又は延焼のおそれが著しく少なく、かつ、火災等の災害による被害を最小限度に止めることができると認めるときにおいては、適用しない。」と消防用設備等の設置及び維持の技術上の基準の適用除外について定めています。

消防庁の障害者施設等火災対策検討部会の報告書でも、借家で運営されている既存の一戸建て住宅及び共同住宅を利用した小規模な障害者向けグループホームにおいて、スプリンクラー設備の設置が困難な場合について、共同住宅で準耐火構造で区画し、内装制限を行ったときは、避難経路の安全性を確保すればスプリンクラー設備の設置を不要にしても避難への支障は少ない、また、避難の安全性が確保されたバルコニー等を活用できる建物、排煙窓を有し避難の余裕時間を加算できる建物については、消防法施行令第32条を活用し、避難時間の検証要件を緩和するなど、令32条の適用による例外措置や運用上の留意点等について、消防庁において一定の考え方を示すべきとされています。

本件に関して、消防長または消防署長が判断すべき適用除外や例外措置について、市長の見解を求めます。

次に、パッケージ型自動消火設備について伺います。

平成28年1月29日、パッケージ型自動消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準の改正により、

消防法施行令別表第1(6)項口第1号ないし第5号に掲げる防火対象物で延べ床面積275平方メートル未満の施設、すなわち小規模な障害者向けグループホームを含む延べ床面積275平方メートル未満の福祉施設において、スプリンクラー設備の代替となる簡易なパッケージ型自動消火設備Ⅱ型の設置が認められることになりました。

しかし、このⅡ型は、防護面積13平方メートルの8畳用で、消火薬剤16リットル以上とされ、4.5畳や6畳の居室には、狭い部屋に過剰な設備を設置することになり、収納スペースや部屋の使い勝手が制約され、経費も不必要にかさむ可能性があります。Ⅱ型は本来、施設にとって負担が少なく、施工しやすく、工事を含めた経費を最小限にするため工夫されたものであり、より小さな消火装置や少ない設置本数が合理的に認められる基準となるよう、自治体の自主的な判断が生かされる仕組みづくりができるよう国に働きかけが必要と考えますが、見解をお示してください。

この項最後に、スプリンクラー設備設置の猶予期間と助成制度について伺います。

現行の義務化に当たって、猶予期間は平成30年3月末までとなっています。水道連結型スプリンクラー設備の設置工事は専門的で施工できる業者が限られ、期限内の設置が難しくなる可能性があります。また、パッケージ型自動消火設備Ⅱ型は、発売されて間もないことから十分に周知されているとは言えず、さらなる改善や基準の見直しも必要と考えます。

したがって、小樽市においても経過措置期間の延長について国に働きかけるべきと考えますが、見解をお示してください。

また、現在、グループホーム開設者がスプリンクラー設備設置等に利用できる助成制度は限られており、各グループホームが消火設備の設置に当たって利用しやすい制度の充実に向けて、基金の復活や福祉施設等施設整備費の申請手続の簡素化など、使い勝手の改善を国に対して求める必要があると考えますが、見解を求めます。

次に、森井市長による地方公務員法違反の人事異動について質問いたします。

去る7月20日、小樽市コンプライアンス委員会から、平成27年度人事異動における市長の法令違反について通報対象事実あり、本件人事は小樽市職員倫理条例第15条第3号の法令に違反するおそれのある事実該当するとの報告が市長に対してあったことから、森井市長は、同日午後、緊急の記者会見を開き、その内容を公表し、改めて違法性はないとの認識を示しました。8月9日に開催された総務常任委員会の閉会中審査においては、当時の総務部長、総務部次長、職員課長が参考人として発言し、平成27年4月末の市長就任以降、5月21日に森井市長から、いわゆる森井原案が当時の職員課長に渡された経過などが明らかにされました。

まず、この委員会で、市長は、原案作成に至る打ち合わせについて、5月20日前後に原案を職員課長に手渡すまでに職員課や職員課長と一緒にやったということはないが、総務部長とは対話をしているという趣旨の答弁をされております。しかし、当時の総務部長は、その当時、市長と各部局との勉強会が優先されていたため、人事の打ち合わせに時間がとれず、平日がだめなら土日でもという話でしたが、結局、原案を見る前にはそういう打ち合わせはできなかったと発言されています。市長の答弁は、事実と違うのではないですか。

また、この答弁で、市長は、打ち合わせという言葉を使わずに、なぜあえて対話という言葉を使われたのか説明を求めます。

次に、内申書の件について伺います。

同委員会において、市長は、就任直後、当時の総務部長に対して、職員の人事評価にかかわるものは全て私のもとに提出をしてくださいと求めたところ、略歴書しかないと言われたので、やむを得ず経験

者等に聞いたり自分が見聞きしたことを参考に6月1日付人事の原案を作成したという趣旨の答弁をされました。しかし、市長は、内申書を見せてもらえなかったのではなくて、当時の総務部長から、再三、管理職の人事について打ち合わせをしたい旨申し入れられていたにもかかわらず、それに応じなかったのは市長ではないですか。なぜ土日でもいいと言われながら打ち合わせに応じなかったのか、納得できる説明を求めます。

さらに、市長が、市長原案を当時の職員課長に手渡した後、渡された内申書を参考にして、最終的な6月1日付人事案が作成されたとしても、実際に昇任した22名について昇任内申が欠けていたことは事実であり、他に客観的な資料がない以上、今回、コンプライアンス委員会が明快に指摘するとおり、実証性を欠いた昇任人事が行われた事実を否定できません。同委員会は本件人事が違法であるかどうかの評価を保留しましたが、本件人事が地方公務員法第15条に違反することは事実において明らかであります。

もし市長が違反しないと主張されるのであれば、明確な法的根拠を挙げてお答えください。

最後に、平成28年4月1日付人事異動の違法性について質問します。

平成28年4月1日付の管理職の人事異動においても、昇任内申を欠く昇任人事が行われたことが明らかになっています。

平成28年4月1日に施行された改正地公法第15条は、これまで「受験成績、勤務成績、その他の能力の実証に基づいて」とされていたものが「受験成績、人事評価その他の能力の実証に基づいて」と改められました。これは、能力評価のみならず、業績評価も含めた総合的な人事評価によって、より精密かつ高い水準で能力の実証を求めようとしたものと解されます。それにもかかわらず、昇任内申を欠く平成28年4月1日の人事異動は、従来水準における能力の実証さえも欠いていると言わざるを得ません。

さらに、改正地公法は、第21条の2、3、4で、昇任試験または昇任のための選考による能力の実証について規定していますが、昇任内申を欠く昇任人事は、この選考において高い水準どころか、最低水準の能力の実証にも基づいていないこととなります。

したがって、本市における人事評価制度の確立を云々する以前に、昇任内申書類さえ欠いた管理職の昇任人事が行われること自体が既に能力の実証に基づかない任用であり、改正地公法においても第15条任用の根本基準に違反するものと言わなければなりません。もしそうではないと主張するのであれば、法的根拠を明確に示した答弁を求めます。

以上、再質問を留保して、終わります。（拍手）

○議長（横田久俊） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 市長。

（森井秀明市長登壇）

○市長（森井秀明） 斉藤議員の御質問にお答えいたします。

初めに、本市の水害対策について御質問がありました。

まず、8月20日における気象警報等の発表状況と降雨量の推移につきましては、8月20日午前7時57分に大雨警報の浸水害が発表され、続いて午前8時43分に大雨警報の土砂災害、午前9時5分に土砂災害警戒情報が発表されております。

次に、降雨量の推移ですが、星置川に設置されている雨量計によりますと、午後0時から午後1時までの1時間に32ミリ、午後1時から午後2時までの1時間に33ミリの降雨が観測されております。

次に、消防等への通報や出動の状況及び市の対応等につきましては、8月20日から8月22日までの間に住民からの通報が25件寄せられ、消防と建設部が支障物の除去や土のうの設置などの対応に当たっております。

次に、人的被害や住宅敷地への浸水などにつきましては、河川の溢水が1件、住宅敷地の浸水が9件、小規模の土砂崩れが1件、側溝等のあふれが3件、その他道路の冠水等が11件、合計で25件の通報がありました。人的被害やライフライン等への被害はございませんでした。

次に、キライチ川流域の地形的な特徴、河川法上の位置づけなどにつきましては、キライチ川は星野町の山側から星置川につながる全長4.6キロメートルの急流河川であり、上流には砂防ダムが配置され、つつじ団地を経由するとともに、途中、札幌自動車道、国道5号、JR函館本線を横断しております。河川法上の位置づけは、国道5号より約50メートル山側の地点を境として、上流側については普通河川として小樽市が、下流側については2級河川として北海道が管理しております。

また、市としてデータの残っている平成16年度以降では、大雨や融雪による氾濫や洪水などの被害は確認されておられません。

次に、本市が発注しているキライチ川の護岸工事の概要と進捗状況につきましては、本工事は、北海道との管理境界付近の右岸側35メートル、左岸側45メートルの、合計80メートルの老朽化した既存の護岸ブロックを新しいブロックに張りかえるものであり、工期は平成28年7月12日から10月28日までとなっております。現在までの進捗状況につきましては、左岸側の既存ブロックの撤去を完了し、のり面整形を行っている状況であります。

次に、今回の大雨による被害の状況と工期や工程への影響などにつきましては、今回の雨によりキライチ川が溢水するといった大きな被害は生じておりませんが、工事現場の仮設物の一部が流されるといった被害があり、今後の台風等も予想されることから一旦工事を中断し、同一工事として発注している張碓右1の沢川の工事を先行しております。キライチ川は、張碓右1の沢川の工事完了後に再開する予定ですが、進捗状況によっては工期延期も視野に入れているところであります。

次に、下流の河床にある立木が上流部で氾濫や溢水を発生させる危険性などにつきましては、立木が自然な流れに多少なりとも支障になると思われまので、管理者である北海道に確認したところ、立木の撤去や土砂のしゅんせつを計画していると伺っております。

次に、本市が管理する河川の種別及び管理主体が本市以外である河川の種別につきましては、本市が管理する河川は、準用河川が4河川、普通河川が92河川であり、河川管理上の対策を必要とする河川として今年度整備を行っているのは、キライチ川以外では普通河川5カ所で、来年度以降も計画的に整備を進める予定であります。

また、管理主体が本市以外である河川としては、北海道が管理する2級河川が7河川あります。

次に、災害発生時における他の河川管理者との情報共有、連携体制につきましては、水防法に基づき、北海道から指定水防管理団体に指定されている市町村は、その区域における水防を十分に果たす責任を有しております。したがって、市内全ての河川において、本市が独自に水防活動を実施することとなります。

また、連携体制につきましては、北海道では、指定水防管理団体を応援するため水防資機材を備蓄しており、市町村長の要請があれば払い出すこととなります。

次に、氾濫や溢水を防止するための日常的な点検や将来の考え方につきましては、日常のパトロールや市民の皆様からの情報をもとに、スクリーンの詰まり解消など、適切な維持管理に努めております。さらに、過去に氾濫や溢水が発生した河川などについては、現地を調査し、断面や強度が不足している

かなど、それぞれの課題や原因を把握した上で、緊急性や予算、年次スケジュールなどを勘案しながら計画的に整備を行っているところであります。

次に、小規模なグループホームにおけるスプリンクラー設備設置義務の緩和策について御質問がありました。

まず、消防法施行令別表第1（6）項ロに該当する市内の延べ面積ごとの棟数とスプリンクラー設備の設置状況につきましては、本年3月31日現在で延べ面積1万平方メートル以上の施設はなく、1,000平方メートル以上1万平方メートル未満の施設は23棟、275平方メートル以上1,000平方メートル未満の施設は38棟あり、全ての施設にスプリンクラー設備が設置されております。

また、275平方メートル未満の施設は10棟ありますが、スプリンクラー設備が設置されているのは6棟で、ほか4棟には設置されておられません。

次に、消防法施行令第32条に規定する消防長または消防署長が判断すべき適用除外や例外措置につきましては、国から既にスプリンクラー設備の設置に関する適用除外や例外措置の考え方が示されておりますので、本市においても同様に扱うべきと考えております。

次に、自治体の自主的な判断が生かされる仕組みづくりができるよう国に働きかけが必要ではないかとのことにつきましては、議員御承知のとおり、本年1月に延べ面積275平方メートル未満の施設に対応したパッケージ型自動消火設備が新たに認められたところであります。今後におきましては、他都市と情報交換をしながら国の動向を見てまいりたいと考えております。

次に、経過措置期間延長の国への働きかけにつきましては、多数の死傷者が発生した火災事例を受けて法改正された経緯を踏まえますと、スプリンクラー設備などの消火設備は、自力避難困難者が主に入所する社会福祉施設には早期に設置することが防火安全対策上、不可欠であると考えておりますので、今後とも経過措置期間内に設置するよう、理解を求めてまいりたいと考えております。

次に、基金の復活や社会福祉施設等施設整備費の申請手続き、簡素化の国への要望についてですが、基金の復活につきましては、全道市長会を通してスプリンクラー整備事業補助制度の継続等を既に国に要請しているところであり、また、社会福祉施設等施設整備費の申請手続きの簡素化につきましては、申請窓口である関係機関と相談をしてまいりたいと考えております。

次に、人事異動についてですが、まず、先般の総務常任委員会における私の答弁が事実と異なるのではないかと御指摘につきましては、私としましては、人事は重要な案件と認識をし、任命権者として責任を持って行うためには、組織の状況や職員の適性等をできる限り把握しなければならないと思っておりましたので、4月30日に人事案を受け取った際、職員全員の評価書の提出を求めましたが、その評価書はないということで、その後、それにかえて略歴書を受け取ったものであります。しかしながら、その略歴書は職員の適性等を把握する上では不十分と感じられましたことから、過密なスケジュールの中ではありましたが、私なりにできる限り情報収集に努め、5月21日に職員課にたたき台として原案を提出したものであります。この間、たびたび総務部長との打ち合わせの機会があり、その際、人事異動のスケジュールなどの話をしておりましたことから、先般の総務常任委員会における私の答弁に事実と異なることはないものと考えております。

（発言する者あり）

なお、対話という言葉につきましては、当時の総務部長とのやりとりは、都度、短時間でありましたので、そのように表現をさせていただいたものであります。

次に、人事異動の当たっての総務部との打ち合わせにつきましては、ただいま申し上げましたとおり経過があったものですが、人事異動は市長就任後の最重要課題と捉え、まずは職員を把握することが

欠かせないとの考えでしたが、当初は職員の略歴書しかないということでしたので、職員の適性を把握するべく、就任直後の過密なスケジュールということもあり、土日も活用して市政にかかわるさまざまな方から情報収集に努めていたところでもあります。

(発言する者あり)

発令まで約1カ月しかないわずかな期間の中で、何とか6月1日異動に間に合わせるべく、また、その日付自体が妥当かどうかということも含め、私なりに考える時間が必要でした。責任ある任命権者として、職員の状況を把握する、または検証する時間等が必要でしたので、その間、総務部との打ち合わせの時間をとることができなかったということですが、原案作成後には総務部の担当職員とは必要な打ち合わせを行ってきております。

次に、平成27年度人事異動が地方公務員法第15条違反との御指摘につきましては、同条の趣旨は、恣意的な任用を禁止するということであり、私といたしましても市長就任後の最初の定期人事異動に当たり、そのような恣意性の排除は当然の前提としました。従前よりもより客観性を高めたいという思いのもと、内申書等の書面のほか、複数の方から御提供いただいた情報も含めて最終的な判断をしたということでもあります。同条では能力の実証は書面でなければならないとは規定されておりませんが、必ずしも書面に限定されるものではないとの顧問弁護士の御意見もいただいているところでもありますので、

(「実証できないでしょう」と呼ぶ者あり)

私としましては同条の規定にのっとり任命権者としての裁量権の範囲の中で人事異動を行ったものと認識しております。

(「実証できないでしょ」と呼ぶ者あり)

次に、平成28年度人事異動についても地方公務員法に違反しているとの御指摘につきましては、今年度の人事異動に当たりましては、新たに留任内申書を設け、部長職を除く管理職全員分の内申書の提出を受けております。今年度は、この内申書もベースにしたほか、任命権者としての裁量権の範囲内で、昨年度の約1年間で私自身が見て、そしてまた、お聞きした御意見も加え、私なりに改めて整理した情報も活用し、地方公務員法第15条の規定にのっとり適材適所の配置に努めたところでもありますので、昇任内申がなかったということのみをもって同法違反に問われることにはならないと考えております。

(発言する者あり)

(「議長、11番」と呼ぶ者あり)

**○議長(横田久俊)** 11番、斉藤陽一良議員。

**○11番(斉藤陽一良議員)** 順に再質問させていただきたいと思います。

まず、水害対策ですが、先ほど道の管理する部分について支障物の撤去が計画されているということだったのですが、これはいつ行われる予定なのか、まずお聞きしたいと思います。

それから、情報共有等について、水防法によって河川そのものの管理の主体がどこであっても、道であっても国であっても市であっても、氾濫や溢水への対応、避難、救助その他第一義的な責任はその自治体にあると、小樽市が責任を持たなければならないのだということです。他市との、具体的には札幌市との境界線上の星置川は、上流が小樽市で、答弁が先ほどありましたけれども、下流は北海道が管理しているという、キライチ川の場合、最終的な、第一義的責任は小樽市だとしても、その河川管理の主体との情報共有は、連携も含めてですけれども、必要になる場合もあるのではないのかと、現実的に上流部はどうか、下流部はどうかというようなことで情報を共有することは必要な場合があるのではないかと思います。再度お伺いしたいと思います。

それから、スプリンクラーですけれども、パッケージ型のⅡ型がことしになって出てきたわけです。

これは8畳用ということで、現実の施設では4畳半とか6畳の居室が多いわけです。13平方メートル用の消火薬剤16リットル以上のものというのは、まだ大き過ぎるわけです。過剰なのです。費用も余計にかかってしまうと。施設では、この経費的なものが大変な問題になっていますので、少しでもその現状に合った形で、自治体の自主性、主体性が生かされるような形で判断のできる仕組みという、当然、安全性はきちんと確保されなければならないので、災害が起きてしまっただけでは何にもならないのですが、それを確保した上で、その仕組みづくりが必要なのだと思うのです。そういったものを、国の動向を見ていくというだけではなくて、小樽市としても主体的にそういったものに対する考え方を持っていくべきではないかと考えますので、もう一度御答弁いただきたいと思います。

それから、地公法違反の人事異動の件ですけれども、森井原案作成に至るまでの打ち合わせということで、当時の総務部長は、管理職の人事について打ち合わせをしたいという旨を申し入れていたのです。管理職人事の打ち合わせは、本当にしたのかしなかったのか、もう一度答えていただきたいと思います。これが1問目です。

もう一点、市長は、答弁で、総務部の人事案を4月30日に受け取ったというふうにおっしゃっていますが、これは間違いないですか。これが2問目です。

次に、市長が職員課や職員課長と一緒にやったことはないけれども、当時の総務部長とは対話をしたと言っています。その当時の総務部長とは対話をしたというのは、管理職人事について打ち合わせをしたという趣旨で、意味でおっしゃっているのか。これが3問目です。

それとも、打ち合わせはしていないのだけれども、対話はしたのだと。対話という言葉と打ち合わせという言葉を使い分けて、打ち合わせまではしていないけれども対話はしたのだと言いたいのか。これが4問目です。

対話というのは、双方が意見を出し合って話をするのが対話です。お互いに話さないで対話にならないのですけれども、一方的にどっちかがしゃべって、こうしてください、ああしてくださいというのは、対話になっていないのではないかと思います。これが5問目です。

次に、市長は、きょうの今の答弁で、「人事異動のスケジュールなどの話をしておりましたことから」という答弁をされています。今、問題になっているのは、スケジュールのことではないのです。誰をどの部署に昇任させるかさせないか、具体的な中身の話なのです。いついつ打ち合わせするとか、そういうことの話をしたということは今問題にはなっていないのです。問題ではないのです。中身の話をしたかどうかということで、当時の総務部長は、それはなかったと言っているのです。

市長は、5月20日前後に森井原案を職員課長に手渡す以前に、管理職人事の中身についての打ち合わせ、これは対話とかではないですよ、本当の管理職人事のどうするこうするという中身についての打ち合わせを当時の職員課や職員課長とは、これは自分でおっしゃっています、やっていないのです。やっていない。さらに、当時の総務部長とも、そういう職員、管理職人事の中身についての打ち合わせをやっていないのだと確認してよろしいですか。これが6問目です。

あわせて、そうであれば、そうだとすれば、8月9日の委員会での対話をしているとの発言は撤回をしていただきたい。取り消しを求めたいと思います。

それから、地公法違反のところですけれども、本件人事が地公法第15条に違反するという事は、本質問でも言いましたけれども、事実として明らかです。違反しないというのだったら、弁護士に聞いたとか、そういう話ではなくて、しっかり法的根拠を持って示して言ってください。客観的資料が十分でなくても、内申がなくても、私が見て、聞いて、培って判断したことであれば、能力の実証足り得ることなのではないでしょうか。コンプライアンス委員会は、明確にそれは否定しているのです。裁判で、証

拠を見せなさいと、証拠出しなさいと言われたときにどうするのですか。客観的な証拠になる資料が一つもないのです。裁量権とかおっしゃっていましたが、裁量権は法の要件を満たした上での裁量権です。法に違反した裁量権なんてないのです。違反ではないというのであれば、はっきりと法的根拠を示していただきたい。

改正地公法ですけれども、改正地公法にも違反ではないということを答弁されましたけれども、平成28年8月1日付のコンプライアンス委員会への通知で、異動内申、昇任内申に加えて、留任内申もつくりましたと、管理職については全ての職員の内申が提出されるようになったのだと、改善措置を図りましたということなのですが、昇任内申がなかった職員というのは、確かに4月1日人事であったのです。昇任内申はなかったけれども、何か違う内申があったということだと思えるのですが、そういうことでしょうか。これが9問目です。

それでも、昇任にするに当たって昇任の内申がないのに、昇任内申ないのですよ、どういう客観的資料によって能力の実証を行えたのか、それをお示しいただきたい。これが10問目です。

**○議長（横田久俊）** 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**○議長（横田久俊）** 消防長。

**○消防長（明井隆生）** 斉藤議員の再質問にお答えいたします。

パッケージ型消火設備にかわって新たなコンパクトな消火設備が認められるように、国の動向を見るだけでなく、市としても動いてはどうかというような内容だったと思います。

御承知のとおり、消火設備というのは、消防設備メーカーですとか公益法人が、今後、新たなコンパクトなものを開発してくると思いますけれども、その開発された製品に対して総務省消防庁が、安全性ですとか、性能ですとか、そういった観点から技術上の基準をクリアしていると認定して消防庁告示を発すると、そしてやっと商品化といいますか、使えるという形になりますので、なかなか市独自の対応はできないということを御理解願いたいと思っております。

**○議長（横田久俊）** 答弁中、私語は慎んでいただけますか、議員の皆さん。安斎議員、答弁中に私語をされると私も聞こえなくなりますので、傍聴人の方々もおりますので、答弁中あるいは発言中は私語はお慎みください。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**○議長（横田久俊）** 建設部長。

**○建設部長（相庭孝昭）** 斉藤議員の再質問にお答えいたします。

私からは、キライチ川の維持といいますか、立木の対応についてはどうなっているのだということについてお答えさせていただきます。

管理者である道、具体的には建設管理部に現在の状況等を説明しまして、どう対応されるのですかということをお伺いしたところです。それで、見解としましては、まず立木の伐採をやりたいと、その後、しゅんせつも計画しているのですということはお伺いしたのですが、具体的な時期ですとか、年度については、今、計画している段階なので、そこについてはまだ言えないのですという回答でございましたので、申しわけありませんけれども、御理解いただきたいと思います。

**○議長（横田久俊）** 3番目はどうでしょうか。斉藤議員の再質問は、1問目、2問目と言っていたいただきましたので、答弁もそれに合わせてしていただけると整理がつきますので、よろしくお願いします。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**○議長（横田久俊）** 市長。

○市長（森井秀明） 斉藤議員の再質問にお答えいたします。

時間を要してしまいまして恐縮でございます。

私からは、4点目だったと思います。私の原案を提出後に打ち合わせをしたのかということから入ったかと思うのですけれども、総務部との打ち合わせを。

（発言する者あり）

失礼いたしました。私の原案を提出する前に、総務部と打ち合わせしたのかということによろしかったでしょうか。

先ほども答弁させていただきましたけれども、私自身、重要案件ですから、私が何も知らない中で総務部に丸投げで、あとは頼んだというような無責任な方法はとりたくないというふうに思っております。私自身がしっかりとその状況を、組織の状況を鑑み、そして職員の適性等も含めて把握する時間が必要でありました。その時間が5月20日前後というふうに、私の記憶が定かでなかったもので、20日後とたしか以前答弁したかと思えますけれども、その間まで時間を要したというところでございます。ですので、総務部と正式に打ち合わせを始めたというのは、その後ということでございます。

そしてあと、5番目に総務部から総務部案を受け取った日が4月30日だったのかというお話だったと思いますけれども、正式に受け取ったのは、その日でございます。

それと、対話についてのお話だったかと思えます。私自身、先ほども答弁させていただきましたが、5月21日前ですか、20日前において総務部長と話したのは、何度か打ち合わせをする機会がありましたけれども、私はその間においてお話しさせていただいたのは人事異動のスケジュールなどのお話でございますので、その取り組みにおいてやりとりした時間は非常に短かったことが多かったものですから、それを対話という表現をさせていただいたということでございます。ですので、対話という言葉については撤回をすべきというお話もあったかと思えますけれども、私はそういう認識のもとでその対話という言葉を使用させていただいたということなので、御理解いただければと思います。

（「議長」と呼ぶ者あり）

（「かみ合っていないよ、全然」と呼ぶ者あり）

（「何か順番、全然めちゃくちゃです。4番とか、内容全然違います」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 最初にお答えしたのは1番なのか、全部、今、精査が終わるまで少しお待ちください。整理しますので。

残りは、そうしたらどなたが答弁されますか。

総務部長、今、整理されていますよね。今の言った順番、1番、2番、3番、10番まで。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 総務部長。

もう一回やっていただければいい。市長、中身にも触れられましたので、整理が、どこの答弁になってしまうかわからないので、できれば。

○総務部長（前田一信） 済みません、最初のほうの部分は、市長が答弁された部分ちょっと押さえていないのですけれども、私のほうからは、多分この番号で合っていると思うのですけれども、8番目として、違反しないのであれば法的根拠をもって実証してほしいというお話だったかと思うのですけれども……

（「1番から」と呼ぶ者あり）

最初ということになりますと、総務部原案について当時の総務部長と打ち合わせをしたのかしなかつ

たのかということだったかと思います。

(「そうです。1番目はね」と呼ぶ者あり)

そうですね。はい。

それから、2番目につきましては、4月30日に総務部長から原案を受け取ったということで間違いがないのかということだったかと思います。

(「今ここで確認してて、答弁をしなきゃいけないんだから、確認するんだったら休憩して確認にして、その後答弁してくださいよ」と呼ぶ者あり)

1番の原案を4月30日に総務部長から受け取ったのかどうかというのは、市長からお答えしたのかと思いますが、これについては受け取りをしたということだと思いますけれども。

**○議長（横田久俊）** 総務部長、市長しかわからない部分もあるので、若干お時間あれしますので、答弁、そこでやってください。

(発言する者あり)

(「議長、11番、議事進行について」と呼ぶ者あり)

**○議長（横田久俊）** 斉藤議員。

**○11番（斉藤陽一良議員）** 今、10項目ほど人事について再質問しているのですが、これは刑事責任にもかかわる重大な証拠となる事実でございます。明確にお答えいただければ、曖昧なままでは、今後、私の議論ができませんので、議長におかれましては、休憩をとる等しかるべきお取り計らいをいただければと思います。

**○議長（横田久俊）** 斉藤議員の議事進行の要旨はわかりました。もう少しお待ちください。今、そこで答弁を調整しておりますので、それがしっかりできないようであれば、ただいま言われたような措置をとりたいと思いますが。若干お待ちください。

(「この姿がネット中継されちゃうから、休憩してちゃんとやったほうがいいって」と呼ぶ者あり)

(発言する者あり)

斉藤議員の先ほどの議事進行、正確な答弁が必要だということでありました。今、そこで打ち合わせ、調整しておりますけれども、しっかりした答弁が出てこないと逆にいろいろ市長サイドも困ると思います。市長、総務部長、休憩をとりますので、斉藤議員は1問目、2問目ときちんと言っていただけでしたので、それに沿って答弁をしっかりとっていただければと思います。

そういうことで、この際、暫時休憩いたします。

**休憩 午後 5時20分**

**再開 午後 6時15分**

**○議長（横田久俊）** 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

理事者側の答弁の調整ができたようでありますので、理事者の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

**○議長（横田久俊）** 市長。

**○市長（森井秀明）** 斉藤議員の再質問に答弁させていただきます。

先ほどは私は人事以外の答弁も入れ込んで番号を振って、その番号の中で答弁してしまいましたので、それが混乱をさせてしまった原因だというふうに思っております。大変失礼いたしました。

人事案件について10点御質問があったかと思えます。私からは、そのうち7点答弁させていただきたいと思えます。

1点目、総務部長が申し入れた時点で管理職人事の打ち合わせを本当にしなかったのかという点が1点目かと思えます。そのとおりで、私は総務部長から申し入れられたタイミングでは管理職の人事においての打ち合わせは行っておりません。

2点目は、4月30日に人事案を受け取ったのかということをお聞きになられたと思えます。その日に正式に受け取っております。

3点目、対話をしたという私の表現、管理職人事について打ち合わせをしたという趣旨でおっしゃったのかということかと思えますけれども、私は対話をしたということ和管理職人事について打ち合わせをしたという趣旨では言ってはおりません。

そして4点目、打ち合わせまではしていないけれども対話をしたのだということをお願いのかという御質問だったかと思えますけれども、そのような意味合いを持って対話という言葉を使わせていただいたところがございます。

そして、その対話について、一方的にどちらかがしゃべって、ああしてください、こうしてくださいというのは対話ではないのではないかというお話しされていましたが、一般論としてはそのとおりだというふうに思っております。

そして6点目、職員課や職員課長とは管理職人事のことについてのやりとり、行っていないだろうと。総務部長ともそういう中身についての打ち合わせをやっていないのではないかということでの確認だったかと思えますけれども、私が原案を出す前までにおいては、そのとおりでございます。

それと、その点を含めて対話をしているという言葉は撤回すべきではないかというお話ですが、私自身はそのようなスケジュール等のやりとりも含めてお話ししたことを対話という意味でお答えさせていただいたので、それを対話と思って答弁させてもらっているので、撤回をするつもりまではありません。

(「議長」と呼ぶ者あり)

**○議長(横田久俊)** 総務部長。

**○総務部長(前田一信)** 私からは、8番目から10番目までについてお答えさせていただきます。

まず、8番目なのですが、地方公務員法違反ではないかということだと思います。地方公務員法第15条につきましては、恣意的な人事を行わないということが趣旨になってございます。それとともに、紙ベースで何か能力の実施をしなければいけないといったようなことは規定されてございません。

それで、コンプライアンス委員会からは、客観的な資料、いわゆる資料がないということは言われておりますけれども、議員がおっしゃっているとおり、市長が見て聞いて、そしてそれを培って判断したということであれば能力の実証足り得るというふうに考えてございます。これが8番目です。

(発言する者あり)

それから、9番目でございますけれども、昇任内申がなかったのだろうということにつきましては、そのとおりでございます。留任内申ということでございます。

それから、10問目です。10問目につきましては、留任内申であっても昇任内申ではないのですが、同じように評価はしておりますので、そういったことにさらに見たり聞いたりしたというような、市長の見た聞いたという情報を加えてそれで評価しておりますので、特に問題はないというふうに考えてございます。

それから、もう一つ加えてなのですが、実は水害の関係でまだお答えしていない部分がございます。

まして、それを1点お答えさせていただきます。

キライチ川等のお話の中で、川は全ての自治体がそれぞれの部分を担当するということなのでございますけれども、ただ、実際に行政界が近寄っていたりというような川もございます。そういった中で、本来は先ほど市長からお答えしているとおおり、それぞれの川はそれぞれの自治体ということでございますけれども、ただ、緊急時でございますので、当然のことながら協力しながらやっていかなければならない部分があると思いますし、それからまた、中にはもしかしたら、いろいろな協定を事前に結んでおいて、そういったことに対応できるようにという対応をしておくのも一つ方法としてはあるかと思っております。ですけれども、市長からお答えしておりますとおおり、基本は今お話ししたとおおり、それぞれの自治体がやるということでございます。

(発言する者あり)

○議長(横田久俊) 私語はしないように。

(「議長、11番」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 11番、斉藤陽一良議員。

○11番(斉藤陽一良議員) 再々質問させていただきます。

2問目のところで、4月30日に受け取ったということは、正式にと何か断られたのですけれども、なぜそういう正式という言葉が入ったのかなというのが疑問です。

それから5番目の、対話というのは双方が意見を出し合って話をするのが対話で、対話にさえなっていないのではないですかと聞いたのですが、一般論ではそのとおおりだというお答えだったのですが、今回はどうだったのだと。一般論はそうだけれども今回はそうではないというのか、一般論はそうなので今回もそうですということなのか、もう一度お答えをいただきたい。

それから6問目で、総務部長とそういう打ち合わせはしていないのだと、確認をさせてくださいと言ったら、そうですと、確認、それはやっていませんということです。そうであれば、8月9日にこの対話をしているという言い方を市長がされたのは、これは矛盾ではないですか。先ほど5番のところ、5番ともかかわりますけれども、対話にさえもなっていない、ましてや本格的なそういう打ち合わせをやったわけでもない。そうであれば8月9日の総務常任委員会の、あの対話をしましたという言葉の意味は、そういう打ち合わせはあったのですというニュアンスですよ、あれは明らかに。そういう意味の対話をしましたというのは、これは撤回すべきではないですか。これは取り消しを求めたいと思います。

それから8番目の15条違反のところですが、紙ベースではなくてもいいのだとか勝手なことを言っていますけれども、結局は裁判で求められるのは証拠なのです。あの人から聞きました、この人から聞きましたと市長がどれだけ言っても、それは証拠にならないのです。証拠能力がないのです。市長が聞いたことと言っても、それは対抗できないのです。法廷で証拠にならないのです。証拠能力がないのです、どれだけ市長が聞きましたと言っても。だから、客観的な資料がないということは、コンプライアンス委員会の言うとおおりなのです。見て聞いてでは、だめなのです。そこをきちんと法律的な根拠を示して、それでも違反ではないのだということをしっかり法律的に、弁護士から聞いたとかそういうことではないですよ。法律的な根拠を示して明らかにしていただきたいと。

○議長(横田久俊) 理事者の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 市長。

○市長(森井秀明) 斉藤議員の再々質問にお答えいたします。

まず、これ質問だったのでしょかね、疑問とおっしゃったのですけれども。いや、その日にもらっ

たので正式にと申ただけでありますけれども、正式に受け取りました。

それと、対話になっていないのではないかという、今回はということでお聞きになられたと思いますけれども、今回は私自身は対話をしていたと認識していたので、対話になっていなかったとは思っておりません。

そして、先ほどその対話について矛盾しているのではないかというお話でしたけれども、恐縮ですが、私自身が8月9日における言葉の表現の中で、先ほど来答弁させていただいているように、当時の総務部長とのやりとりは都度短時間であったので、それを表現するのに対話という表現を使わせてもらっております。人事に対しての管理職等の内容について話し合っているときには打ち合わせというふうな認識だったので、それについて言葉を変えた表現をさせていただいたので御理解いただければと思います。ですので、対話そのものの言葉の矛盾があるのではないかとおっしゃっておりますけれども、私自身はその矛盾は感じていなかったもので、私自身は撤回するつもりはございません。

(発言する者あり)

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 総務部長。

○総務部長(前田一信) 齊藤議員の再々質問にお答えいたします。

法的根拠ということでお話ししましたが、先ほどお話ししましたとおり、地公法の第15条につきましては、繰り返しになりますけれども、恣意的な人事を排除ということが趣旨として……

(発言する者あり)

うたわれておりますので、そういった意味で市長の裁量権……

(発言する者あり)

○議長(横田久俊) お静かに。

○総務部長(前田一信) 市長の裁量権の中でそういった恣意的なものを排除して見て聞いてというものを加えて行ったということであれば……

(「書面主義なんじゃないですか。」と呼ぶ者あり)

それについては特に違反とまでは言えないのではないかというふうに考えてございます。

(発言する者あり)

○議長(横田久俊) 齊藤議員の一般質問を終結し、さきの議会運営委員会ではここで休憩をとるという議長の予定を申し上げましたが、先ほど若干の休憩がありましたので、このまま一般質問を続行いたします。

(「議長、20番」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 20番、小貫元議員。

(20番 小貫 元議員登壇) (拍手)

○20番(小貫 元議員) 一般質問をします。

最初に、JR南小樽駅のバリアフリー基本構想策定についてお聞きします。

7月20日、第1回南小樽駅周辺地区バリアフリー基本構想策定協議会が開かれました。

私は、2013年第2回定例会の一般質問で、JR南小樽駅のバリアフリー化を進める上で基本構想の策定を行うように提案しました。当時は、JR北海道から具体的な計画が示された段階で基本構想の必要性について適切に判断していきたいと受け身の答弁でした。そして、基本構想の策定の意義について再質問や再々質問で議論したことを覚えています。

JR銭函駅のバリアフリー化は基本構想を策定しませんでした。銭函駅と異なり、南小樽駅は基本構

想策定という道を選んだ理由について説明してください。

また、小樽市として基本構想策定のメリットをどのように捉えているのか説明してください。

協議会では、基本構想策定のスケジュールが示されていました。9月下旬にまち歩き・現地調査を行い、アンケート調査、12月にパブリックコメント、来年2月に基本構想案をまとめるという内容です。協議会のメンバーには福祉団体の方は入っていますが、障害を持った方が参加していません。9月のまち歩きには、視覚障害者や聴覚障害者、南小樽駅を利用して通院している方など障害を持ちながら駅を利用する方の参加を呼びかけることを求めます。また、外国人観光客への対応ということからも小樽商科大学の留学生などの参加も必要だと考えます。市の見解を示してください。

まち歩きは9月下旬の1回だけとなっています。駅の利用者にとってバリアを増大させる雪について考慮する必要があります。基本構想案のまとめを2月とせず、冬の現地調査を行った上で基本構想案をまとめてはいかがでしょうか。お答えください。

基本構想が策定された後に、各事業を担当する管理者が事業を実施するに当たってどのような手順が行われることになるのか説明してください。

また、基本構想の有無で地方債の扱いは違いがあるのか説明してください。

日本共産党は、毎年JR北海道に要望を持って意見交換を行っています。この中でJRから示された南小樽駅のバリアフリー化に対する考えは、基本構想協議会でもJR北海道からあった、現駅舎を利用し、エレベーターなどバリアフリー化だけを実施する旨の意見です。市民要望が強いことは、駅舎がバリアフリー化され市立病院などへのアクセスも便利になってほしいなど、駅周辺のバリアフリー化や古い駅舎の建てかえを求める声もあります。このような市民要望に応じた南小樽駅周辺の整備にすることを求めます。市の見解を示してください。

次に、風力発電について伺います。

銭函・石狩湾新港地域では、風力発電事業が幾つか計画されています。それぞれの事業名と事業者、事業別の出力と基数及び事業の到達状況について説明してください。

環境省や経済産業省の意見が出されている事業については、その意見についてどのような内容で、それに対して事業者がどのように取り組んでいるのか、把握していればお答えください。

風力発電の場合、1万キロワット以上の事業が環境影響評価の対象です。環境影響評価法上どこまで自治体として意見が出せるのか説明してください。

事業のうちの一つ、洋上風力である株式会社グリーンパワーインベストメントの準備書に沿って幾つか質問します。

一つ目は、波浪調査や潮流調査、海底調査についてです。

潮流の調査については、洋上風力発電の環境影響評価準備書では、平成25年度石狩湾流況調査報告書を引用して海流観測結果から流況は複雑に変化していることが分かると書いてあるだけです。また、海底調査は図に示すとおりとしながら、その図は昭和55年のものです。石狩湾新港管理組合が設立されたのは昭和53年です。ですから、港の形ができて上がっていない現状の海底地形図とは言えない図面をもとに準備書をつくっています。

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構のガイドブックでは、海底調査について次のように述べています。「海底地形調査は、候補海域における海図、海の基本図等の既往調査資料を参照することは無論であるが、現地測量等を行って海底地形の形状を把握することは必要である」と、このような調査では不十分であり、書類による調査だけではなく、事業者が観測、測量調査をすべきと考えますが、市の見解を示してください。

石狩湾新港では、砂による水域施設の埋没抑制を図るためとして、西防砂堤約31億4,000万円、防砂堤約11億3,000万円、東防砂堤約44億円、航路護岸約5億3,000万円、しゅんせつ約3億8,000万円の合計95億8,000万円という多額の税金がつき込まれています。それだけ石狩湾新港が開港以来、砂の動きを読めないできました。

石狩湾新港管理組合では、現在の砂の流れは東から西に移動する傾向があり、風力発電の建設により航路に影響を及ぼすような砂の流れの変化はないと言います。事業者は海底の砂の流れはどのように変化すると準備書に記載があるのか、そのことへの対応は事業者として対策を考えているのか説明してください。航路への影響が少ないとしても、生態系や地域環境に影響があると考えませんか。お答えください。

二つ目に、風力発電に関する騒音に関して伺います。

方法書に対して風力発電メーカーや工事内容が未決定な段階での縦覧は不適切との意見に対し、準備書において明記しますと答えていましたが、メーカーの記載は見送られました。まだ公表されていません。にもかかわらず、騒音のパワーレベルなどが示され、影響は少ないと結論づけています。風力発電メーカーが公表されていないことは、事業者の誠実性が問われる問題です。準備書に記載されなかったことについて、市の見解を示してください。

経済産業省からの意見では、純音成分及びスイッチュ音の程度について記載することとありました。しかし、準備書では、これらの影響について分析されていません。純音成分やスイッチュ音について影響をどのように捉えていますか。見解を示してください。

近隣住民や研究者などから風力発電による騒音について不安の声と健康への影響があることが指摘されています。小樽市として低周波、超低周波の健康への影響をどう考え、事業者に対しどのような対応を今後求めていくつもりか説明してください。

三つ目に、系統連系についてです。

北海道電力は、来年3月には北本連系設備を60万キロワットから90万キロワットに、30万キロワット増設します。現在の北電における風力発電の受け入れ可能量は36万キロワットで、既に到達しているため、蓄電池の併設等による出力変動緩和対策が必要と言われています。そして、発電事業者には無保証で出力抑制に許容してもらおう方針です。新たに10万キロワットの風力発電施設を建設して北電が受け入れる保証があるかが問題になります。建設しても北電が受け入れないのであれば、事業計画が頓挫してしまいます。市として、洋上風力の系統連系について事業の保証を確認する必要があるのではないか。見解を示してください。

洋上風力発電事業は、NEDOの補助を受けています。そのNEDOの風力発電導入ガイドブックによれば、風車の配置について、風下に形成される風況の乱れた領域によるエネルギー取得量減少を防ぐには、卓越風向きに対し直角方向にローター直径の3倍である3D、風下方向にローター直径の10倍である10Dの距離を確保することが実験や実測により確かめられているとしています。このことに照らして、準備書による配置ではNEDOの示す基準と異なります。このように基準と異なることに対し、市の見解を示してください。

再質問を留保し、終わります。（拍手）

○議長（横田久俊） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 市長。

（森井秀明市長登壇）

○市長（森井秀明） 小貫議員の御質問にお答えいたします。

初めに、JR南小樽駅バリアフリー基本構想について御質問がありました。

まず、南小樽駅において基本構想を策定した理由につきましては、南小樽駅は駅周辺には高齢者や障害者の方などが利用する病院等の施設があることから、駅や周辺の施設、さらにはこれらを結ぶ道路などを一体的にバリアフリー化する必要があるため、基本構想を策定することとしたものであります。

また、基本構想に位置づけることにより、これまで各施設管理者が個々に行っていた事業について、各管理者が連携しながら事業を推進することになり、面的なバリアフリー化が促進されるものと考えております。

次に、9月の現地調査に障害者の方や駅利用者の皆様に参加していただくことにつきましては、障害者の方については基本構想策定協議会の構成員である福祉関係団体を通じて参加を呼びかけております。

また、駅利用者の皆様には、聞き取り調査の実施を予定しております。

なお、外国人観光客への対応につきましては、基本構想とは別に観光協会などの関係団体と協議しながらニーズの把握に努めてまいりたいと考えております。

次に、冬の現地調査につきましては、9月に実施予定のアンケート調査や駅利用者への聞き取り調査において冬期間に係る質問項目を設定し、その中で課題や要望などを把握し、基本構想に反映させてまいりたいと考えております。

次に、基本構想が策定された後の各管理者の事業実施の流れにつきましては、駅や道路などの各施設管理者は基本構想に沿って駅舎へのエレベーターや多機能トイレの設置、道路への点字ブロック設置などを盛り込んだ特定事業計画を策定し、この計画に基づき事業を実施することとなります。

また、地方債の扱いについては、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律により、基本構想に基づく駅舎のバリアフリー化などの公共交通特定事業に対して市が助成を行う場合は、その経費が地方債の対象となります。

次に、市民要望に応じた南小樽駅周辺の整備につきましては、現在、基本構想策定協議会の中で駅舎を初め、周辺施設や道路などのバリアフリー化について議論を始めたところであり、今後のアンケート調査やパブリックコメント等による市民の皆様の御意見も参考にしながらバリアフリー基本構想を取りまとめ、この基本構想に基づき、各施設管理者とも協議しながら南小樽駅周辺地区のバリアフリー化を進めてまいりたいと考えております。

次に、風力発電について御質問がありました。

まず、銭函・石狩湾新港地域の風力発電事業につきましては、四つの事業が計画されており、計画ごとに御質問の項目を御説明いたします。

一つ目は、銭函ウィンドファーム合同会社の（仮称）銭函風力発電事業で、総出力3万キロワット、基数は15基、環境影響評価の最終段階である評価書を整理中であります。

二つ目は、エコ・パワー株式会社の石狩湾新港風力発電所、総出力9,900キロワット、基数は3基、評価書の縦覧を終了いたしました。

三つ目は、株式会社市民風力発電の（仮称）石狩コミュニティウインドファーム事業で、総出力2万キロワット、基数は9基、評価書を整理中であります。

四つ目は、株式会社グリーンパワーインベストメントの（仮称）石狩湾新港洋上風力発電事業で、総出力10万4,000キロワット、基数は26基、評価書手続前の準備書の縦覧を終了しました。

なお、地域全体としては総出力の合計で16万3,900キロワット、基数で53基の計画が現在進んでお

ります。

次に、経済産業省等からの意見につきましては、四つの事業のそれぞれに対し勧告が出されておりますが、概要としましては、追加的な環境保全措置の具体化に当たっては、これまでの調査結果や専門家等の助言を踏まえて、客観的かつ科学的に検討すること、調査により判明した環境の状況に応じて講ずる環境保全措置の内容、効果及び不確実性の程度について報告書として取りまとめ、公表することなどとなっております。

また、事業者からは、専門家等の助言を聴取し、必要に応じて環境保全措置の内容等を検討し、その内容を報告書として取りまとめ、今後、公表する予定であると聞いております。

次に、環境影響評価法上の自治体意見につきましては、環境影響評価は経済産業省が手続の各段階において、都道府県知事意見、住民意見等を踏まえ、環境審査顧問会の助言を得て内容の審査を行うもので、地元の自治体は知事からの照会に応じて意見を提出する立場であり、同省が事業者に対して勧告を行うための参考であると認識しております。

次に、事業者の観測、測量調査に対する本市の見解につきましては、現時点の調査だけでは十分でないとして認識しておりますが、今後、事業者が事業予定水域において潮流などの海象調査を実施し、より詳細なデータを収集する予定とのことですので、これらの調査を踏まえて事業者に適切な対応をしていただきたいと考えております。

次に、海底における砂の流れの変化につきましては、準備書への記載は特にありませんでしたが、事業者からは風力発電機の基礎を骨組み構造で計画しているため、砂の流れに大きな影響は与えないものと聞いております。

また、生態系については、現地調査等により影響を予測し、必要な環境保全措置を講じると準備書に記載があり、石狩湾新港管理組合からは地域環境について近隣砂浜の砂の流れに影響を及ぼすような変化は生じないものと聞いておりますが、本市としてはその影響が少なからず懸念されますので、評価書の作成に向けて適切な対応を行うよう事業者に対して要請してまいりたいと考えております。

次に、風力発電のメーカーにつきましては、今回の準備書に記載されませんが、事業者からは、今後、各種調査の結果をもとに最適な風力発電機を決定し、次の評価書に記載する予定と聞いており、適切に対応されるものと考えております。

次に、発電機や制御装置から発生する純音成分や風車の風切り音であるスイッチ音につきましては、今回の準備書において特に記載はありませんでしたが、影響が懸念されますので、市として影響を最小限にとどめるよう事業者に対して要請してまいりたいと考えております。

次に、風力発電から発生する低周波等につきましては、健康への影響を懸念する声もありますので、本市としましては、環境影響評価の手続に基づくことはもとより、事業者に対して常々情報提供を行ってもらうよう要請してまいりたいと考えております。

次に、新たな風力発電事業に対する北海道電力の受け入れ体制につきましては、北電からは、平成27年に国のエネルギーに関するワーキンググループにおいて、風力発電は36万キロワットが接続可能量であることが了承されたと聞いております。

また、現在、既に各事業者からの接続申込量がこの数値を上回っているため、今後、一定時間の出力制御について同意した事業者のみの受け入れを継続すると伺っております。

なお、受け入れの保証につきましては、北電と事業者との間で協議されるものと考えております。

次に、準備書での風力発電機の配置につきましては、事業者からは、現在、想定している風力発電機の効率性などを考慮した上で計画したと聞いております。今後は評価書の作成に向けて事業者において

適切に判断されるものと考えております。

(「議長、20番」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 20番、小貫元議員。

○20番(小貫元議員) 再質問をいたします。

最初に、南小樽駅のバリアフリー化の関係ですけれども、まち歩きを冬もやったらどうかということに対して、冬は質問で対応するからやらないのだというような答弁でしたが、ほかの都市を見てみたら、江別市の場合、2004年12月から翌2005年9月にかけて基本構想を策定しました。その中で、2月と5月にフィールドチェックを行っています。それで、この2月のフィールドチェックで「堆雪により道幅が狭くなっており歩きにくい」「マンホール周辺の除雪にバラツキがあり、凸凹になっている」「除排雪を徹底しないと、車椅子ではまず移動できない」、やはりいろいろな意見が出されているわけですね。これで約10カ月、小樽市の場合は7カ月か8カ月でやるのだと。旭川市はもっと長くて、2006年10月から2008年3月までと1年以上かけて基本構想を策定していると。ここでも2月と7月にフィールドチェックを行っている。やはりこうやって先行している道内他都市の例から見ても、協議会の中で議論することにはなるとは思うのですけれども、再検討すべきだと思います。これにお答えください。

次に、答弁の中で基本構想をつくった後に特定事業計画をつくるという話がありましたが、特定事業計画をつくったら、各管理者、南小樽でいけばJR、市、警察ということになるとと思いますけれども、管理者がこの事業実施に務めなければいけないのか、それともしなければならないというのか、どの程度この基本構想や特定事業計画に縛られることになるのか、その辺はどうなのでしょう。説明をしてください。

また、基本構想の後にそうやって特定事業計画をつくるということになると、基本構想ができればそれが事業実施に直接つながるということではないのかなということが疑問としてあるのです。先ほどの再質問にもありましたけれども、この事業の実施はそうなると基本構想と別になってしまうのですが、基本構想後の事業の進捗状況ということを協議会を開催しないで進めていくことになるのか、その辺はいかがなのかお答えください。

次に、市民の要望に応じた駅整備をとすることは、アンケートや協議会で話していくということになると言っていましたけれども、しかし、市として今全くノープランで協議会だとかアンケートに臨んでいるわけではないと思うのです。それがどの程度なのか、もう少し具体的に説明をお願いします。

次に、風力発電についてですが、最初に答弁がありましたように、合計53基、16万キロワット以上の風力発電があつた地域に建設されると。四つの事業者だということでしたけれども、環境影響評価というのはそれぞれの事業者が行うわけですね。現状からどのように変わるのか、その影響を見るのですが、各事業者はそれぞれの部分の環境影響評価しか行いません。53基全部建設された場合の環境や健康への影響はどのように判断していくのか、このことが疑問なのですけれども、53基全て建設された場合の環境や健康への影響調査が必要だと思いませんか。市の見解と今後のことに対する対応についてお答えください。

あと、自治体の意見の部分で環境影響評価をつくる上での参考であるみたいな答弁だったと思います。今言った四つの事業者のうちの一つのエコ・パワーが評価書を作成しました。この間、北海道を通じて小樽市の意見というのを上げてきたと思いますけれども、それがどのように参考として反映されているのか説明してください。

次に、洋上風力の関係で、幾つかの調査をこれから行うのだということでした。先ほど言ったように、もう自治体としての意見は参考とは言えないと。住民としてももう言うことができないと、そういう段

階になっているとは思っています。しかし、調査はそれでもこれからやるのだと、メーカーの公表もこれからなのだ。しかも北電が受け入れるかどうかこれからだという話で、何もかもこれからだというのに自治体として何も意見は出せない。住民としても法的根拠のある意見は出せない。これは問題だと思いませんか。見解を示してください。

それと、低周波とか超低周波の影響というところなのですが、要請していくという旨の答弁だったか、私もうまく聞き取れていませんけれども、それは市として、やはりこの低周波、超低周波の健康への影響があると考えているのか、それが大きいと考えているのか小さいと考えているのか、その辺をお聞かせください。

それと、系統連系について、事業者が協議をしているのだというような話でしたが、この系統連系の問題は小樽市も協議会の一員として議論してきたと思います。多分、企画政策室長が入っていたと思うのですが、答弁のガイドラインとこの電気事業法に基づく送配電等業務指針を踏まえて各電力会社がマニュアルを作成しています。この現在の段階は北海道電力が出している系統アクセスマニュアルに沿ってどの段階なのか、これも説明してください。

あと、風車の配置については適切に判断されるのだみたいな話でしたが、でもそういう基準があるのですよね、風の乱れが生じるからといって。風車の後ろにウェーク領域が発生します。これが準備書の配置で次の風車までもとに戻るといふ考えなのか、風況の乱れは残されたままと考えるのか、どちらかお答えください。

**○議長（横田久俊）** 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**○議長（横田久俊）** 建設部長。

**○建設部長（相庭孝昭）** それでは、質問順ということになるかと思いますので、先に私から答えさせていただきます。

バリアフリーに関する4件の質問でございます。

まず、現地調査を冬にやらないのかということでございますけれども、今、議員からも御指摘がありましたとおり、冬に予想される意見としますと除雪の関係ということになってくると思います。私どもではアンケート調査等で対応ということで一定程度のお話は予想はできるということで、それについて考えているということでございますので、今のところ冬の現地調査は考えておりません。

それから、基本構想に掲載された特定事業は実施しなければならないのか、義務化されているのかということでございますけれども、高齢者・障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律によれば「特定事業を実施するものとする」と規定がございます。その法律の趣旨につきましては、国土交通省の中では実施が義務化されていると載っておりますので、義務化されていると考えてございます。

それから、協議会について、基本構想が策定された後、協議会が解散した後の確認はどうするのだと、追跡はどうするのだというような御趣旨だと思いますけれども、法律によりますと、この基本構想の策定を行えるのは市町村でございまして、その策定に当たって協議会の意見を聞くという形になっております。したがって、策定をもって協議会の役割は終わるということになります。その後の追跡といいますが、後の確認は、計画をつくった市町村になろうかというふうに考えているところでございます。

それから、具体的にこの構想の中でどういったことを考えているのかということでございます。これは議員からもお話がありましたとおり、今後の策定協議会の中で議論していくことになると思いますけれども、今、この地域で考えられますのは南小樽駅のバリアフリー化、具体的に申し上げますとエレベーターをどう設定するか、それから、そこからその前面にあります市道住吉線の方に、ここは勾配が

きついですから、どうすり合わせていくかといったこと、それから、このかいわい全てに目の不自由な方に対する、交差点の音響つきの信号といいますか、そういったものがないといった現状がございますので、それが整備できるかできないか、そういったことが中心になろうかと考えてございます。

**○議長（横田久俊）** 若干お待ちください。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**○議長（横田久俊）** 市長。

**○市長（森井秀明）** 私からは、風力発電に伴うことで2点ほどお答えさせていただきたいと思います。

1点目は、風力発電に伴って、全ての風力発電が動いたときに、全体的な判断も必要ではないかと、大枠における影響も鑑みなければならないのではないかとこの御指摘でありましたけれども、私自身としては、やはりそれぞれの風力発電、場所もある程度離れているということもあって、それぞれがそれぞれの相関関係が生じて、大きく影響を及ぼすまでは私は判断できないというふうに思っております。ですので、それぞれ設置される方がそれに伴う環境影響をしっかりと判断された上で設置されるということが大事だと思っておりますので、それが御心配のような全体的な大きな影響における判断を市で行うことはしない考えを持っているところでございます。

もう一点、低周波のことでありますけれども、低周波においてはやはり専門家の意見が分かれておりますので、市として必ず影響があるということを断定することはできないと思っております。しかしながら、やはり専門家の中では健康に対しての影響があるのではないかと、そういう懸念自体はありますので、そのようなことにおいては、やはり事業者の方がしっかりとそのことを鑑みて、設置に向けて取り組まれるべきだというふうに思っておりますので、それについては市からもしっかりと申し入れはしていきたいと思っておりますのでございます。

**○議長（横田久俊）** 総務部長ですか。どうでしょうか。まだ残っているのは、聞いていないですね。いいですか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**○議長（横田久俊）** 市長。

**○市長（森井秀明）** 時間がかかって大変失礼しております。私からもう2点、答弁させていただきたいと思います。

洋上風力に伴うことで、このままですと住民からは物が言えない状況にもかかわらず、洋上風力を行う事業者においてのお話については全てこれからということで、ほとんどがそのような状況ではないかということかと思っております。今、この制度の枠組みの中では市として対応できるというのは、やはり現行の調査を踏まえて事業者に対して適切に対応していただくように伝えていくことであつたりとか、さらには砂の流れの変化のこと等もありましたけれども、それぞれの石狩湾新港等からのお話とかを受けながら、その影響がないようにやはり事業者に対して要請していく、現段階でできることにおいてはこのあたりではないかというふうに思っております。やはり風力発電においては、現行の制度の中では、その事業者自身が、準備書はもちろんのこと、評価書において閲覧等を含めてしっかりと行っていただいて、適切な流れのもとで設置していただくことが今できる最大限の流れではないかと認識しているところでございます。

そしてもう一点、風車の基準の点でございましたけれども、質問の中では私たちは風力発電に伴う効率性の高い方法としてNEDOの取り組みをしっかりと参照されて事業者の方は行うべきではないかという、そのような御指摘だったかと思っております。

先ほど小貫議員からお話されておりました、恐縮ですが言葉を間違ったらあれですけども、風車

の基準の中でウェーク領域という表現をされていたのでしょうか。その言葉については、恐縮ですが、私自身が把握しておりませんでした。私としてはこの御質問の中では、それぞれの風力発電の事業者がこのNEDOについての御指摘も参考にされながら、風力発電そのものをしっかり効率よく行っていたくように、行うべきだというふうに思っていて、市からそれを必ず守るようとか指摘するという内容ではないと認識していたところでございます。ですから、より効率よく高めていくために、それ自体においてはそれらのNEDOなども参考にしながら、事業者自身が努力をされていくべきことと認識をしていたところでございますので、先ほどそのように答弁をさせていただいたところでございます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 生活環境部長。

○生活環境部長(渡辺幸生) 小貫議員の再質問にお答えいたします。

私からは、市の意見が参考意見ということで、どの部分に反映されているのかという御質問だと思いますが、具体的に評価書の中のどの部分に私どもの意見が反映されているのかも確認できませんけれども、私どもからは意見を申し入れておりますので、当然参考にされているものと考えているところでございます。

(発言する者あり)

○議長(横田久俊) あと1点、電気事業法の系統連系について。もう一点だけどうでしょうか。確認中ですので、少しお待ちください。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 市長。

○市長(森井秀明) 小貫議員に大変恐縮ですけれども、系統連系についての御質問をもう一度行っていただけますと助かります。大変申しわけございません。

○議長(横田久俊) 20番、小貫元議員。

○20番(小貫 元議員) 北電と事業者で協議をするのだというのがたしか答弁だったと思います。それで、この協議会の一員として小樽市も参加していますよね、この風力発電の導入に当たっては。その中でももう既に議論になっている課題でして、系統連携に関して各電力会社がマニュアルを作成しているわけです。北電もちろん、系統アクセスマニュアルというものを出しています。そこで、協議の段階、事前協議の段階をしっかりと書いているわけなのですが、それが今どの段階なのか。

それとも、その系統アクセスマニュアルに載っていない、その前の段階なのか、その辺がどの段階なのかという、本当にきちんと北電と協議できているのかという、その辺をお聞きしたかったのです。

○議長(横田久俊) どうでしょうか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 総務部長。

○総務部長(前田一信) 大変お待たせして申しわけございません。

今手元に資料が届きまして、今、届きましたのは事前相談の段階であるということで資料が届いております。詳しい内容につきましては、恐縮ですけれども、後ほどお届けするということで御了解いただければと思います。

(「議長、20番」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 20番、小貫元議員。

○20番(小貫 元議員) それでは再々質問します。まず、南小樽駅の問題で、冬はどうしても行わ

ないのだという、これは問題な答弁だと私は思っています。ただ、実際に今、議論するのは確かに協議会の中ですから、せめて意見を踏まえて協議会の中で議論するとか検討するとか、そういうことがあるべきであって、市の段階でやりませんと結論づけるのは協議会に対しても失礼だと思うのです。だから、その辺について協議会で議論してほしいと思いますけれども、お答えください。

あと、建設部長は策定まで協議会は終わりだみたいな話だったと思うのですが、少し私の認識とずれていまして、基本構想の策定の意義の一つがスパイラルアップだということが言われています。基本構想作成のガイドブックでは、「基本構想を作成することをゴールとすることなく、協議会による基本構想に実施」「段階における連絡調整制度などを活用しながら、継続的・段階的なバリアフリー化の推進に努める」とあるのです。この趣旨に沿ってやはりしっかりと協議会の中で議論していくということが必要ではないですか。お答えください。

それと、幾つかバリアフリーの具体案について示してくれと言ったら答えてもらえましたが、これもやはり基本構想策定の意義を正面から捉える必要があると思います。協議会を設置したということは、やはり住民参加、当事者参加、これが基本だということになっています。今、市としてこういう案がありますと、それ以外は受け付けませんという立場で協議会に臨むのではなく、本当に協議会で出された意見を重視して、財政問題もありますから全部が全部取り上げるわけにいかないというのわかりますが、しっかり協議会での議論を重視してほしいと思いますけれども、これについて見解を示してください。

次に、環境影響評価の問題で、エコ・パワーについては確認できないと、参考にされているだろうと、そういう話だったのですが、やはり今の環境影響評価の問題で、四つの事業で評価書までいったのはエコ・パワーが初めてなわけですね。だから、そういう上でこの評価書が準備書と比べてどのように変化しているのかと、住民の意見、自治体の意見がどのように反映されているのかと、そういうことをしっかり分析する必要があると思うのです。そうでないと、その程度の意見は突っばねておいても評価書でそのまま通るというふうにはほかの事業者が考えてしまったら問題なので、やはりきちんと今、今回の初期の段階の評価書でしっかり分析することが必要だと。一部の意見には超低周波の現況値が準備書よりも高くなっていると、こういう指摘もありますので、しっかり市として確認していただきたいと思いますが、これについて答弁をお願いします。

あと、市長から答弁がありましたけれども、市としてできることは伝えていくこと、要請していくことだみたいなことでしたが、やはり要望でしかなくなってしまうのです、これから先は。やはりエコ・パワーの風車メーカーは、準備書の場合は日本製鋼所だったのですけれども、これが評価書ではヴェスタ社に変わっています。ローター直径も103メートルから112メートルに変わっています。幾ら総体の規模が小さくなったとはいえ、1基当たりの規模が大きくなったということになると、やはりそれに対する評価というのは変わってくるのではないかなというふうに思います。

ただ、これは現在の法律上、市としては確かにどうしようもない部分でもありますので、電気事業法上になるのか、環境影響評価法上になるのか、経済産業省ないしは環境省に届ける、どこかの段階で自治体の意見を聞き取りするようにやはり国に求めていってはどうかと思っておりますけれども、これについて見解を示してください。

あと、系統連系の問題なのですが、事前相談の段階だという話でしたけれども、あれはたしか回答期限があったと思うのです。その回答期限はそうなると来ているということになるのではないですか。それをまず示してください。

あと、これもエコ・パワーの場合ですが、準備書の段階では1万2,000キロワットだったのです。そ

れが9,900キロワットに切りかわっているのですけれども、評価書によれば電力会社との協議の結果だというふうに載っているわけですよ。やはりこういうことをしっかり市としても確認する必要があるのではないかと思います、それについての見解を示してください。

あと、ウェーク領域の問題が議論の中でうまく伝わっていないみたいだったのですけれども、要はNEDOのガイドブックでは、風車のローター直径の10倍の距離を離さないと風の勢いがその後ろの風車にもとに戻らないと、風が弱いまま次の風車に届くので、発電効率が悪くなると。横についても干渉してしまうのでローター直径の3倍離さないと風の乱れが生じてうまく発電効率が上がらないと、こういう見解で3D、10Dというのが配置の基本だというふうに示されているわけなのです。

そうすると、今の答弁だと事業者が適切に判断するという話で、それは事業者が弱い領域は生じるけれども、発電を上げることができるのだということなのか、それとも機械によって10Dではなくて現在6Dぐらいなのですが、6Dの段階でも風の乱れが戻るのだという見解なのか、どちらを想定しているのかということが一切わからないと。その辺についての見解をお答えしていただきたかったですけれども、ただ、これについては再質問の答弁がそういう状況だったので、再質問の趣旨はそういう趣旨でしたということで、これは意見として述べておきます。

それで、最後ですけれども、要は、53基、今、余り影響はないのではないかとということも市長は言っていました、結局、石狩湾新港の西ふ頭からしてみたら、北電の火力発電所あたりを四方を取り囲むように風力発電ができるわけなのです。まさに騒音が四方から来ると、四面楚歌という形になるわけですが、こうなったときにどの発電施設によって環境への影響、健康への被害が生まれたかというのがわからなくなってしまうのですよ。ということで、国に対してこれはやはりきちんと制度をつくるように求めるべきではないですか。市の見解を示してください。

**○議長（横田久俊）** 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**○議長（横田久俊）** 市長。

**○市長（森井秀明市長）** 小貫議員の再々質問にお答えいたします。

私からは、風力発電にかかわることで3点答弁させていただきたいと思います。

まず、現在の制度によると、やはり自治体から事業者に対して申し入れる機会というのはどうしても少ないというか、あるときを境にそれができなくなるので、国に対して自治体がもう少しそういう要望であったりとか、また意見とかを盛り込める機会を設けられるよう要請すべきではないかということだったかと思います。

おっしゃるように、現行の制度においては、ある程度自治体における限界があるというふうに思っているところがございます。そのような御心配等も含めて、また、自治体の意見等が入れ込めるようになるのかどうか、それを国にどのように要請していくのか、それについては一度市としても検証してみたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それと、電力会社の協議の結果についてはしっかり把握すべきではないかということでありましたので、それについてはこれからしっかり把握できるよう努力していきたいと思っております。

それともう一点、全体的な状況における影響について、これも国に対して申し入れるべきではないかというふうに最後におっしゃったように思うのですけれども、おっしゃるように一地域の中でさまざまな風力発電が入る中において、その中でどの風力発電が環境等に影響しているのかということがわからなくなる、その可能性があるのではないかという御指摘はそのとおりにかというふうに思っております。

しかしながら、そういう影響がないようにということで環境影響調査等を組み入れて評価書等はつく

られていると思っておりますので、現行においてそれを国に指摘するという事は正直難しいかというふうに思っております。

しかしながら、まずはその評価書等を通して風力発電が設置される段階において、きちんと自治体であったり地域の方々のお考えであったりとか、または環境に影響を及ぼさないその準備、段取りがまず必要だというふうに思っております。市としてはまずそれに向けてしっかり取り組むことから始めるべきだと思っておりますので、現行においてそれについて国に対してどう要望するかも含めて、考えられない状態でございますので、御理解をいただければと思います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

**○議長(横田久俊)** 建設部長。

**○建設部長(相庭孝昭)** 小貫議員の再々質問にお答えいたします。

まず1点目、冬の現地視察ということでございますけれども、私どもがはなから拒絶しているというようにとられたかもしれませんが、そういうのではなく、私どもはアンケート等で代替できるのではないかということで、今後のスケジュールを第1回の協議会の中でお示ししている中で、今は考えていない、アンケートでできるのではないかという事務局の考えの中で今はやることは俎上にのっていないといえますか、そういった状況であることを言ったつもりでございます。

それから二つ目、協議会の役割のお話でございますが、法律によりますと、この基本構想を策定するためにその協議を行う場というふうに書いてございます。御指摘のガイドブックについては、私はまだ勉強不足でございますので、そこの勉強を進めながら後々必要になってくるのか、そこら辺はまた考えてまいりたいというふうに考えてございます。

それから、どういった事業を実施するかといったことでございますけれども、私どもが例示したもの以外を全部だめですという気はございません。現に1回目の協議会の中でも例えば南小樽駅を橋上駅にはすることはできないのですかといったようなお話もございました。また、そういった中で、そういったバリアフリーの趣旨といいますか、どういったことが一番いいのか、それから同時に先ほど小貫議員もおっしゃいましたが、財政的な部分を含めた実現性といったもの、そういったものを含めながら協議会の中で話し合っていくといったことにはなるのですけれども、ただ、事務局としてこういったものがあるのではないかとしたこと例示したつもりでございますので、御理解いただきたいと思っております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

**○議長(横田久俊)** 生活環境部長。

**○生活環境部長(渡辺幸生)** 小貫議員の再々質問にお答えいたします。

エコ・パワーに対する地元自治体の意見が評価書に反映されているかどうか確認すべきということでございますので、私どもから騒音や低周波など評価書に記載すべきこと、意見を出しておりますので、これにつきましては評価書を確認させていただきたいと思っております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

**○議長(横田久俊)** 総務部長。

**○総務部長(前田一信)** 系統連系の関係でございますけれども、まだ正式な協議という形になってございませんので、今はまだ下準備の段階ということでございますので、期限というお問い合わせございましたが、特に期限はないということでございます。

(発言する者あり)

**○議長(横田久俊)** よろしいですね。あとは委員会でお願いたします。

小貫議員の一般質問を終結いたします。

(「議長、13番」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 13番、酒井隆行議員。

(13番 酒井隆行議員登壇) (拍手)

○13番(酒井隆行議員) 平成28年第3回定例会に当たり、一般質問をいたします。

初めに、海水浴場に関連して、おたるドリームビーチ海水浴場について質問いたします。

昨年は違法建築物の撤去ができず、開設することができなかつたおたるドリームビーチ海水浴場でしたが、本年5月には全ての建物が撤去され、違法状態が解消、その後、海水浴場として開設するために関係者が準備を進めて7月に海水浴場として2年ぶりに海開きをしました。この間、ドリームビーチ再開に向けて新たなルールづくりを小樽市、北海道、警察や組合などの関係機関と協議会を立ち上げて、おたるドリームビーチのにぎわいを維持しつつ、地域住民の生活環境との調和を図るとともに、誰もが快適で安全・安心な海水浴場を目指して、利用者と関係者が遵守すべき約束事として作成されました。シーズンを終えた今、このルールがどのように運営されたのか質問いたします。

まず、このルールの第1章第1条の目的ですが、「海水浴場のにぎわいを維持しつつ、地域住民の生活環境との調和を図る」と記載されております。

この地区は、市街化調整区域であり、居住者がいない場所ではありますが、地域住民の生活環境との調和についてどのようなことを想定されているのでしょうか。お答えください。

また、最も近い住宅地は札幌市手稲区になりますが、このルールに示されている近隣住民の定義をお示しください。

次に、第2条の周知について、条文では、協議会は連携して看板やポスター、パンフレットなどでルールの周知徹底を図るとのことです。周知のためのポスター、パンフレットはどの程度用意されていたのか、どのような方法でどれぐらい配布されたのかお聞かせください。

次に、第20条、海の家建築・撤去時の注意の第2項では、「海の家建築・撤去の際には、近隣住民に計画、時期等について説明や周知を図るとともに、低騒音型の機械を使用するなど騒音対策を実施する」とあります。

今シーズンの営業が終わり、これから建物の撤去作業に入るかと思いますが、近隣住民への計画や時期などについての説明や周知はいつごろされるのでしょうか、お聞かせください。

また、低騒音型の機械を使用するなど騒音対策を実施するとのことですが、協議会は使用される重機の確認をされているのでしょうか、お聞かせください。

次に、ドリームビーチに関連して、このビーチで飲食の提供をしている海の家には水道水がなく、飲料水をタンク貯水し使用していますが、現在のこの使用方法では非常に不衛生であると考えます。

今シーズン、保健所が水質調査を数回行っているとのことですが、その回数と懸念される事項をお知らせください。

また、市長はドリームビーチのこれまでの飲料水の状況も当然把握されていると思いますが、貯水タンクの水を使用している飲料水は安全と考えますか、お答えください。

次に、小樽市銭函3丁目駐車場について質問いたします。

ドリームビーチに隣接するこの駐車場は、市長が設置期間を定め、利用時間については小樽市駐車場条例の第2条第2項の規定に基づき午前8時から午後5時までとされております。また、この条例の第6条では、駐車場使用料金の減免について条文化されており、その内容については「市長は、特に必要があると認めるときは、駐車場使用料金を減免することができる」とのことです。この条文から読み取れるのは、組合関係者やライフセーバー、関係業者などが対象になるかと思いますが、詳細につ

いてお聞かせください。

また、駐車場使用料金の減免は市長が特に必要と認めるときであり、組合や委託業者の協議で決められることではないと認識しておりますが、この考え方についての見解をお答えください。

また、今シーズン、駐車場利用台数と減免の対象となる車両は何台あったのでしょうか、お聞かせください。

次に、駐車場使用料金の減免に関連して、海の家を利用している一般のお客様に、この駐車場を無料で利用できる通行許可証なるものが発行されているとお聞きしました。一般のお客様に配られていた通行許可証は、実質上、駐車場使用料の減免と同じ意味合いと考えますが、見解を伺います。

次の質問に移します。

銭函の海岸線にある違法な建築物について、この地域は市街化調整区域であり、基本的にはドリームビーチと同様に建物の撤去のため、これまでも市は、建物の所有者や関係者に指導をしてきました。このことについては、私も同様、一日も早く建物の撤去を望むところであります。しかしながら、市長のこれまでの議会答弁などでは、「将来的にはドリームビーチを含めたこの大浜海岸がさらに魅力的なものになり、経済効果にも結びつけてまいりたいと考えております」とのことであり、関係者の方々に期待を持たせるような発言が多くありました。

そのような中、今シーズン建物を撤去し再開したおたるドリームビーチ海水浴場は、お客様が激減し、このことについて9月2日の市長定例記者会見では、今後、組合がビーチのあり方や魅力づくりを含めて少しずつ回復に向かうことが大切だと思うと他人事のような発言をされておりました。これまで、市長は経済効果について考えるなどの発言をしてきたのですから、みずからの発言に責任を持って行動していただきたいと考えます。市長の考えに沿った具体的な見解を伺います。

また、現在残っている違法建築物の関係者からは、壊すまではいいことを言って、壊した後は知らないふりをする無責任な市長発言だとささやかれております。市長の発言が違法建築物の所有者や関係者に混乱を与え、撤去に向けて前向きに考えていた方を裏切る形にならないよう、大浜海岸の将来ビジョンを明確にお示しください。

次に、前回に引き続き、北海道新幹線新小樽（仮称）駅周辺まちづくり計画策定会議について質問いたします。

策定会議の委員に商工会議所を加えることについて、平成28年第2回定例会では、これまで商工会議所との協議に合わせて検討してきたと答弁しております。その後の進捗状況を明確にお聞かせください。

次に、検討について時間がかかっている理由は、商工会議所と市の会議の持ち方などを含め、協議を重ねており時間を要しているとのことでありましたが、会議の持ち方などの協議はまだ続いているのか、協議は終わったのかお聞かせください。

また、協議が終わっていないとすれば何月までに協議の結果を出すのかお聞かせください。

また、商工会議所以外に市と会議の持ち方などを検討している市内の団体があるのでしょうか、お聞かせください。

次に、商工会議所と副市長との協議内容については申し上げることができないとのことでありましたが、その内容についてお聞かせください。

次に、商工会議所を委員として参加させるという結論が出ない段階で、次の策定会議の開催はできないと考えます。もし開催するのであれば、商工会議所の委員としての参加を否定すると理解しますが、それでもよろしいでしょうか。見解を伺います。

以上、再質問を留保し、質問を終わります。（拍手）

○議長（横田久俊） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 市長。

（森井秀明市長登壇）

○市長（森井秀明） 酒井隆行議員の御質問にお答えいたします。

初めに、海水浴場に関連した御質問がありました。

まず、ルール第1条における地域住民の生活環境との調和についての想定につきましては、ドリームビーチのにぎわいの一方で、周辺の銭函などを含めた地域住民の生活環境に対してよくない影響を与えないような状況を想定しているものであります。

次に、近隣住民の定義につきましては、このルールにおいては特段明確に定めていないものであります。

次に、ルール周知のためのポスターやパンフレットの配布につきましては、今夏は駐車場に看板を設置したほか、ルール啓発チラシを約1,000枚制作いたしました。

また、配布方法については、協議会での合同パトロールや市で行ったパトロール、駐車場ゲートなどで配布を実施し、配布枚数についてはおおよそ800枚を配布したところです。このほか組合でもルール啓発チラシを制作し、来場者に配布しております。

次に、海の家撤去作業における近隣住民への計画等の周知と騒音対策につきましては、近隣住民への計画等の周知については9月7日、ドリームビーチ協同組合が近隣住民と銭函連合町会長に説明を行ったところです。

また、騒音対策として低騒音型のクレーンとバックホーを使用していることを現地において確認しました。

次に、海の家で使用している飲料水に関する保健所の水質調査の回数と懸念される事項につきましては、各海の家は水道水をタンクに貯水して使用しているため、時間の経過とともに水道水に含まれる消毒効果のある残留塩素が徐々に減り、細菌が繁殖するリスクが高まることが懸念されます。このため、保健所では、今シーズン、残留塩素濃度の検査を定期的に計10回行っております。

次に、貯水タンクの水を使用している飲料水の安全性につきましては、営業者に対し毎日新しい水道水と入れかえることや日光が当たらないように貯水するなど、適切な水質管理について指導しているところであり、また、残留塩素濃度の確認もしておりますので、本市といたしましては、飲料水の安全は確保されているものと考えます。

次に、駐車場使用料の減免対象につきましては、ドリームビーチでは駐車場を通過しなければ海の家や救護所に行くことができないため、従前より組合や海を家の従業員、ライフセーバーなどの監視救護員のほか、海の家への納品業者など海水浴場の運営等に直接携わる者に対し、駐車場使用料の減免の制度とは別に通行証を発行しているものであります。

次に、駐車場使用料金の減免の考え方と利用台数、減免対象台数につきましては、ただいま御説明したとおり、減免ではなく通行証として発行しておりますが、その対象者は組合と管理委託業者が協議して決めるものではなく、海水浴場の運営等に直接携わる者に対し組合を通じて交付し、対象者を報告してもらっているものであります。

なお、今年度の通行証発行台数は約180台となっております。一方、今シーズンの駐車場利用台数は普通車9,154台、大型車22台、二輪車96台であり、減免対象としたものはありません。

次に、一般客への通行許可証につきましては、市は組合に対し、海水浴場の運営に直接携わる者に対して通行許可を認めているものであり、一般の利用者に対する通行許可は認めていないものであります。

次に、経済効果に関する発言につきましては、私としては組合や関係機関などと連携して大浜海岸等の魅力を経済効果に結びつけていきたいという考えに変わりはありません。

次に、大浜海岸の将来ビジョンにつきましては、ことしはドリームビーチを違法性のない健全なビーチとして再開することを最優先課題と考え取り組んでまいりました。海の家が減少した中、以前のにぎわいを取り戻すために、まだ時間が必要と考えております。将来的にはマリレジャーやイベントなどによる観光振興を図ることによって、効果的な活用を推進してまいりたいものと考えております。

次に、北海道新幹線新小樽（仮称）駅周辺まちづくり計画策定会議について御質問がありました。

まず、商工会議所の委員としての参加についての第2回定例会以降の進捗状況につきましては、策定会議の委員についての個別協議は行っておりませんが、商工会議所と協議を進めるためにさまざまな機会を捉え、相互理解を深め、意思の疎通を図るよう粘り強く努力しているところであります。

なお、新駅周辺のまちづくり計画の検討内容につきましては、策定会議が開催される都度、商工会議所と実務者レベルで情報交換をさせていただいております。

次に、会議の持ち方などの協議はまだ続いているのかなどにつきましては、先ほども申し上げましたとおり、さまざまな機会を捉え相互理解を深めているところであり、現在も協議は継続中ではありますが、次回の策定会議の開催を10月ごろに予定していることから、それまでに結果を出すように努力してまいりたいと考えております。

次に、商工会議所以外に市と会議の持ち方などを検討している市内の団体があるかにつきましては、市が設置する会議の審議委員などの推薦に当たっては、広く意見を聞くためにできるだけ多くの方々に参加していただきたいと考えておりますので、商工会議所以外の団体とも調整をさせていただいております。

次に、協議内容について申し上げることができない理由につきましては、課題解決に向けた協議では今後とも率直な意見交換を行っていききたいと考えていることから、協議内容を申し上げることは差し控えさせていただきたいと考えております。

次に、商工会議所が委員として参加しないまま次の策定会議を開催する場合の私の見解につきましては、私としましては商工会議所の委員としての参加も含め、市政運営の方向性などについて共通理解を図るため、現在、話し合いを行っており、次回の策定会議に向け引き続き努力してまいりたいと考えております。

（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

**○議長（横田久俊）** 13番、酒井隆行議員。

**○13番（酒井隆行議員）** それでは、再質問をさせていただきます。

まず、海水浴場に関連してということで、飲料水のことを聞きました。この飲料水の安全確保のためということで、水質調査を10回されたということですが、不適切な状況を指摘または指導したことはなかったのか、これについてお答えいただきたいと思っております。

それから、駐車場の件なのですが、減免は1台もなかったということで確認させていただきました。それで、かわりに通行許可証が使われているということなのですが、今シーズン、お客様が少なかったということもあってか、というふうには私は理解しているのですが、一般のお客様に通行許可証を配ったという事実がありました。これについて調査されているのかされていないのか、これについてもお聞きしたいと思っております。

それから、商工会議所の策定委員の話なのですが、今、答弁を聞いた限りでは何も進んでいないという理解をしました。10月にこの策定会議が予定されているということで、この10月までにその検討の結果を出したいというふうに思っているというニュアンスだったのですが、これは10月までに出していただきたいと思います。強く要望します。なぜかという、先ほども本質問でありましたが、商工会議所を検討するというまま、ずっとそのまま終わってしまうのではないかと心配もありますし、検討されているのだったらもう検討の時間が余りにも長過ぎると思います。ですので、検討の結果を出した上で、次回の10月の策定会議に臨んでいただきたいと思いますので、これについて検討は何月までに終わるのかと聞いているので、何月までと明確にお伝えいただきたいと思います。

それから実務者レベルの協議について、検討の結果を何月までにと聞いていますので、何月までにとお答えいただきたいと思います。

それから関連して、実務者のレベルの協議についてなのですが、市側は誰がどのような内容で協議しているのか、これについてもお示しいただきたいと思います。

もう一つ、これに関連して、商工会議所以外に市と会議の持ち方などを検討している市内の団体があるのでしょうかと聞いております。あるという答弁だったのですが、具体的に名前をお知らせいただきたいと思います。

**○議長（横田久俊）** 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**○議長（横田久俊）** 副市長。

**○副市長（上林 猛）** 酒井隆行議員の再質問にお答えいたします。

商工会議所との協議をどのように進めているか、また、10月に策定会議が開催される予定ということで、それまでに結果を出すのか、強く出すように要望するというございます。調整に時間をかけておりますことを大変申しわけなく思っておりますけれども、できるだけ私とすれば会議の中に参加してほしいということで、その方向で調整をさせていただいております。たまたま第2回定例会から第3回定例会にかけてそのことのみを議題として調整したことはございませんので、できるだけ早くこの定例会が落ちついた段階で10月に向けてその調整をさらに進めていって、何とか調整をつけていきたい、私どもの考え方も御理解していただいた上で調整を進めてまいりたいというふうには考えております。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**○議長（横田久俊）** 産業港湾部長。

**○産業港湾部長（中野弘章）** 酒井隆行議員の再質問にお答えします。

私からはドリームビーチの駐車場にかかわる問題ですけれども、酒井隆行議員がおっしゃったのは、海水浴場の関係者ではない一般の方に通行証を配ったというような事実があるということをお知らせして承知していませんでしたので、それは非常に不適切な取り扱いだと思いますので、調査してまいりたいというふうに、そして是正したいというふうに考えております。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**○議長（横田久俊）** 総務部長。

**○総務部長（前田一信）** 私からは、商工会議所に参加している実務者レベルの職員はということでのお尋ねと、それからもう一つは調整している団体はということで、2点についてお答えしたいと思います。

まず初めに、実務者レベルでということにつきましては、市側からは新幹線の関係の室長とそれから

主幹と主査ということで、三つの職の者が行っております。それから、調整している団体につきましては、例えばの例でございますけれども、情報公開・個人情報保護審査会、こういったところにつきましては調整を行っております。

(発言する者あり)

**○議長（横田久俊）** お静かに。あとは。

(「議長」と呼ぶ者あり)

**○議長（横田久俊）** 保健所次長。

**○保健所次長（犬塚雅彦）** 酒井隆行議員の再質問にお答えします。

ドリームビーチにおけます海の家飲料水の安全に関連しまして、営業中といたしますか、シーズン中に何か指導する事項がなかったかというお尋ねだったと思うのですが、私どもといたしましては、水質検査と同時に貯水タンクの管理状態についても確認しています。先ほど市長の答弁からもありましたとおり、その都度、毎日上水道水のタンクの交換、タンクの中に入れることについての交換と、それから日光に当たって温度が上がるような形のないように指導をしておりますけれども、食品衛生法に抵触するような違反といたしますか、そういった指導事項はなかったということでございます。

**○議長（横田久俊）** 会議所との調整ですが、いつまでかという期限を切っていただきたいということでしたが、御答弁はできるだけ早くということでした。これは前にも聞いたことありますけれども、期限をお示しできないかということですが。

(「議長」と呼ぶ者あり)

**○議長（横田久俊）** 副市長。

**○副市長（上林 猛）** 再質問にお答えいたします。

先ほど、次回の会議が10月をめどにしておりますので、それまでには調整したいということで、時期的なことは申し上げたつもりでございました。

(発言する者あり)

**○議長（横田久俊）** あとは団体の名前については。

(「議長」と呼ぶ者あり)

**○議長（横田久俊）** 総務部長。

**○総務部長（前田一信）** 申しわけございません。団体につきましては、今、資料を持ち合わせておりませんので、後ほどお届けさせていただきたいと思っております。

(発言する者あり)

(「ほかの経済団体は」と呼ぶ者あり)

(「議長、13番」と呼ぶ者あり)

**○議長（横田久俊）** 13番、酒井隆行議員。

**○13番（酒井隆行議員）** 再々質問に入る前に、本質問でほかの団体はありますかという質問をしていますので、後ほどではなく今答えていただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

(発言する者あり)

**○議長（横田久俊）** 会議所と同様に調整している団体はあるかということですね。それはあるということだったのですか。どうですか。

(発言する者あり)

参画している団体は列挙していると思いますが、そのほかに会議所同様に調整している団体はあるかという問いにあるということだったのですね。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 総務部長。

○総務部長(前田一信) 申しわけございません。先ほど答弁いたしましたのは、実は商工会議所以外の方を委員として入れるということで調整したケースということでお答えしたものですので、少し質問を捉え違いしておりましたので、そういったことでお答えしてしまいました。それで、先ほどお話ししましたように、今資料がございませんので後ほどお届けさせていただきたいということで答弁させていただきました。

(発言する者あり)

○議長(横田久俊) 答弁では、今メモを見ましたら、商工会議所以外の団体とも調整しているという御答弁だったのですね。

(発言する者あり)

それを資料がなければわからないというのもどうかと。

(「わからないわけないだろ」と呼ぶ者あり)

(発言する者あり)

今、調査をしていますので、調べていますので、お待ちください。

(発言する者あり)

今、調整中ですので、ちょっとお待ちください。

(発言する者あり)

不規則発言はできるだけ避けてください。

(発言する者あり)

議事が進行できませんので、対応してください。

(発言する者あり)

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 総務部長。

○総務部長(前田一信) 今答弁させていただきました情報公開・個人情報保護審査会ですけれども、こちらにつきましては、実は北海道私立中学高等学校協会後志支部というところから打ち合わせをして推薦いただいたというような形になってございます。ただ、一般のいわゆる商工会議所にかわるようなという経済関係の団体等については、先ほどお話ししたとおり今、手元に資料がございませんので、もう少しお時間をいただければというふうに思います。

よろしく願いいたします。

(発言する者あり)

○議長(横田久俊) このまま進めると私も怒られるかもしれませんので、もし時間があれば調査できるのであれば、資料でわかるのであれば、このままで待っていますので。

(「時間下さいって言ったほうがいい」と呼ぶ者あり)

(発言する者あり)

総務部長、どういう趣旨で今、言われたのですか。

(発言する者あり)

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 総務部長。

○総務部長(前田一信) 今、手元に資料がございませんので、提出するに当たっても戻って確認しなけ

ればいけませんので、それで少しお時間をいただきたいということでお話をいたしました。

(発言する者あり)

**○議長（横田久俊）** 戻ればあるということですね。ですから、それであれば待っていますので、お待ちください。若干皆さんもお待ちください。

(6分経過)

(「議長」と呼ぶ者あり)

**○議長（横田久俊）** 総務部長。

**○総務部長（前田一信）** 大変お待たせして申しわけございません。例えばということでお話しさせていただきますけれども、医師会ですとか、それから観光協会ですとか、それから総連合町会、こういったところがございます。

(「違うしょ」と呼ぶ者あり)

(「何」と呼ぶ者あり)

(発言する者あり)

**○議長（横田久俊）** 現在の策定会議に今の団体は入っていないのですね。

(発言する者あり)

(「議長、3番、議事進行について」)

(発言する者あり)

少しお待ちください。

(発言する者あり)

(「議長」と呼ぶ者あり)

**○議長（横田久俊）** 総務部長。

**○総務部長（前田一信）** 今お話ししたのは、策定会議の中でということではございません。

**○議長（横田久俊）** 今の3団体がすぐ出なかったというのは少し不自然でありますけれども、お答えになったということで……

(「答弁にならないでしょ」と呼ぶ者あり)

(「そういう団体あるよって言っているだけだ」と呼ぶ者あり)

(発言する者あり)

そうやって調整されているのでしょうか。その事実があるのでしょうか。資料があるのでしょうか。

(「してないでしょ」と呼ぶ者あり)

(発言する者あり)

それがなかったら……

(「虚偽答弁ですよ」と呼ぶ者あり)

少しおかしい話になりますね。

(発言する者あり)

(「議長これちゃんと精査したほうがいいですよ」と呼ぶ者あり)

(発言する者あり)

後でいつ調整したのかとか、どこでとかという話になるのではないかというふうに思いますけれども、大丈夫でしょうか。

(発言する者あり)

(「議長これひどいわ」と呼ぶ者あり)

(「1回とめて精査してください」と呼ぶ者あり)

どうもですね……

(「議長」と呼ぶ者あり)

**○議長(横田久俊)** 市長。

**○市長(森井秀明)** 大変失礼いたしました。多分、質問とこちらで用意した答弁が最初の本答弁の時点でかみ合っていなかったのではないかと認識しております。私たちは、商工会議所以外に市と会議の持ち方などについての打ち合わせや検討した団体はあるのかということ、一般のさまざまな審議会を通して全てにおいてという意味合いで受けとめておりました。つまり、新幹線の策定会議のみの中ではかの団体とやりとりをされたのかということ……

(「違う」と呼ぶ者あり)

(「話が違う」と呼ぶ者あり)

(発言する者あり)

質問自体は、私たちは、この文章から受けとめますと、商工会議所以外に市と会議の持ち方などを検討しているという御質問だったので、策定会議のという頭を私たちは受けとめておらず、さまざまな審議会がありますけれども、さまざまな団体に参加いただくために市の会議に対してその持ち方を検討したことのある団体はあるのか、いわゆる一般論として、一般論というか全部総体的に見ているので、さまざまな審議会においてそのような調整をしているというようなことでの答弁です。ですから、本質問における答弁が最初からかみ合っていなかったということだというふうに思っておりますので、大変恐縮でございます。それについて、まず、お伝えさせていただきます。

(発言する者あり)

**○議長(横田久俊)** 答弁がかみ合っていない、質問に完全にかみ合っていない場合はきちんと訂正した、聞いていますか、市長。かみ合わないという御自分たちの認識であったなら、かみ合う答弁をし直していただくことになるかと思っておりますけれども。

少しばたばたしていますので、休憩をとります。

**休憩 午後 8時19分**

---

**再開 午後 9時30分**

**○議長(横田久俊)** 休憩前に引き続き、会議を再開します。

酒井隆行議員の一般質問の途中ですが、議事の都合により、本日はこれをもって散会いたします。

**散会 午後 9時31分**

---

**会議録署名議員**

小樽市議会 議長 横 田 久 俊

議 員 松 田 優 子

議 員 佐 々 木 秩



平成28年  
第3回定例会会議録 第5日目  
小樽市議会

平成28年9月16日

出席議員（25名）

1番	秋	元	智	憲	2番	千	葉	美	幸
3番	安	斎	哲	也	4番	中	村	岩	雄
5番	高	橋		龍	6番	石	田	博	一
7番	高	野	さ	くら	8番	酒	井	隆	裕
9番	松	田	優	子	10番	高	橋	克	幸
11番	齊	藤	陽	一良	12番	鈴	木	喜	明
13番	酒	井	隆	行	14番	中	村	吉	宏
15番	濱	本		進	16番	面	野	大	輔
17番	中	村	誠	吾	18番	佐	々木		秩
19番	林	下	孤	芳	20番	小	貫		元
21番	川	畑	正	美	22番	新	谷	と	し
23番	山	田	雅	敏	24番	横	田	久	俊
25番	前	田	清	貴					

欠席議員（0名）

出席説明員

市	長	森	井	秀	明	教	育	長	林	秀	樹													
副	市	長	上	林	猛	水	道	局	長	浅	沼	敦												
総	務	部	長	前	田	一	信	財	政	部	長	前	田	孝	一									
産	業	港	湾	部	長	中	野	弘	章	産	業	港	湾	部	参	事	飯	田	俊	哉				
生	活	環	境	部	長	渡	辺	幸	生	医	療	保	険	部	長	小	山	秀	昭					
福	祉	部	長	日	栄		聡	建	設	部	長	相	庭	孝	昭									
消	防	長	明	井	隆	生		病	院	局	小	樽	市	立	病	院	事	務	部	長	笠	原	啓	仁
教	育	部	長	工	藤	裕	司	総	務	部	長	伊	藤	和	彦									
保	健	所	次	長	犬	塚	雅	彦		総	務	部	総	務	課	長	中	村	哲	也				
財	政	部	財	政	課	長	志	賀	公															

議事参与事務局職員

事務局 長	田 中 泰 彦
庶務係 長	由 井 卓 也
調査係 長	大 崎 公 義
書 記	北 岡 尚
書 記	眞 屋 文 枝

事務局 次長	林 昭 雄
議事係 長	柳 谷 昌 和
書 記	石 澤 麻由美
書 記	深 田 友 和
書 記	河 崎 仁 美

**開議 午後 1時00分**

**○議長（横田久俊）** これより、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員に、鈴木喜明議員、中村誠吾議員を御指名いたします。

日程第1「議案第1号ないし議案第26号及び報告第1号」を一括議題といたします。

これより、先日に引き続き、議事の都合により中断しておりました酒井隆行議員の一般質問を続行いたします。

この際、市長から発言の申し出がありますので、これを許します。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**○議長（横田久俊）** 市長。

**○市長（森井秀明）** 総務部長から答弁させていただく前に、私からお話をさせていただきます。

9月14日の酒井隆行議員の一般質問における再質問において、本質問での商工会議所以外に市と会議の持ち方などを検討している団体はあるのかという質問に対し、こちらの答弁が最初からかみ合っていない旨を発言いたしました。この際の発言は撤回させていただきます。

新幹線の策定会議に限らないお話と受けとめての答弁でありましたが、策定会議についてのお話などの御指摘もあったため、状況を整理しようとするような発言をいたしました。

しかし、改めて酒井隆行議員に伺いましたところ、策定会議だけのお話ではないと確認させていただきましたので、本質問の答弁はかみ合ったものであります。大変失礼いたしました。

**○議長（横田久俊）** 再質問に対する理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**○議長（横田久俊）** 総務部長。

**○総務部長（前田一信）** 私からは、一昨日の酒井隆行議員の再質問に対しまして、改めて答弁させていただきます。この間、確認や調整にお時間を要し、大変申しわけございませんでした。

商工会議所以外に市と会議の持ち方などを検討している団体はあるのかという本質問に対し、「商工会議所以外の団体とも調整をさせていただいております」と答弁しておりますが、会議の持ち方という意味において、委員会等の性質や趣旨を踏まえ、構成員となる団体や委員を見直しているという趣旨で、本質問ではそのように答弁させていただいたところであります。

また、再質問でどこの団体かとの質問に対しましても、本質問と同様の趣旨で、医師会、観光協会、総連合町会とお答えいたしました。商工会議所と同様の協議、いわゆる委員としての参画要望などについて協議している団体という意味合いにおいては、ほかにありません。

それから、答弁漏れがありましたので、この場をおかりしまして答弁させていただきます。

一昨日の同じく酒井隆行議員の再質問におきまして、北海道新幹線実務者レベルの協議について、誰がどのような内容で協議しているのかという御質問に対し、誰がについてはお答えしておりましたが、どのような内容で協議しているかにつきましては、お答えしておりませんでした。

実務者レベルの協議内容につきましては、平成26年度、27年度のまちづくり計画策定業務の成果品や2次交通対策、ソフト対策などについて意見交換を行っております。

答弁漏れについては以上ですが、さきの答弁を含めまして、いろいろと説明不足がありまして申しわけございませんでした。

（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

**○議長（横田久俊）** 13番、酒井隆行議員。

**○13番（酒井隆行議員）** それでは、再々質問をさせていただきます。

策定会議についてのみ、質問させていただきたいと思います。

ただいま総務部長からの答弁で明らかにもなりましたが、商工会議所と同様の協議については、商工会議所以外、ほかにはないということでありました。

これではっきりしたわけでありますが、なぜ商工会議所だけにこのような対応をするのか、他の団体とも同様の協議をされているのであれば理解はできますが、商工会議所以外に同様の協議がないとのことでもありますので、この商工会議所のみを狙い撃ちにしたかのような対応には、全く理解ができません。これは大問題であると認識をしております。

(「そうだ」と呼ぶ者あり)

これは、森井市長が昨年の市長就任後、策定会議の設置要綱を突然変更したことからもわかるように、恣意的に判断したとしか思えません。しかも、この件については、商工会議所と市の間だけの問題であるにもかかわらず協議が進まないのは、森井市長にその気がないからとしか思えません。

(「そうだ」と呼ぶ者あり)

(「そうだ、そうだ」と呼ぶ者あり)

これまで森井市長は、商工会議所との連携は重要で必須であると述べてきたわけでありますが、心にもないことをこれまで答弁したというしか理解ができません。

(「そうですよ」と呼ぶ者あり)

また、協議の結果については10月に向けて調整をしていくとのことでもありましたが、これまで進まなかった状況が、あと数週間で何が変わるのでしょうか。しかも、現在もそうなのですが、議会の真ただ中であります。そのような中どうやってこの大事な調整を進めていくのか、これについても全く理解ができませんので、答弁をお願いいたします。

このことから、森井市長はその判断を既にされているのではないのでしょうか。きょうこの場で、策定会議に商工会議所を入れるおつもりがあるのかなのか……

(「どっちかだ」と呼ぶ者あり)

はっきりと答弁をしていただきたいと思います。

(「言ってください」と呼ぶ者あり)

(「言ってくれ」と呼ぶ者あり)

**○議長（横田久俊）** 理事者の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

**○議長（横田久俊）** 市長。

**○市長（森井秀明）** 酒井議員の再々質問にお答えいたします。

今の策定会議の件で御指摘かと思えますけれども、もう皆様も御存じのように、私自身、選挙戦において、市政を変えますという思いのもとで当選させていただきました。まさに現在、そのような意味では、改革をどんどん進めていっている状況でございます。

(「改悪だ」と呼ぶ者あり)

(発言する者あり)

その考えを受け入れてくれれば、いつでもウエルカムでございます。

つまりは、私としては、商工会議所もやはり変わっていただかなければならないと思っております。つまりは、今までどおりに事を進めたいと言われましても、なかなか合わないところが出てきている。今までそれで結果的に委員で入ることになっていないのは、その受け入れがなされていない、そのように私自身は思っておりますので。

いつになったらということでありましてけれども、その考えを受け入れていただければ、その間においても委員として入られる可能性はありますし、その思いがどうしても受け入れられないというのであれば、その結果いつになるかというのは、私の中では答えをすることができません。

(発言する者あり)

(「受け入れられないということですね」と呼ぶ者あり)

(「受け入れられないって何なんですか」と呼ぶ者あり)

(「入れる気がないってことですね」と呼ぶ者あり)

(「入れる気もない」と呼ぶ者あり)

(発言する者あり)

(「あるかないかは」と呼ぶ者あり)

**○議長(横田久俊)** あるかないかというよりも、こういうことであれば受け入れる、こういうことであれば受け入れないと、そういう御説明だったと思いますので、答弁にはなっていると思います。よろしいですね。

酒井隆行議員の一般質問を終結いたします。

(「議長、1番」と呼ぶ者あり)

**○議長(横田久俊)** 1番、秋元智憲議員。

(1番 秋元智憲議員登壇) (拍手)

**○1番(秋元智憲議員)** 一般質問いたします。

市長、行政の法令遵守意識と市民生活について質問いたします。

ことしに入り、市民より、小樽市が管理する高島地区港内において観光船事業が行われると聞いたが、地元の漁業関係者は安全運航や操業に影響が出ないか心配していると相談を受けました。

これまで、この事実関係も含め、産業港湾部から時系列で説明を受けましたが、周辺地域の確認の意味も含めて質問いたします。

近年、小樽港周辺の景勝地めぐりは注目を集め、青の洞窟・窓岩周辺は、自然が作り出した美しい景観が広がり、多くの観光客の方が訪れ、マスコミ等でも盛んに紹介されていることは、皆さんも御承知のとおりであります。

ことしは、青の洞窟を遊覧する事業者が昨年の倍の10者に上り、窓岩までの観光船も含めると既に16者にもなっていると認識していますが、周辺地域でのトラブルが危惧されるとのことで、去る6月17日に北海道運輸局の主催により海域利用協議会の設立に向けて安全運航打ち合わせ会議が行われたと伺いましたが、会議の内容、協議会設立の趣旨、参加メンバーについてお知らせください。

また、北海道運輸局が危惧するトラブルとは、具体的にどのようなことを指しているのかお知らせください。

今後も観光船事業者がふえることも考えられますが、市として、どのような考えのもと小樽港周辺の海域にかかわる観光振興を進めるのかお知らせください。

また、今後、新規参入の届け出の情報があった場合、市として将来的な方向性を整理し、考えを持った上で対応すべきと考えますが、市長の考えを伺います。

次に、今回相談があった高島地区での漁業者と事業者の問題についてであります。

今回の件で初めて事業者から市に相談があったのが、ことし5月9日とのことです。その後、事業計画、事業内容について既に提出されていると思いますが、これらの内容について説明してください。

具体的には、5月16日に、事業者側が高島漁港護岸に無許可で車どめにUフックを取りつけ、係留し

ていたとのことですが、なぜこのような状況になっていたのか、無許可での車どめへの係留に対して指導したとのことですが、どのような方法で指導したのかお知らせください。

同日、港湾室会議室で関係者による情報交換をした際、事業者側が市漁業協同組合、機船漁業協同組合、水産課、建築指導課、水道局などに対していろいろな話をしているため、情報の確認を行ったとのこと。具体的にどのような話をしていたのか、説明してください。

17日には、事業者側から、公共的に使用するために、船を係留する際に使用する係船環をつけてほしいと要望があったとのことですが、公共的に市が設置する理由があるのか、考えを伺います。

また、現状ではどのような方法で船を係留しているのか、お知らせください。

5月25日、事業者に対し、市漁協及び機船組合と航行の安全と漁業権等について協議するよう指導したとのことですが、どのような話し合いがされたのか、また、その後、市漁協、漁業者に対し説明会が開かれたと聞きましたが、内容やどのような意見があったのか伺います。

市は、事業者に対して、事業を行うに当たり市漁協と事業者間の協定を結ぶことを提案したと認識していますが、協定が結ばれないままに営業がされていると聞きます。協定を結ぶことに法的な制約はないにせよ、漁業関係者が不安と感じている安全と漁業補償の話し合いが決裂している状況で、なぜ市が観光船事業を行うための水面利用などの許可をしたのか、その理由を伺います。

また、この海域では漁業権が設定されていますが、漁業権とは具体的にどの漁業権が存在しているのか説明してください。

また、漁業権が及ぶ海域と事業者が観光船を航行させる海域との相関関係についても伺います。

そもそも小樽港は、港湾法の規定により臨港地区を定めており、その地区内には分区の指定をしていますが、市が分区指定をする目的についてお知らせください。

この地域は漁港区として指定しておりますが、小樽港の臨港地区内の分区における構築物の規制に関する条例では、漁港区についてどのような位置づけなのか、また、漁港区において観光事業を運営することが可能なのか、港湾法、小樽市の条例などに照らし、どの法律、条例で許可されたのか伺います。

また、市の説明では、既に営業にかかわる法的許可は整っており、既に建築確認申請も許可されているとのこと。

既に事業者により構築物が設置されておりますが、小樽港の臨港地区内の分区における構築物の規制に関する条例の第3条第3項による別表第3第1号から第11号には該当せず、第12号にある「前各号の施設に従事する者及びその利用者のための飲食店又は物販店」云々とあり、漁港区の関係者のための施設でなければ構築物を設置することはできないものとされていますが、事業者側は券売所、スタッフ用休憩所、トイレ、売店、食堂などの計画があるようです。

市の条例の第3条のただし書きには、「市長が公益上その他特別の事情によりやむを得ないと認めて許可したものについては、この限りではない」とされており、今回の件は市長が特別に許可しない限り許可できないものと考えますが、どのような理由により許可されたのか、その理由をお示しください。

また、行政手続法第1条及び第46条にあるように、国民にとって公正、透明性を担保するため、法の趣旨にのっとり、建築確認申請はどのような手続を経て意思決定がなされたのか、説明を求めます。

また、許可の根拠となった法令を示し説明してください。

この海域は、小さな和船でウニやナマコなどの漁も行われております。小さい船なので少しの波でも漁に影響があり、周辺を航行する船はその状況も視野に入れ航行していますし、定置網や刺し網漁も行われているのは御存じだと思います。近年、漁獲量も減っている中で、まさに漁師にとっては死活問題であり、漁業権をも脅かしかねない問題です。

また、この問題は漁業関係者のみにとどまらず、安心して暮らせるという市民の生活権をも脅かしかねない大変な問題です。市側が間に入り調整していたにもかかわらず、漁業関係者が理解、納得されないうままに許可をされたことは、結果的に関係者をないがしろにしているのではないですか。市長の考えを伺います。

先ほども指摘したように、営業行為、建築物の設置は条例上も問題があり、除雪問題に引き続き、今回の事業者も市長を選挙で応援してきた方であり、その方々に優位、有利な取り扱いをしているのではないかと疑念を持たれる方もいる状況です。しかし、関係にある人に対し有利な配慮をしているのではないかと有権者に感じさせることは、政治家として一番注意しなければならないことであり、このようなことが政治に対する不信を助長させるものだと思います。なぜ市長に近い方がこのような問題で指摘されるのか、疑念を抱かせていることに対し市長はどう考えますか伺います。

再質問を留保し、質問を終わります。（拍手）

**○議長（横田久俊）** 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**○議長（横田久俊）** 市長。

（森井秀明市長登壇）

**○市長（森井秀明）** 秋元議員の御質問にお答えいたします。

初めに、市長、行政の法令遵守意識と市民生活について御質問がありました。

まず、北海道運輸局主催の「青の洞窟・窓岩海域」の安全運航打ち合わせ会議につきましては、小樽港周辺を起点に青の洞窟・窓岩付近の海域を目的とした観光船を運航する事業者が、ことしに入り新規参入が相次いでいることから、安全運航に関し打ち合わせるため開催されました。

会議の内容としては、運航情報の共有化や各船舶間の連絡方法の確立、洞窟の出入りのルール化について協議がなされ、また、設立の趣旨につきましては、小樽港周辺海域の適正な利用により、事故防止と小樽港周辺地域の振興を図ることとしております。

この会議への参加メンバーですが、観光船運航事業者17社のほか、小樽観光協会、北海道運輸局、第一管区海上保安本部、小樽海上保安部、小樽市で、合わせて計22団体であります。

また、北海道運輸局では、旅客定員12名以下の人の運送をする不定期航路事業については、届け出のみで事業を行うことができるため、今後も観光船が増加する可能性があること、また、この海域は岩礁等があり、夏季には観光船やプレジャーボートも多く航行することから、衝突や座礁などの事故の発生について危惧していると伺っております。

次に、小樽港周辺の海域にかかわる観光振興につきましては、海は本市における観光資源の一つであり、観光船やプレジャーボートなどを活用した海の魅力を体験できる機会を提供し、観光振興に取り組んでまいりたいと考えております。また、海上観光においては安全運航が大前提でありますので、新規参入者に対して今後設立を予定している協議会への加入を促すなど、小樽港内及び周辺の海域での安全確保に向けた体制を整えてまいりたいと考えております。

次に、事業計画、事業内容につきましては、事業としては高島地区で観光船事業を行いたいというものであり、その内容は遊覧船5航路を運航するほか、飲食、物販、用船業を行うというもので、水面では護岸の使用と浮き桟橋の設置、陸域では管理棟、従業員休憩所、飲食・物販施設、トイレ、駐車場を設置するというものであります。

次に、事業者が護岸の車どめに無許可でUフックを取りつけたことにつきましては、護岸には船を係留させる係船柱や係船環などがなく、車どめにUフックを取りつけたとのことであります。事

業者に対しては、口頭にて無許可で取りつけたことに対して注意をし、Uフックを速やかに撤去するよう指示しております。

次に、5月16日の関係者の会議につきましても、この時点では事業計画が市に提出されておらず、最初に港湾室に相談のあった5月9日から16日までの経過と、事業者が口頭で説明した事業の内容を報告し、他の機関との情報を交換したものでありますが、その結果、それぞれが持つ情報が不十分であったことから、事業者に対し具体的な事業計画の提出を求めることといたしました。

次に、事業者からの係船環の設置要望につきましても、市が施設などを設置するのは公共的に使用する場合に限ることから、今回は市として設置する理由はないものと考えております。また、事業者に対しUフックの撤去と係船環の設置を指示しておりますが、現状におきましてもUフックを利用して係留している状況にあります。

(「違法状態じゃないか、したら」と呼ぶ者あり)

次に、事業者と市漁協及び機船組合との話し合いの内容につきましても、事業者が事業計画を示し、船舶の安全航行に関する協定書を締結したいとの申し出をしたところ、両組合から組合員の声を聞いて判断しなければならないとの回答があったと報告されております。

港湾室が行った漁業者に対する説明会では、水面占用及び護岸使用の許可について説明いたしました。漁業者からは、高島漁港内での浮き桟橋設置や観光船の係留は漁業活動や漁船航行の妨げになるおそれがあるため、許可は取り消してほしいなどの意見がありました。

また、事業者が行った漁業者に対する説明会では、観光船事業の事業概要について説明し、事業に対する理解を求めましたが、漁業者からは、浮き桟橋の設置や観光船の係留と航行により漁業活動に支障を来す、漁船との事故の懸念があるため、高島漁港での観光船事業はやめてほしいとの意見があったと聞いております。

次に、観光船事業を行うための水面利用等の許可をした理由につきましても、浮き桟橋設置による水面占用及び港湾施設である護岸使用は、港湾法第37条第2項において、港湾の利用若しくは保全上著しい支障を与え、港湾計画の遂行を著しく阻害し、その他港湾の開発発展に著しく支障を与えるものであるときは、許可してはならないなどの規定がありますが、著しい支障を与えるものではないこと、さらには市漁協及び機船組合と事業者との協定の締結が許可要件にはなっていないことから、小樽市港湾施設管理使用条例第3条の規定により許可したところであります。

また、建築物は観光船利用者だけではなく、地元の漁業関係者が利用できることから、分区条例別表第3第12号に該当するものと判断したところであります。

(「該当なんかしていないでしょう」と呼ぶ者あり)

(発言する者あり)

次に、漁業権につきましても、一定の区域内で養殖業を営む第1種区画漁業や、定着性の水生動物を対象とする第1種共同漁業、また、網を固定して来遊する魚をとる第2種共同漁業が設定されております。

また、漁業権は蘭島から銭函までのほぼ全海域に設定されており、漁業権が及ぶ海域と観光船が航行する海域につきましても、小樽港内の一部の区域を除いてほとんどが重なっております。

次に、分区指定の目的につきましても、臨港地区内の分区における建築物その他の構築物の建設等について規制し、港湾施設の利用の増進並びに港湾の適正な管理及び運営を図ることとあります。

次に、分区条例における漁港区の位置づけにつきましても、漁船のための係留施設、燃料補給施設や漁船乗組員及び漁業関係者の休憩所、宿泊所など分区条例別表第3に掲げる構築物以外については、建

設することができない地区とされております。

また、観光事業につきましては、分区条例など関係法令の規定に基づき許可を受けた事業については、運営が可能となるものであります。

本件の場合には、構築物については漁業関係者の利用が可能であることから、分区条例別表第3第12号に該当するものと判断したものであり、水面、港湾施設につきましては、小樽市港湾施設管理使用条例第3条の規定により許可したものであります。

(「おかしんだって」と呼ぶ者あり)

次に、今回の構築物の許可の理由につきましては、条例のただし書きを適用したものではなく、分区条例別表第3第12号に該当するものと判断いたしました。

次に、建築確認申請につきましては、建築指導課で申請書の受理後、港湾法に基づく分区の規制などについて関係課に意見照会を行ったあと、建築物の敷地、構造または建築設備などに関する建築基準関係規定に適合していることから、建築主事が建築基準法第6条に基づき確認したものであります。

次に、漁業関係者が理解されないまま許可したことは関係者をないがしろにしているのではないかとしましては、許可の判断につきましては、適法に行ったものと考えております。

また、漁業関係者の皆様様の御意見を伺うことも重要でありますので、今後も事業者等を含め関係者との話し合いを続けてまいりたいと考えております。

(発言する者あり)

次に、御指摘のあった疑念につきましては、市政を担うに当たり、私自身はもちろんのこと、職員に対しても法令遵守、公平・公正な行政運営を行うよう指導しているところであり、特定の団体や個人に有利な配慮をすることは一切行っておりません。

(「議長、1番、議事進行について」と呼ぶ者あり)

**○議長(横田久俊)** 1番、秋元智憲議員。

**○1番(秋元智憲議員)** 今、市長が答弁されたことには、みずからが答弁したことに対して矛盾がありますので、答弁をし直してください。

**○議長(横田久俊)** 秋元議員から議事進行がありました。具体的にどういうことか指摘願います。

**○1番(秋元智憲議員)** 市長は港湾法や分区条例を引っ張り出して正当に許可したというふうに言っていますけれども、先ほど市長が言うには、係留の仕方については違法な状態で今でも係留しているのですよ。どこが法律に基づいて正当に許可しているのですか。全く矛盾しているのではないですか。ドリームビーチのことを思い出してください。無許可で海の家を建てていて撤去させたのです。何で今、この船が勝手に市の車どめに穴をあけてUフックを取りつけて、市が再三取り外すように言っていたにもかかわらず、その状態のまま今でもあるということは、その状態を黙認して放置しているのですよ。とんでもないですよ。もう一回、答弁し直してください。

(発言する者あり)

(「そうだ」と呼ぶ者あり)

**○議長(横田久俊)** 秋元議員の議事進行について、私に対する議事の裁きかと思えます。議長としては、今の市長答弁あるいは秋元議員の質問の詳細については、今この場で確認することができません。ですから、秋元議員の主張は、答弁を聞いた主張ですね。答弁を聞いての主張は再質問でやっていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

(「いいえ、納得いきません」と呼ぶ者あり)

(発言する者あり)

(「本答弁が矛盾しているのです」と呼ぶ者あり)

矛盾といいたいでしょうか。

(「そのとおりです」と呼ぶ者あり)

市長は法に基づいてやっている、ただし違法状態があるということですよ。

(「市長、聞かれてるんだよ」と呼ぶ者あり)

(発言する者あり)

議事裁きをいたしますが、市長の答弁の中では、法令は遵守させるように、事業者等々市民にも指導させている。ただし、許可はしたけれども、現状、違法状態があるということなのですね。それを秋元議員は、それはおかしいだろうということですが、現実には、繰り返しになりますが、私がここで、それはそうですね、それではというふうには、そういう判断はできかねますので、再質問の答弁でその点を指摘し、新たな答弁をもらって、そして委員会等ではっきり証明できる資料等も提示しながら議論をしていただきたいと私は思いますが、いかがでしょうか。

(「納得できません」と呼ぶ者あり)

(「納得できないって言ったら、質問を放棄したってことになるよ」と呼ぶ者あり)

納得、前からもそうですけれども、個々の議員が自分の質問に全て納得する答弁を理事者がするかというと、なかなかそれは難しいといいたいでしょうか、そうでないような気もいたしますので。

傍聴人はお静かにしてください。

ですから、今そういった疎明資料あるいはその他のことを明らかにする資料が、私の手元にはもちろんありませんし、判断、それは間違っているのと言うことはできないことは御承知願いたいと思えます、議事裁きとして。私が、それは違法だ、あるいは条例の違反だというふうにするのは、議長の職務権限の中にはありませんので、今私が言ったようなことでやっていただきたい。

もちろん秋元議員が、市長の答弁に不満といいたいでしょうか、不服なのは理解できますけれども、再質問、再々質問は、そういう答弁に対してどうなのだということをやっていただくためのシステムでありますので、納得できないので質問を放棄するというような格好になってしまうと、議事の進行にまた影響がありますので、議長の議事裁きとしては、再質問に入っていただきたいと、こういうことではありません。いかがでしょうか。

(「議長、1番」と呼ぶ者あり)

**○議長(横田久俊)** 1番、秋元智憲議員。

**○1番(秋元智憲議員)** 議長に協力して、質問させていただきます。

市長、笑っていますけれども、笑い事ではないですよ。

おかしいですか、何か。

(「とんでもないわ」と呼ぶ者あり)

何かおかしいですか。

(「あなたの答弁が矛盾してるんだよ」と呼ぶ者あり)

では再質問いたします。

まず、先ほど言ったように、今回の市長の本質問における答弁では、港湾法また分区条例を引っ張り出して許可したということでもありますけれども、当初より私は産業港湾部に聞いて、この状況を時系列で説明を伺いましたが、何度もこの無許可のUフックの撤去を言ってきているのです。今でも無許可であるということは、法律なのか条例なのか規則なのかには違反しているわけですよ。それでも許可をして

しまっているのです。なぜこういうことになったのですか、市長。市長、知っていて許可したのでしょうか、その理由を教えてください。

それで、ドリームビーチの話先ほどしましたけれども、なぜ向こうはだめで、今回はよかったですか。

(「そうだ」と呼ぶ者あり)

これは、小樽市の全ての事務にかかわることですから、信頼にかかわることですから、しっかり教えてください。

それと、最初から行きます。

新規参入者に協議会への加入を促すということなのですが、既に運輸局も危惧しているように、今後も狭い地域での安全運航に不安の要素があるのです。申請があれば全て許可していくのか、市としての考えをしっかりと持つべきではないかという質問だったのですが、もう一度答えていただきたいと思えます。

5月9日の事業者からの計画の話ですが、やはり目的は観光船事業なのですよね。これをもう一度確認させてください。

それと、私は、漁協、機船組合、水産課、建築指導課、水道局に対して、私が担当部局から聞いたときには、それぞれに行っているいろいろな話をしているので、情報の確認をしたということだったのですが、全体的な話をしないで、私は各機関の名前を出していますので、それぞれに行つてどういう話をしていたのか、それでなぜ情報の確認をしなかったのか、具体的に、それぞれの機関へどういう話をしていたのか、教えてください。

次に、5月25日の話です。漁業者から、先ほども市長は、自分で言っていて何とも思わないのですかね。高島漁港区内での浮き桟橋ですとか観光船の係留は、漁業活動の妨げになるので許可を取り消してほしい、また、漁船との事故の懸念があるからやめてほしい、そういう意見があったということなのです。市長は答弁で、漁業関係者の意見を聞くことも重要で、今後も事業者を含めて話し合いを続けるというふうに言うのですが、そもそも漁業関係者への説明会の際の意見というのは、聞きっ放しなのですよ。ただ聞いただけ。それをどういうふうに考慮したのか、今回許可するのにどういう考慮をしたのか、それをもう一回教えてください。

それと、協定を結ぶ提案は、市からしたのですよね。確認申請がありましたけれども、確認申請の物件について、漁業者も利用できる施設というふうに言っていたのですが、そんなことは分区条例に一言も書いていないですよ。漁業者ですとかそういう方が利用できる施設なんて書いていないです。限定されているのですよ、この分区条例で。漁業者ですとか漁業関係者が利用する施設しかだめなのですよ。なぜ、その利用できるかというふうに文言を変えてしまうのですかね。ましてや、分区条例の中で、この漁港区の別表第3第1号で、わざわざ観光事業というのは除外されているのですよ、この漁港区に建てられるという建物から。なぜ、わざわざ除外されているものを許可したのか、もう一度教えてください。除外されているにもかかわらず許可した理由も含めて教えてください。

それと、協定についてなのですが、やはり許可を出すに当たって、最初から協定を結ぶべきだと提案していたのに決裂してしまったと。であれば、これは附帯条件とかにするべきだったのではないですか。附帯条件です。そういうふうにするべきだったのではないですか。結局押し切られたという気持ちですが、漁業者は今でも強いのですよ。だから、やはり協定をしっかり話し合いの中で結ぶべきということは、しっかり市から言うべきだったのではないですか。それをもう一度教えてください。それと、附帯条件としなかった理由について教えてください。

あと、建築指導課で、受理後に港湾法の分区条例などで関係課に意見を聞いたということなのですが、建物については建築基準法に適合していることから許可したということなのですね。何についてどういう意見を聞いたのか、また、その分区条例の条件となっている条文は、建築指導課で確認したのですか。また、これは誰が確認したのか教えてください。

また、市側が間に入って調整したにもかかわらず、漁業関係者が理解、納得されないままに許可をされたことは、結果的にやはり漁業関係者をないがしろにしているのですけれども、市長はないがしろにしていないというのであれば、もう一度答弁してください。

それと、市長に近い方の関係している案件というお話なのですが、今回、市長の選挙にかかわった、また、後援会の方だというふうに思っておりますけれども、私たちの部屋にも来てお話をさせていただきました。ただ、やはりどう考えても、観光船の事業というのを漁港区で認めることが、どうしても関係者の方からも納得できないという声が大きいですね。やはり、先ほども本質問でしましたけれども、市長の仲間、関係者なら、法律をねじ曲げて、法律の解釈もねじ曲げて許可するのかと非常に憤っている方がたくさんいますので、もう一度お答えください。

(発言する者あり)

係船柱、係船環がない場所に、現在も無許可で車どめを利用して、私も見ましたけれども、少し細工をして船を係留できるようにしていますけれども、あのようなことが許されるのですか。ああいう状況で船を係留しておいて許可を出すなんていうのは許されないですし、市長が何で違法状態を知っていて水面の占有許可ですとか護岸使用許可を出したのか、もう一回答えてほしいのと、また、今回その許可に至る経緯を伺いますと、どう考えても市側の最初からの対応が悪かったのですね。業者側と漁業者の間に入って調整をする産業港湾部の対応が非常に悪かった。そういうことを考えると、今のような、先ほどから言っていますけれども、違法状態がある中で許可をしてしまって、万が一事故が起きてしまったり、操業に問題が起きて、漁業権で事業者と漁業者の間で訴訟なんか起きたら、市長、どうやってあなたは責任をとるつもりなのですか。私は知りませんで、済みませんよ。違法状態を知っていて許可したわけですから、そのときにどういう責任をとるのか、示していただきたいと思います。

分区条例について伺いましたけれども、分区条例の第1条の目的、そもそもこの港湾の適正管理・運営という部分に抵触しているのではないかと、このように思いますが、この部分もお答えください。

**○議長（横田久俊）** 理事者の答弁を求めます。

(発言する者あり)

(「議長」と呼ぶ者あり)

**○議長（横田久俊）** 市長。

**○市長（森井秀明）** 秋元議員の再質問にお答えいたします。

私から答弁したこと以外においては担当より答弁させていただきますので、よろしく願いいたします。

質問の数が、私、正確にされているかわからないので、何番目と言うとまた混乱しますので、そのような順番の表現はせずに答弁しますが、御了承いただければと思います。

まず、私からは、漁業関係者の方をないがしろにしているのではないかとというお話でありましたけれども、先ほど来答弁させていただいているように、漁業者の関係者と事業者との間に市が入って、そのように協定書を結んだらどうですかというような調整もずっと行っているところですから、ないがしろにしているというふうには、全く思っておりません。

また、先ほども答弁させていただいたように、今後におきましても、漁業関係者の皆様の御意見を伺

いながら、しっかりと事業者や関係者の方々と話し合いを続けていきたいというお話をさせていただいておりますので、そのような御心配は不要だと思います。それと……

(「何言ってるんだ」と呼ぶ者あり)

(「御心配じゃなく」と呼ぶ者あり)

(発言する者あり)

**○議長（横田久俊）** お静かに願います。少し聞こえないところがある。

**○市長（森井秀明）** 御心配は不要でございます。

(「不要だと」と呼ぶ者あり)

2点目でございます。

もう一点は、身近な人だから有利に働かせたのではないか、だから、そういうようなことをするべきではないかというお話だったかと思っておりますけれども、私自身は、誰しもが同じように要請されれば同じ対応をする、それは市としては当然のことだというふうに思っておりますので、今回、身近な人だからという手配ではなくて、法にのっとって公平・公正に取り組んでいるというところでございますので、こちらについても、御心配をされるようなことは何一つございません。

そして、私からは、いわゆる市側に不備があって、そのような環境のもとで事故があったら、誰が責任をとるのかというお話もあったかと思っております。これは今回の許可等に限らず、市が取り組んでいることにおいては、全てにおいては、私自身が責任をとるべきだというふうに思っておりますので、その責任者は私だということで、御理解をいただければと思います。

(「ドリームビーチと何が違うんですかと聞いたんですよ。何を聞いてるんだ」と呼ぶ者あり)

(「議長」と呼ぶ者あり)

**○議長（横田久俊）** 産業港湾部参事。

**○産業港湾部参事（飯田俊哉）** 秋元議員の再質問にお答えいたします。数が多いものですから、漏れがあったら後ほど御指摘をしていただきたいと思います。

まず、港湾法、小樽港の臨港地区内の区分における構築物の規制に関する条例で許可をしていると、それなのに、Uフックを無許可で設置しているのに、なぜ許可したのかということでございますけれども、今回の許可は小樽市港湾施設管理使用条例第3条で使用許可を出してございますが、条文を読ませていただきます。「市長は、前項の許可を行う場合において、必要と認めるときは、港湾施設の使用について条件を付すことができる」ということがございまして、今回の許可に際しては、係留環をつけなさいという条件を付して許可をしたところでございます。

それから、新規参入者の話でございますけれども、基本的に、船舶の航行については、12人以下の船舶については北海道運輸局への届け出だけで済むものですから、多くなるということは、市の判断ではなかなかできない、我々の権利の範囲外であるということでございます。

5月9日のことについては、口頭でお話があったものですから、我々としては内容までつかめませんでしたけれども、その後、事業計画書が提出されまして、先ほど市長からお答えしたように、遊覧船5航路を運航するほか飲食、物販、用船業というようなことで、事業計画書が提出されたところでございます。

それと、各会議で集まった際の、各団体の意見でございますけれども、詳細までは私は把握はしてございませんが、例えば、各団体の持っている情報が非常に少なく、基本的に事業計画書がない中で、16日に会議をしてございますので、情報が少ないというのが、各団体のお話だったと思っております。

説明会において、漁業者から事業の取り消しをしてほしいというなお話があった、それをただ聞き放しなのかということでございますけれども、これについては再三にわたり事業者に対して協定を結ぶようにということでお話をしております。

(「言われてないよ」と呼ぶ者あり)

(発言する者あり)

分区条例で除外されている建物を許可したというようなお話がございましたけれども、分区条例上、許可している建物が別表第3で列記されてございますが、その中に、先ほども市長から答弁がございましたけれども、前11号までの各施設に従事する者、また、その利用者が使用する飲食店というのが12号でございますけれども、その12号に今回は該当しているということでございます。

(発言する者あり)

**○議長（横田久俊）** お静かに願います。

(発言する者あり)

**○産業港湾部参事（飯田俊哉）** それから、協定を結んでから許可すべきだったのではないかというような御質問がございましたけれども、先ほど市長からもお話がございましたが、確かに、漁業者と、法的な必要要件にはなっておりませんが、判断基準だとかいろいろな許可に対しての経緯などについて丁寧に説明すべきだったというふうに思っております。また、それについては、今後も業者並びに漁業者の方に説明を続けていきたいと思っております。

**○議長（横田久俊）** 答弁中ですが、議事が進みませんので、明確な答弁をお願いしたいと思ます。

**○産業港湾部参事（飯田俊哉）** 済みません。

それから、係船環がない中で無許可で係留したことについて、なぜ許可を出したのかという、先ほどと同じ質問があったと思ますけれども、それについては先ほどお話をしたとおり、例えば、海域についてそれぞれ、臨港地区いわゆる陸域については港湾法第40条で、それから分区条例については港湾法第37条、それと船舶の航行については北海道運輸局、それぞれがそれぞれの区域について、それぞれ適切にそれぞれの法律に基づいて適切に判断して許可をしたというふうに考えてございます。

(発言する者あり)

(「今の状態、適切なんですね、そうしたら」と呼ぶ者あり)

(「Uフックでいいの」と呼ぶ者あり)

あと、分区条例第1条の趣旨でございまして、臨港地区内の分区における建築物その他の構築物の建設等について規制し、港湾施設の利用の増進並びに港湾の適正な管理及び運営を図る」ということが書いてございますが、この第1条の目的に適正にかなっているというふうに考えてございます。

(発言する者あり)

(「議長」と呼ぶ者あり)

**○議長（横田久俊）** 建設部長。

**○建設部長（相庭孝昭）** 秋元議員の再質問にお答えいたします。

私からは、建築確認に当たっての手續についてお答えさせていただきます。

建築確認というものは、御案内かと思ますけれども、その建築計画が法規に合っているかどうかといったことを確認するものでございまして、これにつきましては、建築基準法から一連の技術的などというか、建物の性能といいますか、そういったものが合っているかということ、それから、その他関係する規制法に合っているかどうかを確認するものでございます。

それで、くだんの港湾法それから分区条例については、この後者に該当するかどうかということを検査したところでございますけれども、ただ、私どもとすれば、これが該当するかないかという見地につきましては十分認識しておりませんので、港湾室に、この建物が該当するのかどうか、いわゆる分区条例に違反するのかないのか意見を求めまして、私どもは、港湾室からは、これは分区条例に該当しますという、逆に言うと建ててもいいものですよということで回答を受けたものですから、私どもは建築確認を行ったという経過でございます。

(発言する者あり)

**○議長（横田久俊）** 建設部長、今の答弁の中で、質問では誰が確認したのかというのがありませんでした。

**○建設部長（相庭孝昭）** 失礼しました。確認した者は、建築主事でございます。

**○議長（横田久俊）** 何点か私のメモでも答弁漏れがありますが、ドリームビーチはだめで、なぜこちらがいいのかというのだとか、それから観光船事業ということで認識していいのか、附帯条件としなかった理由等、あと何点かございます。

(発言する者あり)

どうですか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

**○議長（横田久俊）** 産業港湾部参事。

**○産業港湾部参事（飯田俊哉）** ドリームビーチとの違いはということでございますけれども、今回は、今回の事例について、法律に基づいて判断したというところでございます。

(発言する者あり)

(「何言ってるんだよ」と呼ぶ者あり)

(「基づいてないじゃない」と呼ぶ者あり)

それから、遊覧観光船事業でいいのかということでございますけれども……

(「答弁じゃないよ、今の」と呼ぶ者あり)

遊覧船を運航している事業だというふうに認識してございます。

(発言する者あり)

それと、なぜ附帯条件にしなかったかということでございますけれども、これは許可をする際に口頭で今後もそういう、今も言ってございますけれども、そういう協定、船の安全航行等について協定を締結するよというのを繰り返し事業者には指導してございますので、あえて附帯条件とはしませんでした。

(発言する者あり)

**○議長（横田久俊）** 私と事務局のメモでは、項目は大体網羅したと思います、内容は別として。

(発言する者あり)

内容は別として、答弁はしていると思います。

秋元議員、再質問した中で答弁漏れがあれば、指摘していただければと思いますが。

(「答弁漏れというか、質問したことに答えていないので、ドリームビーチと今回の件で何が違うのかという、法律に基づいて」と呼ぶ者あり)

(発言する者あり)

先ほども申し上げましたが、再質問の答弁に対して、再々質問で、それはないという御意見だとか、

改めて聞くとかというシステムになっていますので。内容は、秋元議員の求めているものではないのでしょうけれども。

(発言する者あり)

(「議長、11番、議事進行について」と呼ぶ者あり)

**○議長(横田久俊)** 11番、斉藤陽一良議員。

**○11番(斉藤陽一良)** 今、答弁になっていないのですよ。そもそも質問している趣旨に沿っている沿っていない問題ではなくて、日本語としておかしい。全くわけがわからないことを、法律に基づいて許可しましたと。こんなの当たり前でしょう。全くこんな答弁を許していたら、議会は成り立ちません。きちんと答弁させてください。

**○議長(横田久俊)** 今、斉藤議員から、私の議事裁きで、きちんとしっかり答弁させなさいというお話ですけれども、繰り返しますが、全く質問と乖離した答弁、乖離といいますか、全然違う話をされるならば、それは指摘します。それから正当な理由なく答弁しない場合、こういうときにはしっかりと指摘しますけれども、今、理事者がこういう公式の場で正式に述べたことですから、非常に重い答弁になっていると思います。それが違うということであれば、また違う手続で、しっかりと議論していただかなければならないと思います。

議長の判断としては、繰り返しますけれども、内容は私が言及する話ではないのですが、答弁としては、再質問に対する各項目の答弁としては、しているということであります。

再質問の答弁の、秋元議員が言う、違うだろうというところも再々質問で指摘していただくと、公式の場での議論ということでもしっかりと議事録にも残りますし、それをもとにして、委員会での、秋元議員が言う追及といいたいでしょうか、そういうこともしっかりとできるかと思っておりますので、今ここで何番目のどの質問で答弁が答弁になっていないとか、そういう判断は議長としては難しいと思います。

できれば、再々質問に移っていただきたいと思っております。

(「議長、1番」と呼ぶ者あり)

**○議長(横田久俊)** 1番、秋元智憲議員。

**○1番(秋元智憲議員)** 再々質問します。

まず、市長、先ほど、法にのっとっていますという話をしていたので、何の法律の、どの条文に基づいて何を許可したのか、お答えいただきたい。

それと、Uフックの部分については、違法であるということを知っていながら許可した理由を、市長の理由をお答えください。あなたが最終的に決裁するわけですから、あなたの口で、なぜ許可したのか答えていただきたい。

先ほどから答弁していませんけれども、ドリームビーチはだめで、なぜ今回はよかったのですか。ドリームビーチに対しては、海の家が違法状態で建てられていて、それを撤去させてからではないと許可しなかったわけですね。今回は、違法状態で係留しているのを知っておきながら係留させているのです。ずっと続いているのですよ。これは5月から続いているのですよ。これは、先ほども言いましたけれども、今後それこそドリームビーチ協同組合の方にも、このようなことは言えませんよ。

小樽市が行う大事な事務の一つの許可ですよ。何でこんないかげんな話になるのですか。先ほどから港湾法だとか分区条例だとか言っていますが、この漁港区については、市長もきちんと法律を読んでいますか。漁業者ですとか、関係者が利用できる施設なんて書いていないのです。その人たちの施設でなければだめなのです。でも、観光事業者ですね。そもそもがだめなのです。先ほども言いましたけれども、答弁いただいていませんが、分区条例の別表第3第1号で、わざわざ観光船の事業というの

は外されているのです。わざわざ旅客者のためのそういう施設は建てられないことになっているのですよ。それをなぜ12号に合致したからとか、そういう言い方なのですか。そもそも、1号で除外されているのです。そこを答えてくださいと言っているのです。拡大解釈というよりも、余りにも法律をねじ曲げています。余りにも悪質。事業者も、5月から再三注意されているのに、なぜ今まで放置しているのですか。こういう状況で、市長、聞いていないのですけれども。

(「聞いてください」と呼ぶ者あり)

(「市長」と呼ぶ者あり)

だから、答弁がかみ合わなくなるのですよ。

5月から違法な状況を知っていて、どうしてこういうふうになっているのですかということなのですよ。

それで、もっと言うと、事業者の方は、一度、係船柱なり係船環をつける許可を申請していますよね。ところが取り下げしているのですよ。そういうのも、市側は全部わかっているではないですか。私に、資料として、書類としてくれているのですから。何月何日に何があった、何月何日にどうやったというのを、全部私は教えてもらっています。資料はありますから。なぜ、こんなに再三にわたる指導にもかかわらず、4カ月間も放置しているのですかということです。そして、許可を出しているのですかということなのです。それを、法にのっとっているなんて言ってしまったら、それこそドリームビーチ協同組合の人たちが怒りますよ。

(「そうだ」と呼ぶ者あり)

こんないいかげんなことをしていたら。それを法にのっとっていると。だから、何の法律にのっとっているのですか。しっかり法律を挙げて答えてください。

漁業者の方の話ですが、市長は話を聞くと言っていましたけれども、では、市長、漁業者の説明会に市長みずから来て話をしてくださいよ。どれだけ皆さんが困っているか。担当課に任せるのではなくて、市長がみずから来て話を聞いてくださいよ。漁業権を持って昔から生活のなりわいとして、あの地域で漁業権を持って漁業を営んでいる方々ですよ。その人たちの意見なんて、全く聞いていないのですよ。ましてや協定も結べていない中でここまで来てしまって、市長は先ほど責任をとると言いましたが、事故なり漁業権の問題が起きた場合に、市長、しっかり責任をとってくださいよ。先ほど自分で言ったのですからね。

まず、法律の条文の部分とか質問しましたけれども、これに答えていただいて、最後に、市長はこの違法な状態を知っていて許可を出したということでもいいですね。これを、もう一度確認させてください。

○議長(横田久俊) 理事者の答弁を求めます。

(「ちょっと事前によるしいですか」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 市長。答弁でしょう。

○市長(森井秀明) 一つよろしいですか。

○議長(横田久俊) だめです。答弁しかできません。

○市長(森井秀明) 答弁しか。いや。答弁しかできないと。

(発言する者あり)

(「答弁しかできないよ」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 答弁しかできませんよ。

(発言する者あり)

○市長(森井秀明) どこが質問で、どこが質問でなかったのか、わからない部分がありました

ので。

○議長（横田久俊） 質問の確認ですか。

○市長（森井秀明） はい。どの部分を話されて、何を質問されているのか、聞かれているのか聞かれていないのか、わからない部分が幾つかあったので、それはもう一度、改めてお聞きしたいと思って、それを議長にお願いしたいと思って手を挙げました。

○議長（横田久俊） 私どもは、6点、7点、きちんとしっかりメモさせていただきました。

○市長（森井秀明） 6点ですか、7点ですか。

○議長（横田久俊） 最後の7点目は繰り返しということで、違法状態があるのになぜ許可をしたのか。これは2番目の質問と重複しているのですけれども、市長のお考えをということだと思います。

○市長（森井秀明） では6点ありますか。

○議長（横田久俊） ほかの理事者の方もメモされているのでしょうか。それを、しっかりきちんと整理してください。

（発言する者あり）

理事者に申し上げますが、何を質問されたかわからないということではないですよ、それは総務部長もおられるし。法律も絡む問題ですので、しっかりと真剣にお答えをいただきたいと思います。後の議論にも随分影響すると思いますので。

（「またその場しのぎで答弁したら、おかしくなって休憩することになりますよ」と呼ぶ者あり）

（発言する者あり）

○議長（横田久俊） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 市長。

○市長（森井秀明） 大変お待たせいたしました恐縮でございます。

（「そうだよ」と呼ぶ者あり）

私から、秋元議員の再々質問にお答えさせていただきます。

私から答弁したこと以外に関しましては、各担当より答弁させていただきますので、よろしく願いいたします。

私からは、先ほど来、漁業関係者をないがしろにしているのではないかという、再三の御指摘だったかと思います。それで、市長みずから話を聞くべきではないかということでありましたので、私自身も機会を見つけて、漁業者の皆様へ直接お話のできる機会をつくっていきたいというふうに思っております。

（「それだけじゃないじゃない。法にのっとってと、何の法律なんですかって聞いたのですよ。市長が法にのっとってと言ったんです。だから話したらだめだろうって言うてるじゃないですか、質問してるときに」と呼ぶ者あり）

（発言する者あり）

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 産業港湾部参事。

○産業港湾部参事（飯田俊哉） 秋元議員の再々質問にお答えいたします。

まず、法にのっとって……

(「市長に聞いたんですよ」と呼ぶ者あり)

どの法律に基づいているのかということでございますけれども、先ほど市長からも答弁をさせていただきましたけれども、一つは港湾法の……

**○議長（横田久俊）** 参事、大きい声で少しはっきり。

**○産業港湾部参事（飯田俊哉）** 港湾法第37条ですし、さらには、これは分区条例で許可しているということでございます。

(「違法状態でも許可していいと書いてないじゃないですか」と呼ぶ者あり)

(発言する者あり)

それと、Uフックでございますけれども、なぜ撤去させていないのかということでございますけれども、これは先ほども答弁をさせていただきましたけれども、港湾施設管理使用条例で条件を付して許可をするということになってございますので、係船環を取りつけなさいということは、Uフックを取り外しなさいということでございますので、そういう条件を付して許可をしたということでございます。

(「撤去してない」と呼ぶ者あり)

(「撤去してないでしょ」と呼ぶ者あり)

(発言する者あり)

それと、観光事業は除外しているのではないかというお話でございますけれども、法律で該当しているのは旅客施設ということで、固定施設ですとか手荷物の扱い所だとかというものは想定していない、除外しているということでございます。

(「まさしくその施設じゃないですか」と呼ぶ者あり)

(「おかしいですよ」と呼ぶ者あり)

(発言する者あり)

それと、先ほどのUフックをつけたままで、そういう中で許可をしたということでございますけれども、これについては、港湾施設管理使用条例で、今もお話をしたとおり、条件を付して、これは許可の際に条件を付しなさい、付すことができるという規定でございますので、条件を付して許可をしたということでございます。

(発言する者あり)

(「要は、許可してない」と呼ぶ者あり)

(「それでも営業してんの」と呼ぶ者あり)

それと、ドリームビーチとの違いということでございますけれども……

**○議長（横田久俊）** 発言は許可を得てするようにしてください。

**○産業港湾部参事（飯田俊哉）** これについては、先ほどもお伝えしたとおり、ドリームビーチはドリームビーチで、違法だということで撤去命令を出したわけでございますが、今回は、これももう本当に何回も同じですけれども、条件を付して許可をしたということでございます。

(発言する者あり)

市長が違法な状態を知っていて許可をしたのかということでございますが、そこまで細かく市長には報告してございませんので、我々の判断の中で、先ほどもお話をしたとおり、港湾施設管理使用条例に基づいて条件を付して許可をしたということでございます。

(発言する者あり)

**○議長（横田久俊）** 少し私のメモと違うところは、Uフックについては違法であるのだけれども、違

法でありながら許可をした理由、それが参事の言う附帯条件をつけたから許可したということですか。そういう解釈でいいのですか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 産業港湾部参事。

○産業港湾部参事(飯田俊哉) Uフックの件でございますが、違法なのに許可したのかということでございますけれども、Uフックについては、港湾施設管理使用条例の中で、市長は港湾施設の使用許可を行う場合において、港湾施設の使用について条件を付することができるということで……

(発言する者あり)

(「市長は知らないんですかって」と呼ぶ者あり)

港湾施設管理使用条例については、実は課長が専決でございますので、市長まで起案が上がっていかないというか、そういう課長までの判断での専決規程でございますけれども、港湾室としては、もちろん港湾室内で話をして許可をしたところでございます。

(発言する者あり)

(「そんな行政許可があるのですかね」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 私のメモの整理ですけれども、5番目に、係船柱の申請をして、それを取り下げしている、その後にメモの不足なのですが、なぜ放置しているのかと、ドリームビーチ協同組合が怒るという、そのようなところがあったのですが、これについて答弁はありましたか。

(発言する者あり)

いや、ドリームビーチが怒っているからどうだという単純な固有名詞の話ではないですが。

(「大変なことだよ、だけど」と呼ぶ者あり)

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 産業港湾部参事。

○産業港湾部参事(飯田俊哉) 先ほど係船杭のことをお話しされていて、取り消したというようなお話、そのとおりで、係船柱、係船杭については、当初設置をしてございましたけれども、それについては取り消しをしましたし、それから……

(「違う、申請者」と呼ぶ者あり)

(「申請したけど取り下げたんだよ」と呼ぶ者あり)

(発言する者あり)

それから、申請したけれども取り下げてございますし、さらには、水域の占用でございます浮き栈橋についても許可しましたが、やはり漁業者とのお話し合いの中で、それについては設置をしていないということでございます。

それとUフックでございますけれども、これについては今までも4カ月の間、ずっと指導し続けているということでございます。

(発言する者あり)

(「営業してるんですよ、もう」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 最後に、いろいろな法律等あるいは違法状態のこと、そして最後にまとめみたいな聞き方で、こうした違法状態があるのに行政として許可しているのはどう思われるかということだったと思いますが、秋元議員、よろしいですか。

(「市長に向けて許可をしているのかということで、市長に聞きました」と呼ぶ者あり)

市長は答えていないのですけれども、答弁者の指定はできませんし、かわって答弁した参事は、市長には報告していないという答弁でありました。

(「議長、14番、議事進行について」と呼ぶ者あり)

**○議長(横田久俊)** 14番、中村吉宏議員。

**○14番(中村吉宏)** ただいま港湾室参事の御答弁の中で、浮き栈橋の件の許可を最初受けて取り消されたような趣旨のお話だったかと、少し聞こえにくかったのですね。浮き栈橋に対する許可を取り消されたというような内容があったかと思います。先日の私が行った同様の一般質問の中には、浮き栈橋についての許可は、問題なく許可したというような答弁をされていたかと思うので、この点に矛盾があると思うのですけれども、精査をしていただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

(「許可したけども、つけなかった」と呼ぶ者あり)

(「許可したけれども、つけなかっただけ」と呼ぶ者あり)

**○議長(横田久俊)** つけなかったのだね。

(「矛盾だね」と呼ぶ者あり)

(「許可はしたと言った」と呼ぶ者あり)

(発言する者あり)

許可したけれども、つけなかったということだったと思いますが。

(発言する者あり)

(「議長、1番、議事進行について」と呼ぶ者あり)

**○議長(横田久俊)** 1番、秋元智憲議員。

**○1番(秋元智憲)** 市長が、先ほどから再三、議員の質問に対していろいろと、先日議長が注意されたように、再質問でやれとか、そういう話をされているのですけれども、議会のルールが全くわかっていないのですよ。

市長、おかしくないのです。議場ですから、本会議場ですから、真面目にやってください。

そういうことは議事整理権のある議長が裁くわけで、市長が一生懸命各議員に対して、それは再質問でやれだどうだと言うのは、これはできないというふうに思うのですが、もう一度……

**○議長(横田久俊)** そんなこと言っているのですか。

**○1番(秋元智憲)** そこで言っているのですよ、市長席で。しっかり注意していただきたいと思いません。

**○議長(横田久俊)** この席には聞こえてきませんでしたが、私が、再質問であるいは再々質問でという話をしているときにはうなずいていますので、それはとめられませんが、そこでおっしゃって、この前も一度問題になりましたけれども、議事整理権は議長にあります。

したがって、再質問あるいは委員会での答弁というような流れを申し上げるのは、私の専権事項でございますので、もしそういう発言が改めてあったのなら、先日、今後はしませんということでありますので、市長を含め理事者の皆さんも、その点では十分にお気をつけたいと思います。そういうことでありますので、議事整理権を侵すことのないよう、ひとつお願いを申し上げます。よろしいでしょうか。

済みません。少し整理します。

先ほど中村吉宏議員の議事進行で、自身の答弁のときには許可をしたと、浮き栈橋ですね。先ほどの、参事の御答弁はどうでしたか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 産業港湾部参事。

○産業港湾部参事(飯田俊哉) 先ほどお話したのは、浮き棧橋については許可をしたけれども、漁業者との話し合いの中で、設置はしていないということでございます。

○議長(横田久俊) 許可しているということですね。

(発言する者あり)

いや、中村吉宏議員のときにも許可している、今も、秋元議員の答弁にも許可はしている、ただし設置はしていない。メモを見ますと、どちらも許可をしているという答弁はしています。よろしいですね。

秋元議員の一般質問を終結し、以上をもって一般質問を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま上程中の案件のうち、議案第1号ないし議案第6号及び報告第1号につきましては、予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することとし、議案第7号ないし議案第20号につきましては、地方自治法第98条第1項の規定による権限を付与した決算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することといたしたいと思っております。

なお、両特別委員会につきましては、いずれも議長指名による9名の委員をもって構成することといたしたいと思っております。

これに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 御異議なしと認め、さように決しました。

それでは、予算特別委員を御指名いたします。

千葉美幸議員、中村岩雄議員、高橋龍議員、高野さくら議員、松田優子議員、中村吉宏議員、中村誠吾議員、川畑正美議員、山田雅敏議員、以上であります。

次に、決算特別委員を御指名いたします。

秋元智憲議員、安斎哲也議員、酒井隆裕議員、斉藤陽一良議員、鈴木喜明議員、濱本進議員、中村誠吾議員、林下孤芳議員、小貫元議員、以上であります。

なお、いずれの委員会においても、委員中事故ある場合は、所属会派において補充することといたします。

次に、議案第21号、議案第22号、議案第25号及び議案第26号につきましては、総務常任委員会に付託いたします。

議案第24号につきましては経常任委員会に、議案第23号につきましては厚生常任委員会に、それぞれ付託をいたします。

日程第2「会期の延長」を議題といたします。

お諮りいたします。

今定例会の会期は、9月28日までと議決されておりますが、議事の都合により、9月30日まで2日間延長いたしたいと思っております。

これに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 御異議なしと認め、さように決しました。

日程第3「休会の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

委員会審査のため、明日から9月29日まで休会いたしたいと思います。

これに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 御異議なしと認め、さように決しました。

本日は、これをもって散会いたします。

閉会 午後 2時30分

---

#### 会議録署名議員

小樽市議会 議 長 横 田 久 俊

議 員 鈴 木 喜 明

議 員 中 村 誠 吾



平成28年  
第3回定例会会議録 第6日目  
小樽市議会

平成28年9月30日

出席議員（25名）

1番	秋	元	智	憲	2番	千	葉	美	幸
3番	安	斎	哲	也	4番	中	村	岩	雄
5番	高	橋		龍	6番	石	田	博	一
7番	高	野	さ	くら	8番	酒	井	隆	裕
9番	松	田	優	子	10番	高	橋	克	幸
11番	斉	藤	陽	一良	12番	鈴	木	喜	明
13番	酒	井	隆	行	14番	中	村	吉	宏
15番	濱	本		進	16番	面	野	大	輔
17番	中	村	誠	吾	18番	佐	々木		秩
19番	林	下	孤	芳	20番	小	貫		元
21番	川	畑	正	美	22番	新	谷	と	し
23番	山	田	雅	敏	24番	横	田	久	俊
25番	前	田	清	貴					

欠席議員（0名）

出席説明員

市	長	森	井	秀	明	教	育	長	林	秀	樹										
副	市	長	上	林	猛	病	院	局	長	並	木	昭	義								
水	道	局	長	浅	沼	敦	総	務	部	長	前	田	一	信							
財	政	部	長	前	田	孝	一	産	業	港	湾	部	長	中	野	弘	章				
産	業	港	湾	部	参	事	飯	田	俊	哉	生	活	環	境	部	長	渡	辺	幸	生	
医	療	保	険	部	長	小	山	秀	昭	福	祉	部	長	日	栄	聡					
建	設	部	長	相	庭	孝	昭	消	防	長	明	井	隆	生							
病	院	局	小	樽	市	立	病	院	長	笠	原	啓	仁	教	育	部	長	工	藤	裕	司
事	務	部	長	伊	藤	和	彦	保	健	所	次	長	犬	塚	雅	彦					
総	務	部	総	務	課	長	中	村	哲	也	財	政	部	財	政	課	長	志	賀	公	

議事参与事務局職員

事務局長 田中泰彦  
庶務係長 由井卓也  
調査係長 大崎公義  
書記 北岡尚  
書記 眞屋文枝

事務局次長 林昭雄  
議事係長 柳谷昌和  
書記 石澤麻由美  
書記 深田友和  
書記 河崎仁美

**開議 午後 1時00分**

○議長（横田久俊） これより、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員に、石田博一議員、濱本進議員を御指名いたします。

日程第1「会期の延長」を議題といたします。

お諮りいたします。

今定例会の会期は、本日9月30日までと議決されておりますが、議事の都合により、明日から10月4日まで、4日間延長いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 御異議なしと認め、さように決しました。

日程第2「休会の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

議事整理のため、明日から10月3日まで休会いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 御異議なしと認め、さように決しました。

本日は、これをもって散会いたします。

**散会 午後 1時01分**

---

**会議録署名議員**

小樽市議会 議 長 横 田 久 俊

議 員 石 田 博 一

議 員 濱 本 進



平成28年  
第3回定例会会議録 第7日目  
小樽市議会

平成28年10月4日

出席議員（25名）

1番	秋	元	智	憲	2番	千	葉	美	幸
3番	安	斎	哲	也	4番	中	村	岩	雄
5番	高	橋		龍	6番	石	田	博	一
7番	高	野	さ	くら	8番	酒	井	隆	裕
9番	松	田	優	子	10番	高	橋	克	幸
11番	齊	藤	陽	一良	12番	鈴	木	喜	明
13番	酒	井	隆	行	14番	中	村	吉	宏
15番	濱	本		進	16番	面	野	大	輔
17番	中	村	誠	吾	18番	佐	々	木	秩
19番	林	下	孤	芳	20番	小	貫		元
21番	川	畑	正	美	22番	新	谷	と	し
23番	山	田	雅	敏	24番	横	田	久	俊
25番	前	田	清	貴					

欠席議員（0名）

出席説明員

市	長	森	井	秀	明	教	育	長	林	秀	樹														
副	市	長	上	林	猛	病	院	局	長	並	木	昭	義												
水	道	局	長	浅	沼	敦	総	務	部	長	前	田	一	信											
財	政	部	長	前	田	孝	一	産	業	港	湾	部	長	中	野	弘	章								
産	業	港	湾	部	参	事	飯	田	俊	哉	生	活	環	境	部	長	渡	辺	幸	生					
医	療	保	険	部	長	小	山	秀	昭	福	祉	部	長	日	栄	聡									
建	設	部	長	相	庭	孝	昭	消	防	長	明	井	隆	生											
病	院	局	小	樽	市	立	病	院	長	事	務	部	長	笠	原	啓	仁	教	育	部	長	工	藤	裕	司
総	務	部	長	伊	藤	和	彦	保	健	所	次	長	犬	塚	雅	彦									
総	務	部	総	務	課	長	中	村	哲	也	財	政	部	財	政	課	長	志	賀	公					

議事参与事務局職員

事務局 長	田 中 泰 彦
庶務係 長	由 井 卓 也
調査係 長	大 崎 公 義
書 記	北 岡 尚
書 記	眞 屋 文 枝

事務局 次長	林 昭 雄
議事係 長	柳 谷 昌 和
書 記	石 澤 麻由美
書 記	深 田 友 和
書 記	河 崎 仁 美

開議 午後 1時00分

○議長（横田久俊） これより、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員に、高橋龍議員、川畑正美議員を御指名いたします。

日程第1「議案第1号ないし議案第26号及び報告第1号並びに請願及び陳情並びに調査」を一括議題といたします。

これより、順次、委員長の報告を求めます。

まず、予算特別委員長の報告を求めます。

（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 2番、千葉美幸議員。

（2番 千葉美幸議員登壇）（拍手）

○2番（千葉美幸議員） 予算特別委員会の報告をいたします。

当委員会における質疑・質問の概要は、次のとおりであります。

議案第1号は平成28年度小樽市一般会計補正予算であるが、除雪費の補正の根拠となった路線排雪量について、昨年度の予算では、平成18年度と19年度の排雪量の平均値である34万立方メートルで見積もったとのことであったが、なぜ今年度の予算はこの考え方を踏襲していないのか。

昨年度の実績は、降雪量5メートル、排雪量27万立方メートルであったことから、それを根拠として予算を見積もったというが、そもそも昨年度の排雪量は、131カ所もの排雪を抑制した結果であり、この予算だと、昨年度と同様に排雪を行わない箇所が今年度も出るということになると思うがどうか。

予算を節約するのはよいことだと思うが、まずは排雪路線のルールを決めてから排雪量を見直すべきであり、なぜ今年度の予算作成に当たり、抑制した昨年度の排雪量を用いたのか疑問があるがどうか。

今定例会の一般会計補正予算に計上されている今年度の除排雪関係経費について、市は、降雪量をおおむね5メートル程度と想定して算定したという。

しかし、降雪量を事前に想定するのは非常に難しく、想定どおりの降雪量となれば、予算の範囲内で執行できるが、想像以上の大雪となれば、予算不足により除排雪作業が執行できず、市民生活に大きな影響を及ぼすことも考えられることから、そのような場合には、市は、財源をしっかりと確保した上で、補正予算を組むべきと思うがどうか。

除雪費については、昨年と同様に降雪量を5メートルと想定して予算編成したというが、直近5年間の平均降雪量である約6.3メートルをもとに試算すれば、今定例会の補正額より1億円程度増額になるという。

しかし、1億円程度の違いであるならば、近年にない少雪であった昨年の降雪量ではなく、近年の平均降雪量をもとに予算編成を行うほうが、市民に対して説得力があり、納得も得られる予算になったと思うがどうか。

また、冬季の気象状況は想定どおりとは限らないため、降雪量が想定を超えるなどの場合は、その状況に合わせて、改めて除雪費の補正予算を計上してほしいと思うがどうか。

市は、今年度から交付される電源立地地域対策交付金を活用し、市立保育所保育環境整備事業費698万6,000円を計上することで、スタッキングベッドの購入、老朽化した保育所の壁や床の補修のほか、おもちゃを購入するとしている。

一方、現場からは、通常支給されている保育材料費は、文具などの消耗品に消費され、おもちゃや絵本を購入するだけの余裕は少なく、費用をかけないよう工夫しながら、数年単位の時間をかけておもちゃなどをそろえているという声が聞かれる。

市には、このような現場の声を参酌し、今回のような特例的な補助だけではなく、ふだんからおもちゃを購入できるよう保育材料費の増額を検討してほしいと思うがどうか。

今定例会の一般会計補正予算に計上されている母子家庭自立支援給付金支給事業は、自立支援教育訓練給付金と高等職業訓練促進給付金という2種類の給付金を支給することにより、母子家庭及び父子家庭の自立促進を図ることを目的として、本市では平成16年度から開始している事業であると聞く。

市は、今年度から本制度の対象者や支給限度額を拡大するとしているが、今回の拡大による影響をどのように把握しているのか。

また、本制度を活用することで一世帯でも多くの母子家庭や父子家庭が自立できるようになることを希望するものであるが、厚生労働省では、事業名に「父子家庭」という言葉を入れている。本市が行う事業についても支給対象に父子家庭が入っており、周知の面からも本市の事業名も「父子家庭」を入れるよう改めるべきと思うがどうか。

報告第1号は、小樽港のガントリークレーンの復旧などに係る補正予算2,140万円を専決処分したものである。

このガントリークレーンは、平成15年の供用開始以来、数度の故障により、多大な修理費用を要しているが、市はその原因を把握できていないという。

あと4年で耐用年数の17年を迎えることとなり、延命するか、更新するかの判断をすべき時期に来ているものの、故障の原因がわからないままでは、その判断もできないことから、市には故障の原因をしっかりと調査するなどして把握してほしいと思うがどうか。

高島漁港区内で観光船事業者が事業を開始したことにより、漁業者が多大な被害を受けていると聞く。

市が、事業者に対し行った護岸の利用等の許認可は、法に従って行ったというが、例えば港湾法では、漁業者に著しい支障を与えないことがうたわれており、漁業者が被害を受けている現在の状態は違法状態であると言わざるを得ない。市は、それでも法に抵触していないという認識なのか。

また、この違法状態は、現在も放置されており、漁業者に多大な損害を与え続けている。市にはこの状態を解消するとともに、市長には行政の長として、こういった事態を引き起こした責任をしっかりととるべきと思うがどうか。

この観光船事業者は、市に係留の登録申請を行う以前から、無許可で護岸の車どめにUフックを取りつけて船に係留しており、申請時にも違法に係留されたままであったことは、港湾室も確認している。

それにもかかわらず、市は、Uフックの撤去を条件にこの登録申請を認めたが、現在に至るまで違法状態は解消されていない。

違法状態を知りながら許可したことについては、この事業者が市長後援会の関係者であることから、便宜供与のため、市長が許可させたとも疑われかねない事態だが、こういった疑念を持たれることのないよう、違法状態を解消させてから許可するなど、市は、しっかりと手を踏むべきであったと思うがどうか。

市は、登録に当たって、Uフックの取り外しと係船環の取り付けを条件として、港湾施設管理使用条例第3条第4項に規定する「物揚場護岸又は運河護岸」の使用登録として許可を与えたという。

9月26日に議会が行った現地視察において、船に係留により長期間にわたり漁ができず、生計にも大きく影響を与えるとの漁業者の切実な声が、同席していた市港湾室職員にも届いていたはずである。

しかしながら、市は、Uフックの取り外しを条件として許可を出してから既に4カ月が経過し、違法状態が続いている中、条例第7条第1項第3号による許可の取り消しを行わず、これまで口頭での指導であったことから、今後文書により指導を行うとし、全く漁業者の意見を考慮しない、切迫感のない答

弁をしている。

市長においても、漁業者も市民であるにもかかわらず、事業者のことしか考えていないのは驚きである。市長は、一刻も早く漁業者の声を直接聞き、この問題に対処すべきと思うがどうか。

観光船事業者により高島漁港につくられた構築物について、市は、小樽港の臨港地区内の分区における構築物の規制に関する条例第3条第1項第3号に定める別表第3第12号により許可したという。しかし、この規定は、限定列挙されている漁業関係の「施設に従事する者及びその利用者のための飲食店又は物販店」について構築物を許可できるとされているものであり、主たる利用が観光船利用者である構築物を漁港区につくることを、市はどのような解釈に基づき許可したのか。

また、市の公表資料である「臨港地区内の分区指定について」によると、漁港区においては漁船のための係留施設以外は規制対象となっているにもかかわらず、観光船事業者が計画する係留施設である浮き桟橋について、港湾法の規定により著しい支障がないとして、市が水面占用の許可をしたのはどのような理由によるものか。

小樽市が管理する高島地区の漁港区において、観光船・飲食・物販業等を行おうとする事業者が構築物を建築した際、市は建築物に関する完了検査を行ったものの、1棟の建物用途が確認申請と異なったため、追加説明書の提出を求めて、建築基準関係規定に適合しているかどうかを確認する必要があるため、いまだ完了検査証は交付していないという。

市は、当該事業者に対し、建築完了検査証が交付されるまでは建築物を使用しないよう指導していると言うが、当該事業者が違法状態にある建築物を使用して事業を始めているという事実があった場合には、市は違法状態の是正を図り、また、市長は建築物が違法状態にありながら事業が行われていたことに対する責任をとるべきと思うがどうか。

今定例会の一般質問において、小樽商工会議所を北海道新幹線新小樽（仮称）駅周辺まちづくり計画策定会議の正式な委員として参加させない理由について、森井市長は、商工会議所が市長の考えを受け入れ、変わらなければ参加を認めないという趣旨の答弁を行った。

しかし、公益経済団体である商工会議所に対し、一方的に名指しした上で注文をつけ、受け入れられなければつき合わないという姿勢を示したことは、幾ら市長といえども不遜な態度ではないのか。

また、自分と合わないものは外すという市長の短絡的な姿勢は、庁内や他団体との関係を混乱させるばかりで、本市行政の根幹にかかわるものであり、その姿勢は副市長の就任後ますます増長していると感じている。

副市長は本来、これら市長が招いている混乱を懸念し、解決するために副市長の職を引き受けたものと思っていたが、そのような認識は持ち合わせていなかったのか。

森井市長就任後、小樽商工会議所が北海道新幹線新小樽（仮称）駅周辺まちづくり計画策定会議の正式メンバーではなく、アドバイザーとして参加を要請されていることについて、市は、商工会議所が正式メンバーとなる上でのデメリットは少なく、むしろメリットがあるというが、市長は、商工会議所が変わらなければ正式メンバーには加えられないと本会議において答弁した。

一方で、どこを変えればいいのかについて、市長は、商工会議所がみずから考えるべきだというが、では、商工会議所が変わったという判断は、何に基づいて誰がどのようにするのか。

これまでの市長の発言では、商工会議所をまちづくり計画策定会議に参加させる意思がないようにも見えてしまうため、いま一度、市長の考えを明確にしたほうが良いと思うがどうか。

平成27年度人事異動における市長の法令違反について、小樽市コンプライアンス委員会は、実証性を欠いた昇任人事が行われた事実があると認める判断をしたが、市は、この判断に対し、違法であると断

定されているわけではないことから、告発する段階までには至っていない見解であるという。

しかし、刑事訴訟法には、「官吏又は公吏は、その職務を行うことにより犯罪があると思量するとき、告発をしなければならない」旨の条文が義務規定として示されていることに鑑みると、実証性を欠いた人事があったという事実に基づき、告発する義務を負うべきことは明白であることから、市は、コンプライアンス委員会が違法と断定したか否かを判断根拠とするのではなく、事実をもって告発の義務を履行すべきと思うがどうか。

小樽市コンプライアンス委員会が8月29日に受理した公益通報は、森井氏の市長選挙当選後の4月28日、当時の総務部幹部が市長就任前の森井氏に人事案を示したとして、地方公務員法第34条の守秘義務に違反しているという内容であったという。

コンプライアンス委員会としては、通報対象事実の存在が確認または類推することができないことから、調査は要しないと決定したというが、当の市長は、この通報を受け、思い返してみると、4月28日に人事案らしき茶封筒を受け取ったような記憶があると曖昧な答弁をし始めている。

もし、その答弁が事実ならば、誰かが刑事責任を問われる事態にも発展しかねず、曖昧なまま放置するわけにはいかないことから、今後、当時の幹部に参考人として意見を伺ったり、市長の記憶を改めてしっかりと呼び戻してもらったりするなどして、事実を明確にする必要があると思うがどうか。

今夏、同時に発生した三つの台風は、全国に大きな被害をもたらした。北海道でも道東に大きな爪跡を残した。

幸い、本市では大きな被害はなかったものの、台風接近時には、大雨警報等が多く発令されていたことに鑑みれば、本市でも災害が発生してもおかしくない状況にあったことから、市は、小樽市地域防災計画に規定のある災害対策連絡室を設置するべきだったと考えるが、今回、市が設置しなかったのは、どのような理由によるものか。

災害が予想される際には、市民の安心・安全を守るために、小樽市地域防災計画が絵に描いた餅にならぬよう、地域防災計画に従って迅速に対応してほしいと思うがどうか。

災害により公共土木施設が大きな被害を受け、当該自治体だけでは対応が困難な場合は、ほかの自治体に応援要請を行うこととなり、本市でも熊本地震の際に職員を派遣したなどの実績があるという。

災害時におけるライフラインの断絶は、命にもかかわる問題であるから、他の自治体から応援を受けられる仕組みは非常によいことである。本市においても人的な支援体制を含めたスキルアップを行い、他の自治体とお互いに助け合っていける体制をさらに充実させるべきと考えるがどうか。

市長公務の代理出席については、その優先順位をはかる明確な基準はなく、公務が重複した場合には、会合の重要性や欠席した場合の影響、過去の出席動向に鑑み、総合的に判断するという。

森井市長は、ことし7月9日、市内の海開きを優先して関西小樽会を欠席し、翌10日の東京小樽会は、関西小樽会の欠席を理由に欠席したと聞くが、過去、どの市長も関西・東京両小樽会を欠席したことがないという事実や、海開きが午前中に終了したことに照らして判断すれば、海開きが終了した後、おこなわれてでも関西小樽会の会場に駆けつけるべきであり、また、それだけの時間的余裕はあったものと考えられるがどうか。

また、一方を欠席するから、もう一方も出席するわけにはいかないというような理由をつけて欠席するのは、相手方に大変失礼に当たると思われる。

今後、公務が重複した場合には、一つの判断がほかに与える影響なども考慮し、その優先順位の判断を誤ることのないよう、判断すべきと思うがどうか。

本年9月25日から28日までの4日間、陸上自衛隊がおたるドリームビーチで演習を行う旨、本市に

対し通知があったと聞く。

ドリームビーチは、北海道自然環境保全指針の中で「すぐれた自然地域」に指定されている石狩海岸の一部であり、森井市長も本市の観光資源の一つと語る全国でも希少な海岸であるが、今回の演習は水難救助に名をかりた総合戦闘演習であり、海水浴シーズンを外しているとはいえ、水際地雷投下機能を持つ水陸両用車が演習を行うことは、そのイメージが壊されることにつながらうと思うがどうか。

また、今回の演習を認めた場合、今後も恒常的にドリームビーチで演習が実施され、さらには、日米合同演習にまで発展することが危惧される。

市は、市民の安全を守るためにも、国に対し訓練の撤回を求めていくべきだと思うがどうか。

高島小学校温水プールでは、11月下旬から来年2月下旬まで耐震改修が行われる予定であるという。

その間、当該施設は休館となることから、利用者は民間施設を利用せざるを得なくなるが、民間の利用料金は高島小学校温水プールと比較して高いため、日ごろプールを利用する市民からは困惑の声が上がっていると聞く。

中でも高齢者や障害者にとっては、プールが健康維持や障害の機能回復訓練に役立つことから、日々、利用しているものの、3カ月間も民間プールを利用しなければならないとなれば、経済的負担が大きくなることは明白である。

耐震改修を理由とした休館は市の都合であることに鑑みれば、せめて高齢者や障害者に対しては、民間施設を利用する際の利用料金を市が負担すべきと思うがどうか。

LGBTを自覚する子供が自殺を考える割合は、そうではない子供に比べて6倍以上あるという調査結果があるが、これは、学校などにおいて、LGBTが理解されていないことによる差別やいじめが原因であると考えられる。LGBTの児童・生徒が差別などされることなく、個々が異なる個性を平等に発揮し、個人が尊重される学校にしていくには、本市においても、各小・中学校において、LGBTである児童・生徒への配慮と理解を深めるような取り組みを行うことが必要だと思うがどうか。

また、自治体によるLGBTの方たちへの支援や取り組みが全国に広がっていると聞く。本市においても、電話相談窓口の設置などを検討し、LGBTによる悩みを抱える方が生活しやすい環境を整えるようにしてほしいと思うがどうか。

本市の保育所入所待機児童数は、ゼロ歳から2歳児に多く、年齢が上がるにつれて待機児童数が少なくなっている傾向がある。一方、保育所によっては、全体の入所率が100%に満たなくても待機児童が発生している場合があり、保育所の床面積を考慮して児童の受け入れが可能であれば、保育士を募集して待機児童の解消を図ることは可能ではないかと考えられるがどうか。

また、市は、今後、入所定員や保育士の配置を見直すというが、共働き世帯の増加による保育所需要の高まりや、小樽を子育てしやすいまちにすることを考慮すれば、入所定員を減らすということにはならず、保育士の配置をふやすことで、待機児童の解消を図るべきと思うがどうか。などでありませう。

付託案件の結果は、次のとおりであります。

まず、議案第1号につきましては、採決の結果、賛成多数により、可決と決定いたしました。

次に、その他の各案件につきましては、議案はいずれも可決と、報告は承認と、全会一致により決定いたしました。

以上をもって、報告を終わります。（拍手）

○議長（横田久俊） これより、一括討論に入ります。

（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 7番、高野さくら議員。

（7番 高野さくら議員登壇）（拍手）

○7番（高野さくら議員） 日本共産党を代表して、委員長報告に反対し、平成28年度小樽市一般会計補正予算に反対の討論を行います。

平成28年度除雪費予算は、総額13億2,000万円を計上しています。平成28年度の除雪費については、これまで同様、降雪量おおむね5メートルの気象を想定して計上しておりますが、降雪量は、昨年のように少雪とは限りません。小樽市は豪雪地帯になります。過去の積雪量を見ても、昨年のように5メートルに近い降雪量はほとんどなく、平均の降雪量を見ても6.3メートル以上になっています。そこを考えても、やはり平均降雪量で予算編成をすべきです。

除雪第3種路線における除雪作業強化の試行については、道路幅が6メートルほどで、過去の実績をもとに入れそうな道路は入るといいますが、市民的にはとてもわかりにくい状況です。もともと、平成27年度予算で除雪路線調査費用を計上しており、2年かけて調査を進める予定だったので、しっかり市民や事業者の意見等を聞き取り調査した上で試行するべきです。

また、ガタガタ路面の整正については、平成27年度決算の2,320万円と対比すると、平成28年度予算額が2,880万円と、560万円増額しています。きめ細やかな除排雪を目指しているもとの、小・中学校付近の道路は、昨年が少雪にもかかわらず、車は通れても歩道との間の雪山が高くなっている状況でした。ガタガタ路面の整正に力を入れるのであれば、このようなところに力を入れ、通学時の安全や地域生活の安全に力を入れるべきです。

貸出ダンプ制度についても、マンション、アパートなどの集合住宅の通路や駐車場などの雪堆積場の排雪などの特例を廃止して、予算額を500万円削減しています。昨年は、特例に基づいて、貸出ダンプの利用は15カ所の団体が利用していたとのことですが、団体に理解を求めないで今回予算措置を進めることは、拙速過ぎます。除雪は市民の関心も高く、要望や問題も多いからこそ、市民や事業者の理解を求める必要があります。行政を進めるに当たっては、今回もやはり拙速ではありませんか。

よって、日本共産党は、除雪費の補正予算には同意できず、平成28年度小樽市一般会計補正予算に反対します。

各会派、各議員の皆さんの賛同を求め、討論といたします。（拍手）

（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 3番、安斎哲也議員。

（3番 安斎哲也議員登壇）

○3番（安斎哲也議員） 新風小樽を代表し、議案第1号平成28年度小樽市一般会計補正予算について、賛成ではありますが、討論をいたします。

一般会計の補正予算25億640万1,000円のうち、市民の皆様の冬の暮らしを安全で快適なものにするための除雪費11億6,660万円が盛り込まれていますが、運搬排雪量が、昨年度当初の34万立方メートルより7万立方メートル減らし、27万立方メートルで積算され、平成28年単価で換算すると、4,360万円の減額となっています。

きめ細やかな除排雪と公約に掲げた森井市長ですが、昨年度の少雪を受け、突如、執行率7割と排雪抑制方針を示し、前年度に排雪作業が入っていた路線に対し、何ら根拠もなく、パトロールの目視の判断で排雪作業を中止させました。平成26年度に排雪作業を実施したのに平成27年度に未実施となった排雪路線は131カ所に上り、対象路線約800カ所のうち、市長の方針どおり7割しかしませんでした。この突如の抑制方針と排雪作業中止に対し、市民からの苦情は多く出されました。

少雪であったため、除雪依頼件数は大幅に減少していますが、排雪依頼件数については、昨年度と気象条件が類似している平成18年、19年との比較で、18年が147件、19年が264件で、昨年度は第1回定例会予算特別委員会初日の数字で339件と、倍以上になっています。明らかに、市長の排雪抑制方針と排雪作業の中止によるものであります。

また、その平成18年、19年当時は少雪であったものの、昨年度のように131カ所もの排雪作業の中止はせずに対応しています。また、5メートルの基準となった年でもありますが、当初の予算も34万立方メートルで積算されていました。

これらを加味すると、今回計上された除雪費のうち、除排雪作業委託料6億7,670万円の積算根拠となる運搬排雪量が、昨年度の少雪で排雪作業131カ所も中止した実績の27万立方メートルとなっていることは、市長公約であるきめ細やかな除排雪とは真逆で、市民の皆様の冬の暮らしを安全で快適なものにするためとはほど遠い減額予算となっています。

限りある財源の中で、最小のコストで最大限の成果を上げる考えは必要です。しかし、天候を相手にしたこの除雪費においては、最初から、昨年度の131カ所も排雪作業を中止した実績で運搬排雪量を積算することは妥当とは言えません。もしも昨年度のような少雪でなかった場合、すぐに予算が底をつき、そのための対応により作業のおくれが懸念されます。それ以上に、森井市長は、除排雪に固執し、除雪対策本部の協議の中に入り意見を出すなどし、作業への過程で時間がかかり過ぎています。

予算が足りなくなったら補正予算を計上すればいいという考え方もあるでしょうが、それでは、まずは、最初から最低限の排雪作業分を盛り込んでおくべきであります。その上で、少雪であれば、しっかり市民の皆様に説明責任を果たし、排雪抑制などの手段をとるべきです。そして、毎年制度を変更するのではなく、昨年度予算をつけた市全体の除排雪体制の改正に向けた調査業務をしっかり行い、ステーション体制をどうするのか、対象路線をどうするのか、庁内議論とともに議会議論をして決めていくことが必要であると考えています。

本来ですと、4,360万円増額の予算修正案を提出したいところですが、本会議では2人会派では提出できないため、討論において主張させていただきます。

**○議長（横田久俊）** 討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、議案第1号について、採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

**○議長（横田久俊）** 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の各案件について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（横田久俊）** 御異議なしと認め、さように決しました。

次に、決算特別委員長の報告を求めます。

（「議長、19番」と呼ぶ者あり）

**○議長（横田久俊）** 19番、林下孤芳議員。

（19番 林下孤芳議員登壇）（拍手）

**○19番（林下孤芳議員）** 決算特別委員会の報告をいたします。

去る9月16日に開催されました当委員会において、付託されております各議案について採決いたしま

した。

採決の結果、議案はいずれも継続審査と、全会一致で決定をいたしました。

以上をもって、報告を終わります。（拍手）

**○議長（横田久俊）** これより、議案第7号ないし議案第20号について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（横田久俊）** 御異議なしと認め、さように決しました。

次に、総務常任委員長の報告を求めます。

（「議長、23番」と呼ぶ者あり）

**○議長（横田久俊）** 23番、山田雅敏議員。

（23番 山田雅敏議員登壇）（拍手）

**○23番（山田雅敏議員）** 総務常任委員会の報告をいたします。

当委員会における質疑・質問の概要は、次のとおりであります。

議案第22号は、小樽市特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例案であるが、この改正については、平成17年12月に審議会を開催して以来、開催していないことから、常設ではなく随時の設置とするものである。

しかしながら、条例で定めている委員の資格については、その制定に当たって国が示した準則に沿ったものとなっており、これまでの委員は非常に公共性の高い適切な人選だったと思うが、審議会を随時の設置とした場合、開催が必要なときに迅速に人選を行うことは可能なのか。また、委員の人選は市長に任命権があるため、恣意的にならないことを担保できるのか。

他都市においては、市民に開かれた行政として、報酬等の改正がなくても支給額の状況を報告するため、審議会を常設としている。実態として長らく審議会を開いていないという理由だけで、今回の改正を行うことは、制度として後退するものであると考えるがどうか。

平成29年度組織改革基本方針について、市は、平成28年第1回定例会での市長答弁に基づき、庁内に組織改革検討委員会を設置し策定したというが、森井市長の所信表明や公約には組織改革についての項目は一切なく、唐突感を感じる。組織改革は重要であるが、聞かれたから答え、答えたから始めたということでは、説明責任を果たさず、思いつきで手をつけた話なのかと疑わざるを得ない。そもそも、市長には、初めから組織改革の意欲があったのかどうか。

また、本来、組織改革とは、市長自身が改革の意思を発信してから行うべきものであると思うがどうか。

平成29年度に予定していた組織改革を1年先送りし30年度に行うとしているが、その改革を行おうとしている市長の理念は何かと聞くと、それに向けての背景と課題しか答えず、また、改革案に対する優先順位を聞いても、これから協議するとの答えしか返ってこない。

本来であれば、市長がどのような市役所をつくりたいのか、そのために優先的に解決しなければならない課題があり、どのような順番で進めていくのかという考え方が示された資料があってもよいのではないかと思う。

市には、29年度に組織改革の条例を提案する前には、このようなものを盛り込んだ資料を示してほしいと思うがどうか。

森井市長は、平成27年6月1日付人事異動に係る人事案の受取日について、今定例会の一般質問までは、市長就任後の4月30日だと発言してきたが、委員会審査が始まると、これまでの発言を覆し、就任

前の4月28日だと発言するようになった。

発言を覆したことについて、市長は、就任前に人事案を渡されたことは、自分にとって非常に衝撃的な出来事で、8月に開催した当委員会でのやりとりを聞いたことをきっかけに、記憶をさかのぼり思い出したというが、衝撃的な出来事だという割には、場所や時間などの記憶はなく、詳細のない極めて信憑性に欠ける発言である。

また、市長が記憶を思い出したころとほぼ同時期に、コンプライアンス委員会に今回の人事案受け取りを指摘する公益通報があり、市長は当時の総務部長をおとしめるべく、記憶を通報内容に合わせようとしたのではないかと問う。

この件については、参考人として、受取日を4月30日以降だと主張する、当時の総務部長に意見を聞いたが、その発言にはぶれがなく、市長の発言との信憑性の違いは明白であることから、市長の発言は事実無根であることを確信するものであるかどうか。

市教委では、日本遺産の認定に向け作業を行っているが、今定例会の一般質問において、教育長は、現在申請を考えている地域型のストーリーを策定する中では、組織体制の検討はしないと答弁している。

しかし、岐阜で開催された日本遺産サミットにおいて、日本遺産の審査委員長は、縦割りではなく、地元のストーリーをアピール可能で、多角的な展開を見込める組織が構築されていないと、認定は難しいとの趣旨の発言をされている。

市が、現在進めている組織改革の検討には、日本遺産の認定を念頭に置いたものはなく、これでは認定に向けた市の熱意が文化庁に伝わらない。

今回、組織改革を1年先送りするのであれば、庁内または庁外の人と、新しい視点で魅力的なストーリーをつくれる体制づくりが必要であるため、組織改革の中でしっかりと位置づけしてほしいと思うかどうか。などであります。

付託案件の結果は、次のとおりであります。

まず、議案第26号につきましては、採決の結果、賛成少数により否決と決定いたしました。

次に、議案第22号につきましては、採決の結果、賛成多数により可決と決定いたしました。

次に、その他の各案件につきましては、議案はいずれも可決と、所管事務の調査は継続審査と、全会一致により決定いたしました。

なお、閉会中の8月9日に開催されました当委員会におきまして、平成28年3月14日受付の平成27年度人事異動における市長の法令違反に対する公益通報に係るコンプライアンス委員会からの報告及び同委員会宛ては是正措置等の結果の通知についての報告がなされ、コンプライアンス委員会による調査結果等について質問が交わされております。

なお、当委員会におきましては、今後の調査の参考に資するため、公明党の質問中に、森井市長就任時の総務部長を参考人として招致し、委員からの質問という形で意見聴取を行いました。

また、8月9日の当委員会におきましては、今後の調査の参考に資するため、公明党の質問中に、平成27年6月1日付人事異動にかかわられた、当時の総務部長、総務部次長、総務部職員課長の3名を参考人として招致し、委員からの質問という形で、意見聴取を行っておりますことを申し添えます。

以上をもって、報告を終わります。(拍手)

○議長(横田久俊) これより、一括討論に入ります。

(「議長、8番」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 8番、酒井隆裕議員。

(8番 酒井隆裕議員登壇) (拍手)

**○8番（酒井隆裕議員）** 日本共産党を代表いたしまして、ただいまの委員長報告に反対し、議案第22号小樽市特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例案について反対の立場で、議案第26号小樽市非核港湾条例案については賛成の立場で、討論を行います。

議案第22号です。

議員報酬や市長などの給料について意見を述べる特別職報酬等審議会についてですが、常設になっているものを必要の都度設置するように改めることから、改正するものです。昨今の情勢は、議員や特別職の報酬等について、市民にとってよりわかりやすくすることが求められています。成熟社会における社会経済情勢の変化を考えると、報酬等審議会の開催が11年近く開かれていないことこそ問題です。今回の改正は、行政改革の流れにむしろ逆行することになるのではないのでしょうか。

以上から賛成できません。

議案第26号についてです。

今、核兵器のない世界の扉を開く画期的な動きが始まっています。

8月、国連の核軍縮作業部会が、核兵器禁止条約の締結交渉を来年中に開始することを国連総会に勧告する報告書を採択いたしました。来年中の交渉開始を支持しているのは、国連加盟193カ国の過半数となる106カ国に上ります。

また、ドイツの首都ベルリンで開かれていた「軍縮を！平和の機運をつくるために世界会議」は、2日、抜本的な軍縮や社会的政策の拡充、核兵器禁止条約の推進など、戦争のない世界に向けた行動計画を採択し、閉会しました。世界約80カ国、1,000人以上の平和団体代表らが参加、3日間にわたる議論の中、市民運動や労働運動、教育、環境など各分野から、平和実現への提案が行われました。

一方、5回目となる北朝鮮の核実験は、弾道ミサイル発射とともに、世界の平和と安定にとっての重大な脅威であり、国連安保理決議違反の暴挙です。

また、オバマ政権が核兵器の先制不使用宣言を含む核政策の変更を検討していることに対して、日本政府が、核の傘の弱体化を招くとして、反対の立場からアメリカ側に協議を申し入れていることが報じられていることも重大です。

小樽市は、1982年、全道に先駆け核兵器廃絶平和都市宣言を行いました。しかし、小樽港には、核兵器搭載可能な巡洋艦、ミサイル駆逐艦などの艦船が毎年のように入港しています。核兵器廃絶平和都市宣言を実効あるものとするためにも、神戸方式の非核港湾条例を制定することが必要です。

議員各位の御賛同をお願いするものです。

以上を申し上げ、討論いたします。（拍手）

（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

**○議長（横田久俊）** 17番、中村誠吾議員。

（17番 中村誠吾議員登壇）（拍手）

**○17番（中村誠吾議員）** 民進党を代表し、議案第26号について委員長報告に反対し、可決に賛成する討論をいたします。

今、北朝鮮は、核兵器開発を内外に示す中で核実験を強行し、日本海に向けミサイルの発射を続けています。当然、世界から指弾を受けていますし、あらゆる制裁措置が課されることとなりました。しかし、北朝鮮は、その都度このように強弁します。独立国家として米国の核に対抗し、その脅かしには決して屈しないとです。このような強弁の背景を少し考えなければなりません。

米国のオバマ大統領は、チェコのプラハで核廃絶へ具体的な目標を示した演説をしました。プラハ演説と呼ばれるものです。しかし、その横で臨界前核実験を強行しています。臨界に達する前に実験を停

止するとは言っていますが、米国が引き続き核兵器を持ち続ける意思を持ち、核兵器の性能を維持しようとしていることは確かです。核爆発を伴う実験を禁じる包括的核実験禁止条約CTBTで、根底で求めている方向にも反する行為として、批判が高まりました。核兵器の廃絶を願い、どんな形での核実験にも反対してきた被爆地、広島、長崎はもちろん、核兵器のない世界を目指す多くの人々は、計画の段階から中止を求め、抗議の声を上げてきました。

さらに、懸念が明らかになりました。インド、パキスタンは、核兵器開発への強い誘惑を示していますが、このように声明を発しているのです。この臨界前核実験は、「CTBT時代の米国の核の優位を確実にするだけ」だというものです。だから、我々は、核兵器の開発を念頭に置いても、何ら米国に非難されるものではないとする反発の根拠となっているのです。

私たちは、市民の皆さんに説明しようと考えます。米軍は核兵器を保有しています。だから、核兵器は持ってきていませんねとお聞きしたいだけなのです。国家の安全保障の問題があるのだと言われる方々がいらっしゃいますが、それでは核廃絶の主張はできなくなるのです。

議員各位の賛同をお願いして、討論を終わります。(拍手)

**○議長（横田久俊）** 討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、議案第26号について採決いたします。

委員長報告は否決でありますので、原案について採決いたします。

可決と決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

**○議長（横田久俊）** 起立少数。

よって、議案は否決されました。

次に、議案第22号について採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

**○議長（横田久俊）** 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の各案件について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**○議長（横田久俊）** 御異議なしと認め、さように決しました。

次に、経済常任委員長の報告を求めます。

(「議長、19番」と呼ぶ者あり)

**○議長（横田久俊）** 19番、林下孤芳議員。

(19番 林下孤芳議員登壇) (拍手)

**○19番（林下孤芳議員）** 経済常任委員会の報告をいたします。

当委員会における質問の概要は、次のとおりであります。

高島漁港の観光船事業について、事業者は陸域での飲食・物販業の営業については、現在、保健所からは飲食店営業に必要な現地調査を受けておらず、また、水道施設も一部整っていないため、水道局の検査も全体として保留されている状況であるという。事業全体の許認可が整わぬまま、既に営業が行われていることは甚だ疑問であり、さらには、不適切な船舶係留により、漁業者が漁業被害を受けているという状況を踏まえると、市は、速やかに行政指導や不利益処分の手続といった、しかるべき対応をと

ることに注力すべきではないのか。

また、市長は、事業者の不適切な状況を改善すべきと考えているのであれば、対応を原課に任せるのではなく、法に基づいて市長みずからが早急に判断すべきと思うがどうか。

高島漁港で観光船事業を行おうとする事業者に対し、市が護岸での船の係留使用を許可したことについて、漁業協同組合から港湾室に異論の立場で要望書が提出されたと聞かすが、市は、事業者に漁港区内で係留を許可することで、漁業者から何かしらの懸念や苦情が出ることを予想していなかったのか。

予想していたのであれば、漁業者のそういった反対の意見を調整できると考えた上で許可したのか。

また、事前に漁業者と調整を行っていたとして、理解を得られなければ護岸での係留は許可しなかったのか。それとも、申請が法的に適合するのであれば、漁業者から理解を得られなくても許可したのか。

港湾法では、護岸は外郭施設と位置づけられ、船を係留する岸壁や物揚場といった係留施設とは区別されている。また、海岸法では、護岸は国土保全を目的とした海岸保全施設として位置づけられている。このような法律があるにもかかわらず、市は、護岸での船の係留を小樽市港湾施設管理使用条例に基づき観光船事業者に許可したというが、この条例には法的根拠がないという。条例は法律の範囲内でしか制定できないのだから、市は自浄能力を発揮し、法的根拠がないという条例の不備を改めるべきと思うがどうか。

一方、事業者が護岸に船を係留していることで、現在も漁ができずに被害を受けている漁業者がいるという。市は、この問題の解決に向けて取り組んでいるというが、いつまでも解決せずに期間が長引くことで困るのは漁業者であるのだから、まずは緊急避難的な措置として、事業者に船を別の場所へ一時的に移動してもらうなど、市が責任を持って指導すべきと思うがどうか。

9月26日、当委員会では、観光船事業者が無許可で護岸の車道めにUフックを取りつけて船を係留している高島漁港の状況を視察し、その際、漁業者から、漁業を営むに当たって重大な被害を受けているとの声を聞き、一刻も早い問題解決が求められると認識した。

一方、視察には市港湾室職員も同席しており、同様に漁業者の声を聞いているにもかかわらず、問題解決までの期日すら示すことができずにいるのは、市が、漁業者の受けている被害の重大性を理解していないからなのではないか。

また、市は、今後、漁業組合等と話し合いの場を設けると言うが、問題の緊急性に目を向け、その解決に向けた行動をとるつもりがあるのであれば、早急に話し合いの場を設けるべきと思うがどうか。

商工会議所とは、商工会議所法にその権限や活動が定められた組織であり、そういった組織のあり方や考え方を、森井市長一人の思いだけで変えるよう求めることは越権行為ではないかと考える。森井市長は、商工会議所という組織について、法に基づいた組織であることをしっかりと認識・把握すべきではないか。

また、市の各種審議会などへの参加については、各団体から誰が参加してどのような意見を表明しようと、それはその団体としての意見であるため、もし市長が新しい意見を求めたいと考えるならば、各団体の誰が参加するのかに執着するのではなく、新たに参加してくれる団体の開拓をすべきと思うがどうか。などであります。

付託案件の結果は、次のとおりであります。

まず、陳情第11号につきましては、採決の結果、賛成多数により、継続審査と決定いたしました。

次に、その他の各案件につきましては、議案は可決と、所管事務の調査は継続審査と、全会一致により決定いたしました。

なお、質疑終結後に開かれた当委員会の理事会におきまして、所属する全委員の共通認識として、高

島漁港における観光船の問題については、9月26日の現地視察と、当委員会での議論を踏まえると、解決が急がれる問題であるということを確認いたしました。

よって、散会に先立ち、委員長から理事者に対し、一刻も早い解決に向けて努力されるよう要請いたしましたことを申し添えます。

以上をもって、報告を終わります。（拍手）

**○議長（横田久俊）** これより、一括討論に入ります。

（「議長、20番」と呼ぶ者あり）

**○議長（横田久俊）** 20番、小貫元議員。

（20番 小貫 元議員登壇）（拍手）

**○20番（小貫 元議員）** 日本共産党を代表して、ただいまの委員長報告に反対し、陳情第11号「店舗リフォーム助成」条例制定方について、採択を求めて討論します。

高崎市が行っているまちなか商店リニューアル助成事業については、新たに開始する自治体も出てきています。北海道では、商店街実態調査報告書をまとめました。この報告では、空き店舗が解消されない理由として、店舗の老朽化が挙げられています。この調査からも、空き店舗解消事業の継続には、老朽化対策やリフォームが効果があると言えます。新たに創業する場合は創業支援事業が適用になりますが、事業を継続するためにリフォームするメニューがありません。

現在、運営している店舗にもリフォームの適用をすることを求めます。

以上、採択を求め、議員各位の賛同をお願いして、討論といたします。（拍手）

**○議長（横田久俊）** 討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、陳情第11号について採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

**○議長（横田久俊）** 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の各案件について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（横田久俊）** 御異議なしと認め、さように決しました。

次に、厚生常任委員長の報告を求めます。

（「議長、22番」と呼ぶ者あり）

**○議長（横田久俊）** 22番、新谷とし議員。

（22番 新谷とし議員登壇）（拍手）

**○22番（新谷とし議員）** 厚生常任委員会の報告をいたします。

当委員会における質疑・質問の概要は、次のとおりであります。

議案第23号小樽市興行場法施行条例の一部を改正する条例案については、どのような経緯があって改正するに至ったのか。

また、この条例改正により、今後新たに建設される建物が影響を受けるとは思うが、既存の施設も影響を受けるのかどうか。

今年度から開催されるおたるWAKI・あい・あいトークは、市長公約にある市政の現状のオープン化を実現するための施策の一つとして、市長自身が直接地域に出向き、市政への理解を深めてもらうと

ともに、広く地域住民の声を聞き、市民協働のまちづくりを積極的に進めることを目的としているというが、この企画の趣旨は、市民が市長と話をすることにあるのか、それとも行政機関としての市と話をすることにあるのか。

開催に際しては、市民の意見を積極的に聞くことを主眼としなければならないと考えるが、市長の政策発表会や個人演説会にならないよう、時間配分や進行方法を考え、参加される市民にとって有意義な時間となるよう工夫してほしいと思うがどうか。

認知症初期集中支援推進事業とは、認知症の人やその家族に早期にかかわる認知症初期集中支援チームを設置し、早期診断及び早期対応に向けた支援体制を構築することを目的とする事業で、平成30年4月から全ての市町村での実施が義務づけられている。

本市においては、本年10月から認知症初期集中支援チームを設置するというが、この支援の対象者数はどれくらいになると想定しているのか。

また、支援の実施に当たって、支援対象者となる見込みの方を、できる限り早期の段階から認知症初期集中支援チームにつなげていくためには、制度の周知が大切であることから、市民への啓発活動を積極的に行ってほしいと思うがどうか。

企業主導型保育事業について、道内で保育助成決定がされた事業所は9カ所あり、札幌駅前の百貨店においても企業主導型の保育所の開設が予定されているほか、本市においても、医師会などが準備を進めており、今後、待機児童対策の一環としても、市内での開設が増加することを期待している。全国的に保育所入所希望者が増加していることに鑑みれば、市には、保育所が整備されて保護者が働きやすい環境になれば、子供も増加していくという前向きな発想を持って、企業主導型保育事業の開設に当たり、積極的な支援を行ってほしいと思うがどうか。

小樽市犬管理所について、昭和28年に建設された犬収容棟は老朽化が激しく、収容される動物たちは、冬季には外気温と同じような施設内で小さな電気ストーブのみで過ごすという厳しい環境に置かれているという。収容動物の管理業務等を委託される団体も、収容される動物たちと同じように厳しい環境で業務を行うことになるが、市は、施設建てかえの検討はしないのか。

また、管理業務等の委託料には、収容動物のえさ代のほか、委託業者が着用する作業服などの費用も含まれるというが、現在の委託料だけで全ての費用を賄うことが難しい場合もあると考える。来年度以降は、委託している団体に実情をしっかりと聞いて、委託料の増額などを検討してほしいと思うがどうか。

新公立病院改革プランは、平成32年度までを計画期間として策定され、その中には、小樽市立病院が経営の効率化などのために緊急に取り組むべき検討課題として、7対1入院基本料の堅持、入院・重症患者が集まる取り組み、救急・紹介の強化などが記載される予定という。

病院を運営していく上で経常収支の黒字化は大命題であるため、収入を増加させるための取り組みは必要であるが、経常収支の黒字化を求める余り、他の病院に行くはずだった患者を奪ってしまうというような、他の病院との間にあつれきを生む事態が起きてしまうことはないのか。

また、新公立病院改革プランの作成・実行に当たっては、小樽市立病院を含む地域の医療体制の融和を目指し、それぞれの相互作用によって、よりよい医療体制を構築できるように十分配慮してほしいと思うがどうか。などであります。

付託案件の結果は、次のとおりであります。

まず、請願第2号、陳情第6号、陳情第8号及び陳情第9号につきましては、採決の結果、賛成多数により、いずれも継続審査と決定いたしました。

次に、その他の各案件につきましては、議案は可決と、所管事務の調査は継続審査と、全会一致により決定いたしました。

以上をもって、報告を終わります。(拍手)

○議長(横田久俊) これより、一括討論に入ります。

(「議長、7番」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 7番、高野さくら議員。

(7番 高野さくら議員登壇)(拍手)

○7番(高野さくら議員) 日本共産党を代表して、委員長報告に反対し、継続審査中の請願第2号、陳情第6号、陳情第8号及び陳情第9号、全ての採択を主張し、討論いたします。

まず、請願第2号「ふれあいパス」利用制限撤回、現金乗車の要請方についてですが、利用制限をすれば買い物等ができないなど、市民生活に影響し、制限しないでほしいとの声も多いことから、請願の願意は妥当だと考えます。

次に、陳情第6号朝里におけるまちづくりセンターの建設方についてです。

小樽市内でも新光・朝里地域は、定期的に活発な活動をしている地域であります。9月25日にも、朝里川公園で親子マラソンが行われました。前日には、親子でマラソンに備えて公園で練習している姿もありました。当日は200名を超す出場者が集まり、子供から大人まで、多くの方でにぎわいました。また、町会でも運動会を開催、建設希望地では雪祭りイベントなどもしています。このような活発な活動をされているところだからこそ、天候に関係なく、ふだんでも地域の方が交流し、使用できるコミュニティ施設が必要だと考えます。

次に、陳情第8号子どもの医療費の小学校卒業までの無料化方についてです。

本市のこども医療費助成が拡大になり、喜びの声を聞いております。他都市でも、ことし8月から旭川市、釧路市、北見市でも子ども医療費助成の拡大になり、旭川市や北見市は、中学生の入院費まで助成拡大になっています。現在、日本の子供の6人に1人は貧困状態と言われております。ことし1月の北海道民主医療機関連合会の小児科入院症例を対象に行った調査を見ると、経済的な理由で受診を控えたことがあるかという質問に対して、貧困層は非貧困層の4.3倍も受診を控え、また貧困層の子供はぜんそくなどの悪化で入院する回数も多いことがわかり、健康にも悪影響が出るようになりました。子供は自分で症状を伝えることが困難であることから、発見がおくれれば後遺症や重症になる危険があり、子供たちがお金の心配なく病院に通えるようにするためにも、今後も助成の拡大は必要不可欠だと考えます。

次に、陳情第9号母子生活支援施設「相愛の里」改築方についてです。

母子生活支援施設は、もともと戦争で夫、父親を亡くした母子への施策として、低所得者の対策や住宅対策としての機能を担っておりました。現在は、死別母子ではなく、いろいろな事情を持つ利用者がほとんどとなっております。道内で母子支援施設があるのは、札幌市、函館市、旭川市、小樽市の四つの地域だけです。数も少ない貴重な施設ですが、本施設は、施設の老朽化が大変問題になっております。建設から70年以上経過している本施設は、耐震面でもとても心配です。最近、毎日のように相談があるほど、市内、市外から施設にすぐに入りたいという問い合わせも多くなっていることもあり、とても重要性も高いことから、一刻も早く安心して子育てや自立支援ができるように、改築に向けて協議し具体化を図るべきです。

いずれも採択を求め、各党派、各議員の皆さんの賛同をお願い申し上げまして、討論を終わります。(拍手)

○議長（横田久俊） 討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、陳情第6号及び陳情第9号について、一括採決いたします。  
委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（横田久俊） 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、陳情第8号について採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（横田久俊） 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、請願第2号について採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（横田久俊） 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の各案件について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 御異議なしと認め、さように決しました。

この際、暫時休憩いたします。

**休憩 午後 2時17分**

---

**再開 午後 2時45分**

○議長（横田久俊） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

次に、建設常任委員長の報告を求めます。

（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 2番、千葉美幸議員。

（2番 千葉美幸議員登壇）（拍手）

○2番（千葉美幸議員） 建設常任委員会の報告をいたします。

当委員会における質疑・質問の概要は、次のとおりであります。

平成28年度における除雪計画において、主要交差点における見通し確保の強化を強く求めてきたが、今回、雪山処理の強化として36カ所を選定したとのことである。

地域総合除雪の業者やバス事業者から、バス路線を中心に見通しの確保が必要と思われる箇所について聴取を行い、総合的に選定したとのことであるが、昨年度実施した除雪路線調査と今回選定された36カ所に、何か関連性はあるのか。

今年度の36カ所の雪山処理について検証を行うとともに、市民要望も踏まえた上で、次年度以降も引き続き実施してほしいと思うがどうか。

平成28年度における除雪の予算について、少雪だった昨年度の降雪量である5メートルを前提として積算しているとのことであるが、これは完全に補正予算ありきの組み方ではないのか。

毎年確認している過去の降雪量平均値は約6メートルであり、今年度、当初予算の前提となる5メートルより1メートルも違っている。昨年度の少雪に今年度予算の前提を合わせるのではなく、過去からの降雪量平均値で積算して予算を組むほうが現実的と思うがどうか。

貸出ダンプ制度は、市民が居住する地域の冬期間における交通を確保するため、町会等が自主的に生活道路の排雪を行う際に、市が無償でダンプを派遣し、運搬処理を行うことにより、町会等の排雪費用の軽減を図る制度であり、貸出日数は、昨年度は1回の申請につき連続5日以内であったが、今年度からは、3日以内に変更するという。

この制度を利用する団体は年々ふえているが、それに伴い、なかなか排雪作業の順番が回ってこないなどの苦情も出ており、除排雪が入る箇所と入らない箇所との格差が、市民に不公平感を与えていると考えられることから、より多くの団体が制度を利用できるように、貸出日数をさらに減らすことも視野に入れて検討してほしいと思うがどうか。

平成28年第2回定例会の建設常任委員会で、本市における住宅エコリフォーム助成への申請件数は4件であり、断熱改修が2件、窓及び天井断熱1件、床断熱1件の計4件であると報告されており、その後、床断熱1件が追加され、現在は5件とのことである。

本助成制度にはさまざまな苦情が寄せられており、業者からは以前のリフォーム助成制度より規模が大きくなって扱いができない、改修希望者からは予算が大きく対応し切れない、あるいは屋根裏や床下の断熱と窓をペアガラスにしたくても一度に改修できない、一部屋ごとに数回に分けてやりたいが対応できないなどの苦情を聞いている。本市も業者とのヒアリングを行っていると思うが、どのような意見が出ているのか。

また、国からの助成金を組み入れるとなれば、柔軟な取り扱いが難しいとは思いますが、市民の意見を踏まえ、広く利用できる制度になるよう検討してほしいと思うがどうか。

塩谷地区や祝津地区の市営住宅は、エレベーターの未設置や周辺地域の利便性が低いなどの理由で入居率が低く、また、今後、高齢化が進むことを考えると、入居者の減少が想定され、用途廃止を考えざるを得ない状況になることが懸念される。所得の低い人たちに安心して住むことができる住宅を提供するという公営住宅法の趣旨からも、市は責任を持って、必要な公営住宅を今後も確保すべきと思うがどうか。

小樽市公共賃貸住宅長寿命化計画では、ストックの長寿命化による市営住宅の計画的な建てかえ、改善、用途廃止などを進め、更新に係る事業費及び事業量の平準化を図ることを目的としているが、今後もしっかりとした計画のもと、市営住宅の建設を確実に進めてほしいと思うがどうか。などであります。

なお、閉会中の8月24日に開催されました当委員会におきましては、平成28年度小樽市共同企業体除雪業務の入札について等報告がなされ、質問が交わされております。

付託案件の結果は、次のとおりであります。

まず、陳情第4号及び陳情第10号につきましては、採決の結果、賛成多数により、継続審査と決定いたしました。

次に、所管事務の調査につきましては、継続審査と、全会一致により決定いたしました。

以上をもって、報告を終わります。（拍手）

○議長（横田久俊） これより、一括討論に入ります。

（「議長、21番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 21番、川畑正美議員。

（21番 川畑正美議員登壇）（拍手）

**○21番（川畑正美議員）** 日本共産党を代表して、継続審査中の陳情第4号市道御膳水仲通線の側溝一部改修方について、陳情第10号赤岩2丁目道路の除・排雪対策方について、この採択を求める討論を行います。

市道御膳水仲通線の側溝一部改修については、5月末に舗装工事が行われ、現状は、民地側への流水を防ぎ、側溝へ流れるようになっていきます。しかし、陳情の趣旨は、側溝を改修して雪解け水や雨水が側溝に流れ込む状態にしてほしいとの申し出であります。実施された舗装工事により、現時点での雨水には対応しておりますが、今後の雪解け水の状態に対応できるかどうかについては、現段階で判断は困難であります。雪解け時期の状況とその後の経過を見て判断しなければならないと思います。

したがって、陳情第4号市道御膳水仲通線の側溝一部改修方については採択といたします。

陳情第10号赤岩2丁目道路の除・排雪対策方については、昨年12月の常任委員会の時点で現地視察を行い、陳情者を初め地域の皆さんから実情を聞かせていただきました。

この地域は、福祉施設が密集し、郵便局もあります。施設の職員の通勤車両、保育所への児童や保護者の送迎に加えて、通学路にもなっています。このように、地域における人や車両の交通量は集中しており、狭隘な道路の中で車両のトラブルも起こるなど、一般的な住宅街とは大きな違いがあります。

この地域は、雪押し場も設置できず、排雪可能な場所も見当たっておりません。積雪時期には、市道北山中学校下通線、赤岩通線が1車線となって、車の交差にも苦労しているのが実情です。昨年冬は、少雪によって大きな問題が起きずに過ごしてきました。しかし、地元住民からは、第2種路線の出動基準の見直しで、例年より除雪回数がふえると期待に反して、除排雪は例年どおりであったこと、本来の砂置場の設置は確かなのか、歩道の除雪は実施されるのか、雪押し場の確保の見直しなど不安の声が届いているわけです。

地域住民の安全、車両事故の防止の観点からも、特段の配慮が必要です。陳情の願意は妥当であります。

今年度に入り、雪対策課としても町会長にお願いし、雪押し場の空き地を求めているようではありますが、町会も協力姿勢を示しています。市も、陳情を実現する立場で、積極的に進めるように期待いたします。

以上、議員各位に陳情の趣旨を御理解いただいて、賛同を訴えて討論といたします。（拍手）

（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

**○議長（横田久俊）** 17番、中村誠吾議員。

（17番 中村誠吾議員登壇）（拍手）

**○17番（中村誠吾議員）** 民進党を代表し、陳情第4号について、委員長報告に賛成し、継続審査に賛成する討論をいたします。

市道御膳水仲通線の側溝一部改修方について、原部、原課は、その改善のための工事手法について、一つではなく複数の検討案を当該住民の方はもちろん当委員会にも説明し、考え方を明らかに示した中で、早急に施工を開始できるとともに課題の解決が可能な手法を採用し、5月末から工事を施工、完了したものです。

我が会派としても、工事完了後、何度も現地を確認しました。その結果、陳情の趣旨は現行満たされているものと考えますので、継続審査を主張して、討論といたします。（拍手）

**○議長（横田久俊）** 討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、陳情第4号について採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(横田久俊) 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、陳情第10号について採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(横田久俊) 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、所管事務の調査について採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 御異議なしと認め、さように決しました。

次に、学校適正配置等調査特別委員長の報告を求めます。

(「議長、12番」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 12番、鈴木喜明議員。

(12番 鈴木喜明議員登壇) (拍手)

○12番(鈴木喜明議員) 学校適正配置等調査特別委員会の報告をいたします。

当委員会における質問の概要は、次のとおりであります。

中央・山手地区の中学校再編に伴う、西陵中学校と松ヶ枝中学校の統合校については、小樽商業高校閉校後の学校施設を活用する案が示されている。

その理由の一つとして、市教委は、小樽商科大学に近接していることで、図書館やアクティブラーニング教室などの大学施設を活用できる恵まれた教育環境であることを挙げているが、市内小学校では、既にICT教育の授業を行っており、大学施設を使用することのメリットはどこにもないのではないかと。

また、商大と隣接することによるメリットは、本来、市内のほかの中学校にも説明し、全市的な事業として広げていかなければならないものであり、統合対象の中学校だけにメリットが及ぶようなやり方は極めて問題ではないのか。

小樽商業高校閉校後の学校施設を統合校とした場合、グラウンドに関しては、校舎敷地内に中学校設置基準を充足するものを新たに設置する予定とのことである。

しかし、新しいグラウンドの広さは4,900平方メートルと、統合対象の中学校が使用しているグラウンドに比べかなり狭い印象を受けるが、野球やサッカーなどの部活動を行うのに支障はないのか。

また、小樽商業高校が統合校となった場合、不必要な教室や産業振興棟などを地域コミュニティやボランティア活動の場として活用するなど、今後、具体的な案を保護者や市民に一定程度提示していく必要があると思うがどうか。

教育委員会では、中央・山手地区の統合中学校の施設として、商業高校を利用することを正式な議論はせず、教育委員に対して個々に説明を行い了承を得たというが、改正地方教育行政の組織及び運営に関する法律においても、教育委員会は依然として合議体であるにもかかわらず、会議を開催して協議を行わなかったのは、どのような理由によるものか。

教育委員会が策定した小樽市立小中学校学校規模・学校配置適正化基本計画では、統合校は原則既存の学校施設を活用するとされており、また、教育委員会で協議し、了承された「中央・山手地区(中学校)ブロック別学校再編プランの検討のために」という冊子でも同様とされている。

統合校に商業高校を活用する考えは、教育委員会で決定したこれらの計画等に反するものであることから、市教委は適正配置計画を一旦中止し、この冊子はもとより基本計画そのものを教育委員会に諮って見直すべきではないかと思うがどうか。

学校再編により通学する学校が新しくなるということは、不登校の児童・生徒にとっては、学校に行こうと思えるか、反対にさらに行きたくないと思ってしまうかの大きな分岐点になると考える。

なかでも、不登校の期間が長期にわたる場合、学校に行かない間に新しい学校になってしまうというケースもあると思うが、市教委は、その際にはどのような対応をしているのか。

また、発達障害のある児童・生徒については、新しい環境への順応が苦手であるという障害特性に鑑みると、早い段階から個別の対応が必要だと思うが、スクールカウンセラーなどによる対応はどのように行っているのか。

いずれの場合であっても、児童・生徒の個性や特性に配慮し、個人を尊重した対応に心がけ、さらにはその思いが児童・生徒へも伝わるように努めてほしいと思うがどうか。

学校再編に伴う跡利用の方法について、市は、各部局から提案されたアイデアをもとに、庁内で検討会議を行い、跡活用の方法について議論を進めているとのことだが、なかなか進捗していない状況であるという。

そういった現状を打破するため、市は、アイデアを持つ一般市民に庁内議論のメンバーとして参加してもらうことも考えるべきと思うがどうか。

跡利用の案としては、例えば小樽の風光明媚な土地柄を生かして、広く国内や国外からも生徒を集められるような写真や芸術に関する学校を誘致するなど、人口増や市勢発展に寄与する視点を交えた案を示してほしいと思うがどうか。

学校の跡利用について、グラウンドをドッグランに利用できないかという市民要望がある。

これはアイデアの一つであるが、学校のグラウンドには、すでにフェンスや給水設備があるため、それらの設備を利用して市がドッグランを開設し、運営することや、運営は民間団体等に任せるといったことは可能なのか。また、民間団体に用地を貸し付け、民間団体等が開設するということはできるのか。

学校周辺には民家が多く、人によって犬の好き嫌いもあるため、ドッグランを開設するとしても、犬の鳴き声による騒音対策や脱走防止策などを講じなければならないと思うが、市には、民間団体等からそれらを含めて相談があった場合は、対応をしてほしいと思うがどうか。

学校跡利用が進まないのは、担当する企画政策室に多くの業務が集中しており、跡利用にまで手が回らないのが実態ではないかと考えているが、これは市役所の組織体制の問題であると考えている。

この状態を解消し、跡利用の活用を積極的に図っていくためには、市役所の組織改革であったり、庁内でプロジェクトチームを立ち上げたりするなどして、企画政策室だけではなく、全庁一丸となって跡利用に取り組める体制の整備が必要と思うがどうか。などであります。

付託案件の結果は、次のとおりであります。

陳情第7号につきましては、採決の結果、賛成多数により継続審査と決定いたしました。

以上をもって、報告を終わります。（拍手）

○議長（横田久俊） これより、討論に入ります。

（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 8番、酒井隆裕議員。

（8番 酒井隆裕議員登壇）（拍手）

**○8番（酒井隆裕議員）** 日本共産党を代表いたしまして、ただいまの委員長報告に反対し、陳情第7号小樽市立塩谷小学校の存続方について、採択の立場で討論を行います。

学校の統廃合は、地域に深刻な影響を与えます。塩谷中学校は閉校し、地域から学校が一つなくなりました。さらに、教育委員会は、忍路中央小学校と塩谷小学校についても、関係校の保護者や地域の御理解は得られていないものの、計画では長橋小学校と統合しようとしています。

陳情者は、旧塩谷村から学校をなくしてしまう計画を見直すよう求め、地域のまちづくりの観点からも、塩谷小学校を存続すべきと訴えています。

願意は妥当であり、採択を求めまして討論といたします。（拍手）

**○議長（横田久俊）** 討論を終結し、陳情第7号について採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

**○議長（横田久俊）** 起立多数。

よって、さように決しました。

日程第2「議案第27号及び議案第28号」を一括議題といたします。

市長から、提案理由の説明を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**○議長（横田久俊）** 市長。

（森井秀明市長登壇）

**○市長（森井秀明）** ただいま追加上程されました議案について、提案理由を説明申し上げます。

議案第27号教育委員会委員の任命につきましては、末永通氏の任期が、平成28年10月17日をもって満了となりますので、後任として常見幸司氏を任命するものであります。

議案第28号職員懲戒審査委員会委員の任命につきましては、安齋哲也氏が平成28年9月1日をもって辞任したことに伴い、後任として中村誠吾氏を任命するものであります。

何とぞ原案どおり御同意賜りますようお願い申し上げます。

**○議長（横田久俊）** これより、討論に入ります。

（「議長、22番」と呼ぶ者あり）

**○議長（横田久俊）** 22番、新谷とし議員。

（22番 新谷とし議員登壇）（拍手）

**○22番（新谷とし議員）** 日本共産党を代表して、ただいま提案されました議案第27号小樽市教育委員会委員の任命について、棄権の討論を行います。

小樽市教育委員会は、2009年11月策定の小樽市立小中学校学校規模・学校配置適正化基本計画に基づき、小学校は12学級以上、中学校は9学級以上が望ましい学校規模として、小中学校の統廃合を進めています。

しかし、今年度、新築統合開校した手宮中央小学校は、当初から8学級、他の統合しない学校も適正規模以下の学校が存在し、また前期計画で統合予定の向陽中学校と潮見台中学校も、当初から適正規模ではなく、適正規模になるのはたった1年度のみであり、これらの点からして適正化基本計画そのものが成り立たなくなっています。

また、現在、高校再編に乘じ、小樽商業高校跡に中央・山手地区の中学校の西陵中学校、松ヶ枝中学校を統合校にする計画が進められていますが、保護者、地域住民の異論がある中、教育委員会は正式な会議で議論することなしに、昨年12月の中旬に、この再編案は各委員に了承されたといえます。

これは、2015年4月1日施行の地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正で、教育委員会は引き続き合議体であること、教育委員会の委員による教育長のチェック機能を強化するとともに、住民に対して開かれた教育行政を推進する観点から、会議の透明化を図ることがうたわれていることからしても、認められないものです。

また、小樽商業高校グラウンドは、中学校施設整備指針から適切でないことを我が党や地域住民に指摘されると、商業高校敷地内に1億5,000万円もかけて、野球やサッカーの試合も満足にできないグラウンドをつくり、さらに大き過ぎる校舎を活用し切れず、コミュニティ施設などの複合施設設置の検討も開始しようとしています。

中央・山手地区の中学校を商業高校跡にすることは、学校適正化基本計画になかったものであり、しかも、基本計画では、統合校舎は原則として既存の学校施設、敷地、校舎を活用していくこととしている点についても反するところです。

小樽市教育委員会は、今年度中にも商業高校跡を利用する旨を道教委に申し出るとしていますが、平成28年度教育委員会の事務の点検及び評価報告書で、学識経験者の意見として、「道教委は、平成30年に小樽商業高校と工業高校の統合を予定しているが、その跡地利用計画の策定には、地域住民の十分な理解を得るべく務めていただきたい」と述べられているように、地域住民の十分な理解なしに、拙速な判断で、商業高校ありきの姿勢は認められません。

新たに教育委員に提案されている常見幸司氏の個人の評価については、棄権の態度の対象とはしていませんが、現在、教育委員会が矛盾や問題を抱えたまま進めている学校適正配置に、どのような態度をおとりになるかは不明であり、我が党として責任を持てませんので、棄権とさせていただきます。

なお、採決の際は、議席にて棄権の態度とさせていただくこととし、討論といたします。(拍手)

**○議長（横田久俊）** これより、採決いたします。

まず、議案第27号について採決いたします。

お諮りいたします。

議案第27号については同意と決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

**○議長（横田久俊）** 起立多数。

よって、さように決しました。

議案第28号については同意と決定することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**○議長（横田久俊）** 御異議なしと認め、さように決しました。

日程第3「北しりべし廃棄物処理広域連合議会議員の選挙」を行います。

本件につきましては、中村誠吾議員が、去る7月29日付をもって北しりべし廃棄物処理広域連合議会議員の辞職を許可されたことに伴い、その後任を選挙するものであります。

お諮りいたします。

この選挙は、地方自治法第118条第2項の規定に基づく指名推選の方法によることとし、指名の方法につきましては、議長において指名いたしたいと思います。

これに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**○議長（横田久俊）** 御異議なしと認め、さように決しました。

それでは、北しりべし廃棄物処理広域連合議会議員に安斎哲也議員を御指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名いたしました被指名人をもって当選人とすることに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**○議長(横田久俊)** 御異議なしと認め、さように決しました。

ただいま北しりべし廃棄物処理広域連合議会議員に当選されました安齋哲也議員が議場におられますので、小樽市議会会議規則第28条第2項の規定による告知をいたします。

日程第4「意見書案第1号ないし意見書案第11号」を一括議題といたします。

まず、意見書案第4号ないし意見書案第11号につきましては、提案理由の説明を省略し、意見書案第1号ないし意見書案第3号について、順次、提出者から提案理由の説明を求めます。

まず、意見書案第1号及び意見書案第3号について、提出者から提案理由の説明を求めます。

(「議長、7番」と呼ぶ者あり)

**○議長(横田久俊)** 7番、高野さくら議員。

(7番 高野さくら議員登壇) (拍手)

**○7番(高野さくら議員)** 提出者を代表して、意見書案第1号及び第3号の提案趣旨説明を行います。

最初に、意見書案第1号TPP協定の調印・批准しないことを求める意見書案です。

日本、米国を中心とした環太平洋地域による経済連携協定、いわゆるTPP、TPP参加国は、2015年10月5日に大筋合意、11月5日に暫定文書を発表しました。合意では、日本の農産物の8割以上、重要5項目でも3割近くの品目で関税を撤廃、関税が残った品目を大幅引き下げや輸入枠の拡大などを行っています。

第190回国会でのTPPの文書では、交渉経過については肝心な中身を塗りつぶした黒塗りの資料しか示さず、試算では農業への影響は小さく経済は大きくふえると宣伝しました。

ところが、最近になって、輸入米が公表より安く販売されていた疑惑が発覚しました。輸入米の国内販売価格は国産米と同水準だから米の影響はないとする政府の試算が成り立たなくなるのは明らかになりました。

このままTPPを進めることになれば、国民の食と安全を脅かし、日本経済と暮らしに深刻な影響を与えることになりかねません。

よって、TPPの承認批准案と関連法案は、根拠が崩れたまま早期成立に突き進むのではなく、TPP大筋合意の詳細と協定本文を速やかに開示し、国会、国民の議論を保障し、食料主権と経済主権を尊重した互惠、平等の貿易、投資のルールづくりに取り組み、日本経済と国民の暮らしにどう影響するかを検討し、TPP協定の調印、批准しないことを求めるものです。

次に、意見書案第3号「新たな高校教育に関する指針」の検証を求める意見書案です。

北海道教育委員会は、平成18年、新たな高校教育に関する指針を発表し、平成20年から順次、指針内容を実施していますが、第6章教育水準の維持向上を図る高校配置の中で、高校配置の考え方として、「1学年4～8学級を望ましい学校規模とし、再編整備などを進めます」と明記し、学級定員を40人に固定した上で、「特例2間口校」制度の廃止も示しました。

この2006年に指針が出されて以降、10年間で道立高校は36校も閉校し、そのうち18の自治体から、地域唯一の高校がなくなりました。

高校配置計画案の発表に先立ち、4月から5月に全道各地で行われた地域別検討協議会には、多くの教育関係者が出席し、遠距離通学は保護者の経済的負担が大きくなるのではないか、国に対して承認学級にするための働きかけを続けてほしい、生徒のニーズがある限り学校を存続してもらいたいなど、機

械的に地域の学校をなくさないでほしいという声上がり、子供、保護者、地域からは、地域から学校をなくさないでほしいという声を大切にされた配置計画を求めています。

指針が、望ましい学校規模維持の利点として、「多様な個性を持つ生徒と出会うことにより、お互いに切磋琢磨する機会が得られる」「生徒の学習ニーズに応える多様で柔軟な教育課程が編成できる」「より多くの教職員の指導により、多様な見方や考え方が学べる」ことを挙げておりますが、こうしたことは、小規模校でも工夫次第で実現が可能であり、逆に、地域の学校がなくなることで、通学時間が長くなり課外活動が十分にできない事態も起こっています。小規模の利点は、生徒一人一人に目が行き届き、地域に根差した学校教育を受けることができる点です。子供たちの教育権を保障する視点とともに、高校をなくしていく方向が地域社会の未来にどれほど影響するのかという視点で、この問題を見るべきです。学校を核にしながらい子供たちとともに歩むことこそ、地方創生につながり、北海道の未来を明るく、多様で豊かな教育を目指すことができると考えます。

一方で、道教委は、スーパーグローバルハイスクール事業やアドバンスモデル校の生徒を対象にした学習合宿実施など、教育予算を学力向上の名のもとに特定の高校に集中しています。こうした手法は、教育委員会が本旨とすべき教育の機会均等の理念に反すると批判されても仕方ありません。

今求められるのは、指針を検証し子供の学ぶ権利を保障すること、独自に少人数学級を実施、統廃合を行う場合は地域住民の声を聞くこと、これこそ強く要請しているものです。

以上、議員各位の賛同をお願いし、提案説明といたします。（拍手）

**○議長（横田久俊）** 次に、意見書案第2号について、提出者から提案理由の説明を求めます。

（「議長、9番」と呼ぶ者あり）

**○議長（横田久俊）** 9番、松田優子議員。

（9番 松田優子議員登壇）（拍手）

**○9番（松田優子議員）** 提出者を代表して、意見書案第2号チーム学校推進法の早期制定を求める意見書案について、提案趣旨説明をいたします。

我が国の教員は、学習指導や生徒指導と幅広い職務を担い、子供たちの状況を総合的に把握し指導を行っており、このような取り組みは高く評価され、国際的に見ても高い成果を上げています。

一方、諸外国との教育交流、外国人材の受け入れなどグローバル化に対する人材の規制や、情報化の進展、生産年齢人口の減少など、社会や経済の急速な変化に伴い、子供や家庭、地域社会も変容し、生徒指導や特別支援教育等、学校現場が抱える課題が複雑化、多様化しています。

また、貧困問題への対応や保護者などからの要望への対応など、学校や教員だけでは十分に解決することができない課題もふえています。

また、これからの子供たちには、将来の予測が困難な時代を生き抜くために必要な力が求められ、対話的、主体的で深い学びに立った授業改善と社会に開かれた教育課程の実現に向け、学校指導体制も強化していく必要があります。

このように、我が国の学校や教員は、欧米諸国の学校と比較すると、多くの役割を担うことが求められ、子供に対して総合的に指導を行うという利点がある反面、役割や業務を際限なく担うことにもつながりかねないという側面を持っています。

したがって、国際調査においても、我が国の教員は、幅広い業務を担うことから、1日当たりの平均勤務時間は残業時間も含め10時間を優に超し、調査国と比較し大きく上回っている一方、授業時間は短いことから、教師は業務に追われ、子供と向き合う時間が十分できていないことは明らかで、待ったなしの改革が必要です。

そのためには、現在、配置されている教員に加えて、多様な専門性を持つ職員の配置を進め、それらが一つのチームとして連携、分担できるよう、チーム学校推進法を早期に成立させるべきであるとともに、教員が担うべき本来の業務に専念でき、子供たちと向き合う時間を確保するためには、現在の業務を大幅に見直し、業務の適正化を図るべきです。

また、部活動は、教員の負担の軽減を図りつつ指導を充実するためには、適切な休養日の設定を徹底し、地域のスポーツ指導者のみならず、引退したトップアスリート、早期退職教員、運動部等に所属している大学生と、地域の幅広い協力を得ていくことが重要で、教員の長時間労働を見直し、全ての業務や役割を教員が抱え込むのではなく、他者と連携、分担して、心身ともに健康を維持し、教育活動に専念できる労働環境を確保するため、国は、定期的な実態調査の実施やメンタルヘルス対策の改善を図る必要があります。

以上、議員各位の賛同を求めて、提案説明といたします。（拍手）

**○議長（横田久俊）** これより、一括討論に入ります。

（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

**○議長（横田久俊）** 14番、中村吉宏議員。

（14番 中村吉宏議員登壇）（拍手）

**○14番（中村吉宏議員）** 自由民主党を代表し、意見書案第3号「新たな高校教育に関する指針」の検証を求める意見書案について、否決の立場で討論をいたします。

北海道教育委員会は、新たな高校教育に関する指針に基づき、高校配置計画を推進しております。本指針中の望ましい学校規模維持の利点は、指針記載のとおりであると考えます。

高等学校における教育は、義務教育のときとは違い、生徒は自分が将来どのような人生を歩むのかという目標設定を行うための重要な機会であります。その中身としては、多くの生徒や先生とかかわり、多様な情報と刺激を受ける中で、自分を開花させる道を選んでいくきっかけをつかむことのできる場を用意することが求められるものであると考えます。しかし、この点、小規模校では、なかなか実現は難しいものであると考えます。

また、通学距離が長くなり、課外活動を十分にできないという状況については、それが改善されるよう具体的に配慮した施策を求めるべきであると考えます。

個々の学校再編事業については、保護者の方々はもちろん、地域の方のお声も伺いながら進めることは大切でありますし、この点、より配慮した進め方を行うべきであると考えます。しかし、教育機会の均等を形式的に推進しようとする考え方には賛同できません。

子供たちに教育を受ける機会をしっかりと与えることは、もちろん必要なことではありますが、高校進学まで培ってきた個々人の能力差や希望する進路等、多様な状況を踏まえた教育環境を整備することも重要であると考えます。少人数学級を前提とするのではなく、まずは策定された指針に従い、高校教育に関する行政を進めるべきであると考えます。

また、本意見書の考え方を認めることは、本市の学校適正配置の基本的な考え方を否定することにもつながることになると考えられるため、以上のことより、今定例会における意見書案第3号については、否決の立場を表明し、各党派、議員皆様の御賛同をお願いして、討論といたします。（拍手）

（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

**○議長（横田久俊）** 1番、秋元智憲議員。

（1番 秋元智憲議員登壇）（拍手）

**○1番（秋元智憲議員）** 公明党を代表し、意見書案第1号T P P協定の調印・批准しないことを求め

る意見書案は否決、意見書案第2号チーム学校推進法の早期制定を求める意見書案は可決の立場で、討論をいたします。

まず、意見書案第1号についてです。

政府は、昨年、総合的なTPP関連政策大綱を決定いたしました。内容は、中小企業が扱う製品や農産品の輸出支援、また、安価な農産品の流入で打撃が予想される農業関係者への影響緩和策が中心となっています。

今後、TPPが発効されれば、関税が削減、撤廃され、国内産業は海外への輸出の展開を促進させ、日本経済全体の活性化や地方創生にもつながると期待される一方で、安い外国産との価格競争にさらされる農林水産業は、生産者が安心できるよう経営安定化対策に取り組み、不安解消のための説明は不断に継続すべきだと思います。

また、TPP参加に当たって、政府は、環太平洋地域での市場の拡大とその可能性についてしっかりと説明し、攻めと守りの対策や支援を講じるべきであり、TPP大筋合意は撤回するべきとした意見書案には賛同できないため、否決といたします。

次に、意見書案第2号チーム学校推進法の早期制定を求める意見書案です。

現在、教育現場で抱える複雑多様化した課題を解決し、子供たちの可能性を引き出し、資質と能力を育てていくために、組織としての体制の強化と整備は喫緊の課題であり、指導する側の日本の教員は、授業に関する業務が大半を占める欧米の教員と比べ、授業、生徒指導などさまざまな業務を行っていることが明らかになり、勤務時間も国際的に見て長いという結果が出ております。

意見書案でも述べられておりますが、チーム学校は、教員と外部人材が連携して、学習指導の充実、いじめや貧困などの課題に対する考え方であり、教員の長時間労働を解消する一助となるものであり、可決を主張いたします。

以上、議員各位の賛同をお願いし、討論といたします。（拍手）

（「議長、20番」と呼ぶ者あり）

**○議長（横田久俊）** 20番、小貫元議員。

（20番 小貫 元議員登壇）（拍手）

**○20番（小貫 元議員）** 日本共産党を代表して、意見書案第1号及び意見書案第3号は可決、意見書案第2号は否決を主張し、討論します。

初めに、意見書案第1号TPP協定の調印・批准しないことを求める意見書案についてです。

自民党は、民主党政権下の野党時代にはTPPの交渉参加に反対し、2012年の総選挙でも、各地でTPP反対を宣伝しました。

ところが、安倍首相が政権に復帰した途端、選挙公約に口を拭い、交渉参加を強行しました。しかも、米、麦、牛肉など農産物の重要5項目は関税撤廃の例外にするよう求めた国会決議さえ踏みにじって、合意を強行したのです。

政権は、TPP承認案と関係法案の早期成立を目指していますが、提案説明でもありましたように、輸入米の価格の偽装問題や協定の誤訳問題も次々明らかになり、アメリカ大統領選挙では、両候補がTPPに反対で、批准の見通しが全く立たないなど、早期成立を狙う根拠は失われてしまっています。

次に、意見書案第3号新たな高校教育に関する指針の検証を求める意見書案についてです。

北海道教育委員会の新たな高校教育に関する指針については、広大な北海道の実情を踏まえていないとする批判があります。指針による高校配置を推し進めると、地方から高校がなくなり、子供たちの学習権を侵しかねないからです。

よって、検証を進め、高校の統廃合は地域住民の声を聞くことを求めるものです。

次に、意見書案第2号チーム学校推進法の早期制定を求める意見書案についてです。

この法律案は、少人数学級や教員の定員増を図るものではなく、校長の権限をさらに強めるものです。

小樽市議会は、第2回定例会で、義務教育費国庫負担制度堅持を求める意見書を全会一致で可決しました。

また、2011年の法改正の際に、全会一致で附則として確認されている、小学2年生以上についても順次少人数学級を検討、実現するという確認に照らしても、学校現場の改善のために取り組むべきは、少人数学級の推進と教員の定員をふやすことです。

しかし、この法律案は、以上の意見書や法改正の附則の趣旨に照らしてすぐわない法案であり、賛成できません。

以上、議員各位の賛同をお願いし、討論といたします。（拍手）

（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 16番、面野大輔議員。

（16番 面野大輔議員登壇）（拍手）

○16番（面野大輔議員） 民進党を代表して、意見書案第1号TPP協定の調印、批准しないことを求める意見書案については賛成の立場で、意見書案第2号チーム学校推進法の早期制定を求める意見書案については反対の立場で討論します。

北海道は、我が国最大の食料生産地域と評され、また、道内の農業、林業、水産業などの第1次産業は北海道を支える産業であり、中でも酪農業は最も重要な位置を占めています。そして、当該事業者、有識者の間では、TPPの影響で大きなダメージを受けるのは第1次産業であると分析しており、多くの従事者、関連団体は、現在も不安を抱えています。

昨年11月、北海道、北海道市長会、町村会による「TPP協定に関する要請書」の内容を見ても明確であり、道内各地域における事業者の不安と懸念の声はいまだ払拭されていないと、見解が述べられています。同様に、高橋はるみ知事も、昨年のTPP交渉の大筋合意以降、農林水産大臣に対し緊急要請を行っています。

また、ことし11月に行われるアメリカ大統領選挙の民主党、共和党の両候補は、TPPは反対であると主張しており、アメリカも批准の見通しが不透明な状況です。

このような状況を踏まえて、TPP協定の調印、批准は適切でないと考えます。

次に、意見書案第2号については、本意見書案が掲げる学校現場が抱える課題の認識については、私たちが認めるところであり、その解決のためにさまざまな提案もしてきているところです。しかし、ここに挙げられた対策の方向性には賛成できません。

例えば、教員が担うべき業務に専念し、子供と向き合う時間を確保するためには、確かに学校や教員が携わってきた従来の業務を不断に見直すことは重要です。しかし、それだけでは抜本的な解決にはなりません。

教員は、一日の授業を終え、子供たちと放課後の活動をし、その後に翌日の授業の準備、採点、部活指導、校務分掌に取り組みます。これらの必ず行わなければならない業務だけでも、勤務時間を大幅に超えています。これらを解消するには、まず、教職員の定数増など具体的で根本的な方策が先です。専門職員、スタッフを学校現場に参画させるのは、その上でのことです。

また、部活動の教員負担軽減を図るためには、まずは休養日の設定などが必要ですが、将来的には社会体育が担うべきです。

当法による課題への対応、超勤、多忙化解消策は、本来、行政が行うべき問題解決を学校だけに任せ、結果、一層多忙化、管理強化を招くことが懸念されます。

以上、議員各位の賛同を求め、討論とさせていただきます。（拍手）

○議長（横田久俊） 討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、意見書案第1号について採決いたします。

可決とすることに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（横田久俊） 起立少数。

よって、否決されました。

次に、意見書案第2号について採決いたします。

可決とすることに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（横田久俊） 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、意見書案第3号について採決いたします。

可決とすることに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（横田久俊） 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の意見書案について、一括採決いたします。

いずれも可決とすることに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 御異議なしと認め、さように決しました。

日程第5「決議案第1号」を議題といたします。

まず、提出者から、提案理由の説明を求めます。

（「議長、15番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 15番、濱本進議員。

（15番 濱本 進議員登壇）（拍手）

○15番（濱本 進議員） 森井秀明市長に対する問責決議案について、提出者を代表し、本文を読み上げ趣旨説明といたします。

今定例会では、森井市長の後援会関係者が、漁業権が存在し漁場となっている高島漁港区内で営業を開始した遊覧船事業について、質問が集中した。

これは、護岸の車どめにU字型ボルトを違法に取りつけて遊覧船を係留させている不適切な状態にあることを知りながら、市が係留の許可を出すなど、便宜供与と疑わざるを得ない行政手続を執行したことに起因している。

この件については、漁業者からは、事前に事業についての協議もなく、事業者と協定書の締結もないまま、遊覧船が係留されており、そのため、漁ができずに漁業権が侵害されているとの声も上がっているが、市は、4カ月以上もこの状態を放置している。

（「そうだ」と呼ぶ者あり）

これを受け、経済常任委員会では、9月26日、高島漁港の現地視察を行った。結果、事業者が、市の

再三の指導に従わず、高島袖護岸の車どめを破損させU字型ボルトを違法に取り付け、不適切な係留を続けていることを確認した。また、漁業者は漁業権を、事業者は市の許可を、それぞれ主張し、対立したままであり、護岸の係留によって漁業者が被害を受けていることが明らかになった。

一方、この問題について市長は、9月27日の経済常任委員会において、漁業者の状況を、何に困っているかわからないと発言するなど、無責任・不遜な態度をとっており、市民の声に真摯に耳を傾けることのない姿勢も明確となった。

(「そうだ」と呼ぶ者あり)

(「そのとおり」と呼ぶ者あり)

よって、小樽市議会は、9月16日の本会議で、「全責任は私にある。議会の心配は無用」と市長が宣言したことに鑑み、森井秀明市長が自身の後援会関係者である遊覧船事業者へ不適切な状態で係留を許可した行政執行と、漁業者の声に応えない行政運営に対し、遺憾の意を強く示すとともに、市長としての政治的・道義的責任を強く問うものである。

(「そうだ」と呼ぶ者あり)

なお、この問責決議をもって、十分に事態が改善されない場合は、議会のあらゆる権能を行使して臨むものである。

(「そうだ」と呼ぶ者あり)

以上、議員各位の御賛同をお願いし、森井秀明市長に対する問責決議案の趣旨説明を終わります。(拍手)

**○議長(横田久俊)** 次に、討論に入ります。

(「議長、6番」と呼ぶ者あり)

**○議長(横田久俊)** 6番、石田博一議員。

(6番 石田博一議員登壇)

**○6番(石田博一議員)** ただいま提案されました決議案第1号森井秀明市長に対する問責決議案に反対を主張する討論を行います。

今回の高島漁港区内での観光船事業にかかわる件につきましては、市から事業者へ護岸登録する上での許可条件は、あくまでも係船環などの取り付けであり……

(「違うよ」と呼ぶ者あり)

事業者が船を係留するためにUフックを設置したことについては、確かに不適切であります。

(発言する者あり)

(「不適切だろう」と呼ぶ者あり)

(発言する者あり)

が、市も放置しているのではなく……

(「放置だ」と呼ぶ者あり)

引き続き厳しく撤去指導を繰り返していると聞いております。

(発言する者あり)

**○議長(横田久俊)** お静かに。

**○6番(石田博一議員)** また、市として、事業者からは、漁業協同組合に事前説明していると聞いており……

(発言する者あり)

これが係船等の許可条件ではないことではありますが……

(発言する者あり)

安全航行や漁業権にかかわる協定等は、事業者と漁業者の間で締結されることが望ましいと考えて……

(「締結しなさい」と呼ぶ者あり)

(発言する者あり)

市の担当者が、両者の調整を図るために現在も努力されていることも伺っております。

(発言する者あり)

(「6カ月だぞ」と呼ぶ者あり)

市長としても、漁業者の声をできるだけ早く伺うと言っており……

(発言する者あり)

調整を図るためにより詳しい内容を聞かなければならないという意で答弁されていることから……

(発言する者あり)

決議案におけるこの件の解釈は、一方的なものと言わざると得ません。

(発言する者あり)

このように、問題解決に向けて……

**○議長(横田久俊)** お静かに。発言中です。

**○6番(石田博一議員)** 市長及び担当者が、現在進行形で取り組んでいる事案について、市議会が市長に問責決議を出すということ自体、理解に苦しむものであります。

(発言する者あり)

よって、決議案第1号に反対するものであります。

議員各位の賛同を求め、私の討論といたします。

(発言する者あり)

(「市民は一体どこにいるのよ。市民不在なんじゃないか」と呼ぶ者あり)

(「そうだ」と呼ぶ者あり)

(「全然言っている意味が違うよ」と呼ぶ者あり)

(発言する者あり)

(「漁ができなくて困っているって言っているのに、何やっているんだ」と呼ぶ者あり)

**○議長(横田久俊)** お静かに。

(「議長、11番」と呼ぶ者あり)

**○議長(横田久俊)** 11番、斉藤陽一良議員。

(11番 斉藤陽一良議員登壇) (拍手)

**○11番(斉藤陽一良議員)** 公明党を代表し、決議案第1号森井秀明市長に対する問責決議案に可決の立場で討論いたします。

森井秀明市長は、漁業権が存在し、現に漁場となっている高島漁港内で、市長の後援会関係者が設立した観光船事業者に対して、護岸の車どめを毀損させて、U字型ボルトを違法に取りつけた状態で船を係留させていることを知りながら、港湾施設管理使用条例による護岸登録を認めるなど、支援者に対する便宜供与と疑わざるを得ない公平性・公正性に欠ける行政行為を行いました。

さらに、U字型ボルトによる違法な係留は、4カ月以上にわたって放置される結果となったことは、必要とされる行政行為の放棄、あるいは不作為と言わざるを得ません。

(「そうだ」と呼ぶ者あり)

(「不作為」と呼ぶ者あり)

漁業者は、まさに係留中の船の下の海底にウニやアワビの稚貝をまいていると主張されており、漁業者の作業の妨げとなっていることは明白であります。

(「そうだ」と呼ぶ者あり)

(「そのとおりだ」と呼ぶ者あり)

市は、漁業者と観光事業者との間で協定を結ばせるなどの調整を十分に行っておらず、市長も、9月27日の経済常任委員会で、漁業者の状況について、何について困っているか把握できていないとの発言を繰り返し、無責任かつ不遜な態度に終始しています。

我が党は、今後の事態の推移次第によっては、議会のあらゆる権能を駆使し、他会派とも連携して、特別委員会の設置等も視野に入れた動きをとる用意があることを表明いたします。

この間の市長の態度は、地方自治体の長としての資質を強く疑わせるものであり、決して看過できるものではありません。

(「そうだ」と呼ぶ者あり)

その政治的責任は、厳しく問われるべきものであり、本決議案に可決の態度を表明し、議場におられる全ての議員の賛同を呼びかけて、討論いたします。(拍手)

(「議長、20番」と呼ぶ者あり)

**○議長(横田久俊)** 20番、小貫元議員。

(20番 小貫 元議員登壇) (拍手)

**○20番(小貫 元議員)** 日本共産党を代表して、ただいま提案された問責決議案について、可決を主張し、討論します。

高島漁港区では、この間の議会議論で明らかになっているように、市による幾つかの不適切な許可が行われています。

そして、この不適切な許可を行ったことも問題ですが、このことによって、漁業者が困っている状況を放置していることも問題です。

(「そうだ」と呼ぶ者あり)

この高島漁港は、漁場の上に漁船以外の船があるわけですから、協議を行うにしても、協議がまとまるまで、船が置きっ放しでは困ります。

(「そうだ」と呼ぶ者あり)

係留されている船を移動させることが急がれています。

市長には、責任持って問題の早期解決に当たるよう求めて、討論いたします。(拍手)

(「議長、16番」と呼ぶ者あり)

**○議長(横田久俊)** 16番、面野大輔議員。

(16番 面野大輔議員登壇) (拍手)

**○16番(面野大輔議員)** 民進党を代表して、決議案第1号森井秀明市長に対する問責決議案について、賛成の立場で討論します。

ただいま提案説明がありました高島漁港の観光船事業への許認可については、今定例会で全会派が疑義を持ち、休会中には急遽、現地視察を行い、多くの質問時間が充てられた問題です。

その内容は、申請の許可以前から現在まで解消されていない違法状態の実態、一連の許認可について法的根拠が曖昧なこと、そして、高島漁港で従事されている漁業者の反発など多岐にわたる問題を抱え、

議会議論を経てもなお、解決の糸口が示されることはありませんでした。

市長は、責任は私がとりますと言いつつも、委員会の質疑では、問題を港湾室に丸投げするような答弁であり、また、現地視察で明らかになった漁業者の皆さんが現在抱えている事の重大さを欠く認識であるとしか受けとめざるを得ない状況です。一刻も早く、問題解決のため、着手しなければなりません。

よって、一連の事実、議会議論を踏まえ、市長としての政治的、道義的責任を強く問うものであり、議員各位の賛同を求め、討論とさせていただきます。（拍手）

（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

**○議長（横田久俊）** 3番、安斎哲也議員。

（3番 安斎哲也議員登壇）（拍手）

**○3番（安斎哲也議員）** 新風小樽を代表し、ただいま提案説明のあった決議案第1号森井秀明市長に対する問責決議案に可決の立場で、討論をいたします。

森井秀明市長は、漁業権が存在する高島漁港内において、自身の後援会関係者が設立した観光船事業に対し、護岸の車どめにU字型ボルトを違法に取りつけて船を係留させるなど、不適切な状態にあることを知りながら許可を行い、便宜供与と疑わざるを得ない行政手続を執行しました。

さらに、事前に漁業者と事業者の協議、漁業者の承諾、協定書がないままこの不適切な許可を行い、漁業者の声に耳を傾けず4カ月以上も放置しています。

当該地域は、漁業法による漁業権があり、港湾法による市の分区条例で漁港区として指定されています。また、船を係留できる岸壁や物揚げ場は係留施設で、護岸は港湾法で外郭施設と位置づけられています。護岸は、海岸や港湾を守るために設置され、船を係留させるために設置されているものではありません。

市は、護岸に船を係留させていることへの法的根拠について、小樽市港湾施設管理使用条例や慣習を挙げましたが、条例や慣習に法的根拠はありません。

条例には、物揚場護岸と運河護岸が定義されていますが、我が会派の質問に対し、この物揚場護岸の中に高島の護岸も含まれていると、苦しい言いわけを展開しました。

9月26日に、小樽市議会経済常任委員会で高島漁港の現地視察を行った際、漁業者から、ウニやナマコの稚貝をまいたが、船をどけてくれと言ってもどけてくれず、船が係留されていたため漁ができなかったと訴えがありました。護岸の係留によって漁業者が被害を受けていることは、漁業者の声からも明らかになっています。

事業者からは、市の許可があるとし、権利を主張する発言がありました。事業者は、違法な形での係留をし、その撤去が条件とした許可であっても、それを盾に権利を主張していますが、まずは、法令にのっとって改善すべきであります。そして、この漁業区内における漁業者と事業者とでしっかり協議を行い、承諾を受け、協定を結ぶなどした上で、事業者の言う観光振興のためになる事業をすべきであると思います。

市長は、この問題について、9月16日の本会議で「全責任は私にある。議会の心配は無用」と宣言していることから、この問責決議案という議会意思を尊重され、行政執行すべきであります。

（「そうだ」と呼ぶ者あり）

以上のことから、森井秀明市長に対する問責決議に対する討論を終わります。

**○議長（横田久俊）** 討論を終結し、採決いたします。

可決とすることに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(横田久俊) 起立多数。

よって、さように決しました。

以上をもって、本定例会に付託されました案件は、全て議了いたしました。

第3回定例会は、これをもって閉会いたします。

閉会 午後 4時5分

---

#### 会議録署名議員

小樽市議会 議長 横 田 久 俊

議 員 高 橋 龍

議 員 川 畑 正 美



○諸般の報告

○今定例会に提出された意見書案・決議案

○平成28年小樽市議会第3回定例会議決結果表

○請願・陳情議決結果表

○諸般の報告（招集日以降印刷配布分）

- (1) 菊池洋一、前田清貴両監査委員から、平成28年5月～7月分の各会計例月出納検査について報告があった。（招集日印刷配布分）
- (2) 菊池洋一、前田清貴両監査委員から、平成28年8月分の各会計例月出納検査について報告があった。（最終日印刷配布分）

○議長から報告（招集日報告分）

1 常任委員の所属変更

経済常任委員	中 村 岩 雄	厚生常任委員に (7月28日付け届出、同日付け許可)
厚生常任委員	中 村 誠 吾	建設常任委員に (7月28日付け届出、同日付け許可)
建設常任委員	林 下 孤 芳	経済常任委員に (7月28日付け届出、同日付け許可)

(各議員)

2 議会運営委員の辞任及び選任

辞 任	安 斎 哲 也 (7月28日付け届出、同日付け許可)
-----	-------------------------------

(議員)

選 任	中 村 誠 吾 (7月28日付け指名)
-----	------------------------

(議員)

3 特別委員の辞任及び選任

ア 学校適正配置等調査特別委員

辞 任	酒 井 隆 行 (7月28日付け届出、同日付け許可)
-----	-------------------------------

(議員)

選 任	高 橋 龍 (7月28日付け指名)
-----	----------------------

(議員)

以 上

TPP 協定の調印・批准しないことを求める意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	高野 さくら
	同	林 下 孤 芳
	同	新 谷 と し

TPP 参加国は、2015年10月5日に「大筋合意」、11月5日に「暫定文書」を公表しました。その内容は、農林水産物の8割以上の関税を撤廃し、重要5品目についてもコメや乳酸品など無税輸入枠やTPP枠を新たに設定して輸入を受け入れるものになっています。

特に、コメが余り、米価が暴落している中で、農家に飼料米をつくらせる一方で、アメリカ、オーストラリア産米合わせて7.8万トンの「特別輸入枠」の新設、牛肉・豚肉の大幅な関税引き下げ、重要品目以外の果樹や野菜及びその加工品における関税撤廃となっています。しかもこれらの内容は、主要農産品は交渉から「除外または再協議」という国会決議から明らかに違反するものであり、食料自給率の更なる低下はもとより、日本の農林水産業や地域経済に深刻な打撃を与えるものになることは明白です。さらには、ISDS条項、医療、保険分野、食の安全など各界から出されている懸念への説明を速やかに行い、国民的な議論を補償すべきです。

第190回国会でのTPPの文書のほとんどが黒塗りであったことでも明らかなように、国民に対しても国会に対しても、徹底した秘密交渉の中で進められています。農林水産業や国民生活に多大な影響を及ぼすこの度の「合意」に基づくTPP協定への調印・批准は到底認められません。

よって、政府においては、下記の事項を実現するよう強く要望します。

記

- 1 TPP「大筋合意」の詳細と協定本文を速やかに開示し、国会・国民の議論を補償すること。
- 2 国会決議に反するTPP「大筋合意」は撤回し、協定の調印・批准は行わないこと。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成28年10月4日  
小樽市議会

議決年月日	平成28年10月4日	議決結果	否 決
-------	------------	------	-----

チーム学校推進法の早期制定を求める意見書（案）

提出者 小樽市議会議員 安 齋 哲 也  
同 松 田 優 子  
同 濱 本 進

グローバル化や生産年齢人口の減少などの社会や経済の急速な変化、学校現場が抱える課題が複雑化・多様化する中、貧困問題への対応や保護者等からの要望への対応など、学校に求められる役割が拡大し、学校や教員だけでは解決できない課題が増大しています。それに伴い、教員の勤務実態に関する国内外の調査からも、我が国における教員の長時間勤務の実態が明らかになっており、待ったなしの改革が必要です。

よって、国においては、教員が総合的な指導を担う日本の学校の特徴を生かしつつ、複雑化・困難化する課題に対応できる「次世代の学校」を構築していく必要があることから、下記の項目を実現するよう強く要望します。

記

- 1 教職員体制の整備充実を図るとともに、専門職員や専門スタッフ等が学校運営や教育活動に参画していく「チーム学校」の実現を図るため、チーム学校推進法を早期に成立させること。
- 2 教員が担うべき業務に専念し、子供と向き合う時間を確保するため、学校や教員が携わってきた従来の業務を不断に見直し、教員の業務の適正化を促進すること。
- 3 部活動は、教員の負担軽減を図りつつ、部活動の指導を充実するため、休養日の設定を徹底した上で、地域のスポーツ指導者や引退したトップアスリート、退職教員、運動部や文化部所属の大学生等、地域の幅広い協力を得て行えるよう、環境整備を進めること。
- 4 教員の長時間労働という働き方を見直し、心身ともに健康を維持できる職場づくりを推進するため、国は定期的な実態調査の実施やメンタルヘルス対策の推進を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成28年10月4日  
小樽市議会

議決年月日	平成28年10月4日	議決結果	可 決	賛 成 多 数
-------	------------	------	-----	---------

「新たな高校教育に関する指針」の検証を求める意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	安 斎 哲 也
	同	高 野 さくら
	同	斉 藤 陽一良
	同	佐々木 秩

北海道教育委員会（以下「道教委」という。）は、平成18年8月「新たな高校教育に関する指針」（以下「指針」という。）を発表し、平成20年から順次指針内容を実施しています。この「指針」第6章「教育水準の維持向上を図る高校配置」の中で「高校配置の考え方」として「1学年4～8学級を望ましい学校規模とし、再編整備などを進めます」と明記し、学級定員を40人に固定した上で「特例2間口校」制度の廃止も示しました。小規模校の取扱いでは、近隣高校との再編を進め、その判断を1学年2学級以下校においては、通学区域における中学校卒業生数の状況、欠員状況、地元からの進学率などを根拠とするとしています。

この10年間で道立高校は、36校が閉校となりました。そのうち18校は地域唯一の高校の閉校でした。

「指針」が「望ましい学校規模」維持の利点として、「多様な個性を持つ生徒と出会うことにより、お互いに切磋琢磨する機会が得られる」「生徒の学習ニーズに応える多様で柔軟な教育課程が編成できる」「より多くの教職員の指導により、多様な見方や考え方が学べる」「生徒会活動や部活動が活性化し充実する」ことを挙げていますが、こうしたことは小規模校でも工夫次第で実現可能であり、逆に地域の高校がなくなることによって通学時間が長くなり課外活動などが十分にできない事態も起こっています。小規模校の利点は、生徒一人一人に目が行き届き、地域に根ざした学校教育を受けることができる点です。現に卒業生は充実した生活を送り、母校への誇りを持って社会へ巣立っています。地域の実情に合わせて、住民の声を聞きながら学校づくりを進めることこそが大切であり、北海道の喫緊の課題である地方創生にもつながっていくと考えます。

一方で道教委は、スーパーグローバルハイスクール事業やアドバンスモデル校の生徒を対象にした学習合宿の実施など、教育予算を「学力向上」の名の下に特定の高校に集中しています。こうした手法は、教育委員会が本旨とすべき「教育の機会均等」の理念を自ら放棄するものと批判されても仕方ありません。

今求められるのは、「指針」を検証し、地域の高校が高校としての機能を果たせる施策の実現であり、全ての子供の学ぶ権利の保障です。

よって、道及び道教委に対し、下記の事項を実現するよう強く要請します。

記

- 1 道・道教委は「新たな高校教育に関する指針」を検証し、子供の学ぶ権利を保障すること。
- 2 道・道教委は独自に少人数学級を高校で実施し、高校統廃合を行う場合は、地域住民の声を聞くこと。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成28年10月4日  
小樽市議会

議決年月日	平成28年10月4日	議決結果	可 決	賛 成 多 数
-------	------------	------	-----	---------

特別支援学校の「設置基準」策定について検証・検討を求める意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	千葉美幸
	同	高橋龍
	同	安斎哲也
	同	酒井隆裕
	同	鈴木喜明

全国的に特別支援学校の児童・生徒数の増加が進み、在籍者数はこの10年間で3万6,000人増えています(2015年文部科学省調査)。この背景には、特別支援学級や特別支援学校における教育への国民的な理解が進み、「一人一人に見合った丁寧な教育をしてほしい」という保護者等の願いが広がっていることがあります。一方、学校建設はほとんど進んでいません。

普通教室確保のために、一つの教室をカーテンで仕切って使うこともあり、落ち着いた授業にはなりません。図書室や作業室、個別指導の部屋などの指導上必要な特別教室が普通教室に転用され、医療的ケアが必要な子供と動き回る子供が同じ空間で過ごさざるを得ない状況も生まれているという声もあります。

文部科学省の調査では、全国で不足している教室が、普通教室だけで3,622教室(2015年)になります。

これは、幼稚園から小・中学校、高校、大学、専門学校まで全てにある「設置基準」が特別支援学校だけがないことが一因として挙げられています。小学校の「設置基準」では、12～18学級が「標準とする」とされ、それ以上は「過大校」という扱いになり、新たな学校建設や増設が検討されます。しかし、特別支援学校では80学級を超える学校があっても、学校の新増設は進んでいません。

よって、国会及び政府においては、「特別支援学校の設置基準」の策定について検証・検討するよう強く要請します。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成28年10月4日  
小樽市議会

議決年月日	平成28年10月4日	議決結果	可決	全会一致
-------	------------	------	----	------

## J R 北海道・J R 四国・J R 貨物に係る税制特例の継続等を求める意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	中村 岩 雄
	同	酒井 隆 裕
	同	斉藤 陽一良
	同	林下 孤 芳
	同	山田 雅 敏

1987年4月1日に国鉄が分割・民営化され、J R 7社が誕生しました。国鉄改革は、J R 各社がそれぞれ自立経営を確保し、地域を支える鉄道を再生・発展させることを目的として実施されました。そして、新幹線や都市圏の路線を有するJ R 東日本・J R 東海・J R 西日本の本州三社は、その後、堅調な経営を確保し、株式上場・完全民営化を果たしました。また、2015年の第189回通常国会では「旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律（J R 会社法）」の改正法が成立し、2016年度中にJ R 九州の株式上場・完全民営化を果たすことが決定されました。

一方で、地域のローカル線を多く抱え、大きな収益の柱がないJ R 北海道・J R 四国と、全国一元経営で国鉄時代の老朽資産を多く保有するなど構造的問題を抱えるJ R 貨物については、経営基盤が極めて弱い弱であり、積極的な営業施策や徹底した経営効率化など、経営自立計画の達成に向けた努力を労使を挙げて積み重ねてきましたが、来年4月にJ R 発足30年の節目を迎える今日もなお、経営自立を確保する目途が明確には立っていません。

J R 三島会社は、発足当初より営業赤字を前提とされ、経営安定基金の運用益や税制特例等の支援策により赤字補填を行う形で設立されました。とりわけJ R 北海道・J R 四国は、少子高齢化や地方の過疎化が急速に進む中、低金利の長期化等の影響により基金の運用益が大きく減少しながらも、各社の努力で何とか経営を維持してきたのが実態です。またJ R 貨物も、環境面での追い風はあるものの、鉄道貨物の特性を發揮できる条件が十分に整備されていない中、非常に厳しい経営状況が続いています。なお2011年からは、鉄道建設・運輸施設整備支援機構の特例業務勘定における利益剰余金を活用したJ R 三島・貨物会社への支援が実施され、さらには2016年度よりJ R 北海道・J R 四国に対して安全対策面での財政的支援が追加で行われていますが、厳しい経営状況であることに相違はありません。

こうした中、2017年3月末には、J R 北海道・J R 四国・J R 貨物に対する経営支援策の重要な柱である固定資産税等の減免措置の特例が適用期限切れを迎えます。東日本大震災等の教訓や地方創生・観光立国・地球環境問題への対応といった観点から、地域の鉄道が果たす役割や鉄道貨物輸送の重要性が再認識される中で、当該三社の社会的な役割と、いまだ完遂されていない国鉄改革の課題に鑑みれば、何よりもまず税制特例措置の適用延長は必須です。また、J R 発足30年を機に、これら支援措置を継続した上で、当該各社の経営自立に向けた安定的な運営と地域交通や鉄道貨物ネットワークの維持・発展に向けた道筋を明らかにすることが必要であると考えます。

よって、国においては、2017年度の税制改正において、下記の事項の実施を強く要望します。

## 記

- 1 J R 北海道・J R 四国・J R 貨物に対する固定資産税、都市計画税等を減免する特例措置（いわゆる「承継特例」「三島特例」等）の継続を図ること。
- 2 J R 北海道を始め、旅客鉄道事業各社が低炭素型車両の着実な導入を促進するための固定資産税に係る特例措置（いわゆる「新車特例」）を継続すること。
- 3 自然災害の多頻度化・大規模化を踏まえ、これによって発生する鉄道施設・設備の被害からの復旧に向けた支援スキームの拡充を図ること。
- 4 老朽化が進む鉄道在来線構造物の大規模改修に向けた支援スキームの拡充を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成28年10月4日  
小樽市議会

議決年月日	平成28年10月4日	議決結果	可 決	全 会 一 致
-------	------------	------	-----	---------

林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	秋元智憲
	同	中村岩雄
	同	面野大輔
	同	小貫元
	同	前田清貴

本道の森林は全国の森林面積の約4分の1を占め、国土保全、地球温暖化防止、林産物の供給等の多面的機能の発揮が期待されており、これらの機能を十分に発揮させるためには、「植えて育てて、伐って使って、また植える」といった森林資源の循環利用を進める必要があります。

また、森林の整備を進め、木材を積極的に利用して林業・木材産業の成長産業化を図ることは、山村地域を中心とする雇用・所得の拡大による地方創生にも大きく貢献するものです。

このような中、北海道では、森林の公益的機能の維持増進や森林資源の循環利用の実現に向け、森林整備事業及び治山事業や次世代林業基盤づくり交付金等を活用し、植林・間伐や路網の整備、山地災害の防止、木造公共施設の整備など、様々な取組を進めてきたところであります。

今後、人工林資源が本格的な利用期を迎える中、こうした取組を更に加速し、地域の特性に応じた森林の整備・保全を着実に進めるとともに、森林資源の循環利用による林業・木材産業の成長産業化を実現するための施策の充実・強化を図ることが必要です。

よって、国においては、次の措置を講ずるよう強く要望します。

記

- 1 「森林環境税（仮称）」等を早期に創設し、森林の整備や木質バイオマスの有効利用など、森林吸収源対策を推進すること。
- 2 森林の多面的機能を持続的に発揮し、林業・木材産業の振興と山村における雇用の安定化を図るため、森林整備事業及び治山事業の財源を十分かつ安定的に確保すること。
- 3 森林資源の循環利用を通じて林業・木材産業の成長産業化を実現するため、地域の実情を十分に踏まえ、森林整備から木材の加工・流通、利用までの一体的な取組に対する支援措置を充実・強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成28年10月4日  
小樽市議会

議決年月日	平成28年10月4日	議決結果	可決	全会一致
-------	------------	------	----	------

後期高齢者医療制度における保険料軽減特例措置の継続等を求める意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	高橋	龍
	同	中村	岩雄
	同	松田	優子
	同	中村	吉宏
	同	新谷	とし

2008年度から実施された後期高齢者医療制度は、9年目を迎えました。この制度における保険料の軽減としては、政令本則で、均等割の2割、5割、7割軽減となっていますが、国の特例措置として、低所得者に対する所得割の実施や、均等割の軽減を8.5割、9割に拡大してきました。加えて、後期高齢者になるまで被用者保険などの被扶養者だった人も9割軽減としてきました。2015年度の国の予算ベースでは、所得割の5割軽減で153万人、均等割の9割軽減で317万人（年金80万円以下）、8.5割軽減で274万人（年金80万超から168万円以下）、被扶養者だった人の9割軽減で171万人が、国の特例措置の対象となっています。

北海道では、2015年度で均等割9割軽減19万1千人（全被保険者に占める割合25.7%）、8.5割軽減13万6千人（同18.3%）、被扶養者軽減5万9千人（同7.9%）で合計38万7千人が対象となっており、全被保険者に占める均等割軽減は51.9%に上っています。また、所得割軽減の対象は7万3千人で9.8%を占めるに至っています。

こうした状況の中、国においては、2014年6月24日の「経済財政運営と改革の基本方針（いわゆる骨太の方針）」により、後期高齢者医療の保険料軽減特例措置について段階的に見直しを進めることを決定し、2015年1月13日の社会保障制度改革推進本部決定により、2017年度から原則的に政令本則の2割、5割、7割に戻す予定です。

また、全国後期高齢者医療広域連合協議会は、昨年11月12日「後期高齢者医療制度に関する要望書」において、「低所得者に対する保険料軽減特例措置について」、「高齢者の生活に影響を与える保険料とならないよう、現行制度を維持すること。やむを得ず見直す場合は、激変緩和措置を講ずること。」を求めています。

よって、国においては、後期高齢者医療制度における保険料軽減特例措置の継続等を図るよう強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成28年10月4日  
小樽市議会

議決年月日	平成28年10月4日	議決結果	可決	全会一致
-------	------------	------	----	------

公共輸送機関である J R 北海道等に係る経営支援策を求める意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	中村岩雄
	同	斉藤陽一良
	同	酒井隆行
	同	林下孤芳
	同	川畑正美

7月29日、J R 北海道は「『持続可能な交通体系のあり方』について」との文書の中で、「自社で維持可能な路線」と「自社で維持できない路線」を秋までに公表することを明らかにし、同社単独での維持が困難な路線について、関係自治体と事業の抜本的見直しに向けた協議に入る方針を示しました。

赤字路線を維持するために、駅の廃止、運賃値上げ、鉄道施設を自治体などが保有し J R が運行に専念する「上下分離方式」を挙げ、バス転換の可能性についても述べています。

経営悪化の理由として人口減少による利用減や低金利に伴う経営安定化基金の運用益縮小などを挙げていますが、これまで十分な安全対策を行わずレールの検査データ改ざん、脱線事故を繰り返し、利用者の利便性と信頼を低下させてきました。

もともと J R 北海道と J R 四国、及び J R 貨物は、発足当初から経営が厳しく、国による経営安定化基金からの運用収益で、かろうじて経営を維持しているのが実情です。J R 東日本・西日本・東海などは、人口密集地での利用者を確保し経営を維持していますが、北海道などは交通格差があり、加えて北海道は積雪寒冷地で、鉄道施設の維持管理に膨大な費用を必要としています。

東日本大震災の教訓から、地域の鉄道網が果たす役割や鉄道貨物輸送の重要性が再認識されています。

よって、国においては、J R 北海道などが公共輸送機関としての役割を発揮できるように、地域交通や鉄道貨物の確保に向けた施策、経営支援策を図ることを強く求めるものです。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成28年10月4日  
小樽市議会

議決年月日	平成28年10月4日	議決結果	可決	全会一致
-------	------------	------	----	------

無年金者対策の推進を求める意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	千	葉	美	幸
	同	高	橋		龍
	同	安	斎	哲	也
	同	鈴	木	喜	明
	同	新	谷	と	し

年金の受給資格期間の短縮は、無年金者対策の観点及び将来の無年金者の発生を抑制していく観点から、2012年2月に閣議決定された「社会保障・税一体改革大綱」に明記されたものです。

厚生労働省の推計によれば、仮に受給資格期間を10年に短縮すると、新たに64万人が受給権を得る可能性があるとしています。

諸外国における年金の受給資格期間に目を向けた場合、例えば、アメリカ、イギリスは10年、ドイツは5年、フランス及びスウェーデンは受給資格期間を設けないなど、日本は他国に比べ明らかに長いことが読み取れます。

安倍内閣総理大臣は、本年6月、世界経済が減速するリスクを回避するとともに、デフレから脱却し、経済の好循環を確実にするため、2017年4月に予定していた消費税率10パーセントへの引上げを2年半再延期することを表明しましたが、この無年金者対策については、本年8月に示された政府の「未来への投資を実現する経済対策」において、その実施が明記されたところです。

よって、政府においては、必要な財源の確保を含め、安心な社会保障の実現を図るため、早急に下記の事項について取り組むよう強く求めます。

記

- 1 無年金者対策は喫緊の課題であることから、年金の受給資格期間を25年から10年に短縮する措置について、2017年度中に確実に実施できるよう必要な体制整備を行うこと。
- 2 低年金者への福祉的な措置として最大月額5,000円（年6万円）を支給する「年金生活者支援給付金」等については、財源を確保した上で、できるだけ早期の実施を目指すこと。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成28年10月4日  
小樽市議会

議決年月日	平成28年10月4日	議決結果	可決	全会一致
-------	------------	------	----	------

返済不要の「給付型奨学金」の創設及び無利子奨学金の拡充を求める意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	安 齋 哲 也
	同	酒 井 隆 裕
	同	斉 藤 陽一良
	同	佐々木 秩
	同	山 田 雅 敏

現行の国の奨学金制度は、独立行政法人・日本学生支援機構を通じて学生に貸与し、その返済金を次世代の奨学金の原資とする形で運営されています。

この奨学金制度は、国立大学、私立大学とも授業料が高止まりしていることなどが背景となって、利用者は2016年度で大学生らの約4割に当たる132万人と増加傾向にある一方、非正規雇用などによって卒業後の収入が安定せず、奨学金の返済に悩む人が少なくありません。

そのような中、政府は6月2日に閣議決定した「ニッポン一億総活躍プラン」において、返済不要の「給付型奨学金」の創設を検討することを盛り込みました。

現在、OECDに加盟する34か国のうち、給付型奨学金制度がないのは日本とアイスランドだけです。

よって、政府においては、納税者である国民の理解も得つつ、学生が安心して勉学に励めるよう、返済不要の「給付型奨学金」の創設や無利子奨学金の拡充など具体的な経済支援策として、下記の事項について取り組むよう強く求めます。

記

- 1 学ぶ意欲のある若者が経済的理由で進学を断念することがないように、奨学金や授業料減免などの支援を拡充するとともに、貧困の連鎖を断ち切るため、2017年度を目途に給付型奨学金を創設すること。
- 2 希望する全ての学生等への無利子奨学金の貸与を目指し、「有利子から無利子へ」の流れを加速するとともに、無利子奨学金の残存適格者を直ちに解消すること。
- 3 低所得世帯については、学力基準を撤廃し無利子奨学金を受けられるようにすること。
- 4 返還月額が所得に連動する新所得連動返還型奨学金制度については、制度設計を着実に進め、既卒者への適用も推進すること。併せて、現下の低金利環境を踏まえ、有利子奨学金の金利を引き下げること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成28年10月4日  
小樽市議会

議決年月日	平成28年10月4日	議決結果	可 決	全 会 一 致
-------	------------	------	-----	---------

「同一労働同一賃金」の実現を求める意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	秋	元	智	憲
	同	中	村	岩	雄
	同	中	村	吉	宏
	同	中	村	誠	吾
	同	小	貫		元

女性や若者などの多様で柔軟な働き方を尊重しつつ一人一人の活躍の可能性を大きく広げるためには、我が国の労働者の約 4 割を占める非正規雇用労働者の待遇改善は待ったなしの課題です。現在この非正規雇用労働者の賃金やキャリア形成などの処遇において、例えば非正規雇用労働者（パートタイム労働者）の時間当たりの賃金は正社員の 6 割程度と、正規と非正規の間で大きな開きがあるのが現状です。

今後、急激に生産年齢人口が減少していく我が国において、多様な労働力の確保とともに個々の労働生産性の向上は喫緊の課題であり、賃金だけでなく正規、非正規を問わず社員のキャリアアップに資する教育訓練プログラムの開発及び実施も含めた、雇用の形態に関わらない均等・均衡待遇の確保が益々重要になっています。

今この時、非正規労働者の賃金の見直しやキャリアアップ、さらに正社員転換を視野に入れたワークライフバランスに資する多様な正社員のモデルケースなどの普及も含め、「同一労働同一賃金」の考えに基づく非正規労働者の待遇改善のための総合的な施策を迅速に実施できるかどうか、私たちの地域そして我が国の将来を左右すると言っても過言ではありません。

よって、政府においては、日本の雇用制度に既にビルトインされている独自の雇用慣行や中小企業への適切な支援にも十分に留意し、非正規労働者に対する公正な処遇を確保し、その活躍の可能性を大きく広げる「同一労働同一賃金」の一日も早い実現のために下記の事項について、ためらうことなく取り組むよう求めます。

記

- 1 不合理な待遇差を是正するためのガイドラインを早急に策定するとともに、不合理な待遇差に関する司法判断の根拠規定を整備すること。
- 2 非正規雇用労働者と正規労働者との不合理な待遇差の是正並びに両者の待遇差に関する事業者の説明の義務化などについて関連法案の改正等を進めること。
- 3 とりわけ経営の厳しい環境にある中小企業に対して、例えば非正規労働者の昇給制度の導入等の賃金アップや処遇改善に取り組みやすくするための様々な支援の在り方についても十分に検討すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成28年10月4日  
小樽市議会

議決年月日	平成28年10月4日	議決結果	可決	全会一致
-------	------------	------	----	------

森井秀明市長に対する問責決議（案）

提出者	小樽市議会議員	中村岩雄
	同	斉藤陽一良
	同	濱本進
	同	林下孤芳
	同	新谷とし

今定例会では、森井市長の後援会関係者が、漁業権が存在し漁場となっている高島漁港区内で営業を開始した遊覧船事業について、質問が集中した。

これは、護岸の車止めにU字型ボルトを違法に取り付けて遊覧船を係留させている不適切な状態にあることを知りながら、市が係留の許可を出すなど、便宜供与と疑わざるを得ない行政手続きを執行したことに起因している。

この件については、漁業者からは、事前に事業についての協議もなく、事業者と協定書の締結もないまま、遊覧船が係留されており、そのため、漁ができずに漁業権が侵害されているとの声も上がっているが、市は、4か月以上もこの状態を放置している。

これを受け、経済常任委員会では、9月26日、高島漁港の現地視察を行った。結果、事業者が、市の再三の指導に従わず、高島袖護岸の車止めに破損させU字型ボルトを違法に取り付け、不適切な係留を続けていることを確認した。また、漁業者は漁業権を、事業者は市の許可を、それぞれ主張し、対立したままであり、護岸の係留によって漁業者が被害を受けていることが明らかになった。

一方、この問題について市長は、9月27日の経済常任委員会において、漁業者の状況を、何に困っているか分からないと発言するなど、無責任・不遜な態度をとっており、市民の声に真摯に耳を傾けることのない姿勢も明確となった。

よって、小樽市議会は、9月16日の本会議で、「全責任は私にある。議会の心配は無用」と市長が宣言したことに鑑み、森井秀明市長が自身の後援会関係者である遊覧船事業者へ不適切な状態で係留を許可した行政執行と、漁業者の声に応えない行政運営に対し、遺憾の意を強く示すとともに、市長としての政治的・道義的責任を強く問うものである。

なお、この問責決議をもって、十分に事態が改善されない場合は、議会のあらゆる権能を行使して臨むものである。

平成28年10月4日  
小樽市議会

議決年月日	平成28年10月4日	議決結果	可決	賛成多数
-------	------------	------	----	------

# 平成28年小樽市議会第3回定例会議決結果表

○会期 平成28年9月6日～平成28年10月4日（29日間）

議案番号	件名	提出年月日	提出者	委員会				本会議	
				付託年月日	付託委員会	議決年月日	議決結果	議決年月日	議決結果
1	平成28年度小樽市一般会計補正予算	H28.9.6	市長	H28.9.16	予算	H28.9.26	可決	H28.10.4	可決
2	平成28年度小樽市港湾整備事業特別会計補正予算	H28.9.6	市長	H28.9.16	予算	H28.9.26	可決	H28.10.4	可決
3	平成28年度小樽市国民健康保険事業特別会計補正予算	H28.9.6	市長	H28.9.16	予算	H28.9.26	可決	H28.10.4	可決
4	平成28年度小樽市介護保険事業特別会計補正予算	H28.9.6	市長	H28.9.16	予算	H28.9.26	可決	H28.10.4	可決
5	平成28年度小樽市後期高齢者医療事業特別会計補正予算	H28.9.6	市長	H28.9.16	予算	H28.9.26	可決	H28.10.4	可決
6	平成28年度小樽市水道事業会計補正予算	H28.9.6	市長	H28.9.16	予算	H28.9.26	可決	H28.10.4	可決
7	平成27年度小樽市一般会計歳入歳出決算認定について	H28.9.6	市長	H28.9.16	決算	H28.9.16	継続審査	H28.10.4	継続審査
8	平成27年度小樽市港湾整備事業特別会計歳入歳出決算認定について	H28.9.6	市長	H28.9.16	決算	H28.9.16	継続審査	H28.10.4	継続審査
9	平成27年度小樽市青果物卸売市場事業特別会計歳入歳出決算認定について	H28.9.6	市長	H28.9.16	決算	H28.9.16	継続審査	H28.10.4	継続審査
10	平成27年度小樽市水産物卸売市場事業特別会計歳入歳出決算認定について	H28.9.6	市長	H28.9.16	決算	H28.9.16	継続審査	H28.10.4	継続審査
11	平成27年度小樽市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	H28.9.6	市長	H28.9.16	決算	H28.9.16	継続審査	H28.10.4	継続審査
12	平成27年度小樽市住宅事業特別会計歳入歳出決算認定について	H28.9.6	市長	H28.9.16	決算	H28.9.16	継続審査	H28.10.4	継続審査
13	平成27年度小樽市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	H28.9.6	市長	H28.9.16	決算	H28.9.16	継続審査	H28.10.4	継続審査
14	平成27年度小樽市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	H28.9.6	市長	H28.9.16	決算	H28.9.16	継続審査	H28.10.4	継続審査
15	平成27年度小樽市産業廃棄物処分事業特別会計歳入歳出決算認定について	H28.9.6	市長	H28.9.16	決算	H28.9.16	継続審査	H28.10.4	継続審査
16	平成27年度小樽市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について	H28.9.6	市長	H28.9.16	決算	H28.9.16	継続審査	H28.10.4	継続審査
17	平成27年度小樽市病院事業決算認定について	H28.9.6	市長	H28.9.16	決算	H28.9.16	継続審査	H28.10.4	継続審査
18	平成27年度小樽市水道事業決算認定について	H28.9.6	市長	H28.9.16	決算	H28.9.16	継続審査	H28.10.4	継続審査
19	平成27年度小樽市下水道事業決算認定について	H28.9.6	市長	H28.9.16	決算	H28.9.16	継続審査	H28.10.4	継続審査
20	平成27年度小樽市産業廃棄物等処分事業決算認定について	H28.9.6	市長	H28.9.16	決算	H28.9.16	継続審査	H28.10.4	継続審査
21	小樽市議会議員及び小樽市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例案	H28.9.6	市長	H28.9.16	総務	H28.9.28	可決	H28.10.4	可決
22	小樽市特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例案	H28.9.6	市長	H28.9.16	総務	H28.9.28	可決	H28.10.4	可決
23	小樽市興行場法施行条例の一部を改正する条例案	H28.9.6	市長	H28.9.16	厚生	H28.9.27	可決	H28.10.4	可決
24	小樽市公設青果地方卸売市場条例の一部を改正する条例案	H28.9.6	市長	H28.9.16	経済	H28.9.27	可決	H28.10.4	可決
25	小樽市立学校設置条例の一部を改正する条例案	H28.9.6	市長	H28.9.16	総務	H28.9.28	可決	H28.10.4	可決
26	小樽市非核港湾条例案	H28.9.6	議員	H28.9.16	総務	H28.9.28	否決	H28.10.4	否決
27	小樽市教育委員会委員の任命について	H28.10.4	市長	—	—	—	—	H28.10.4	同意
28	小樽市職員懲戒審査委員会委員の任命について	H28.10.4	市長	—	—	—	—	H28.10.4	同意
報告1	専決処分報告〔平成28年度小樽市港湾整備事業特別会計補正予算〕	H28.9.6	市長	H28.9.16	予算	H28.9.26	承認	H28.10.4	承認
意見書案第1号	TPP協定の調印・批准しないことを求める意見書（案）	H28.10.4	議員	—	—	—	—	H28.10.4	否決
意見書案第2号	チーム学校推進法の早期制定を求める意見書（案）	H28.10.4	議員	—	—	—	—	H28.10.4	可決
意見書案第3号	「新たな高校教育に関する指針」の検証を求める意見書（案）	H28.10.4	議員	—	—	—	—	H28.10.4	可決

議案番号	件名	提出年月日	提出者	委員会				本会議	
				付託年月日	付託委員会	議決年月日	議決結果	議決年月日	議決結果
意見書案第4号	特別支援学校の「設置基準」策定について検証・検討を求める意見書(案)	H28.10.4	議員	—	—	—	—	H28.10.4	可決
意見書案第5号	JR北海道・JR四国・JR貨物に係る税制特例の継続等を求める意見書(案)	H28.10.4	議員	—	—	—	—	H28.10.4	可決
意見書案第6号	林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書(案)	H28.10.4	議員	—	—	—	—	H28.10.4	可決
意見書案第7号	後期高齢者医療制度における保険料軽減特例措置の継続等を求める意見書(案)	H28.10.4	議員	—	—	—	—	H28.10.4	可決
意見書案第8号	公共輸送機関であるJR北海道等に係る経営支援策を求める意見書(案)	H28.10.4	議員	—	—	—	—	H28.10.4	可決
意見書案第9号	無年金者対策の推進を求める意見書(案)	H28.10.4	議員	—	—	—	—	H28.10.4	可決
意見書案第10号	返済不要の「給付型奨学金」の創設及び無利子奨学金の拡充を求める意見書(案)	H28.10.4	議員	—	—	—	—	H28.10.4	可決
意見書案第11号	「同一労働同一賃金」の実現を求める意見書(案)	H28.10.4	議員	—	—	—	—	H28.10.4	可決
決議案第1号	森井秀明市長に対する問責決議(案)	H28.10.4	議員	—	—	—	—	H28.10.4	可決
その他会議に付した事件	北しりべし廃棄物処理広域連合議会議員の選挙	H28.10.4	—	—	—	—	—	H28.10.4	当選
	行財政運営及び教育に関する調査について(総務常任委員会所管事務)	—	—	—	総務	H28.9.28	継続審査	H28.10.4	継続審査
	市内経済の活性化に関する調査について(経済常任委員会所管事務)	—	—	—	経済	H28.9.27	継続審査	H28.10.4	継続審査
	市民福祉に関する調査について(厚生常任委員会所管事務)	—	—	—	厚生	H28.9.27	継続審査	H28.10.4	継続審査
	まちづくり基盤整備に関する調査について(建設常任委員会所管事務)	—	—	—	建設	H28.9.27	継続審査	H28.10.4	継続審査

# 請願・陳情議決結果表

## 経済常任委員会

### ○陳情

番号	件名	提出日 年 月 日	委員会		本会議	
			議決 年 月 日	結果	議決 年 月 日	結果
11	「店舗リフォーム助成」条例制定方について	H27. 12. 10	H28. 9. 27	継続審査	H28. 10. 4	継続審査

## 厚生常任委員会

### ○請願

番号	件名	提出日 年 月 日	委員会		本会議	
			議決 年 月 日	結果	議決 年 月 日	結果
2	「ふれあいパス」利用制限撤回、現金乗車の要請方について	H27. 12. 7	H28. 9. 27	継続審査	H28. 10. 4	継続審査

### ○陳情

番号	件名	提出日 年 月 日	委員会		本会議	
			議決 年 月 日	結果	議決 年 月 日	結果
6	朝里におけるまちづくりセンターの建設方について	H27. 6. 23	H28. 9. 27	継続審査	H28. 10. 4	継続審査
8	子どもの医療費の小学校卒業までの無料化方について	H27. 9. 2	H28. 9. 27	継続審査	H28. 10. 4	継続審査
9	母子生活支援施設「相愛の里」改築方について	H27. 12. 1	H28. 9. 27	継続審査	H28. 10. 4	継続審査

## 建設常任委員会

### ○陳情

番号	件名	提出日 年 月 日	委員会		本会議	
			議決 年 月 日	結果	議決 年 月 日	結果
4	市道御膳水仲通線の側溝一部改修方について	H27. 6. 19	H28. 9. 27	継続審査	H28. 10. 4	継続審査
10	赤岩2丁目道路の除・排雪対策方について	H27. 12. 3	H28. 9. 27	継続審査	H28. 10. 4	継続審査

## 学校適正配置等調査特別委員会

### ○陳情

番号	件名	提出日 年 月 日	委員会		本会議	
			議決 年 月 日	結果	議決 年 月 日	結果
7	小樽市立塩谷小学校の存続方について	H27. 8. 7	H28. 9. 29	継続審査	H28. 10. 4	継続審査

# 小樽市議会会議録

平成28年 第3回定例会

平成28年11月発行

編集・発行 小樽市議会事務局

〒047-8660 小樽市花園2丁目12-1  
電話 (代) (0134)32-4111